

設工認作成要領

日本原燃株式会社

再処理事業部

目次

1. 設工認申請における資料作成にあたっての基本的考え方・・・・・・・・・・ 1
2. 設工認申請における仕様表の作成要領・・・・・・・・・・ 17
3. 設工認申請における基本設計方針の作成要領・・・・・・・・・・ 164
4. 設工認申請に記載する準拠すべき法令, 規格及び基準・・・・・・・・・・ 198
5. 設工認申請書に添付する添付書類の考え方について・・・・・・・・・・ 202
6. 設工認申請における添付書類の作成要領・・・・・・・・・・ 212
7. 設工認申請における添付図面の作成要領・・・・・・・・・・ 250
8. 他施設と供用する設備の設工認書類の扱いについて・・・・・・・・・・ 273

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】 <精査中>
<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>1. 本規程の位置づけについて</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく発電用原子炉施設の設計及び工事の計画の認可等に係る手続の適正な実施のため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）</p> <p>第8条から第14条までに基づく設計及び工事の計画の認可等について、以下のとおりとする。</p> <p>また、本規程における用語の定義及び用法については、原則として、法、規則、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）における用語の定義及び用法に従うこととする。</p> <p>なお、設計及び工事の計画に関する手続に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合するものと判断するものである。</p>	<p>設工認申請における資料作成に当たっての基本的考え方</p> <p>【本要領の位置づけについて】</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく使用済燃料の再処理施設、特定廃棄物管理施設及び加工施設の設計及び工事の計画の認可等に係る手続の適正な実施のため、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）及び核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）に基づく設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請書を以下のとおりとする。</p> <p>また、本要領における用語の定義及び用法については、原則として、法、規則、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則を含む）（以下「事業指定基準規則」という。）及び再処理施設の技術基準に関する規則（特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則、加工施設の技術基準に関する規則を含む）（以下「技術基準規則」という。）における用語の定義及び用法に従うこととする。</p> <p>なお、設計及び工事の計画に関する手続に係る要件の技術的内容は、本要領に限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合するものと判断するものである。</p>	<p>1 工事計画認可申請における資料作成に当たっての基本的考え方</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>前回説明からの変更箇所を下線にて示す。</p> </div>	<p>・発電炉と適用する法令、規則等が異なることから、ガイドに基づき位置づけ部分を明確化</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲 工事計画に記載しなければならない事項は、規則第9条第2項又は第12条第2項で発電用原子炉施設の種別に応じて規則別表第2の中欄で定めるものとされており、規則別表第2の中欄において、設備ごとにさらに機器等の単位で記載要求事項を定めている。この規則別表第2に規定されている記載要求事項については、少なくとも技術基準規則への適合性を示す上で必要十分な内容が記載される必要があり、以下では、規則別表第1における設備及び機器等の規定も含めて、機器等の仕様に関する記載要求範囲と設備及び機器等の記載要求範囲に分けて示す。</p>	<p>設工認申請書に記載すべき設備は、再処理規則、廃棄物管理規則又は加工規則で示す施設の区分に応じて事業変更許可申請書に示す設備、及び技術基準規則に適合するために設置、設計を行う設備である。 これらの設備について、設備ごとさらに機器等の単位で事業変更許可申請書における設計方針を基にした詳細設計の内容、及び技術基準規則への適合性を示す上で必要十分な内容が記載される必要がある。</p> <p>本要領は、設工認申請書の作成作業において展開すべき必要事項を漏れなく反映するとともに、記載の横並びを円滑に図ることを目的とし、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」及び「工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領」を踏まえ、本文及び添付書類の項目ごとに纏めるものとする。項目ごとの展開内容を以下に示す。</p> <p><作成要領の項目ごとの展開内容></p> <p>(1) 設工認申請における資料作成に当たっての基本的考え方 ・ 設工認申請書の本文及び添付書類の構成概要と本文の具体的記載方針</p> <p>(2) 設工認における仕様表の作成要領 ・ 仕様表にて示す機器等の機種ごとの記載項目とその考え方</p> <p>(3) 設工認における基本設計方針の作成要領 ・ 基本設計方針の項目構成の考え方と具体的記載方針</p> <p>(4) 設工認に記載する準拠基準及び規格について ・ 記載すべき準拠基準及び規格の考え方と具体的記載方針</p> <p>(5) 設工認に添付する添付書類の考え方について ・ 添付書類ごとの記載内容と、今回の新規制基準適合に係る申請における添付有無の考え方</p> <p>(6) 設工認における添付書類の作成要領 ・ 添付書類の具体的記載方針</p> <p>(7) 設工認における添付図面の作成要領 ・ 添付図面を添付する対象範囲の考え方と具体的記載方針</p> <p>(8) 他施設と共用する設備の設工認書類の扱いについて ・ 共用に関する具体的記載方法</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

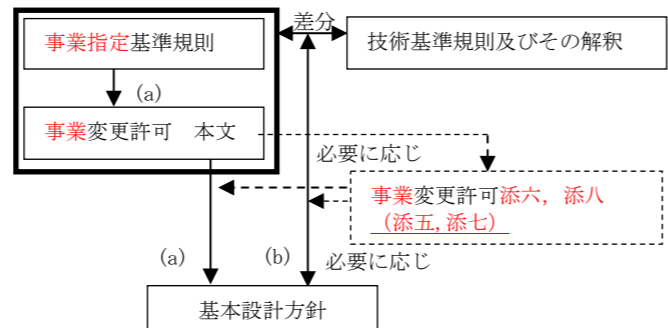
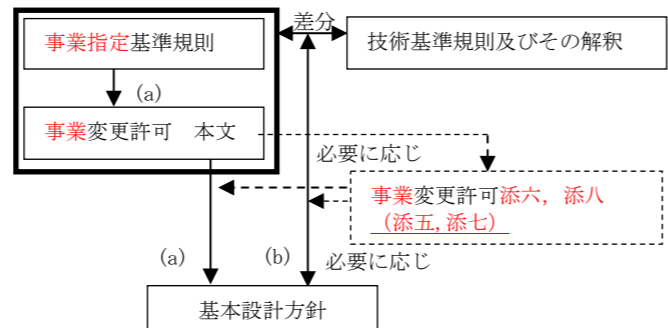
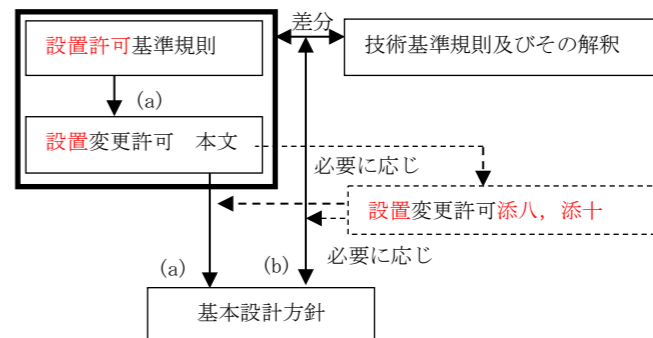
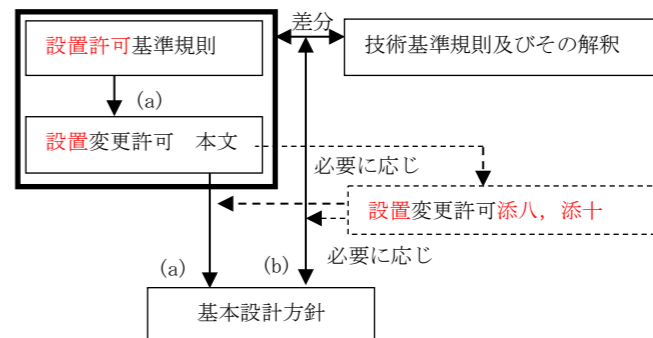
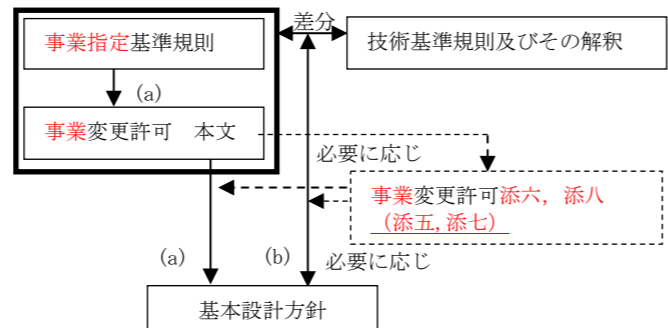
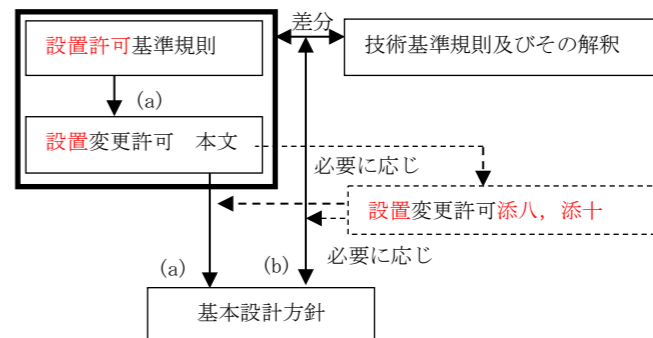
<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>2. 設計及び工事の計画の認可及び届出手続の範囲</p> <p>認可手続の範囲については規則第8条第1項第1号の規定により規則別表第1の中欄で、届出手続の範囲については規則第11条第1項の規定により同表の下欄で定められている。さらに規則第8条第1項第2号に規定されている制限工事についても認可手続を要するものとされている。</p> <p>規則別表第1では、工事の種類ごとに手続の範囲を規定している。対象となる設備及び機器は、規則第9条第1項第2号又は第12条第1項第2号で規定されている工事計画に記載しなければならない事項として規則第9条第2項又は第12条第2項で規定されている規則別表第2の中欄で定められているものと対応している。本規程では、規則別表第1に規定されている工事の種類に加え、規則別表第2に規定されている設備及び機器等の範囲（工事計画に記載すべき範囲）を示す。</p> <p>(1) 工事の種類</p> <p>規則別表第1の上欄の工事の種類は、大きく、設置の工事と変更の工事に分けられている。さらに変更の工事は、発電用原子炉の基数の増加と発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事に分けられている。</p> <p>1) 設置の工事</p> <p>工場又は事業所に初めて発電用原子炉施設を設置する工事をいい、いわゆる新設工事であり、認可の対象としている。</p> <p>2) 発電用原子炉の基数の増加</p> <p>既に発電用原子炉施設が設置されている工場又は事業所において、新たな発電用原子炉を追加設置する工事をいい、いわゆる増設工事であり、認可の対象としている。</p> <p>3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事</p> <p>既に設置されている発電用原子炉施設において、設備又は機器を変更する工事をいい、さらに以下の工事に分類して認可又は届出手続の範囲を規定している。</p> <p>A. 設置 B. 取替え C. 改造 D. 修理 a. 取替工事 b. 性能又は強度に影響を及ぼす工事</p> <p style="text-align: right;">} 中略</p>	<p>【設工認手続の範囲】</p> <p>設計及び工事の計画の認可を要しない工事等については、再処理規則等において以下のとおり定められている。</p> <p><再処理規則の例></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1条の5（設計及び工事の計画の認可を要しない工事等）</p> <p>法第45条第1項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であって、次条第1項第3号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。</p> <p>第2条（設計及び工事の計画の認可の申請）</p> <p>三 次の区分による再処理施設に関する設計及び工事の方法（再処理施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）</p> <p>イ 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設</p> <p>ロ 再処理設備本体</p> <p> (1) せん断処理施設</p> <p> (2) 溶解施設</p> <p> (3) 分離施設</p> <p> (4) 精製施設</p> <p> (5) 脱硝施設</p> <p> (6) 酸及び溶媒の回収施設</p> <p>ハ 製品貯蔵施設</p> <p>ニ 計測制御系統施設</p> <p>ホ 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>ヘ 放射線管理施設</p> <p>ト その他再処理設備の附属施設</p> </div> <p>ここで、第2条第1項第3号に掲げる事項の変更を伴う工事とは、具体的には設備の設置、改造等により基本設計方針、仕様表等の設工認申請書本文記載内容に変更があるものとし、それらの変更が生じる設備等を設工認申請範囲とする。</p> <p>また、法第45条第2項における、認可を受けた設計及び工事の計画を変更する場合においても同様の考え方であるが、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なもの（設備又は機器の配置の変更であって、当該機器の相互の間隔を、許可を受けたところによる核的制限値である間隔より小さくしないものその他再処理施設の保全上支障のない変更）である場合は、同条第5項における届出の対象とする。</p> <p><u>申請対象設備等の具体的考え方を別紙1に示す。</u></p>		<p>・設工認として申請すべき範囲について、発電炉と適用する法令、規則等が異なることから、当社に関連する規則を引用し扱いを明確化</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p><実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則より引用> 第九条（設計及び工事の計画の認可等の申請） 2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。</p>	<p>【設工認申請書に記載すべき内容】 (本文) ・技術基準規則に適合させるために必要な詳細設計の内容 ・事業指定基準規則への適合性を確認するための設備の仕様を決定する上での設計方針（設備と一体となって適合性を担保する運用を含む）を基にした詳細設計の内容 なお、変更申請に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載するものとする。</p> <p>(添付書類) ・本文の具体的な考え方、実現方法及びその根拠</p> <p>設工認申請書の書類構成の概要を別紙2に示す。 なお、基本設計方針及び工事の方法について、発電炉では、代表の施設区分に詳細を記載し、各施設区分ごとに呼び込みをする形となっているが、当社では共通的な項目として記載することで合理的な記載とする。</p>	<p>【工事計画認可申請書に記載すべき内容】 (本文) ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」に適合させるために必要な詳細設計の内容 ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」への適合性を確認するための設備の仕様を決定する上での設計方針（設備と一体となって適合性を担保する運用を含む）を基にした詳細設計の内容</p> <p>(添付書類) ・それらの具体的な考え方、実現方法及びその根拠</p> <p>工事計画認可申請書の書類構成のイメージ図を別紙1に示す。</p>	<p>・変更前後の明確化について、発電炉規則より引用</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考								
<p>Q. 基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>基本設計方針としては、技術基準規則の要求を満たすための基本的な方針を記載することとし、特に常用又は非常用電源設備では負荷の機能に応じたケーブル仕様の採用方針、火災防護設備では火災区画と防護対象設備及び消火設備等の関係（安全上重要なケーブルの敷設状況との関係を含む。）並びに浸水防護施設では防水区画、防護対象設備、ドレンライン及び排水設備等の関係など、個別機器等で記載要求事項となっていない項目について技術基準規則に適合するために必要な設計条件を記載する必要がある。</p> <p>また、要目表に記載する機器等は、設計基準対象施設又は重大事故等対処設備としての機能ごとに、耐震及び構造強度設計上考慮する設備区分を記載するものとする。</p>	<p>詳細設計の具体的な内容は以下の記載方針のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="667 262 1626 703"> <thead> <tr> <th>本文記載箇所</th> <th>記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 基本設計方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「設工認申請書に記載すべき内容」について、以下の考え方で作成する。  <p>(a) 事業変更許可本文記載の設工認申請対象設備に関して、事業変更許可との整合性を確保する観点より事業指定基準規則に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。なお、「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、事業変更許可申請書（本文、添付書類六）（添付書類五）に固有名詞で記載した設備の他、安全上重要な施設、耐震Sクラス、重大事故等対処設備（加工施設（濃縮）においては第1類、第2類）並びに耐震Sクラスへの波及的影響評価を確認する必要がある設備その他の評価対象設備を対象とし、「主要設備リスト」に耐震及び構造強度設計上考慮する設備区分を記載する。 対象設備リストを添付ー1に示す。 精査中</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主的に設置したものは原則記載しない。 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備毎に記載する。 作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。 </td> </tr> </tbody> </table>		本文記載箇所	記載方針	1 基本設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 「設工認申請書に記載すべき内容」について、以下の考え方で作成する。  <p>(a) 事業変更許可本文記載の設工認申請対象設備に関して、事業変更許可との整合性を確保する観点より事業指定基準規則に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。なお、「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、事業変更許可申請書（本文、添付書類六）（添付書類五）に固有名詞で記載した設備の他、安全上重要な施設、耐震Sクラス、重大事故等対処設備（加工施設（濃縮）においては第1類、第2類）並びに耐震Sクラスへの波及的影響評価を確認する必要がある設備その他の評価対象設備を対象とし、「主要設備リスト」に耐震及び構造強度設計上考慮する設備区分を記載する。 対象設備リストを添付ー1に示す。 精査中</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主的に設置したものは原則記載しない。 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備毎に記載する。 作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。 	<table border="1" data-bbox="1653 262 2614 745"> <thead> <tr> <th>本文記載箇所</th> <th>記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 基本設計方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち、要目表で記載した以外について、以下の考え方で作成する。  <p>(a) 設置変更許可本文記載の工事計画認可申請対象設備に関して、設置変更許可との整合性を確保する観点より設置許可基準規則に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主的に設置したものは原則記載しない。 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備毎に記載する。 作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。 </td> </tr> </tbody> </table>		本文記載箇所	記載方針	2 基本設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち、要目表で記載した以外について、以下の考え方で作成する。  <p>(a) 設置変更許可本文記載の工事計画認可申請対象設備に関して、設置変更許可との整合性を確保する観点より設置許可基準規則に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主的に設置したものは原則記載しない。 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備毎に記載する。 作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 記載適正化 設工認における本文登場順に並び替え（基本設計方針） ↓ （工事の方法） ↓ （仕様表） ↓ （準拠すべき法令、規格及び基準等） ↓ （工事工程表） ↓ （品質マネジメントシステム） 主要設備リストとして添付する対象設備の考え方を明確化
本文記載箇所	記載方針												
1 基本設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 「設工認申請書に記載すべき内容」について、以下の考え方で作成する。  <p>(a) 事業変更許可本文記載の設工認申請対象設備に関して、事業変更許可との整合性を確保する観点より事業指定基準規則に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。なお、「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、事業変更許可申請書（本文、添付書類六）（添付書類五）に固有名詞で記載した設備の他、安全上重要な施設、耐震Sクラス、重大事故等対処設備（加工施設（濃縮）においては第1類、第2類）並びに耐震Sクラスへの波及的影響評価を確認する必要がある設備その他の評価対象設備を対象とし、「主要設備リスト」に耐震及び構造強度設計上考慮する設備区分を記載する。 対象設備リストを添付ー1に示す。 精査中</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主的に設置したものは原則記載しない。 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備毎に記載する。 作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。 												
本文記載箇所	記載方針												
2 基本設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち、要目表で記載した以外について、以下の考え方で作成する。  <p>(a) 設置変更許可本文記載の工事計画認可申請対象設備に関して、設置変更許可との整合性を確保する観点より設置許可基準規則に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主的に設置したものは原則記載しない。 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備毎に記載する。 作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。 												
<table border="1" data-bbox="667 1543 1626 1890"> <thead> <tr> <th>本文記載箇所</th> <th>記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 基本設計方針 (つづき)</td> <td> <p>基① (手段の明確化)</p> <p>事業変更許可本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載する。</p> <p>また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段となる「仕様」が仕様表で明確な場合は記載しない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		本文記載箇所	記載方針	1 基本設計方針 (つづき)	<p>基① (手段の明確化)</p> <p>事業変更許可本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載する。</p> <p>また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段となる「仕様」が仕様表で明確な場合は記載しない。</p>	<table border="1" data-bbox="1653 1386 2614 1732"> <thead> <tr> <th>本文記載箇所</th> <th>記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 基本設計方針 (つづき)</td> <td> <p>基① (手段の明確化)</p> <p>設置変更許可本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載する。</p> <p>また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段となる「仕様」が要目表で明確な場合は記載しない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		本文記載箇所	記載方針	2 基本設計方針 (つづき)	<p>基① (手段の明確化)</p> <p>設置変更許可本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載する。</p> <p>また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段となる「仕様」が要目表で明確な場合は記載しない。</p>		
本文記載箇所	記載方針												
1 基本設計方針 (つづき)	<p>基① (手段の明確化)</p> <p>事業変更許可本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載する。</p> <p>また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段となる「仕様」が仕様表で明確な場合は記載しない。</p>												
本文記載箇所	記載方針												
2 基本設計方針 (つづき)	<p>基① (手段の明確化)</p> <p>設置変更許可本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載する。</p> <p>また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段となる「仕様」が要目表で明確な場合は記載しない。</p>												

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)			発電炉 工認作成要領			備考																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 331 899 373">本文記載箇所</th> <th colspan="2" data-bbox="899 331 1590 373">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 384 899 1318" rowspan="3">1 基本設計方針 (つづき)</td> <td data-bbox="899 384 1023 772">基② (運用の担保先の明確化)</td> <td data-bbox="1023 384 1590 772"> <p>事業変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMS 文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="899 772 1023 1098">基③ (評価に対する対応)</td> <td data-bbox="1023 772 1590 1098"> <p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。 ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="899 1098 1023 1318">基④ (該当しない条文)</td> <td data-bbox="1023 1098 1590 1318"> <ul style="list-style-type: none"> • 要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 • 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 </td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所	記載方針		1 基本設計方針 (つづき)	基② (運用の担保先の明確化)	<p>事業変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMS 文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>	基③ (評価に対する対応)	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。 ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。 	基④ (該当しない条文)	<ul style="list-style-type: none"> • 要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 • 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1620 331 1852 373">本文記載箇所</th> <th colspan="2" data-bbox="1852 331 2543 373">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1620 384 1852 1318" rowspan="3">2 基本設計方針 (つづき)</td> <td data-bbox="1852 384 1976 772">基② (運用の担保先の明確化)</td> <td data-bbox="1976 384 2543 772"> <p>設置変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMSの二次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1852 772 1976 1098">基③ (評価に対する対応)</td> <td data-bbox="1976 772 2543 1098"> <p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。 ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1852 1098 1976 1318">基④ (該当しない条文)</td> <td data-bbox="1976 1098 2543 1318"> <ul style="list-style-type: none"> • 技術基準規則第10条など、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 • 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 </td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所	記載方針		2 基本設計方針 (つづき)	基② (運用の担保先の明確化)	<p>設置変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMSの二次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>	基③ (評価に対する対応)	<p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。 ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。 	基④ (該当しない条文)	<ul style="list-style-type: none"> • 技術基準規則第10条など、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 • 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 	
本文記載箇所	記載方針																						
1 基本設計方針 (つづき)	基② (運用の担保先の明確化)	<p>事業変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMS 文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>																					
	基③ (評価に対する対応)	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。 ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。 																					
	基④ (該当しない条文)	<ul style="list-style-type: none"> • 要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 • 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 																					
本文記載箇所	記載方針																						
2 基本設計方針 (つづき)	基② (運用の担保先の明確化)	<p>設置変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMSの二次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>																					
	基③ (評価に対する対応)	<p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。 ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。 																					
	基④ (該当しない条文)	<ul style="list-style-type: none"> • 技術基準規則第10条など、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 • 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 																					

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)				発電炉 工認作成要領				備考
本文記載箇所		記載方針		本文記載箇所		記載方針		・発電炉特有の記載を見直し	
1	基本設計方針 (つづき)	基⑤ (指針等の引用)	<p>技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守することを要求される場合は、基本設計方針に記載する。 なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の審査ガイドは今後の改訂による最新基準への適合を踏まえ、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。 ・特定の版を使用する場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。 ・上記以外の法令、規格及び基準や計算で使用する許容値等の引用規格は、必要に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし、基本設計方針に記載しない。 	2	基本設計方針 (つづき)	基⑤ (指針等の引用)	<p>技術基準規則の解釈等に示された指針・NISA文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。 ・監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先の表示に加え、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例:JEAC4201-の「-2007」は記載しない。) ・解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じ、上位の表題でも可能)で記載する。 <p>(例) 48 条解釈4 号 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令(平成二十四年経済産業省令第七十号)第四条から第十六条まで、第十九条から第二十八条まで及び第三十条から第三十五条までの規定は、設計基準対象施設に施設する電気設備について準用する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令」及びその解釈に定められた、感電、火災の防止、異常の予防及び保護対策、電氣的…。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件付の民間規格や設置変更許可の評価結果等を引用する場合は、可能な限りその条件等を文章として反映する(例1)。また、設置変更許可申請書の添付を呼込む場合は、対応する本文のタイトルを呼込む(例2)。なお、文書名を呼込む場合においても「技術評価書」の呼込みは行わない(例3)。 		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領		備考
		本文記載箇所	記載方針	
		2 基本設計方針	基⑤ (指針等の引用) (例1)44 条解釈2 号 第1 号ハに規定する「漏えい試験ができる」とは、「漏えい率試験規程 (JEAC4203-2008)」の規定に「日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC4203)」の適用に当たって (別記-8)」の要件を付した試験ができること。 ↓ 原子炉格納容器を貫通する箇所及び出入口は、想定される漏えい量その他の漏えい試験に影響を与える環境条件に応じて、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203)に定める漏えい試験のうちB種試験ができる設計とする。 (例2)32 条解釈1 号 …原子炉の設置(変更)許可申請書(以下設置許可申請書という。)添付書類八に記載された仕様を満足するとともに、設置(変更)許可申請書における評価条件と比較して非保守的な変更がないこと…。 ↓ 非常用炉心冷却設備は、設置(変更)許可を受けた運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の評価条件を満足する設計とする。 (例3)42 条解釈4 号 第42 条に規定する「生体遮蔽」及び遮蔽設計の具体的仕様に関する規定(第2 項第3 号を除く。)は、日本電気協会「原子力発電所放射線遮へい設計規定」(JEAC4615-2008)の事故時の遮蔽設計に係る事項を除き、本文及び解説4-5 に以下の条件を付したものであること。 (1) 4.1.2 の適用に当たっては、「実効線量が1.3 mSv/3 か月以下となる区域は管理区域外として設定できる。」を除き、…「超える区域」を「超えるおそれがある区域」…と読み替えるものとする。…(日本電気協会「原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615-2008)」に関する技術評価書(平成23 年3 月原子力安全・保安院, 原子力安全基盤機構取りまとめ)) ↓ 遮蔽設計は、実効線量が1.3 mSv/3 か月を超えおそれがある区域を管理区域とし、例えば、日本電気協会「原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615)」の通常運転時の遮蔽設計に基づく設計とする。	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領	備考			
<p>R. 工事の方法</p> <p>技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>a. 工事の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料受入れ ・加工 ・組立て ・据付け <p>b. 使用前事業者検査の項目及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の工程に応じて実施する検査項目 ・検査場所 ・検査方法 ・判定基準等 <p>c. 特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修理の方法 ・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法 ・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など ・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート <p>なお、MOX燃料におけるプルトニウム富化度等の実際の製造段階で確定する仕様については、記載した条件に合致しているかどうかの確認方法について記載することとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="961 262 1175 304">本文記載箇所</th> <th data-bbox="1181 262 1745 304">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="961 308 1175 1339"> <p>2 工事の方法</p> </td> <td data-bbox="1181 308 1745 1339"> <p>技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>a. 工事の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料受入れ ・加工 ・組立て ・据付け <p>b. 使用前事業者検査の項目及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の工程に応じて実施する検査項目 ・検査場所 ・検査方法 ・判定基準等 <p>c. 特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修理の方法 ・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法 ・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など ・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート </td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所	記載方針	<p>2 工事の方法</p>	<p>技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>a. 工事の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料受入れ ・加工 ・組立て ・据付け <p>b. 使用前事業者検査の項目及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の工程に応じて実施する検査項目 ・検査場所 ・検査方法 ・判定基準等 <p>c. 特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修理の方法 ・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法 ・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など ・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート 		<p>・工認手続きガイドの反映</p> <p>・プルトニウム富化度等の内容については、燃料体の申請における留意事項であり、当社は燃料体に相当する申請対象設備はない。</p> <p>なお、事業許可申請書で記載したMOX燃料の性状に対しては、設工認では臨界、遮蔽計算において設計上保守側となる条件を設定のうえ評価を行うとともに、設計上想定した条件内にて管理できる運用を保安規定に定めて管理する旨を基本設計方針に明記する。</p>
本文記載箇所	記載方針						
<p>2 工事の方法</p>	<p>技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>a. 工事の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料受入れ ・加工 ・組立て ・据付け <p>b. 使用前事業者検査の項目及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の工程に応じて実施する検査項目 ・検査場所 ・検査方法 ・判定基準等 <p>c. 特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修理の方法 ・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法 ・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など ・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート 						

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考								
<p>1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、設備別記載事項として、それに係る熱交換器、ポンプ、容器その他の機器等の種類に応じて、名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様を記載することとされており、これらの仕様については、要目表として記載することとする。</p> <p>このうち、個数が複数の機器等については、技術基準規則への適合性の観点で必要な場合は、それぞれの機器等の仕様分かるよう記載するものとする。また、配管等の「厚さ」、熱交換器（蒸気発生器を含む。）、ポンプ、圧縮機、容器その他の機器等の「容量」及び熱交換器（蒸気発生器を含む。）の「伝熱面積」等については、当該機器等の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認したもの（以下「設計確認値」という。）と公称値を併記することとし、設計確認値の記載については、「〇〇以上」又は「〇〇以下」のように、下限又は上限である旨を明記してもよいこととする。その他、技術基準規則の規定内容に加え、以下の内容を踏まえて記載するものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="664 300 931 342">本文記載箇所</th> <th data-bbox="931 300 1590 342">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="664 342 931 930">3 仕様表</td> <td data-bbox="931 342 1590 930"> <p>・「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、再処理規則、廃棄物管理規則又は加工規則に示す施設における、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設、重大事故等対処設備のうち、系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる流路上の設備※を対象とし、機器等の種類に応じて技術基準規則への適合性を示す上で必要な事項（名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様）を記載する。その他、施設への影響の観点から重要となる設備についても必要に応じて対象とする。</p> <p>なお、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設及び重大事故等対処設備がない加工施設においては、施設内の安全上の重要度の観点から、第1類、第2類の設備を仕様表の作成対象とする。</p> <p>※ 当該設備に接続する分岐部等は含めない</p> </td> </tr> </tbody> </table>		本文記載箇所	記載方針	3 仕様表	<p>・「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、再処理規則、廃棄物管理規則又は加工規則に示す施設における、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設、重大事故等対処設備のうち、系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる流路上の設備※を対象とし、機器等の種類に応じて技術基準規則への適合性を示す上で必要な事項（名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様）を記載する。その他、施設への影響の観点から重要となる設備についても必要に応じて対象とする。</p> <p>なお、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設及び重大事故等対処設備がない加工施設においては、施設内の安全上の重要度の観点から、第1類、第2類の設備を仕様表の作成対象とする。</p> <p>※ 当該設備に接続する分岐部等は含めない</p>	<p>詳細設計の具体的な内容は以下の記載方針の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1650 300 1917 342">本文記載箇所</th> <th data-bbox="1917 300 2605 342">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1650 342 1917 772">1 要目表</td> <td data-bbox="1917 342 2605 772"> <p>・「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）」の「別表第二」（以下「別表第二」という。）の中欄に該当する設備について、発電用原子炉施設の種類ごとに定められた事項を記載する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		本文記載箇所	記載方針	1 要目表	<p>・「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）」の「別表第二」（以下「別表第二」という。）の中欄に該当する設備について、発電用原子炉施設の種類ごとに定められた事項を記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の場合は基本設計方針が1番となるため記載を移動 ・緑字について工認手続きガイドより引用 ・仕様表作成対象は、基本設計方針欄に記載している対象設備リストにて明確化。 ・ガイドに記載の個別具体的な記載項目については、別途作成フォームとともに仕様表作成要領として取り纏める。
本文記載箇所	記載方針												
3 仕様表	<p>・「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、再処理規則、廃棄物管理規則又は加工規則に示す施設における、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設、重大事故等対処設備のうち、系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる流路上の設備※を対象とし、機器等の種類に応じて技術基準規則への適合性を示す上で必要な事項（名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様）を記載する。その他、施設への影響の観点から重要となる設備についても必要に応じて対象とする。</p> <p>なお、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設及び重大事故等対処設備がない加工施設においては、施設内の安全上の重要度の観点から、第1類、第2類の設備を仕様表の作成対象とする。</p> <p>※ 当該設備に接続する分岐部等は含めない</p>												
本文記載箇所	記載方針												
1 要目表	<p>・「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）」の「別表第二」（以下「別表第二」という。）の中欄に該当する設備について、発電用原子炉施設の種類ごとに定められた事項を記載する。</p>												

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考
<p>Q. 基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>適用基準及び適用規格については、各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等とする。</p> <p>(1) 工事工程表</p> <p>現地工事の期間と工事の方法で示す工事の工程ごとに使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては系統ごとに記載することとし、使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期としては現地以外において使用前事業者検査及び使用前確認を実施する場合も含むものとする。</p> <p>(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</p> <p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質管理の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質管理の方法等の切替えの時期等を含めて記載することとする。</p>	本文記載箇所	記載方針			<ul style="list-style-type: none"> ・工認手続きガイドの反映 ・準拠規格及び基準の用語は事業変更許可と整合
	4 準拠規格及び基準	<ul style="list-style-type: none"> ・各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。 			
	5 工事工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・現地工事の期間と工事の方法で示す工事の工程ごとに使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては系統ごとに記載することとし、使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期としては現地以外において使用前事業者検査及び使用前確認を実施する場合も含むものとする。 			
	6 品質マネジメントシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質管理の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質管理の方法等の切替えの時期等を含めて記載することとする。 	本文記載箇所	記載方針	
		3	品質保証計画	<ul style="list-style-type: none"> ・設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する左欄の事項を、技術基準に従い記載する。 	

作成要領「基本的考え方」に係る申請対象設備等の具体的考え方について
 <再処理施設の例>

① 設工認申請書に記載すべき設備

- イ 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設
- ロ 再処理設備本体
 - (1) せん断処理施設
 - (2) 溶解施設
 - (3) 分離施設
 - (4) 精製施設
 - (5) 脱硝施設
 - (6) 酸及び溶媒の回収施設
- ハ 製品貯蔵施設
- ニ 計測制御系統施設
- ホ 放射性廃棄物の廃棄施設
- ヘ 放射線管理施設
- ト その他再処理設備の附属施設

② 新規制基準適合における設工認申請対象設備

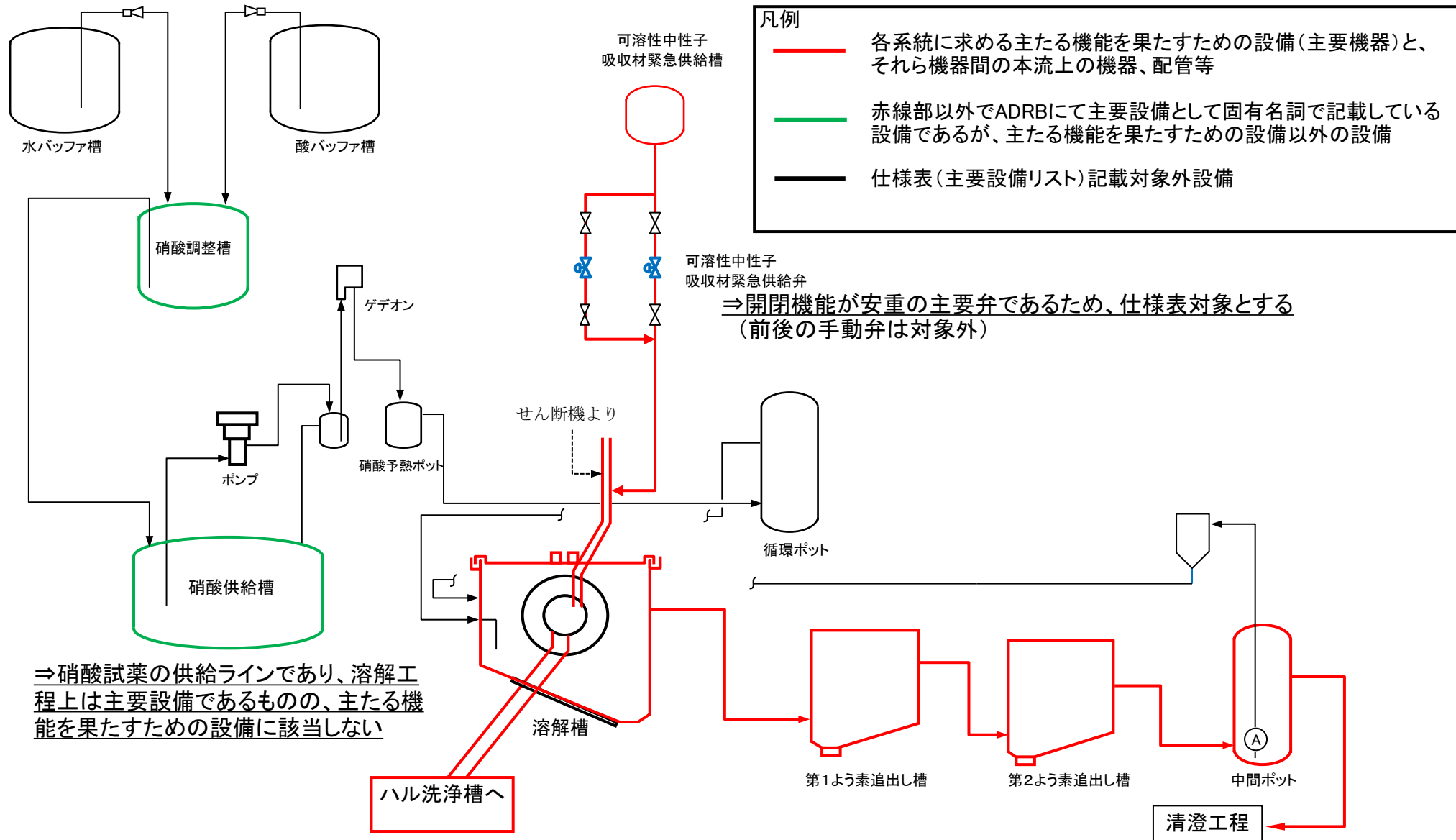
- ・①の設備のうち、新設、改造等により本文記載事項の変更を伴う設備（新設：竜巻防護対策設備等、改造：冷却塔（耐震補強）等）
- ・また、設備の変更を伴わないが、新規制基準における追加要求事項に対応するために基本設計方針等に設計方針を記載する設備（基準地震動 S_s の見直しに伴う耐震評価対象設備等）
- ・SI 単位化、構成見直し等の追加要求事項以外の記載の適正化は申請対象設備に対して実施するものとし、記載の適正化のみの設備は申請対象設備としない。

※②の対象設備のうち、③の記載対象設備以外の設備については基本設計方針にて設計方針を示すとともに、必要に応じて添付書類にて詳細説明を実施。

③ 新規制基準適合における仕様表および主要設備リストの記載対象設備

- ②の設備のうち、以下の設備を対象とする。（主要設備リストと仕様表記載対象は同一）
- ・事業変更許可申請書添付書類六「系統構成及び主要設備」に主要設備として固有名詞で記載している設備のうち、各系統に求める主たる機能を果たすための設備（当該設備が担うべき特有の機能を有する設備）を“主要機器”とし、それら機器間の本流上の機器、配管等を対象とする。
 - ・ただし、テストライン、ミニマムフローライン、バイパスライン、循環ライン（容器攪拌を目的とするライン）、ドレンライン、ベントライン、計装ライン及び試薬ライン等は主たる機能を果たすために本流が流れる流路に該当しないものとする。また、本流上に接続する分岐部等を除く。
 - ・その他、施設への影響の観点から重要となる設備として、再処理施設と廃棄物管理施設とで共用しており、且つ設備の破損に伴い各施設に影響を及ぼすおそれがある北換気筒については、その特殊性を鑑み仕様表対象とする。

仕様表(主要設備リスト)対象設備の具体例<溶解工程の例>



日本原燃株式会社 設工認構成案

再処理施設に関する設工認本文・添付書類構成

再処理施設設工認（新基準見直し案）		技術基準との対応		
		DB	SA	
別紙	一 名称及び住所並びに代表者の氏名			
	二 変更に係る事業所の名称及び所在地			
	三 変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法			
	別添 I 施設共通			
	I-1 基本設計方針			
	第1章 共通項目			
	1	核燃料物質の臨界防止	4	-
	2	地盤	5	32
	3	自然現象	(項目のみ)	
	3.1	地震による損傷の防止	6	33
	3.2	津波による損傷の防止	7	34
	3.3	外部からの衝撃による損傷の防止	8	36
	4	閉じ込めの機能	(項目のみ)	
	4.1	閉じ込め	10	-
	4.2	放射性廃棄物による汚染の防止	26	-
	5	火災等による損傷の防止	11	35
	6	再処理施設内における溢水による損傷の防止	12	36
	7	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	13	36
	8	遮蔽	27	-
	9	設備に対する要求事項	(項目のみ)	
	9.1	安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備	15, 16	36, 38~45
	9.2	材料及び構造	17	37
	9.3	搬送設備	18	-
	10	その他	(項目のみ)	
	10.1	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	9	-
	10.2	安全避難通路等	14	-
	第2章 個別項目			
	1	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	(項目のみ)	
	1.1	使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の基本設計方針	19	42
	2	再処理設備本体	(項目のみ)	
	2.1	せん断処理施設	(項目のみ)	
	2.1.1	せん断処理施設の基本設計方針	-	-
	2.2	溶解施設	(項目のみ)	
	2.2.1	溶解施設の基本設計方針	-	-
	2.3	分離施設	(項目のみ)	
	2.3.1	分離施設の基本設計方針	-	-
	2.4	精製施設	(項目のみ)	
	2.4.1	精製施設の基本設計方針	-	38~41
	2.5	脱硝施設	(項目のみ)	
	2.5.1	脱硝施設の基本設計方針	-	-
	2.6	酸及び溶媒の回収施設	(項目のみ)	
	2.6.1	酸及び溶媒の回収施設の基本設計方針	-	-
	3	製品貯蔵施設	(項目のみ)	
	3.1	製品貯蔵施設の基本設計方針	19	-
	4	計測制御系統施設	(項目のみ)	
4.1	計測制御系統施設の基本設計方針	20, 22, 23	47, 48	
5	放射性廃棄物の廃棄施設	(項目のみ)		
5.1	放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針	24, 25, 28	38~41	
6	放射線管理施設	(項目のみ)		
6.1	放射線管理施設の基本設計方針	21	49	
7	その他再処理設備の附属施設	(項目のみ)		
7.1	電気設備の基本設計方針	29	46	
7.2	圧縮空気設備の基本設計方針	-	38,40	
7.3	給水処理設備の基本設計方針	-	45	
7.4	冷却水設備の基本設計方針	-	39	
7.5	蒸気供給設備の基本設計方針	-	-	
7.6	分析設備の基本設計方針	-	-	
7.7	化学薬品貯蔵供給設備	-	-	
7.8	火災防護設備の基本設計方針	11	35	
7.9	竜巻防護対策設備の基本設計方針	8	-	
7.10	溢水防護設備の基本設計方針	12	36	
7.11	化学薬品防護設備の基本設計方針	13	36	
7.12	補機駆動用燃料補給設備の基本設計方針	-	46	
7.13	放出抑制設備の基本設計方針	-	44	
7.14	緊急時対策所の基本設計方針	30	50	
7.15	通信連絡設備の基本設計方針	30,31	50,51	
	表1 主要設備リスト			
	表2 兼用設備リスト			
	I-2 工事の方法（工事フロー図を含む）			

本文

再処理施設に関する設工認本文・添付書類構成

再処理施設設工認（新基準見直し案）		技術基準との対応	
		DB	SA
本文	別添Ⅱ イ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設		
	○.○.○ ××設備		
	a. 設置の概要		
	b. 準拠規格及び基準		
	c. 設計条件及び仕様 ・仕様表		
	第○.○.○表		
	準拠すべき主な法令、規格及び基準表		
	□ 再処理設備本体		
	ハ 製品貯蔵施設		
	ニ 計測制御系統施設		
	ホ 放射性廃棄物の廃棄施設		
	ヘ 放射線管理施設		
	ト その他再処理設備の附属施設		
	四 工事工程表 別添Ⅲ 工事工程表		
五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 別添Ⅳ 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム			
六 変更の理由			
添付書類	(1) 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	-	-
	(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	-	-
	(3) 技術基準への適合性に関する説明書		
	添付Ⅰ 核燃料物質の臨界防止に関する説明書	4	42
	添付Ⅱ 放射線による被ばくの防止に関する説明書	27	48,50
	添付Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書	11	35
	添付Ⅳ 主要な再処理施設の耐震性に関する説明書	5, 6	32, 33
	添付Ⅴ 主要な容器及び管の耐圧強度及び耐食性に関する説明書	17	37
	添付Ⅵ その他の説明書		(項目のみ)
	VI-1 説明書		(項目のみ)
	VI-1-1 各施設に共通の説明書		(項目のみ)
	VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書		
	VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書		
	VI-1-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書		
	VI-1-1-1-3 火山への配慮に関する説明書	7, 8	34, 36
	VI-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書		
	VI-1-1-1-5 航空機に対する防護設計に関する説明書		
	VI-1-1-1-6 計算機プログラム（解析コード）の概要		
	<u>VI-1-1-2</u> 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書		(項目のみ)
	<u>VI-1-1-2-1</u> 放射性廃棄物の漏えいの拡大防止能力及び施設外への漏えい防止能力についての計算書	10,24,26,28	-
	<u>VI-1-1-2-2</u> 放射性物質の散逸防止に関する説明書	10	-
	<u>VI-1-1-2-3</u> 逆流防止に関する設計の基本方針	10,28	
	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	10, 19, 24, 25, 28	38~42, 44, 45
	別添1 技術基準要求機器リスト		
	別添2 設定根拠に関する説明書（別添）		
	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	15, 16	36
	VI-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	9	-
	VI-1-1-6 再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	12	-
	VI-1-1-7 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書	13	-
	VI-1-1-8 再処理施設の内部飛散物による損傷防止に関する説明書	16	-
	VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書	31	51
	VI-1-1-10 安全避難通路に関する説明書	14	-
	VI-1-1-11 照明設備に関する説明書	14	-
VI-1-1-12 使用済燃料等の破損の防止に関する説明書	18,19	-	
	24	-	
VI-1-2 計測制御系統施設に関する説明書		(項目のみ)	
VI-1-2-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	20, 22, 23	47, 48	
VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	19, 20, 22, 23	47, 48	
VI-1-2-3 再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する説明書	20, 22, 23	47, 48	
VI-1-3 制御室及び緊急時対策所に関する説明書		(項目のみ)	
VI-1-3-1 制御室及び緊急時対策所の機能に関する説明書	23, 30	48, 50	
VI-1-3-2 制御室及び緊急時対策所の居住性に関する説明書	23, 30	48, 50	
VI-1-4 放射線管理施設に関する説明書		(項目のみ)	
VI-1-4-1 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	21	49	
VI-1-5 その他再処理設備の附属施設に関する説明書		(項目のみ)	

再処理施設に関する設工認本文・添付書類構成

再処理施設設工認（新基準見直し案）		技術基準との対応	
		DB	SA
VI-1-5-1 電気設備に関する説明書		(項目のみ)	
VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書		29	46
VI-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明		29	46
VI-2 再処理施設に関する図面		(項目のみ)	
VI-2-1 構内配置図			
VI-2-2 平面図及び断面図			
IV-2-2-1 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の平面図及び断面図			
:			
VI-2-3 系統図			
VI-2-3-1 使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設の系統図			
VI-2-3-2 再処理設備本体の系統図			
:			
VI-2-4 配置図			
IV-2-4-1 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の機器配置図			
:			
VI-2-5 構造図			
VI-2-5-1 使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設の構造図			
VI-2-5-2 再処理設備本体の構造図			

申請する設備に応じて必要な図面を添付

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

<精査中>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																										
<p>2. 工事の計画の認可及び届出及び認可手続の範囲 (2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲 工事計画に記載しなければならない事項は、規則第9条第2項又は第12条第2項で発電用原子炉施設の種別に応じて規則別表第2の中欄で定めるものとされており、規則別表第2の中欄において、設備ごとにさらに機器等の単位で記載要求事項を定めている。この規則別表第2に規定されている記載要求事項については、少なくとも技術基準規則への適合性を示す上で必要十分な内容が記載される必要があり、以下では、規則別表第1における設備及び機器等の規定も含めて、機器等の仕様に関する記載要求範囲と設備及び機器等の記載要求範囲に分けて示す。</p>	<p>2 設工認申請における仕様表の作成要領</p> <p>1. 目的 仕様を記載する設備について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として仕様表の作成要領を策定する。</p> <p>2. 具体的な仕様表の作成方法</p> <p>2.1 資料構成</p> <p>(1) 仕様表の資料構成は以下とする。</p> <p>a. 申請対象設備については、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第二条、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」第四条及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第三条の二の二に記載の施設区分と同じ順番に記載する。以下に施設区分を示す。</p> <p>なお、以下に示す施設区分のうち、その他再処理設備の附属施設、その他廃棄物管理設備の附属施設及び、その他加工施設などの詳細な施設区分については、事業指定申請書または事業変更許可申請書に記載の施設区分と同じ順番に記載する。</p> <table border="1" data-bbox="973 1325 1700 1864"> <thead> <tr> <th>再処理施設</th> <th>廃棄物管理施設</th> <th>加工施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設</td> <td>イ. 廃棄物管理設備本体</td> <td>ロ. 濃縮施設</td> </tr> <tr> <td>ロ. 再処理設備本体</td> <td>(1) 管理施設</td> <td>ハ. 成形施設</td> </tr> <tr> <td>(1) せん断処理施設</td> <td>ロ. 放射性廃棄物の受入施設</td> <td>ニ. 被覆施設</td> </tr> <tr> <td>(2) 溶解施設</td> <td>ハ. 計測制御系統施設</td> <td>ホ. 組立施設</td> </tr> <tr> <td>(3) 分離施設</td> <td>ニ. 放射線管理施設</td> <td>ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td>(4) 精製施設</td> <td>ホ. その他廃棄物管理設備の附属施設</td> <td>ト. 放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>(5) 脱硝施設</td> <td></td> <td>チ. 放射線管理施設</td> </tr> <tr> <td>(6) 酸及び溶媒の回収施設</td> <td></td> <td>リ. その他の加工施設</td> </tr> <tr> <td>ハ. 製品貯蔵施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ. 計測制御系統施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘ. 放射線管理施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ト. その他再処理設備の附属施設</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設	イ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設	イ. 廃棄物管理設備本体	ロ. 濃縮施設	ロ. 再処理設備本体	(1) 管理施設	ハ. 成形施設	(1) せん断処理施設	ロ. 放射性廃棄物の受入施設	ニ. 被覆施設	(2) 溶解施設	ハ. 計測制御系統施設	ホ. 組立施設	(3) 分離施設	ニ. 放射線管理施設	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	(4) 精製施設	ホ. その他廃棄物管理設備の附属施設	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	(5) 脱硝施設		チ. 放射線管理施設	(6) 酸及び溶媒の回収施設		リ. その他の加工施設	ハ. 製品貯蔵施設			ニ. 計測制御系統施設			ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設			ヘ. 放射線管理施設			ト. その他再処理設備の附属施設			<p>2 工事計画認可申請における要目表の作成要領</p> <p>1. 目的 新規制基準対応設備のうち別表第二において設備別記載事項を記載する設備について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として要目表の作成要領を策定する。 なお、記載例については、別紙1に示す。</p> <p>2. 具体的な要目表の作成方法</p> <p>2.1 資料構成</p> <p>(1) 要目表の資料構成は以下とする。</p> <p>a. 申請対象設備については、別表第二の記載順に記載する。</p>	<p>・別表第二はないため、記載順を明確化。</p>
再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設																																											
イ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設	イ. 廃棄物管理設備本体	ロ. 濃縮施設																																											
ロ. 再処理設備本体	(1) 管理施設	ハ. 成形施設																																											
(1) せん断処理施設	ロ. 放射性廃棄物の受入施設	ニ. 被覆施設																																											
(2) 溶解施設	ハ. 計測制御系統施設	ホ. 組立施設																																											
(3) 分離施設	ニ. 放射線管理施設	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設																																											
(4) 精製施設	ホ. その他廃棄物管理設備の附属施設	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設																																											
(5) 脱硝施設		チ. 放射線管理施設																																											
(6) 酸及び溶媒の回収施設		リ. その他の加工施設																																											
ハ. 製品貯蔵施設																																													
ニ. 計測制御系統施設																																													
ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設																																													
ヘ. 放射線管理施設																																													
ト. その他再処理設備の附属施設																																													

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>b. 仕様表記載対象設備は「申請範囲」※1により対象設備を明確化する。</p> <p>c. 仕様表は、1 設備につき 1 件とし、複数の設備（系統）区分※2の機能を有する設備であっても仕様表は 1 件とする。</p> <p>ただし、A系/B系、第1/第2のように同一仕様の設備の場合は、仕様表を一つに纏めてもよい。</p> <p>※1：今回の手続き対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「申請範囲」に手続き対象外である旨を記載する。 (例) ○○ポンプ（手続き対象外）</p> <p>※2：設備（系統）区分の記載について、設備名のみで対象が自明の場合は系統名を記載しなくても良い。 (以下、各章においても同様。)</p> <p>2.2 仕様表の記載項目</p> <p>仕様表の記載項目については、技術基準要求に対してどのような設計仕様であるかを示す。また、以降に記載する内容を踏まえ、機器分類ごとの基本的な仕様表記載項目を添付-1に示す。</p> <p>(1</p> <p>a. 名称</p> <p>機器等を識別するため、機器等の名称を記載する。 なお、配管、ダクトの場合は、対象範囲が識別できるように記載する。</p> <p><u>(記載例 1) 名称：(機器) ～ (機器)</u> <u>(記載例 2) 名称：○○出口配管～ (機器)</u> <u>(記載例 3) 名称：○○入口配管及び○○出口配管 ～ (機器)</u></p> <p>b. 種類 (形式)</p> <p>機器等の種類を示すため、形状や機能より分類した種類を記載する。分類及び記載内容の例を以下に示す。</p>	<p>b. 要目表記載対象設備は「申請範囲」※1により対象設備を明確化する。</p> <p>c. 要目表は、1 設備につき 1 件とし、複数の設備（系統）区分※2の機能を有する設備であっても要目表は 1 件とする。</p> <p>※1：今回の手続き対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「申請範囲」に手続き対象外である旨を記載する。 (例) ○○ポンプ（手続き対象外）</p> <p>※2：設備（系統）区分の記載について、設備名のみで対象が自明の場合は系統名を記載しなくても良い。(以下、各章においても同様。)</p> <div data-bbox="1724 1157 2451 1476" style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>仕様表の記載項目の選定については、様式-6，7を用いた抽出方法を検討中。</p> </div>	<p>・仕様表の合理化のため、追記。</p> <p>・仕様表に記載する項目及び内容を追加。</p> <p>・添付-1については、再処理施設及び廃棄物管理施設を例に作成。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手順ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(a) 円筒形容器の基本型式は、たて、横の置き方と円筒形の組合せとする。</p> <p>(記載例) たて置円筒形、横置円筒形</p> <p>(b) 伝熱管を有する熱交換器は、たて、横の置き方とU字管、直管等の管形状の組合せとする。</p> <p>(記載例) たて置直管式、横置U字管式</p> <p>(c) ポンプ（取り扱う流体が液体）は、回転式の場合はず巻形、ターボ形、往復式の場合は往復形とする。</p> <p>(d) 圧縮機又は真空ポンプ（取り扱う流体が気体）は、往復式又は回転式とする。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>A. 容量又は注入速度及び揚程又は吐出圧力 通常運転時、設計基準事故時又は重大事故等時等の対応に必要な性能が異なる場合には、要求される性能を列記する必要がある、容量又は注入速度及び揚程又は吐出圧力の対応関係が分かるように記載することとする。</p> <p>C. 加熱面積及び伝熱面積 熱の伝達性能を表す必要があり、加熱及び伝熱に有効な面積を記載することとする。その際、有効な面積の算出に必要な情報については、構造図にて図示することとする。</p>	<p>c. 設計条件</p> <p>(a) 流体の種類 機器等で取扱う流体を示すため、流体の種類を記載する。設備の構造上、複数の流体を記載する必要がある場合は、区別して記載する。</p> <p>(b) 設計能力 (容量, 揚程, 加熱面積, 伝熱面積, 吐出圧力, 計測範囲, 除去効率等) 技術基準の要求事項を満足するために必要な機能 (設計能力) を示す項目として記載する。 ポンプ等の容量及び揚程又は吐出圧力を表す必要がある機器において、通常運転時、設計基準事故時又は重大事故時等の対応に必要な性能が異なる場合には、それらの対応関係がわかるように記載することとする。 また、熱の伝達性能を表す必要がある機器の場合には、伝熱に有効な面積を記載することとする。その際、有効な面積の算出に必要な情報については、構造図にて図示することとする。</p> <p>記載する能力とその項目の例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器では貯留能力を示すほか、しゃへいや火災等による損傷の防止の評価に使用する主要条件であることから容量を記載する。 ・熱交換器類については、設備に応じて設計熱交換量、設計燃焼熱量を記載する。 ・装置類及び廃ガス処理設備等は、設備の処理能力を記載する。 ・サーモサイフォン型蒸発缶 (加熱部) は貯留能力に加えて、処理容量及び設計熱交換量を記載する。サーモサイフォン型蒸発缶 (気液分離部) 及びジャケット型蒸発缶は、設計蒸発量を記載する。 ・ポンプ類は、型式に応じて容量又は揚程を定格値として記載する。 		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>B. 最高使用圧力、最高使用温度</p> <p>重大事故等対処設備については、重大事故等時における使用圧力以上の圧力又は使用温度以上の温度であって、設計上定めるもの（以下「重大事故等時における圧力又は温度」という。）を記載することとする。</p> <p>また、設計基準対象施設を重大事故等対処施設として使用する場合で、重大事故等時における圧力又は温度が、設計基準対象施設としての最高使用圧力又は最高使用温度を超える場合は、その対応関係が分かるように記載することとする。</p>	<p>(c) 最高使用圧力、最高使用温度</p> <p>機器等の強度評価に用いる等、設計条件の主要項目である最高使用温度、最高使用圧力を記載する。</p> <p>重大事故等対処設備については、重大事故等時における使用圧力以上の圧力又は使用温度以上の温度であって、設計上定めるもの（以下、「重大事故等時における圧力または温度」という。）を記載することとする。</p> <p>ただし、水素爆発及び TBP 等の錯体による急激な分解反応のように瞬間的な衝撃によって生じさせる圧力、温度については、計算書にて影響評価を行う。</p> <p>また、設計基準対象施設を重大事故等対処施設として使用する場合で、重大事故等時における圧力又は温度が、設計基準対象施設としての最高使用圧力または使用温度を超える場合は、その対応関係が分かるように記載することとする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>なお、再処理施設、加工施設は、仕様表作成対象のうち、以下の対象について、耐圧強度評価を行い、最高使用圧力及び最高使用温度を記載することとする。</p> <p>また、各設備において、内圧及び外圧の両方が発生するときは、両方の値を記載し、内圧及び外圧の別が分かるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業指定申請書で安全上重要な施設として定めたもの（容器及び管並びにこれらをサポートする構造物） ・再処理第1種機器～第5種機器に属するもの ・加工第1種機器～第3種機器に属するもの ・放射性物質を内包し、内容積が10m³以上の容器 ・ウラン又はウランの化合物をウラン量で500kg以上内包する容器 ・海洋放出管理系に属するもの </div>		<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故時の最高使用温度、最高使用圧力の扱いについて、別添1に示す。 ・赤枠箇所については、耐圧強度評価の対象の説明であるため、「添付書類の考え方」へ記載を移動する。 再処理施設における、耐圧強度評価を行う対象の考え方を別添2に示す。

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手順ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																					
	<p>(d) 臨界管理 臨界安全管理対象の機器は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするための管理方法を記載する。臨界安全管理の管理方法である全濃度安全形状寸法管理（または形状寸法管理）、濃度管理、質量管理等を記載する。</p> <p>(e) 核的制限値 核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニットとしては、設備の形状寸法、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せ、複数ユニットとしては、単一ユニット相互間の最小距離等により臨界を防止するための措置における管理値を核的制限値として記載する。</p> <p>(記載例1) ・通常の記載</p> <table border="1" data-bbox="1006 1125 1697 1312"> <tr> <td colspan="3">名称</td> <td colspan="2">〇〇槽</td> </tr> <tr> <td colspan="3">臨界管理</td> <td colspan="2">形状寸法管理</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核的制限値</td> <td>最大内径</td> <td>mm</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td>面間最小距離</td> <td>槽間 mm</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> </table> <p>・複数の臨界管理方法が適用される機器は以下の記載としてもよい。</p> <table border="1" data-bbox="1006 1493 1697 1766"> <tr> <td colspan="3">名称</td> <td colspan="2">〇〇槽</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">臨界管理</td> <td rowspan="2">核的制限値</td> <td>濃縮度</td> <td>%</td> <td>〇〇以下</td> </tr> <tr> <td>減速度</td> <td>H/U</td> <td>〇〇以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">他の臨界管理を必要とするユニットとの相互間隔</td> <td>cm</td> <td colspan="2">〇〇以上</td> </tr> </table>	名称			〇〇槽		臨界管理			形状寸法管理		核的制限値	最大内径	mm	〇〇		面間最小距離	槽間 mm	〇〇		名称			〇〇槽		臨界管理	核的制限値	濃縮度	%	〇〇以下	減速度	H/U	〇〇以下	他の臨界管理を必要とするユニットとの相互間隔		cm	〇〇以上			
名称			〇〇槽																																					
臨界管理			形状寸法管理																																					
核的制限値	最大内径	mm	〇〇																																					
	面間最小距離	槽間 mm	〇〇																																					
名称			〇〇槽																																					
臨界管理	核的制限値	濃縮度	%	〇〇以下																																				
		減速度	H/U	〇〇以下																																				
	他の臨界管理を必要とするユニットとの相互間隔		cm	〇〇以上																																				

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>D. 主要寸法、外径及び厚さ</p> <p>機器等の概略を示す「たて」「横」「高さ」等の他、容器、管等の性能又は構造強度等の評価に必要となる主要な寸法、管等の外径については原則として公称値を記載することとし、容器等も含めて、厚さについては設計確認値（J I Sで定める許容差を差し引いた厚さの管の場合は除く。）及び公称値を記載することとする。なお、ホース等の一般産業品を重大事故等クラス3機器として使用する場合の厚さについては、その完成品が一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態においても、使用材料の特性を踏まえた強度を確保できる旨を設計確認値等に代えて記載することでもよいものとする。また、主要寸法については、構造図にて図示するとともに、公差についての説明を添付することとし、要目表に記載する主要寸法以外で評価に必要となる詳細な寸法は計算書や構造図において記載することとする。具体的な記載の例について参考資料1に示す。</p> <p>複数の盤を組み合わせて構成される無停電電源装置等の主要寸法は、分離可能な盤単位の寸法を記載することとする。</p> <p>重大事故等対処設備であって、通常運転時及び設計基準事故時にはその機能に期待しない可搬型の機器等のうち、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「技術基準規則解釈」という。）第54条の一般産業品で十分な予備品を確保することで対応する場合にあっては、一般産業品（完成品）としての「たて」「横」「高さ」等の概略寸法（車両に設置される機器等の場合は、当該車両の概略寸法を含む。）や他の機器等との取り合いの寸法を記載することでもよいこととする。</p>	<p>d. 仕様</p> <p>(a) 主要寸法</p> <p>機器等の概略を示す「たて」「横」「高さ」等のほか、容器、管等の性能又は構造強度等の評価に必要となる主要な寸法、管等の外径について原則として公称値を記載することとし、容器等も含めて、厚さについては設計確認値（J I Sで定める許容差を差し引いた厚さの管の場合は除く。）及び公称値を記載することとする。</p> <p>なお、ホース等の一般産業品を重大事故等対処設備として使用する場合の厚さについては、その完成品が一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、重大事故時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態においても、使用材料の特性を踏まえた強度を確保できる旨を公称値等に変えて記載することでもよいものとする。また、主要寸法については、構造図にて図示するとともに、公差についての説明を添付することとし、仕様表に記載する主要寸法以外で評価に必要となる詳細な寸法は計算書や構造図において記載することとする。</p> <p>複数の盤を組み合わせて構成される無停電電源装置等の主要寸法は、分離可能な盤単位の寸法を記載することとする。</p> <p>重大事故等対処設備であって、通常運転時及び設計基準事故時にはその機能に期待しない可搬型の機器等のうち、一般産業品で十分な予備品を確保することで対応する場合にあっては、一般産業品（完成品）としての「たて」「横」「高さ」等の概略寸法（車両に設置される機器等の場合は、当該車両の概略寸法を含む。）や他の機器等との取り合いの寸法を記載することでもよいこととする。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
<p>E. 材料</p> <p>機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分（1種類又は必要に応じて数種類）を構成するものとする。</p> <p>発電用原子力設備規格 設計・建設規格（J S M E S N C - 1 日本機械学会。以下「設計・建設規格」という。）又は発電用原子力設備規格 材料規格（J S M E S N J - 1 日本機械学会。以下「材料規格」という。）に規定されていない材料であって、その化学的成分及び機械的強度が設計・建設規格又は材料規格で規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として要目表に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項（化学的成分及び機械的強度が J I S、A S T M 等の規格に基づくものであって当該規格が公表されているものは、規格番号等を記載した書類であってもよい。）を要目表に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。なお、主となる部分以外のもの、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。</p>	<p>(b) 主要材料</p> <p>機器等の安全性評価や強度評価等の対象となる主要な材質を記載する。</p> <p>機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分（1種類又は必要に応じて数種類）を構成するものを記載する。</p> <p>J I S、A S T M 等の規格に規定されていない材料であって、その科学的成分及び機械的強度が J I S、A S T M 等の規格に規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として仕様表に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項を仕様表に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。</p> <p>なお、主となる部分以外のもの、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。</p> <p>材料記号の記載方法は以下のとおりとする。</p> <p>① J I S 規格に基づく材料記号の記載（施設時の J I S 規格に基づく材料記号を記載する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の施設以降に、J I S 規格改定により材料記号が変更されたものであっても、今回の申請において施設時の J I S 材料記号を記載する。 ・既設設備の一部に最新の J I S 規格が使用されたものは、今回の申請において施設時の J I S 材料記号と最新の J I S 材料記号をそれぞれ記載する。 <p>② J I S 規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>企業のプライベート規格を使用している一般産業品については、使用している材料を総称する一般名を記載する。</p>	<p>g. 材料記号の記載</p> <p>(a) J I S 規格に基づく材料記号の記載（施設時の J I S 規格に基づく材料記号を記載する。）</p> <p>①設備の施設以降に、J I S 規格改定により材料記号が変更されたものであっても、今回の申請において施設時の J I S 材料記号を記載する。</p> <p>②既設設備の一部に最新の J I S 規格が使用されたものは、今回の申請において施設時の J I S 材料記号と最新の J I S 材料記号をそれぞれ記載する。</p> <p>(b) J I S 規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>①企業のプライベート規格を使用している一般産業品については、使用している材料を総称する一般名を記載する。</p>	<p>・再処理設備規格はエンドースされていないことから、記載を削除し、他の施設と同様の記載に変更。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
<p>F. 個数</p> <p>重大事故等対処設備であって、通常運転時及び設計基準事故時には その機能に期待しないものにあつては、技術基準規則上必要な個数と バックアップの個数とを分けて記載するとともに、「〇〇以上」として、維持する必要がある個数を記載することでもよいこととする。なお、バックアップについて（）を付して個数及びバックアップである旨の注釈を記載することとする。</p> <p>一方、通常運転時及び設計基準事故時に用いるための機器等であつて、機器の点検又は取替えを効率的に行うため、繰り返しの入替えを目的として取替えを行う原子炉冷却材圧力バウンダリに係る機器等（主蒸気安全弁、主蒸気逃がし安全弁、制御棒駆動機構、改良型沸騰水型発電用原子炉施設の原子炉再循環ポンプモーターカバー及び補助カバー並びに加圧水型発電用原子炉施設の一次冷却材ポンプケーシングカバー等）については、設計上必要となる個数を記載し、予備品について（）を付して個数及び予備品である旨の注釈を記載することとする。そのため、使用前検査又は供用の実績のない予備品の使用については、予備品の数の変更となり、改造の工事となる。</p> <p>P. 効率、再結合効率</p> <p>効率は、公衆の放射線障害の防止を目的として設置するフィルターについて、対象とする放射性物質を除去する割合とする。</p> <p>再結合効率は、再結合装置内に流入した水素を酸素と再結合し除去する割合をいう。</p> <p>O. 空気流入率</p> <p>空気流入率は、技術基準規則において居住性に係る被ばく評価を求めている中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置する送風機及び排風機について記載するものとする。なお、送風機及び排風機を共に有する場合は、一体として空気流入率を記載することでもよいこととする。正圧管理で流入が想定されない場合はその旨を付記するものとする。</p>	<p>(c) 個数（基数）</p> <p>機器等の個数（基数）を示すため、記載する。</p> <p>重大事故等対処設備の可搬型設備のように維持する必要がある個数については、「〇〇以上」と記載することでもよいこととする。</p> <p>なお、バックアップについて（）を付して個数及びバックアップである旨の注釈を記載することとする。</p> <p>(d) 効率</p> <p>公衆の放射線障害の防止を目的として設置するフィルター等について、対象とする放射性物質を除去する割合を記載する。</p> <p>(e) 空気流入率</p> <p>居住性に係る被ばく評価を求めている中央制御室、緊急時対策所に設置する送風機及び排風機について記載する。</p> <p>なお、送風機及び排風機を共に有する場合は、一体として空気流入率を記載することでもよいこととする。正圧管理で流入が想定されない場合はその旨を付記するものとする。</p>		<p>・当社において、該当する設備がないため、記載しない。</p> <p>・水素の再結合装置については対象がないため削除。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>L. 検出器の種類</p> <p>計測装置及び放射線管理用計測装置においては検出原理を示すものとし、以下の例を踏まえて記載することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧力の計測－「弾性圧力検出器」等 ・温度の計測－「測温抵抗体」及び「熱電対」等 ・流量の計測－「差圧式流量検出器」及び「電磁式流量検出器」等 ・水位の計測－「差圧式水位検出器」等 ・水質の計測－「導電率検出器」等 ・放射線の計測－「電離箱」、「シンチレーション」及び「半導体式」等 <p>原子炉非常停止信号又は工学的安全施設等の起動信号においては、信号を発生する検出器を示すものとし、以下の例を踏まえて記載することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「加圧器圧力検出器」、「一次冷却材温度検出器」及び「出力領域中性子検出器」等 	<p>(f) 計装設備</p> <p>検出器の種類, 計測範囲, 警報動作範囲, 検出器個数, 表示場所を記載する。</p> <p>なお, 警報動作値を持たない検出器については, 「－」を記載することとする。</p> <p>①検出器の種類</p> <p>計測装置においては検出原理を示すものとし, 以下の例を踏まえて記載することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧力の計測－「エアパージ式差圧発信器」, 「圧力発信器」等 ・温度の計測－「測温抵抗体」, 「熱電対」等 ・流量の計測－「オリフィス式差圧発信器」, 「電磁式」等 ・液位の計測－「エアパージ式差圧発信器」等 ・密度の計測－「エアパージ式差圧発信器」等 <p>(g) 放射線管理設備</p> <p>検出器の種類, 計測範囲, 警報動作範囲, 検出器個数, 表示場所を記載する。</p> <p>なお, 警報動作値を持たない検出器については, 「－」を記載することとする。</p> <p>①検出器の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の計測－「電離箱」, 「シンチレーション」, 「半導体式」等 ・臨界警報装置－「プラスチックシンチレーション検出器」 <p>(h) 電気設備</p> <p>電気設備及びディーゼル機関については, その用途 (常用か非常用か), 使用電圧等を記載する。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>M. 原子炉非常停止信号又は工学的安全施設起動（作動）信号の設定値</p> <p>原子炉非常停止信号又は工学的安全施設起動（作動）信号の設定値については、上限値又は下限値であることを明確にするため、要目表に記載する値には「〇〇以下」又は「〇〇以上」と記載することとする。</p> <p>I. 制御方式及び制御方法</p> <p>安全保護系にデジタル安全保護系を適用する場合には、デジタル安全保護系を適用することを記載することとする。なお、ここでいうデジタル安全保護系とは、安全保護系の論理演算機能（作動（起動）回路）がデジタル化されている設備をいう。また「原子炉の制御方法」に、制御棒価値ミニマイザによる制御方法について記載すること。</p> <p>G. 取付箇所</p> <p>常設の機器等（可搬型の機器等の一部で通常運転時から使用箇所に取り付けている機器等を含む。）については、属する系統の機能の独立性及び位置的分散を示すために十分な配置を説明する記載とすることが必要であり、また、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、防護区画との関係及び据付高さ等を記載する必要がある。</p> <p>可搬型の機器等については、保管している場所に加え、使用時に取り付ける箇所を（ ）を付して記載することとする。</p>	<p>(i) 安全保護回路の設定値</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路、溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断処理施設のせん断機のせん断停止回路等の安全保護回路の設定値については、上限値又は下限値であることを明確にするため、仕様表に記載する値には「〇〇以下」又は「〇〇以上」と記載することとする。</p> <p>g. 制御方式及び制御方法</p> <p>再処理施設においては、にデジタル安全保護系を適用する場合には、デジタル安全保護系を適用することを記載することとする。</p> <p>なお、ここでいうデジタル安全保護系とは、安全保護系の論理演算機能（作動（起動）回路）がデジタル化されている設備をいう。</p> <p>e. 取付箇所</p> <p>溢水防護上の配慮が必要な機器等については、防護区画との関係及び据付高さ等を記載する。</p> <p>なお、使用時に取り付ける箇所を（ ）を付して記載する。</p> <p>f. 原動機</p> <p>技術基準の要求に係る原動機の種類、出力、個数、取付箇所を記載する。</p> <p>g. 注記</p> <p>①仕様表に記載した内容の補足</p> <p>②「2.3 仕様表の記載方法」の記載例</p>		<p>・当社において、制御方式及び制御方法については、h. 制御室機能及び緊急時対策所機能と記載を統合することとし、削除する。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>H. 原子炉冷却材又は一次冷却材の純度 沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、pH、導電率及び塩素イオンに係るものを記載することとする。加圧水型発電用原子炉施設にあつては、pH、導電率、リチウムイオン、塩化物イオン、溶存酸素、溶存水素及び濁度に係るものを記載することとする。</p> <p>J. 最大反応度価値 原子炉（炉心）が臨界（臨界近接を含める。）にある場合において、制御棒1本（複数の制御棒が同時に引き抜かれる場合にあつてはその制御棒全数）を引き抜くことにより炉心に生ずる反応度の変化量の最大値を記載することとする。</p> <p>K. 負の反応度添加率 全制御棒が挿入できない場合に液体制御材を注入することによって原子炉を停止する時に単位時間当たりに炉心に与えられる負の反応度の量を記載することとする。</p> <p>N. 中央制御室機能、中央制御室外原子炉停止機能、緊急時制御室操作機能及び緊急時対策所機能 技術基準規則に対応して具備することとしている機能を記載する必要がある。</p>	<p>h. 制御室機能及び緊急時対策所機能 技術基準に対応して制御室及び緊急時対策所が具備することとしている機能（集中監視及び操作、設置する制御盤類、外部状況把握、居住性の確保等）について記載する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・発電炉固有の設備であるため、記載しない。 ・発電炉固有の設備であるため、記載しない。 ・発電炉固有の設備であるため、記載しない。

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考												
<p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲 (前略)</p> <p>また、兼用するもの(複数の設備の機能を持ったものをいう。)、共用するものがある場合には、主たる機能に 関係する設備の区分で機器等を記載し、その他の機能に 関係する設備の区分においては、主たる機能に関する 設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載すること で機能を有する範囲を明確にすれば、必ずしもそれぞ れの設備区分で同じ記載をする必要はないものとする。た だし、設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異 なる場合には、関係する設備区分での記載を網羅する必 要があり、どの区分に対応した記載内容かを付記するも のとする。</p>	<p>2.3 仕様表の記載方法</p> <p>(1) 施設に共通する記載</p> <p>a. 共用について</p> <p>(a) 他施設と共用する設備の名称についての表記は以下とする。</p> <table border="1" data-bbox="1032 499 1700 730"> <thead> <tr> <th colspan="2">仕様表の記載方法</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設/ 可搬型</td> <td>設備名称のあとに「(○ ○施設, ○▽施設と共 用)」を記載する。</td> <td>モニタリングポ スト (○○施設, ○▽施 設と共用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 共用に関する記載ルールについて</p> <p>①他施設と共用する設備は、それぞれの施設に設備仕 様を記載する。また、他施設と設備の一部を共用す る場合は、その一部を共用する旨記載する。 (別紙1 記載例 1/12 : ①参照)</p> <p>②他施設と共用する設備を登録している側(以下、「設 備登録側」という。)の設備名称を明確にするため、 注記にて設備登録側である旨を記載する。 (別紙1 記載例 2/12 : ①参照)</p> <p>b. 兼用について</p> <p>(a) 複数の設備(系統)区分で兼用する設備の記載方針</p>	仕様表の記載方法		記載例	常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(○ ○施設, ○▽施設と共 用)」を記載する。	モニタリングポ スト (○○施設, ○▽施 設と共用)	<p>2.2 要目表の記載方法</p> <p>(1) 施設に共通する記載</p> <p>a. 共用について</p> <p>(a) ○▽発電所登録側の共用する設備の名称についての 表記は以下とする。</p> <table border="1" data-bbox="1783 499 2451 684"> <thead> <tr> <th colspan="2">要目表の記載方法</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設/ 可搬型</td> <td>設備名称のあとに「(○ ○, ○▽発電所共 用)」を記載する。</td> <td>△△ポンプ (○○, ○▽発電所 共用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 共用に関する記載ルールについて</p> <p>「○▽発電所登録側」に設備仕様一式を記載する。</p> <p>b. 兼用について</p> <p>(a) 複数の設備(系統)区分で兼用する設備の記載方針</p> <p>①従前の規制より複数の設備(系統)区分の設計基準 対象施設として使用しているもの(残留熱除去系 ポンプ等)は、従前の規制手続きと同様に主たる機 能に着目し、設計基準対象施設として「主たる設備 (系統)区分」のみに記載する。</p>	要目表の記載方法		記載例	常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(○ ○, ○▽発電所共 用)」を記載する。	△△ポンプ (○○, ○▽発電所 共用)	<p>・他施設との共用である ため、それぞれの施設 に仕様を記載する。ま た、設備の一部を共用 する場合は、共用部分 がわかるように記載す る。</p> <p>・当社において、設計基準 対象施設は、複数の設 備区分で兼用していな いため、記載しない。</p>
仕様表の記載方法		記載例													
常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(○ ○施設, ○▽施設と共 用)」を記載する。	モニタリングポ スト (○○施設, ○▽施 設と共用)													
要目表の記載方法		記載例													
常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(○ ○, ○▽発電所共 用)」を記載する。	△△ポンプ (○○, ○▽発電所 共用)													

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>①新たな規制への対応のために複数の設備（系統）区分の設備として使用する以下のものは、「主となる設備（系統）区分」に加え「兼用先」にも記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の設計基準対象施設を他の設備（系統）区分の重大事故等対処設備として新たに兼用するもの（データ収集装置等）は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 (別紙1 記載例 3/12 : ①参照) ・新たに追加設置した重大事故等対処設備を他の設備（系統）区分の重大事故等対処設備として兼用するもの（情報収集装置等）は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 (別紙1 記載例 4/12 : ①参照) <p>(b) 複数の設備（系統）区分で兼用する設備の記載方法</p> <p>①複数の設備（系統）区分の機能を持つ設備を他の設備（系統）区分の設備として兼用するものは、「主となる設備（系統）区分」に「兼用先」の設備別記載事項を追加し、注記を付記する。</p> <p>②「兼用先」への記載は、文章にて「主となる設備（系統）区分」、「兼用すること」及び「設備（系統）名称」を記載する。 (別紙1 記載例 5/12 : ①参照)</p>	<p>②新たな規制への対応のために複数の設備（系統）区分の設備として使用する以下のものは、「主となる設備（系統）区分」に加え「兼用先」にも記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の設計基準対象施設を他の設備（系統）区分の設計基準対象施設として新たに兼用するものは設計基準対象施設として「兼用先」に記載する。 ・既存の設計基準対象施設を他の設備（系統）区分の重大事故等対処設備として新たに兼用するもの（ほう酸水注入ポンプ等）は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 (別紙1 記載例 1/14 : ①参照) ・新たに追加設置した重大事故等対処設備を他の設備（系統）区分の重大事故等対処設備として兼用するもの（格納容器圧力逃がし装置、常設低圧代替注水ポンプ等）は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 (別紙1 記載例 2/14 : ①参照) <p>(b) 複数の設備（系統）区分で兼用する設備の記載方法</p> <p>①複数の設備（系統）区分の機能を持つ設備を他の設備（系統）区分の設備として兼用するものは、「主となる設備（系統）区分」に「兼用先」の設備別記載事項を追加し、注記を付記する。</p> <p>②「兼用先」への記載は、文章にて「主となる設備（系統）区分」、「兼用すること」及び「設備（系統）名称」を記載する。 (別紙1 記載例 3/14 : ①参照)</p>	<p>・当社において、設計基準対象施設は、複数の設備区分で兼用していないため、記載しない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>③「新たに登録する場合」の表記として、「本設工認で」の文章を記載することで新たな登録であることを示す。 (別紙1 記載例 5/12 : ②参照)</p> <p>(c) 「主となる設備(系統)区分」と「兼用先」の仕様表の関連付け</p> <p>①「主となる設備(系統)区分」には、「兼用先」の「設備(系統)区分」がわかるように、また「兼用先」には、「主となる設備(系統)区分」がわかるように記載し、互いの関連付けを行う。 記載は、「主となる設備(系統)区分」の名称欄に注記を付記し、「兼用先」の全ての設備(系統)区分を記載する。 これにより、「兼用先」同士の関連性が明らかになるため、「兼用先」では、「主となる設備(系統)区分」のみを記載する。 (別紙1 記載例 5/12 : ③参照)</p> <p>②「主となる施設区分」と「兼用先」の施設区分が異なる場合は、「施設区分」も含んで記載し、「兼用先」が同一の施設である場合には、「施設区分」の記載は行わない。</p>	<p>③「新たに登録する場合」の表記として、「本工事計画で」の文章を記載することで新たな登録であることを示す。 (別紙1 記載例 3/14 : ②参照)</p> <p>④設備(系統)区分によって記載すべき仕様(揚程等)が異なるものについては、その異なる仕様を一つの要目表にまとめて記載する。この場合、複数の仕様が併記されるため、該当する仕様に注記を付記し、対応する設備(系統)区分が明確になるように記載する。 (別紙1 記載例 4/14 : ①参照)</p> <p>(c) 「主となる設備(系統)区分」と「兼用先」の要目表の関連付け</p> <p>①「主となる設備(系統)区分」には、「兼用先」の「設備(系統)区分」がわかるように、また「兼用先」には、「主となる設備(系統)区分」がわかるように記載し、互いの関連付けを行う。 記載は、「主となる設備(系統)区分」の名称欄に注記を付記し、「兼用先」の全ての設備(系統)区分を記載する。 これにより、「兼用先」同士の関連性が明らかになるため、「兼用先」では、「主となる設備(系統)区分」のみを記載する。 (別紙1 記載例 3/14 : ③参照)</p> <p>②「主となる施設区分」と「兼用先」の施設区分が異なる場合は、「施設区分」も含んで記載し、「兼用先」が同一の施設である場合には、「施設区分」の記載は行わない。 (別紙1 記載例 2/14 : ②参照)</p>	<p>・当社において、設備区分によって記載すべき仕様が異なるものはないため、記載しない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>③「兼用する設備(系統)区分」については、別紙2の「仕様表 兼用先一覧」に従い兼用先を設定する。</p> <p>(d)「主となる設備(系統)区分」と同じ機器区分(容器、管等)が兼用先がない場合</p> <p>①「兼用先」では異なる機器区分となるが、仕様表として記載できる場合は、別紙2「仕様表 兼用先一覧表」の「兼用する施設・設備(系統)区分」に従い兼用先を設定し、仕様表に記載する。</p> <p>②「兼用先」で仕様表として記載できる機器区分がない場合、仕様表には記載せず、兼用先の施設の基本設計方針の「兼用設備リスト」に設備名を記載する。</p> <p>(e) 放出抑制設備、補機駆動用燃料補給設備等に関しては、施設区分の兼用はしない。</p> <p>c. 変更前後の書き分け</p> <p>(a) 新たな規制への対応のため設工認の手続きが必要となる設備(以下①～⑤に示す設備)の仕様表については、必要な仕様を「変更後」に記載し「変更前」は「-」を記載する。</p> <p style="text-align: right;">(別紙1 記載例 6/12 : ①参照)</p> <p>この際、既設の設備を変更後に記載する設備は、注記を付記し既設の設備である旨を記載する。この場合、注記を付記する位置については、設備全体が既設である場合は、原則代表して「名称」欄又は対象設備が複数の場合(例:貯蔵ピット)は「変更後」欄に1か所、一部の仕様に変更等がある場合は該当する仕様個別に付記する。</p> <p style="text-align: right;">(別紙1 記載例 4/12 : ②参照)</p>	<p>③「兼用する設備(系統)区分」については、別紙2の「要目表 兼用先一覧」に従い兼用先を設定する。</p> <p>(d)「主となる設備(系統)区分」と同じ機器区分(容器、管等)が兼用先がない場合</p> <p>①「兼用先」では異なる機器区分となるが、要目表として記載できる場合は、別紙2「要目表 兼用先一覧表」の「兼用する施設・設備(系統)区分」に従い兼用先を設定し、要目表に記載する。</p> <p>②「兼用先」で要目表として記載できる機器区分がない場合、要目表には記載せず、兼用先の施設の基本設計方針の「兼用設備リスト」に設備名を記載する。</p> <p>(e) 情報提供系、サポート系(補機冷却系、換気空調系、電源系及び圧力逃がし装置の移送ポンプ及び配管)に関しては、施設区分の兼用はしない。</p> <p>c. 変更前後の書き分け</p> <p>(a) 新たな規制への対応のため工事計画の手続きが必要となる設備(以下①～⑦に示す設備)の要目表については、必要な仕様を「変更後」に記載し「変更前」は「-」を記載する。</p> <p style="text-align: right;">(別紙1 記載例 5/14 : ①参照)</p> <p>この際、既設の設備を変更後に記載する設備は、注記を付記し既設の設備である旨を記載する。この場合、注記を付記する位置については、設備全体が既設である場合は、原則代表して「名称」欄又は対象設備が複数の場合(例:火災区域構造物・火災区画構造物)は「変更後」欄に1か所、一部の仕様に変更等がある場合は該当する仕様個別に付記する。</p> <p style="text-align: right;">(別紙1 記載例 5/14 : ②参照)</p>	<p>兼用先が多岐にわたらないため、兼用しない設備の記載はしない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>①重大事故等対処設備として新たに追加設置した設備 (別紙1 記載例 4/12 : ③参照)</p> <p>②従前の規制では設工認の手続対象外であった既設設備を重大事故対処設備として新たに登録する設備又は新たに記載する仕様</p> <p>③兼用設備として新たに登録する設備又は仕様 (別紙1 記載例 3/13 : ②参照)</p> <p>④既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件(温度、圧力等)が設計基準対象施設としての設計条件を超える仕様 (別紙1 記載例 7/12 : ①参照)</p> <p>⑤改造工事を行う設備(既設工認の本文記載事項の変更を伴うもの)</p> <p>(b) 従前の規制範囲内での記載の適正化を行う設備の仕様については、「変更前」に記載し「変更後」には「変更なし」を記載する。</p>	<p>①重大事故等対処設備として新たに追加設置した設備 (別紙1 記載例 2/14 : ③参照)</p> <p>②従前の規制では工事計画の手続対象外であった既設設備を重大事故対処設備として新たに登録する設備又は新たに記載する仕様</p> <p>③設計基準対処施設として新たに工事計画の手続き対象となった設備又は仕様 (別紙1 記載例 5/14 : ③参照)</p> <p>④既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に機器クラス区分が変更となることで要求事項(継手仕様等)が追加された設備</p> <p>⑤兼用設備として新たに登録する設備又は仕様 (別紙1 記載例 1/14 : ②参照)</p> <p>⑥既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件(温度、圧力等)が設計基準対象施設としての設計条件を超える仕様 (別紙1 記載例 6/14 : ①参照)</p> <p>⑦改造工事を行う設備(既工事計画書の本文記載事項の変更を伴うもの)</p> <p>(b) 従前の規制範囲内での記載の適正化を行う設備の仕様については、「変更前」に記載し「変更後」には「変更なし」を記載する。</p>	<p>・設計基準対処施設として新たに設工認手続き対象となる設備はないため、記載しない。</p> <p>・機器クラス区分が存在しないため、記載しない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(d) 重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用する設備については「変更前」に仕様を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。この場合、当該設備がどちらの機能を有するかの識別は、基本設計方針の「主要設備リスト」で行う。 (別紙1 記載例 3/12 : ③参照)</p> <p>(e) 今回の手続き対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「変更前」に仕様を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載した上で、名称欄に注記を付記し「手続き対象外」である旨を記載する。 また、「申請範囲」に手続き対象外である旨を記載する。 (例) 貯蔵ピット (手続き対象外)</p> <p>(f) 今回の手続きに関与しない設備については、仕様表の記載の適正化は行わない。</p> <p>(g) 記載の適正化として「変更前」に記載する際に、建設時の設工認等を出典として記載する場合において、既設工認本文に記載がないため添付書類又は添付図面を出典とする場合は、その添付書類又は添付図面が添付されている既設工認申請書の「認可年月日」、「認可番号」及び「添付書類又は添付図面の名称」を記載する。 既設工認の参考資料については、出典として使用しないこととする。 例：注記 *1：既設工認に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号にて認可された設工認の〇〇による。 (別紙1 記載例 8/12 : ①参照)</p>	<p>(c) 従前の規制範囲と整合させるために非主配管化する範囲については、「変更前」に既工事計画書の値を記載し、「変更後」を「-」とした上で、注記を付記し「記載の適正化を行う」旨を記載する。 (別紙1 記載例 7/14 : ①参照)</p> <p>(d) 重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用する設備については「変更前」に仕様を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。この場合、当該設備がどちらの機能を有するかの識別は、基本設計方針の「主要設備リスト」で行う。 (別紙1 記載例 1/14 : ③参照)</p> <p>(e) 今回の手続き対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「変更前」に仕様を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載した上で、名称欄に注記を付記し「手続き対象外」である旨を記載する。 また、「申請範囲」に手続き対象外である旨を記載する。 (例) 〇〇ポンプ (手続き対象外)</p> <p>(f) 今回の手続きに関与しない設備については、要目表の記載の適正化は行わない。</p> <p>(g) 記載の適正化として「変更前」に記載する際に、建設時の工事計画書等を出典として記載する場合において、既工事計画書本文に記載がないため添付書類又は添付図面を出典とする場合は、その添付書類又は添付図面が添付されている既工事計画認可申請書の「認可年月日」、「認可番号」及び「添付書類又は添付図面の名称」を記載する。 既工事計画書の参考資料については、出典として使用しないこととする。 例：注記 *1：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇資序第〇〇号にて認可された工事計画の〇〇による。 (別紙1 記載例 1/14 : ④参照)</p>	<p>・非主配管化する設備はないため、記載しない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(h) 既設工認本文の記載事項の記載の適正化を行う場合は、これらの許認可情報は記載せず、「既設工認」の記載を注記に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 例：注記 *1：記載の適正化を行う。既設工認には「〇〇」と記載。 (別紙1 記載例 9/12 : ①参照) </div> <p>(i) 既設工認に設備自体の記載がないものを「変更前」に記載する場合は、「名称」欄又は「変更前」欄に注記を付記し、その設備仕様一式そのものが既設工認に記載がないことを示す。 (別紙1 記載例 9/12 : ②参照)</p> <p>(j) 既設工認に記載された主配管の「区間」において「〇〇ポンプから△△配管合流部まで」などと記載されている場合は「〇〇ポンプ～△△配管合流部」と記載を修正する。ただし、「区間」の範囲の見直しを伴わない修正である場合は注記を付記しない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 例：〇〇ポンプから△△配管合流部まで ↓ 〇〇ポンプ～△△配管合流部 </div> <p>(k) 設工認に記載のある機器等を廃止手続きする際の記載については、「変更後」に、「撤去」または「廃止」を記載する。なお、改造にあたってポンプは変更後に「-」を記し、注記を付記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「撤去」と記載する場合：今回の申請において機器等の撤去を行うもの。 ・「廃止」と記載する場合：今回の申請においては、機器等の撤去は行わず、廃止手続きを行うもの。 	<p>(h) 既工事計画書本文の記載事項の記載の適正化を行う場合は、これらの許認可情報は記載せず、「既工事計画書」の記載を注記に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 例：注記 *1：記載の適正化を行う。既工事計画書には「〇〇」と記載。 (別紙1 記載例 1/14 : ⑤参照) </div> <p>(i) 既工事計画書に設備自体の記載がないものを「変更前」に記載する場合は、「名称」欄又は「変更前」欄に注記を付記し、その設備仕様一式そのものが既工事計画書に記載がないことを示す。 (別紙1 記載例 8/14 : ①参照)</p> <p>(j) 既工事計画書に記載された主配管の「区間」において「〇〇ポンプから△△配管合流部まで」などと記載されている場合は「〇〇ポンプ～△△配管合流部」と記載を修正する。ただし、「区間」の範囲の見直しを伴わない修正である場合は注記を付記しない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 例：〇〇ポンプから△△配管合流部まで ↓ 〇〇ポンプ～△△配管合流部 </div> <p>(k) 工事計画書に記載のある機器等を廃止手続きする際の記載については、「変更後」に、「撤去」または「廃止」を記載する。なお、改造にあたって別表第一対象外のポンプは変更後に「-」を記し、注記を付記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「撤去」と記載する場合：今回の申請において機器等の撤去を行うもの。 ・「廃止」と記載する場合：今回の申請においては、機器等の撤去は行わず、廃止手続きを行うもの。 <p style="text-align: right;">(別紙1 記載例 9/14 : ①参照) 記載例 10/14 : ①参照)</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手順ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>e. 重大事故等対処設備としての使用時における値について</p> <p>(a) 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件(温度, 圧力)が設計基準対象施設としての設計条件を超える設備については、その超える部分の仕様を併記する。この際、上段を設計基準対象施設としての値、下段に()書きで重大事故等対処設備としての使用時における値とし、注記を付記して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。</p> <p>なお、耐圧要求がない既設の設計基準対象施設については、既設工認において仕様表上で使用条件(温度, 圧力)を示していないことから、重大事故等時における使用条件のみを記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 7/12 : ②参照)</p>	<p>(1) 別表第一に該当する取替対象設備については、「変更後」に取替えを実施する旨を注記に記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 11/14 : ①参照)</p> <p>d. 同じ設備区分で同一機器を異なる用途で使用する場合の記載について</p> <p>計測制御系統施設の原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の起動信号に記載される検出器のように、異なる用途に対し同一の検出器を使用する場合は兼用とはならないが、使用する全ての用途が明確となるよう、注記を付記し、互いの関連付けを行う。</p> <p>(別紙1 記載例 12/14 : ①参照)</p> <p>e. 重大事故等対処設備としての使用時における値について</p> <p>(a) 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件(温度, 圧力)が設計基準対象施設としての設計条件を超える設備については、その超える部分の仕様を「変更後」に記載する。この際、上段を設計基準対象施設としての値、下段を重大事故等対処設備としての使用時における値とし、注記を付記して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 6/14 : ②参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取替対象設備はないため、記載しない。 同じ設備区分で同一機器を異なる用途で使用する設備はないため、記載しない。 DB 設備として、使用条件が示されていない場合があるため、記載を追加。

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲 (前略) また、配管等の「厚さ」、熱交換器 (蒸気発生器を含む)、ポンプ、圧縮機、容器その他の機器等の「容量」および熱交換器 (蒸気発生器含む) の「伝熱面積」等については、当該機器等の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認したもの (以下「設計確認値」という。) と公称値を併記することとし、設計確認値の記載については、「○以上」又は「○以下」のように、下限又は上限である旨を明記してもよいこととする。その他、技術基準規則の規定内容に加え、以下の内容を踏まえて記載するものとする。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備としてのみ使用する設備については、「最高使用圧力」及び「最高使用温度」(ポンプ等については「容量」,「揚程」も含む) の項目欄に注記を付して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。 (別紙1 記載例 6/12 : ②参照)</p> <p>f. 設計確認値</p> <p>(a) ポンプ, 熱交換器, 容器等の容量, 熱交換器等の伝熱面積及び JIS 配管を除く配管等の厚さについては「設計確認値」及び「公称値」を記載する。ただし, 設計図書等にて「設計確認値」が明記されていない場合は, 「公称値」と同一値を記載する。 また, 従来, 「設計確認値」のみを記載していたものについては, 原則, 同一の値を「公称値」として記載する。 ただし, 安全弁・逃がし弁のリフト量, 主要弁の弁箱厚さ及び弁蓋厚さ等の機器仕様上の最小値を記載している場合は「設計確認値」のみ記載する。 (別紙1 記載例 7/12 : ③参照)</p> <p>(b) 「設計確認値」及び「公称値」を併記する場合は, 「設計確認値」の後に括弧を付して「公称値」を記載し, 注記を付して「公称値」である旨を記載する。 (別紙1 記載例 7/12 : ③参照)</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備としてのみ使用する設備については、「最高使用圧力」及び「最高使用温度」(ポンプ等については「容量」,「揚程」も含む) の項目欄に注記を付して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。また, 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に, 機器クラス区分が変更になることで, 記載が追加された管継手についても重大事故等対処設備としてのみ使用する設備として, 「最高使用圧力」及び「最高使用温度」の項目欄に注記を付して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。 (別紙1 記載例 2/14 : ④参照) (別紙1 記載例 4/14 : ②参照)</p> <p>f. 設計確認値</p> <p>(a) ポンプ, 熱交換器, 容器等の容量, 熱交換器等の伝熱面積及び J I S 配管を除く配管等の厚さについては「設計確認値」及び「公称値」を記載する。ただし, 設計図書等にて「設計確認値」が明記されていない場合は, 「公称値」と同一値を記載する。 また, 従来, 「設計確認値」のみを記載していたものについては, 原則, 同一の値を「公称値」として記載する。 ただし, 安全弁・逃がし弁のリフト量, 主要弁の弁箱厚さ及び弁蓋厚さ等の機器仕様上の最小値を記載している場合は「設計確認値」のみ記載する。 (別紙1 記載例 1/14 : ⑥参照)</p> <p>(b) 「設計確認値」及び「公称値」を併記する場合は, 「設計確認値」の後に括弧を付して「公称値」を記載し, 注記を付して「公称値」である旨を記載する。 (別紙1 記載例 1/14 : ⑥参照)</p>	<p>・機器クラス区分が存在しないため, 記載しない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>g. 材料記号の記載</p> <p>(a) J I S規格に基づく材料記号の記載 (施設時の J I S規格に基づく材料記号を記載する。)</p> <p>①設備の施設以降に, J I S規格改定により材料記号が変更されたものであっても, 今回の申請において施設時の J I S材料記号を記載する。</p> <p>②既設設備の一部に最新の J I S規格が使用されたものは, 今回の申請において施設時の J I S材料記号と最新の J I S材料記号をそれぞれ記載する。</p> <p>(b) J I S規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>①企業のプライベート規格を使用している一般産業品については, 使用している材料を総称する一般名を記載する。</p> <p>h. 個数</p> <p>(a) 技術基準規則上, 予備を必要とする設備については, 括弧外に必要な数を記載し, 括弧内に予備数を併記する。予備数の記載については, (別紙1 記載例 10/12 : ①参照)</p> <p>なお, 可搬型の主配管については, 後述の「(2) 個別設備の記載 b. 個別事項 (配管), (c) 可搬型主配管」に示す。</p> <p>i. 取付箇所</p> <p>(a) 常設設備 (可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備を含む。) の取付箇所については「系統名 (ライン名)」、「設置床」、「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載する。</p> <p>なお, 内部溢水防護の要求がない廃棄物管理施設は取付箇所を記載しない。また, 安重設備がなく, 溢水防護上の区画番号がない加工施設は, 「設置床 (室名称)」、「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載する。</p>	<p>g. 材料記号の記載</p> <p>(a) J I S規格に基づく材料記号の記載 (施設時の J I S規格に基づく材料記号を記載する。)</p> <p>①設備の施設以降に, J I S規格改定により材料記号が変更されたものであっても, 今回の申請において施設時の J I S材料記号を記載する。</p> <p>②既設設備の一部に最新の J I S規格が使用されたものは, 今回の申請において施設時の J I S材料記号と最新の J I S材料記号をそれぞれ記載する。</p> <p>(b) J I S規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>①企業のプライベート規格を使用している一般産業品については, 使用している材料を総称する一般名を記載する。</p> <p>h. 個数</p> <p>(a) 可搬型設備のうち技術基準規則上, 予備を必要とする設備については, 括弧外に必要な数を記載し, 括弧内に予備数を併記する。 (別紙1 記載例 4/14 : ③参照)</p> <p>なお, 可搬型の主配管については, 後述の「(2) 個別設備の記載, b. 個別事項 (配管), (c) 可搬型主配管」に示す。</p> <p>i. 取付箇所</p> <p>(a) 常設設備 (可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備を含む。) の取付箇所については「系統名 (ライン名)」、「設置床」、「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載する。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>①「属する系統の機能の独立性」の確認のため、仕様表へ「系統名(ライン名)」を記載し、「系統図」との関連付けを行う。ポンプ A, B や弁 A, B, C 等の複数機器を 1 件の仕様表に記載する場合には、その機器毎に「系統名(ライン名)」を記載する。なお、系統に接続されない機器(クレーン等)は「-」とする。</p> <p>(詳細は別紙 3 参照)</p> <p>②「位置的分散」の確認のため、仕様表へ「設置床」を記載し、「配置図」との関連付けを行う。記載欄には「建屋名称」及び機器等の「設置床レベル」を記載する。</p> <p>(詳細は別紙 3 参照)</p> <p>③「〇〇施設の溢水による損傷の防止に関する説明書」の「防護対象設備リスト」及び「防護区画図面」との関連付けを行うため、仕様表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。</p> <p>なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。</p> <p>(詳細は別紙 3 参照)</p> <p>④溢水防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定した上で、裕度を設定して仕様表へ「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。</p> <p>新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。</p> <p>なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。</p> <p>(詳細は別紙 3 参照)</p>	<p>①「属する系統の機能の独立性」の確認のため、要目表へ「系統名(ライン名)」を記載し、「系統図」との関連付けを行う。ポンプ A, B や弁 A, B, C 等の複数機器を 1 件の要目表に記載する場合には、その機器毎に「系統名(ライン名)」を記載する。なお、系統に接続されない機器(クレーン等)は「-」とする。</p> <p>(詳細は別紙 3 参照)</p> <p>②「位置的分散」の確認のため、要目表へ「設置床」を記載し、「配置図」との関連付けを行う。記載欄には「建屋名称」及び機器等の「設置床レベル」を記載する。</p> <p>(詳細は別紙 3 参照)</p> <p>③「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」の「防護対象設備リスト」及び「防護区画図面」との関連付けを行うため、要目表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。</p> <p>なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。</p> <p>(詳細は別紙 3 参照)</p> <p>④溢水防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定した上で、裕度を設定して要目表へ「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。</p> <p>新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。</p> <p>なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。</p> <p>(詳細は別紙 3 参照)</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(b) 可搬型設備の取付箇所については、「保管場所」及び「取付箇所」を記載する。</p> <p>①屋外の可搬型設備の「保管場所」は、保管場所の設置床高さ及び保管場所が特定可能な記載とする。この場合、移動可能な設備であることを考慮し設置床高さには「約」を付記する。なお、設置床高さの表記方法については、事業変更許可申請書に準じる。 (別紙1 記載例 10/12 : ②参照)</p> <p>②屋外の可搬型設備の「取付箇所」は、取付箇所の設置床高さ及び取付箇所が特定可能な記載とする。 (別紙1 記載例 10/12 : ③参照)</p> <p>③可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備については、一部常設箇所の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載し、その旨が分かるよう注記を付記する。</p> <p>④可搬型ホースについて、複数の敷設ルートがある場合には、敷設距離が最長となるルートについて注記で記載する。また、複数の長さのホースを組み合わせる場合は、その内訳を注記で記載する。 (詳細は別紙4参照)</p>	<p>(b) 可搬型設備の取付箇所については、「保管場所」及び「取付箇所」を記載する。</p> <p>①屋外の可搬型設備の「保管場所」は、保管場所の設置床高さ及び保管場所が特定可能な記載とする。この場合、移動可能な設備であることを考慮し設置床高さには「約」を付記する。なお、設置床高さの表記方法については、設置変更許可申請書に準じる。 (別紙1 記載例 4/14 : ④参照)</p> <p>②屋外の可搬型設備の「取付箇所」は、取付箇所の設置床高さ及び取付箇所が特定可能な記載とする。 (別紙1 記載例 4/14 : ⑤参照)</p> <p>③可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備については、一部常設箇所の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載し、その旨が分かるよう注記を付記する。</p> <p>④可搬型ホースについて、複数の敷設ルートがある場合には、敷設距離が最長となるルートについて注記で記載する。また、複数の長さのホースを組み合わせる場合は、その内訳を注記で記載する。 (詳細は別紙4参照)</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>j. S I 単位換算</p> <p>(a) 既設工認に記載がある設備のうち、S I 単位で記載されていないものについては、S I 単位に換算した値を記載し、注記を付して「S I 単位に換算した」旨を記載する。</p> <p>k. 使用前検査未完了の工事</p> <p>(a) 新規制施行前に工事の計画の認可又は届出した工事のうち、使用前検査に合格していないもので、今回の一体工事として手続きするものについては、「基本設計方針の変更の工事」として扱う。この場合、「変更前」に認可又は届出後の仕様を記載し、注記で基本設計方針の変更である旨の記載を行う。</p> <p>例：届出した工事</p> <p>注記 *1：記載内容は、既設工認（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け原発本第〇〇〇号工事計画届出書）による。なお、本設工認は、届け出した設計及び工事の計画に対して基本設計方針の変更を行うことに伴い申請するものである。</p> <p>(b) 今回の一体工事として手続きしないものについては、別途、「設工認」の「変更認可申請」、「変更届出」等の手続きを行う。そのため、これらに係る設備のうち今回の一体工事の手続きとして必要となるものは、仕様表に記載するものとする。その場合において注記は記載しない。</p>	<p>j. S I 単位換算</p> <p>(a) 既工事計画書に記載がある設備のうち、S I 単位で記載されていないものについては、S I 単位に換算した値を「変更前」に記載し、注記を付して「S I 単位に換算した」旨を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 7 / 14 : ②参照)</p> <p>k. 使用前検査未完了の工事</p> <p>(a) 新規制施行前に工事の計画の認可又は届出した工事のうち、使用前検査に合格していないもので、今回の一体工事として手続きするものについては、「基本設計方針の変更の工事」として扱う。この場合、「変更前」に認可又は届出後の仕様を記載し、注記で基本設計方針の変更である旨の記載を行う。</p> <p>例：届出した工事</p> <p>注記 *1：記載内容は、既工事計画書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け原発本第〇〇〇号工事計画届出書）による。なお、本工事計画書は、届け出した工事計画に対して基本設計方針の変更を行うことに伴い申請するものである。</p> <p>(b) 今回の一体工事として手続きしないものについては、別途、「工事計画」の「変更認可申請」、「変更届出」等の手続きを行う。そのため、これらに係る設備のうち今回の一体工事の手続きとして必要となるものは、要目表の「変更前」部分に「既に認可を受けた」工事計画の「変更前」の部分を記載するものとする。その場合において注記は記載しない。</p>	

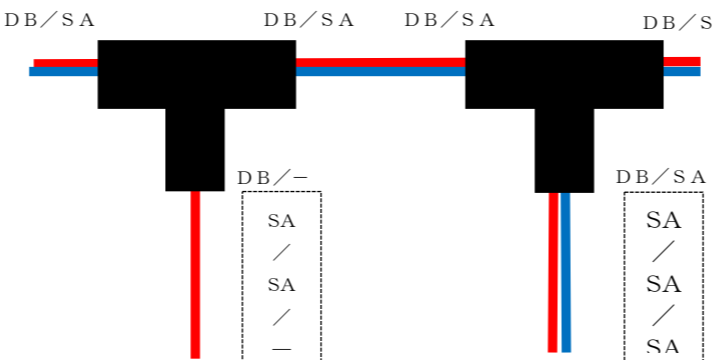
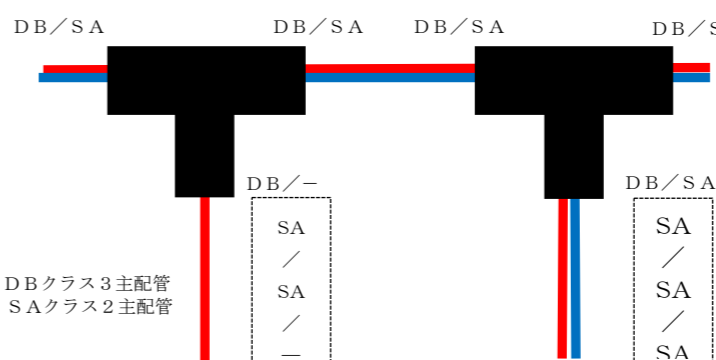
発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>1. 防護上の配慮が必要な設備</p> <p>(a) 耐震基準変更に伴う耐震Sクラス設備, 溢水防護上の配慮が必要となる防護対象設備, 竜巻, 火山又は外部火災等における防護対象であって仕様表記載対象設備の場合は, 基準変更対応としての手続き対象設備として仕様表に記載する。</p> <p>m. 機能及び使用方法が同じ設備を複数台保有する場合の名称</p> <p>(a) 再循環系ポンプや逃がし安全弁等, 機能及び使用方法が同じ設備を複数保有する場合の名称は, 「A」, 「B」, 「C」等の個体識別を記載せず, 設備名称のみ記載する。</p> <p style="text-align: center;">(例) ○○建屋非常用蓄電池 A, B ↓ 仕様表記載名称「○○建屋非常用蓄電池」</p> <p>(b) 弁については弁番号で記載することとし, 個体識別を付記した設備名称を記載する。なお, 機能及び使用方法が同じ設備についてはまとめて記載する。</p> <p>(例) 仕様表記載名称「○○弁 (○○-W○○)」</p> <p>n. 竜巻, 内部溢水評価等の制約により分散配置を必要とする設備については, 仕様表の取付箇所 (保管場所) 欄に分散して保管する旨を記載する。(可搬型中型移送ポンプ等)</p>	<p>1. 防護上の配慮が必要な設備</p> <p>(a) 耐震基準変更に伴う耐震Sクラス設備, 共振の影響を受ける耐震Bクラス設備, 溢水防護上の配慮が必要となる防護対象設備, 竜巻, 火山又は外部火災等における防護対象であって別表第二の要目表対象設備の場合は, 基準変更対応としての手続き対象設備として要目表に記載する。</p> <p>m. 機能及び使用方法が同じ設備を複数台保有する場合の名称</p> <p>(a) 再循環系ポンプや逃がし安全弁等, 機能及び使用方法が同じ設備を複数保有する場合の名称は, 「A」, 「B」, 「C」等の個体識別を記載せず, 設備名称のみ記載する。</p> <p style="text-align: center;">(例) 保有設備「再循環系ポンプ A, B」 ↓ 要目表記載名称「再循環系ポンプ」</p> <p>(b) 弁については弁番号で記載することとし, 個体識別を付記した設備名称を記載する。なお, 機能及び使用方法が同じ設備についてはまとめて記載する。</p> <p>(例) 要目表記載名称「E12-F017A, B」</p> <p>n. 竜巻, 内部溢水評価等の制約により分散配置を必要とする設備については, 要目表の取付箇所 (保管場所) 欄に分散して保管する旨を記載する。(可搬型代替注水中型ポンプ等)</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
<p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、同表の上欄で示している発電用原子炉施設の種類として、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他発電用原子炉の附属施設に区分し、設備ごとに熱交換器、ポンプ、容器、貯蔵槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルター等の機器等を記載することとされている。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設ごとに設備及び機器等の記載要求範囲を示す。</p>	<p>(2) 個別設備の記載</p> <p>a. 個別事項（機器）</p> <p>(a) 安全上重要な施設の作動設定値において、既設の検出器を重大事故等対処設備として兼用し、ロジック回路のみ新たに構成する場合については、変更後の設備仕様を記載する。この場合、検出器は既設であること及び兼用であることを注記する。</p> <p>(b) 計測制御系統施設及び放射線管理施設については「計測範囲」及び「警報動作範囲」を記載するが、設計基準対象施設、重大事故等対処設備ともに技術基準規則で要求されている計測装置のみ適用し、計測範囲や警報動作を適用しない設備については、「－」とする。なお、既設工認の記載の適正化を行い「－」と記載する場合は、注記を付記して、警報動作を適用しない旨を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 11/12 : ①参照)</p> <p>(c) 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において考慮する生体遮蔽装置について</p> <p>中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において解析上遮蔽として考慮する壁等については、「中央制御室遮蔽」又は「緊急時対策所遮蔽」として記載する。</p>	<p>(2) 個別設備の記載</p> <p>a. 個別事項（機器）</p> <p>(a) 工学的安全施設等の作動設定値において、既設の検出器を重大事故等対処設備として兼用し、ロジック回路のみ新たに構成する場合については、「変更前」を「－」とし、「変更後」に設備仕様を記載する。この場合、検出器は既設であること及び原子炉非常停止信号の検出器と兼用であることを注記する。</p> <p>(b) 非常用電源設備以外のポンプ車等に付属するポンプ駆動用の燃料タンク（車付タンク）については、補機駆動用燃料設備に記載する。また、ディーゼル機関を駆動源とする消火ポンプの燃料タンクも同様とする。</p> <p>(c) 「別表第二」記載事項のうち計測制御系統施設及び放射線管理施設に記載されている「警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。」については、設計基準対象施設、重大事故等対処設備ともに技術基準規則で要求されている計測装置のみ適用し、警報動作を適用しない設備については、「－」とする。なお、既工事計画書の記載の適正化を行う場合は、注記を付記して、警報動作を適用しない旨を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 13/14 : ①参照)</p> <p>(d) 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において考慮する生体遮蔽装置について</p> <p>中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において解析上遮蔽として考慮する壁等については、「中央制御室遮蔽」、「中央制御室待避室遮蔽」、「二次遮蔽」又は「緊急時対策所遮蔽」として記載する。</p>	<p>・該当する機器が存在しないため、記載しない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>b. 個別事項 (配管)</p> <p>(a) 仕様表名称 主配管については用途, 使用範囲等の明確化のため, 以下の範囲で名称を細分化する。</p> <p>①設計基準対象施設のみの境界 ②重大事故等対処設備のみの境界 ③重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので, 設計基準対象施設としての仕様から変更がない境界 ④重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので, 設計基準対象施設としての仕様から変更がある境界 ⑤兼用設備の境界 ⑥耐震重要度分類Sクラスの境界 ⑦主配管と非主配管の境界</p> <p>(b) 管継手</p> <p>①既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に, 記載が追加された管継手は注記で管継手が配管に含まれる旨を記載するとともに「既設」である旨を記載する。 また, 上記のうち「T継手」については, 重大事故等時に使用する流路に対して仕様を記載する。即ち, T継手の分岐部が設計基準対象施設上は主配管であっても, 当該分岐部が重大事故等時に使用しない流路である場合は, 当該T継手の分岐部は「-」とする。</p> 	<p>b. 個別事項 (配管)</p> <p>(a) 要目表名称 主配管については用途, 使用範囲等の明確化のため, 以下の範囲で名称を細分化する。</p> <p>①設計基準対象施設のみの境界 ②重大事故等対処設備のみの境界 ③重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので, 設計基準対象施設としての仕様から変更がない境界 ④重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので, 設計基準対象施設としての仕様から変更がある境界 ⑤兼用設備の境界 ⑥耐震重要度分類Sクラスの境界 ⑦主配管と非主配管の境界</p> <p>(b) 管継手</p> <p>①既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に, 機器クラス区分が変更になることで, 記載が追加された管継手は「変更前」を「-」とし, 「変更後」に管継手の仕様を記載し, 注記で「既設」である旨を記載する。 また, 上記のうち「T継手」については, 重大事故等時に使用する流路に対して仕様を記載する。即ち, T継手の分岐部が設計基準対象施設上は主配管であっても, 当該分岐部が重大事故等時に使用しない流路である場合は, 当該T継手の分岐部は「-」とする。</p> 	<p>備考</p> <p>・管継手の扱いについては, 別添3に記載。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(c) 可搬型主配管</p> <p>①可搬型主配管のうち、可搬型ホースについては、接続する箇所が分かるような名称にするとともに、ホース1本当たりの長さを名称へ記載する。</p> <p>(例) ○○ライン△△用□□m ホース (別紙1 記載例 12/12 : ①参照)</p> <p>②外径が記載できない可搬型主配管の外径については、呼び径を記載し、その旨を注記する。 (別紙1 記載例 12/12 : ②参照)</p> <p>③厚さが記載できない可搬型主配管の厚さは「-」を記載し、その旨を注記する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>注記 1) : メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。</p> </div> <p>(別紙1 記載例 12/12 : ③参照)</p>	<p>②既設の設計基準対象施設のクラス2配管の管継手に関しては、既工事計画書に記載されていないもので新規制においても主配管に該当する場合は、記載の適正化として「変更前」に管継手を追記し、その旨を注記で記載する。</p> <p>③管にエルボを含む場合は、その厚さが配管と同等以上である旨を注記で記載する。</p> <p>(c) 可搬型主配管</p> <p>①可搬型主配管のうち、可搬型ホースについては、接続する箇所が分かるような名称にするとともに、ホース1本当たりの長さを名称へ記載する。</p> <p>(例) ○○ライン△△用□□m ホース (別紙1 記載例 14/14 : ①参照)</p> <p>②外径が記載できない可搬型主配管の外径については、呼び径を記載し、その旨を注記する。 (別紙1 記載例 14/14 : ②参照)</p> <p>③厚さが記載できない可搬型主配管の厚さは「-」を記載し、その旨を注記する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>注記 *1 : メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。</p> </div> <p>(別紙1 記載例 14/14 : ③参照)</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>④可搬型主配管の「個数」,「取付箇所」欄の記載について可搬型主配管の「個数」欄及び「取付箇所」欄への記載方法を,別紙4に示す。なお,詳細な個数の内訳は「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に記載する。</p>	<p>・非常用発電装置の常設ホースの記載は,以下とする。</p> <div data-bbox="1926 380 2454 695" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注記 *1: メーカー仕様によるものとし,「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」に基づき,規定の圧力まで昇圧した後,適切な時間保持したとき,これに耐え,また規定の圧力で点検を行ったとき,漏えいがないものを使用する。</p> </div> <p>④可搬型主配管の「個数」,「取付箇所」欄の記載について可搬型主配管の「個数」欄及び「取付箇所」欄への記載方法を,別紙4に示す。なお,詳細な個数の内訳は「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に記載する。</p>	<p>・既認可において,ディーゼル発電機の配管の厚さについては記載されていることから,本内容は記載しない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
<p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、同表の上欄で示している発電用原子炉施設の種類の種類として、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他発電用原子炉の附属施設に区分し、設備ごとに熱交換器、ポンプ、容器、貯蔵槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルタ等の機器等を記載することとされている。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設ごとに設備及び機器等の記載要求範囲を示す。</p> <p>また、兼用するもの（複数の設備の機能を持ったものをいう。）、共用するものがある場合には、主たる機能に関する設備の区分で機器等を記載し、その他の機能に関する設備の区分においては、主たる機能に関する設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載することで機能を有する範囲を明確にすれば、必ずしもそれぞれの設備区分で同じ記載をする必要はないものとする。ただし、設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異なる場合には、関係する設備区分での記載を網羅する必要があり、どの区分に対応した記載内容かを付記するものとする。</p>	<p>(2) 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>再処理規則第2条に規定される再処理施設、加工規則第3条の2の2に規定される加工施設の種類の種類、廃棄物管理規則第4条に規定される特定廃棄物管理施設の種類の種類に基づき、区分し、設備ごとに熱交換器、ポンプ、容器、貯槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルタ等の機器等を記載する。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設ごとに設備及び機器等の記載要求範囲を示す。</p> <p>また、兼用するもの（複数の設備の機能を持ったものをいう。）、共用するものがある場合には、主たる機能に関する設備の区分で機器等を記載し、その他の機能に関する設備の区分においては、主たる機能に関する設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載することで機能を有する範囲を明確にすれば、必ずしもそれぞれの設備区分で同じ記載をする必要はないものとする。ただし、設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異なる場合は、関係する設備区分での記載を網羅する必要があり、どの区分に対応した記載内容かを付記するものとする。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>(個別機器等事項)</p> <p>A. 主配管</p> <p>通常運転状態、工学的安全施設の作動状態又は重大事故等時においてその配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる配管をいう。使用済樹脂移送配管のように、流体が常時流れないものも含むこととする。</p> <p>ただし、放射線管理施設の換気設備においては、事故時において公衆並びに中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の従事者等の放射線障害の防止の機能として必要なもので他の設備に属さないものとする。</p> <p>本流が流れる箇所の管継手も主配管とし、要目表に記載する必要があるが、クラス3管、重大事故等クラス3管又は発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号。以下「火力省令」という。)を準用する管に接続する管継手であって、JIS規格若しくは設計・建設規格に適合し、管と同等以上の肉厚を有するもの又はそれらと同等の保安水準の確保が達成できるものにあつては、要目表への記載を必要としないこととする。</p> <p>また、クラス1管、クラス2管、重大事故等クラス1管又は重大事故等クラス2管であつて、母管から分岐する主配管に接続するための管台については、要目表に明記することとする。</p> <p>テストライン、ミニマムフローライン、バイパスライン(沸騰水型発電用原子炉施設に係るタービンバイパスラインは除く。)、循環ライン(容器の攪拌を目的とするライン)、ドレンライン、ベントライン及び計装ラインは主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが、主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価対象となるほか、系統図において必要な仕様(外径、厚さ及び材料等)を記載することとする。</p>	<p>(個別機器等事項)</p> <p>A. 主配管</p> <p>通常運転状態、安全上重要な施設の作動状態又は重大事故等時においてその配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる配管をいう。液体廃棄物の移送配管のように、流体が常時流れないものも含むこととする。</p> <p>なお、安全上重要な施設がない加工施設においては、事業変更許可申請書において主要配管としている第1類、第2類の配管を主配管とする。</p> <p><u>管継手及び管台については、原則として、JIS規格品又はJIS規格相当品の場合は、仕様表への記載を必要としないこととし、特殊な異材継手等の管継手及び管台については、仕様表へ記載することとする。</u></p> <p>テストライン、ミニマムフローライン、バイパスライン、循環ライン(容器の攪拌を目的とするライン)、ドレンライン、ベントライン及び計装ラインは主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが、主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価対象となるほか、系統図において必要な仕様(外径、厚さ及び材料等を記載することとする。</p>		<p>・管継手の扱いについては、別添3に記載。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>B. 主要弁 主配管に施設する弁のうち、「原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁」、「原子炉非常停止信号又は工学的安全施設等起動（作動）信号により直接作動する自動操作弁（原子炉格納容器バウンダリの隔離弁を含む。）」及び「加圧水型発電用原子炉施設の主蒸気逃がし弁（設置許可基準規則第2条第2項第14号の重大事故等対処設備として最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備として機能するもの）」をいう。</p> <p>C. 安全弁及び逃がし弁 通常運転状態、工学的安全施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において、容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃がし弁をいう。</p> <p>D. フィルター 規則別表第2において「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。」又は「従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。」とされており、気体状の放射性ヨウ素を除去するよう素（チャコール）フィルター及び放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターを記載する必要がある。 「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」としては、環境へ排気することを想定した系統（循環運転が基本であっても排気筒等へ接続する排気系統を有するものを含む。）で、放射性物質の放出を抑制、低減、又は除去するために設置するものとする。ただし、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として給気側に設置するものは「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」には含めない。</p>	<p>B. 主要弁 主配管に施設する弁のうち、再処理施設においては「計測制御系統施設の熱的、化学的及び核的制限値を維持するために作動信号により自動的に操作することにより設備を停止するための弁」、「安全保護回路の作動信号により自動的に動作することにより設備を停止するための弁」及び「臨界検知用放射線検出器により臨界を検知し、臨界事故の発生の可能性がある機器に対して可溶性中性子吸収材を自動的に供給するための弁」をいう。 MOX 燃料加工施設においては、安全上重要な施設のうち、「熱的、化学的及び核的制限値を維持するために作動信号により自動的に動作することにより設備を停止等するための弁で、技術基準の警報設備等に該当するもの」、「重大事故等対処施設のうち遠隔消火設備の作動弁」とする。</p> <p>C. 安全弁及び逃し弁 通常運転状態、安全上重要な施設の作動状態または重大事故等対処設備の作動状態において、容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃し弁をいう。</p> <p>D. フィルタ 「環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くする。」目的で、気体状の放射性ヨウ素を除去するよう素フィルタ、放射性微粒子を除去する高性能粒子フィルタ及びミストフィルタを記載する必要がある。 「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」としては、環境へ排気することを想定した系統（循環運転が基本であっても排気筒等へ接続する排気系統を有するものを含む。）で、放射性物質の放出を抑制、低減、又は除去するために設置するものとする。ただし、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として給気側に設置するものは「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」には含めない。</p>		<p>・発電炉固有の設備であるため、記載しない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>E. 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリについては技術基準規則に定めるものとし、原子炉格納容器バウンダリについては、原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリの範囲を定める規程（J E A G 4 6 0 2 - 2 0 0 4 日本電気協会）に定めるものをいう。</p> <p>F. 非常用のもの</p> <p>規則別表第 1 又は別表第 2 の原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他発電用原子炉の附属施設の非常用電源設備で記載されており、設計基準事故時に機能が要求される機器等にあつては施設ごとに以下のものをいう。また、重大事故等対処設備を構成する機器等も含むものとする。（下表省略）</p> <p>(個別施設事項) (以降、施設名を記載し、文章は省略)</p> <p>G. 原子炉本体</p> <p>H. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>I. 原子炉冷却系統施設</p> <p>J. 計測制御系統施設</p> <p>K. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>L. 放射線管理施設</p> <p>M. 原子炉格納施設</p> <p>N. その他発電用原子炉の附属施設</p>	<p>D. 非常用のもの</p> <p>再処理施設にあつては、計測制御系統施設のうち、事故時のプラント状態の把握機能を有する安全上重要な施設及び中央制御室に設置する換気設備、放射線管理施設のうち、事故時のプラント状態の把握機能を有する安全上重要な施設、その他再処理施設の附属施設のうち、安全上重要な施設へ給電する電気設備及び安全上重要な施設へ冷却水を供給することにより、機能を間接的に果たすもの（非常用電源設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む）をいう。</p> <p>加工施設にあつては、事業変更許可申請書の「その他の加工施設の構造及び設備」の「非常用設備の種類」による。また、重大事故等対処設備を構成する機器等を含むものとする。</p>		<p>・規則別表第 1 及び別表第 2 がないものの、ガイドに記載の設備を参考に再処理施設の設備を記載。</p> <p>・仕様表作成に関連しないため、記載しない。</p>

仕様表の記載項目の選定については、様式-6, 7を用いた抽出方法を検討中。
添付-1については、以降同様。

添付-1 (1/45)

仕様表の記載項目 (機器分類: 建物・構築物)

既設工認		仕様表項目案			発電炉工認					
d. 設計条件及び仕様										
名	称	ガラス固化体貯蔵建屋			名称	変更前	変更後			
設計条件	耐震クラス	—*			名称	貯蔵区域しゃへい ¹⁾	原子炉建屋原子炉棟 ^{*1}			
	放射線防護 (しゃへい体の材料及び寸法)	材料: 普通コンクリート 寸法: 放射線防護の必要厚さを満足するものとする。			種類 (主要構造)	—	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)			
設計仕様	基礎及び構造の種類	基礎: 鉄筋コンクリート造 (べた基礎) 上部構造: 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)			主要寸法	壁厚さ	東壁	mm	205 ¹⁾	変更なし
	主要寸法	南北方向: 47.0m (外壁外面寸法) 東西方向: 48.0m (外壁外面寸法) 階数: 地上2階, 地下2階 高さ: 地上139.9m (冷却空気出口シャフトは、地上38.7m)					西壁	mm	195 ¹⁾	
							南壁	mm	185 ¹⁾	
							北壁	mm	205 ¹⁾	
主要材料	鉄筋: JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) に定めるSD35 鋼材: JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) に定めるSS41及びJIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) に定めるSM41A, SM50A コンクリート: JASS5Nの規定によるコンクリート 設計基準強度 300kgf/cm ³			天井			mm	190 ¹⁾		
添付図 (建物各階平面図, 建物断面図)	第1.-1図~第1.-6図に示す。			主要材料	—	鉄筋コンクリート及び鋼材				
注記 *		ガラス固化体貯蔵建屋は、Aクラスの構築物を有しているため、Aクラスの施設に適用される地震力に対して耐えるように設計する。 また、ガラス固化体貯蔵建屋は、Aクラスの設備を内蔵しているため、基準地震動S ₁ で間接支持構造物としての支持機能が維持されていることの確認を行う。			注記 1): 既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は平成4年7月6日付け4安第252号にて認可された設工認申請書の添付書類「I-3 放射線による被ばくの防止に関する計算書」による。					
		◎建物・構築物における仕様表記載対象は、建物・構築物のうち、安全上重要な建物・構築物 (安重セル、安重しゃへい等) とする。 ○耐震クラスについては、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○発電炉に記載がある「設計気密度」は居住性に係る要求事項であるため、居住性が要求されない建物・構築物には適用しない。 ○添付図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更したため、記載項目を削除する。			注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉建屋[原子炉棟 (2次格納施設), 付属棟]」と記載。 *2: 記載の適正化を行う。既工事計画書には□□と記載。 *3: 公称値を示す。 *4: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和48年4月9日付け47公第12076号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 原子炉建物耐力壁断面リスト (No.1)」, 「第3-3図 原子炉建物 耐力壁断面リスト (No.2)」による。 *5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「鋼材: JIS G 3101一般構造用圧延鋼材 JIS G 3106溶接構造用圧延鋼材, 鉄筋: JIS G 3112鉄筋コンクリート用棒鋼, セメント: JIS R 5210普通ポルトランドセメントおよび中庸熱セメント JIS R 5213フライアッシュセメント, 骨材: 天然砂および川砂利」と記載。 *6: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *7: 圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備 (原子炉建屋ガス処理系 非常用ガス再循環系, 非常用ガス処理系, 水素濃度抑制系) と兼用する。					

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目（機器分類：建物・構築物）

既設工認		仕様表項目案		発電炉工認			
d. 設計条件及び仕様							
名	称	ガラス固化体貯蔵建屋		名	称	ガラス固化体貯蔵建屋	
設計条件	耐震クラス	—*		種類 (主要構造)	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）		
	放射線防護 (しゃへい体の材料及び寸法)	材料：普通コンクリート 寸法：放射線防護の必要厚さを満足するものとする。			建屋	南北方向	m 47.0 (外壁外面寸法)
設計仕様	基礎及び構造の種類	基礎：鉄筋コンクリート造（べた基礎） 上部構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）		東西方向		m 48.0 (外壁外面寸法)	
	主要寸法	南北方向：47.0m (外壁外面寸法) 東西方向：48.0m (外壁外面寸法) 階数：地上2階，地下2階 高さ：地上139.9m (冷却空気出口シャフトは，地上38.7m)		高さ		m 地上139.9 (冷却空気出口シャフトは，地上38.7m)	
設計仕様	主要材料	鉄筋：JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) に定めるSD35 鋼材：JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) に定めるSS41及びJIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) に定めるSM41A, SM50A コンクリート：JASS5Nの規定によるコンクリート 設計基準強度 300kgf/cm ³		設計仕様 主要寸法 貯蔵区域 しゃへい 壁厚さ	たて×横	mm ○○	
	添付図 (建物各階平面図，建物断面図)	第1.-1図～第1.-6図に示す。			高さ	mm ○○	
注記	* ガラス固化体貯蔵建屋は，Aクラスの構築物を有しているため，Aクラスの施設に適用される地震力に対して耐えるように設計する。 また，ガラス固化体貯蔵建屋は，Aクラスの設備を内蔵しているため，基準地震動S ₁ で間接支持構造物としての支持機能が維持されていることの確認を行う。		注記 1)：既設工認の仕様表に記載がないため，記載の適正化を行う。記載内容は平成4年7月6日付け4安第252号にて認可された設工認申請書の添付書類「I-3 放射線による被ばくの防止に関する計算書」による。		東壁	mm 205 ¹⁾	
			注記 2)：記載の適正化を行う。既設工認には「鉄筋：JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) に定めるSD35，鋼材：JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) に定めるSS41及びJIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) に定めるSM41A, SM50A，コンクリート：JASS5Nの規定によるコンクリート設計基準強度 300kgf/cm ³ 」と記載。		西壁	mm 195 ¹⁾	
					南壁	mm 185 ¹⁾	主要寸法 壁厚さ 東壁 mm ○○ 西壁 mm ○○ 南壁 mm ○○ 北壁 mm ○○
					北壁	mm 205 ¹⁾	
				天井	mm 190 ¹⁾		
				主要材料 (しゃへい)	— 鉄筋コンクリート ²⁾		
				個数	— 1 ¹⁾	変更なし	
				注記 *1：記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉建屋[原子炉棟（2次格納施設），付属棟]」と記載。 *2：記載の適正化を行う。既工事計画書には□□と記載。 *3：公称値を示す。 *4：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は，昭和48年4月9日付け47公第12076号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 原子炉建物耐力壁断面リスト (No.1)」，「第3-3図 原子炉建物 耐力壁断面リスト ()」による。 *5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「鋼材：JIS G 3101一般構造用圧延鋼材 JIS G 3106溶接構造用圧延鋼材，鉄筋：JIS G 3112鉄筋コンクリート用棒鋼，セメント：JIS R 5210普通ポルトランドセメントおよび中庸熱セメント JIS R 5213フライアッシュセメント，骨材：天然砂および川砂利」と記載。 *6：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は，設計図書による。 *7：圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備（原子炉建屋ガス処理系 非常用ガス再循環系，非常用ガス処理系，水素濃度抑制系）と兼用する。			

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類：容器 (常設/可搬))

(円筒形タンク)

既設工認		仕様表項目案		発電炉工認				
設計条件	名称	-	廃樹脂貯槽A, B (〇〇)	名称	-	復水脱塩系樹脂貯槽*1		
	種類	-	たて置円筒形	種類	-	たて置円筒形*2		
	機器の種類	-	再処理第4種容器	設計条件	臨界管理	-	〇〇	
	標準濃度	βγ	Bq/cm ²	〇〇	流体の種類	-	〇〇	
		α	Bq/cm ²	〇〇	容量	m ³ /個	〇〇	
		U	g/l	〇〇	最高使用圧力	MPa	〇〇	
		Pu	g/l	〇〇	最高使用温度	℃	〇〇	
	耐震クラス	-	B	仕様	主要寸法	胴内径	mm	〇〇
	流体の種類	-	廃樹脂(スラリー)		胴板厚さ	mm	〇〇	
	容量	m ³ /個	〇〇		鏡板厚さ	mm	〇〇	
	最高使用圧力	kPa	〇〇		屋根板厚さ	mm	〇〇	
	最高使用温度	℃	〇〇		全高	mm	〇〇	
	仕様	胴内径	mm	〇〇	主要材料	胴板	-	〇〇
		胴板厚さ	mm	〇〇		鏡板	-	〇〇
		鏡板厚さ	mm	〇〇		屋根板	-	〇〇
屋根板厚さ		mm	〇〇	個数	-	〇〇		
全高		mm	〇〇	取付箇所	系統名(ライン名)	-	〇	
胴板		-	〇〇		設置床	-	〇	
鏡板	-	〇〇	溢水防護上の区画番号		-	〇		
屋根板	-	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	〇			
個数	-	2	<p>○耐震クラスおよび機器の種類については、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○臨界管理の項については、ADRBの臨界安全管理表に記載がある設備についてのみ該当する臨界管理に関する情報を記載する。 ○標準濃度については、「機器の種類」を設定する際の根拠であり、「機器の種類」にて必要情報を示していることから、記載項目を削除する。(機器の種類についても、主要設備リストへ記載する。) ○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。 ○溢水影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。 ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更したため、記載項目を削除する。</p>					
構造図：第3.2.3.4.2-1図及び第3.2.3.4.2-2図に示す。				注記 *1：記載の適正化を行う。既工事計画書には「樹脂貯槽」と記載。 *2：記載の適正化を行う。既工事計画書には「縦型円筒圧力式」と記載。				

表中の「□□」はマスキング対象

既設工認	仕様表項目案	発電炉工認
		<p>*3: 公称値を示す。</p> <p>*4: S I 単位に換算したもの。</p> <p>*5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「内径」と記載。</p> <p>*6: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴板厚」と記載。</p> <p>*7: 既工事計画書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、昭和 51 年 8 月 30 日付け建建発第 98 号にて届け出した工事計画の添付書類「Ⅲ-1-4 復水脱塩系機器・配管の規格計算書」のうち、「Ⅲ-1-4-4 樹脂貯槽 (Ⅲ-1-4-5)」による。</p> <p>*8: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「鏡板厚 (上部)」と記載。</p> <p>*9: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「鏡板厚 (下部)」と記載。</p> <p>*10: 記載の適正化を行う。既工事計画書には、脚から樹脂入口管台までの高さである「5573」と記載。記載内容は、設計図書による。</p> <p>*11: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴」と記載。</p> <p>*12: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「S B 4 2 <input type="text"/> <input type="text"/>」と記載。</p> <p>*13: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「鏡板」と記載。</p> <p>*14: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「S B 4 2 <input type="text"/> <input type="text"/>」と記載。</p> <p>*15: 記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>

仕様表の記載項目 (機器分類: ミキサ・セトラ①)

○ミキサ・セトラ (核的制限値あり、ジャケット部なし)

既設工認			仕様表項目案				発電炉工認		
計 案 件	名 称	-	プルトリウム洗浄器 (○○)		変更前	変更後	該当する設備なし。 ○耐震クラスおよび機器の種類については、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○標準濃度については、「機器の種類」を設定する際の根拠であり、「機器の種類」にて必要情報を示していることから、記載項目を削除する。(機器の種類についても、主要設備リストへ記載する。) ○特記事項については、基本設計方針等で展開することから、記載を削除する。 ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。		
	種 類	-	ミキサ・セトラ		○○				
	機器の種類	-	再処理第2種容器		ミキサ・セトラ				
	臨界管理	-	全濃度安全形状寸法管理		臨界管理	○○			
	核的制限値	本体	最大液厚み	mm	○○				
			中性子吸収材最小厚み (カドミウム)	mm	○○				
	面間最小距離		TBP洗浄器/ プルトリウム洗浄器	mm	○○				
	標準濃度	水	βγ	Bq/cd	○○				
			α	αBq/cd	○○				
			U	g/l	○○				
			Pu	g/l	○○				
		有機相	βγ	Bq/cd	○○				
			α	αBq/cd	○○				
			U	g/l	○○				
			Pu	g/l	○○				
	耐震クラス	-	B		流体の種類	-			○○
	流体の種類	-	使用する有機溶媒 ウラナス及びヒドランジを含む硝酸溶液		容量	m ³ /個			○○
	容量	cd/個	○○		最高使用圧力	MPa			○○
	最高使用圧力	MPa	○○		最高使用温度	℃			○○
	最高使用温度	℃	○○		主要寸法	た			て
た	て	mm	○○	高さ		横	mm	○○	
横	mm	○○	高さ			深さ	mm	○○	
高さ	mm	○○	高さ	底板厚さ		mm	○○		
底板厚さ	mm	○○	高さ	せき高さ		mm	○○		
せき高さ	mm	○○	高さ	側壁板厚さ		mm	○○		
側壁板厚さ	mm	○○	高さ	ミキサ室ふた板厚さ		mm	○○		
ミキサ室ふた板厚さ	mm	○○	高さ	セトラ室ふた板厚さ (内側部/外側部)		mm	○○		
セトラ室ふた板厚さ (内側部/外側部)	mm	○○	高さ	中性子吸収材厚さ		mm	○○		
中性子吸収材厚さ	mm	○○	高さ	全		高	mm	○○	
全	高	mm	○○						

表中の「□□」はマスキング対象

既設工認		仕様表項目案				発電炉工認	
仕様	主要材料	側壁板	-	〇〇			
		ふた板	-	〇〇			
		底板	-	〇〇			
		中性子吸収材	-	〇〇			
		中性子減速材	-	〇〇			
	段	数	-	〇〇			
	個	数	-	〇〇			
	ミキサ	原動機の種類	-	誘導電動機			
		個	数	-	5		
		特記事項	<p>(1) 電気設備に関する技術基準を定める省令第10条及び第11条に準拠した接地網に接地する。</p> <p>(2) 下流工程（境界安全管外であるウラン逆抽出器以降）の臨界安全のために、プルトニウム洗浄器の第4段有液相中プルトニウム濃度を監視すること、プルトニウム洗浄器を出る有液相中のプルトニウム濃度を有意量以下に管理する。</p> <p>(3) 中性子減速材の高密度ポリエチレンは中性子吸収材のカドミウムとともにステンレス鋼で被覆する。</p>				
	構造図	第3.2.4.2-14図に示す。					
		(つづき)					
仕様	主要材料	側壁板	-	〇〇			
		ふた板	-	〇〇			
		底板	-	〇〇			
		中性子吸収材	-	〇〇			
		中性子減速材	-	〇〇			
		段	数	-	〇〇		
	ミキサ	原動機の種類	-	〇〇			
			個	数	-	〇〇	

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: ミキサ・セトラ②)

○ミキサ・セトラ (核的制限値なし、ジャケット部なし)

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認					
(1/2)								該当する設備なし。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○標準濃度については、「機器の種類」を設定する際の根拠であり、「機器の種類」にて必要情報を示していることから、記載項目を削除する。(機器の種類についても、主要設備リストへ記載する。) ○特記事項については、基本設計方針等で展開することから、記載を削除する。 ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。</p> </div>					
名 称	-	ウラン逆抽出器 (○○)		名 称	-	○○	変更前			変更後			
種 類	-	ミキサ・セトラ		種 類	-	ミキサ・セトラ							
設計標準濃度	機器の種類	-	再処理第4種容器	設計条件	流体の種類	-	○○						
		βγ	Bq/cm ³		○○	容 量	m ³ /個			○○			
	α	αBq/cm ³	○○		最高使用圧力	MPa	○○						
	U	g/l	○○		最高使用温度	℃	○○						
	Pu	g/l	○○		主要寸法	た て	mm			○○			
	有機相	βγ	Bq/cm ³			○○	横			mm	○○		
		α	αBq/cm ³			○○	高さ			深 さ	mm	○○	
		U	g/l			○○				底板厚さ	mm	○○	
	Pu	g/l	○○			側 壁 板 厚 さ	mm			○○			
	耐 震 ク ラ ス	-	B		ミキサ室ふた板厚さ	mm	○○						
流 体 の 種 類	-	ウランを含む有機溶媒 逆抽出用硝酸 硝酸ウラン溶液 有機溶媒		セトラ室ふた板厚さ (内側部/外側部)	mm	○○							
容 量	m ³ /個	○○		主要材料	側 壁 板	-	○○						
最 高 使 用 圧 力	MPa	○○			ふ た 板	-	○○						
最 高 使 用 温 度	℃	○○			底 板	-	○○						
条件	仕様			段 数	-	○○							
				個 数	-	○○							
		ミキサ			原 動 機 の 種 類	-	○○						
					個 数	-	○○						

表中の「□□」はマスキング対象

既設工認		仕様表項目案		発電炉工認								
		(2/2)										
仕様	た	て	mm	〇〇								
	横		mm	〇〇								
	高さ	深	さ	mm	〇〇							
		底	板	厚	さ	mm	〇〇					
	寸法	側	壁	板	厚	さ	mm	〇〇				
		ミ	キ	サ	室	ふ	た	板	厚	さ	mm	〇〇
		セ	ト	ラ	室	ふ	た	板	厚	さ	mm	〇〇 / 〇〇
			(内側部/外側部)									
	主要材料	全	高	mm	〇〇							
		側	壁	板	-	〇〇						
		ふ	た	板	-	〇〇						
	構造	底	板	-	〇〇							
		段	数	-	〇〇							
	ミキサ	層	数	-	1							
原		動	機	の	種	類	-	誘導電動機				
個		数	-	8								
特記事項		(1) 第8段の水相温度を監視することによって化学的制限値(74℃)以下に保つ。 (2) 電気設備に関する技術基準を定める省令第10条及び第11条に準拠した接地網に接地する。										
構造図：3.2.3.2-7図に示す。												

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: ミキサ・セトラ③)

○ミキサ・セトラ (核的制限値なし、ジャケット部あり)

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認						
(1/2)								該当する設備なし。						
名称		-		第1洗浄器 (○○)		名称		-		○○		<p>○耐震クラスおよび機器の種類については、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○標準濃度については、「機器の種類」を設定する際の根拠であり、「機器の種類」にて必要情報を示していること記載項目から削除する。(機器の種類についても、主要設備リストへ記載する。) ○特記事項については、基本設計方針等にて展開することから記載項目を削除する。 ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更したため、記載項目を削除する。</p>		
種類		-		ミキサ・セトラ		種類		-		ミキサセトラ				
機器の種類	本体		-		再処理第4種容器		流体の種類	本体		○○				
	ジャケット部		-		-			ジャケット部		○○				
標準濃度	水相	βγ		Bq/cf		○○		容量	m ³ /個		○○			
		α		αBq/cf		○○								
		U		g/l		○○								
		Pu		g/l		○○								
計度	有機相	βγ		Bq/cf		○○		本体	最高使用圧力		MPa			
		α		αBq/cf		○○			最高使用温度		℃			
		U		g/l		○○		ジャケット部	最高使用圧力		MPa			
		Pu		g/l		○○			最高使用温度		℃			
耐震クラス		-		B [*] 11										
流体の種類	本体		-		有機溶媒 炭酸ナトリウム 洗浄廃液									
	ジャケット部		-		温水									
容量		m ³ /個		○○										
本体	最高使用圧力		MPa		○○									
	最高使用温度		℃		○○									
ジャケット部	最高使用圧力		MPa		○○ (○) 11									
	最高使用温度		℃		○○									

表中の「□□」はマスキング対象

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認										
仕様寸法	主本体	たて	mm	〇〇	主要寸法	たて		mm	〇〇	仕様								
		横	mm	〇〇		横		mm	〇〇									
		高さ	深さ	mm		〇〇	高さ	深さ	mm					〇〇				
			底板厚さ	mm		〇〇		底板厚さ	mm					〇〇				
		側壁板厚さ	mm	〇〇		側壁板厚さ	mm	〇〇	本体					側壁板厚さ	mm	〇〇		
		ミキサ室ふた板厚さ	mm	〇〇		ミキサ室ふた板厚さ	mm	〇〇										
		セトラ室ふた板厚さ (内側部/外側部)	mm	〇〇 / 〇〇		セトラ室ふた板厚さ (内側部/外側部)	mm	〇〇										
		ジャケツト	側壁板厚さ	mm		〇〇	ジャケツト部	側壁板厚さ	mm					〇〇	ジャケツト部	側壁板厚さ	mm	〇〇
			底板厚さ	mm		〇〇		底板厚さ	mm					〇〇		底板厚さ	mm	〇〇
		ミキサ・セトラ全高		mm		〇〇	ミキサセトラ全高		mm					〇〇	ミキサセトラ全高		mm	〇〇
	全高		mm	〇〇	全高		mm	〇〇	全高		mm	〇〇						
	主要材料	主本体	側壁板	-	〇〇	主要材料	本体	側壁板	-	〇〇	主要材料	本体	側壁板	-	〇〇			
			ふた板	-	〇〇			ふた板	-	〇〇			ふた板	-	〇〇			
		ジャケツト	側壁板	-	〇〇		ジャケツト部	側壁板	-	〇〇		ジャケツト部	側壁板	-	〇〇			
			底板	-	〇〇			底板	-	〇〇			底板	-	〇〇			
	個数		-	1	個数		-	〇〇	個数		-	〇〇						
	ミキサ	原動機の種類	-	誘導電動機	ミキサ	原動機の種類	-	〇〇	ミキサ	原動機の種類	-	〇〇						
		個数	-	4		個数	-	〇〇		個数	-	〇〇						
	特記事項		(1) 電気設備に関する技術基準を定める省令第10条及び第11条に準拠した接地網に接地する。 (2) 第1段の水相温度を監視することによって化学的制限値(74℃)以下に保つ。		特記事項		(1) 電気設備に関する技術基準を定める省令第10条及び第11条に準拠した接地網に接地する。 (2) 第1段の水相温度を監視することによって化学的制限値(74℃)以下に保つ。		特記事項		(1) 電気設備に関する技術基準を定める省令第10条及び第11条に準拠した接地網に接地する。 (2) 第1段の水相温度を監視することによって化学的制限値(74℃)以下に保つ。							
	構造図：第3.2.6.2.1.1-1図に示す。		構造図：第3.2.6.2.1.1-1図に示す。		構造図：第3.2.6.2.1.1-1図に示す。		構造図：第3.2.6.2.1.1-1図に示す。		構造図：第3.2.6.2.1.1-1図に示す。		構造図：第3.2.6.2.1.1-1図に示す。							
注記		1) : B* は溶液の放射線分解により発生する水素の爆発を適切に防止するための水素掃気機能を維持するため、構造強度上Aオクラスとする施設を示す。 2) : 単位は (kg/cm ²) 。		注記		1) : B* は溶液の放射線分解により発生する水素の爆発を適切に防止するための水素掃気機能を維持するため、構造強度上Aオクラスとする施設を示す。 2) : 単位は (kg/cm ²) 。		注記		1) : B* は溶液の放射線分解により発生する水素の爆発を適切に防止するための水素掃気機能を維持するため、構造強度上Aオクラスとする施設を示す。 2) : 単位は (kg/cm ²) 。								

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類：一般のガス系の塔)

既設工認			仕様表項目案				発電炉工認		
設計 条件	名称	ルテニウム吸着塔A, B ()	名称	-	変更前	○○	変更後	<p>○耐震クラスおよび機器の種類については、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○標準濃度については、「機器の種類」を設定する際の根拠であり、「機器の種類」にて必要情報を示していることから、記載項目を削除する。(機器の種類についても、主要設備リストへ記載する。) ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。</p>	
	種類	たて置円筒形 (充てん塔)	種類	-	○○				
	機器の種類	再処理第2種容器	流体の種類	-	○○				
	標準濃度	$\beta\gamma$	Bq/cm ³ [normal]	最高使用圧力	MPa	○○			
		α	α Bq/cm ³ [normal]	最高使用温度	℃	○○			
		Pu	g/m ³ [normal]	容量	m ³ /h/個 [normal]	○○			
	耐震クラス	A	ルテニウム除去効率	%	○○以上				
	流体の種類	廃ガス	主要寸法	胴内径	mm	○○			
	最高使用圧力	kPa		胴板厚さ	mm	○○			
	最高使用温度	℃		鏡板厚さ	mm	○○			
	容量	m ³ /h/個[normal]	平板厚さ	mm	○○				
	ルテニウム除去効率	%	全高	mm	○○				
	主要寸法	胴内径	mm	主要材料	胴板	-	○○		
		胴板厚さ	mm		鏡板	-	○○		
		鏡板厚さ	mm		平板	-	○○		
平板厚さ		mm	フランジ		-	○○			
全高		mm	ろ材		-	○○			
主要材料	胴板	○○	個数	-	○○				
	鏡板	○○							
	平板	○○							
	フランジ	○○							
ろ材	○○								
個数	2 (1個/系列×2系列 内1個/系列×1系列予備)								
<p>構造図：第3.2.1.3-7図に示す。 注記1)：単位は (kg/cm³)</p>									

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: 洗浄塔)

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認										
設計 条件 仕様	名称		—	洗浄塔(〇〇)		名称	—	〇〇		種 類	—	〇〇						
	種 類		—	たて置円筒形(棚段塔)			種 類		—		〇〇							
	機器の種類		—	再処理第4種容器		設計 条件	流体の種類	—	〇〇		仕様	主要 寸法	上部胴内径	mm	〇〇			
	標準濃度	廃ガス	$\beta\gamma$	Bq/cm ³ [normal]	〇〇		容 量	m ³ /h/個 [normal]	〇〇				本体胴内径	mm	〇〇			
			α	α Bq/cm ³ [normal]	〇〇			最高使用圧力	MPa	〇〇					上部胴板厚さ	mm	〇〇	
			Pu	g/m ³ [normal]	〇〇				最高使用温度	℃				〇〇			本体胴板厚さ	mm
		洗浄 廃液	$\beta\gamma$	Bq/cm ³	〇〇		耐震クラス	—		A				上部胴上部鏡板厚さ	mm	〇〇		
			α	α Bq/cm ³	〇〇			流体の種類	—	廃ガス, 洗浄廃液					円すい胴板厚さ	mm	〇〇	
			Pu	g/l	〇〇	容 量			m ³ /h/個[normal]	〇〇			本体胴下部鏡板厚さ			mm	〇〇	
	耐震クラス		—	A	最高使用圧力		kPa		(内圧) 〇〇 ¹⁾ (外圧) 〇〇 ¹⁾			全高		mm		〇〇		
	流体の種類		—	廃ガス, 洗浄廃液			最高使用温度	℃	〇〇					上部胴上部鏡板	—	〇〇		
	容 量		m ³ /h/個[normal]	〇〇		上部胴内径		mm	〇〇				上部胴板		—	〇〇		
	最高使用圧力		kPa	(内圧) 〇〇 ¹⁾ (外圧) 〇〇 ¹⁾	本体胴内径			mm	〇〇			円すい胴板			—	〇〇		
	最高使用温度		℃	〇〇			上部胴板厚さ	mm	〇〇					本体胴板	—	〇〇		
	主要 寸法	上部胴内径		mm		〇〇		本体胴板厚さ	mm	〇〇			本体胴下部鏡板		—	〇〇		
		本体胴内径		mm	〇〇	上部胴上部鏡板厚さ			mm	〇〇		個 数			—	1		
		上部胴板厚さ		mm	〇〇		円すい胴板厚さ		mm	〇〇								
	本体胴板厚さ		mm	〇〇	本体胴下部鏡板厚さ			mm	〇〇									
	上部胴上部鏡板厚さ		mm	〇〇		全 高		mm	〇〇									
	円すい胴板厚さ		mm	〇〇			上部胴上部鏡板	—	〇〇									
本体胴下部鏡板厚さ		mm	〇〇	上部胴板	—			〇〇										
全 高		mm	〇〇		円すい胴板	—		〇〇										
主要 材料	上部胴上部鏡板		—			〇〇	本体胴板	—	〇〇									
	上部胴板		—	〇〇		本体胴下部鏡板		—	〇〇									
	円すい胴板		—	〇〇	個 数			—	〇〇									
本体胴板		—	〇〇															
本体胴下部鏡板		—	〇〇															
個 数		—	1															

○耐震クラスおよび機器の種類については、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。
 ○標準濃度については、「機器の種類」を設定する際の根拠であり、「機器の種類」にて必要情報を示していること記載項目から削除する。(機器の種類についても、主要設備リストへ記載する。)
 ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。

構造図: 第3.2.1.4.8-1図に示す。
 注記1): 単位は (kg/cm³)

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: 凝縮器)

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認																																																																																																																																																																																																		
(1/2)								申請対象なし																																																																																																																																																																																																		
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="3">凝縮器A, B (〇〇)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td colspan="3">たて置直管式</td> </tr> <tr> <td>機器の種類</td> <td>管側</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>胴側</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">再処理第2種容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">標準濃度</td> <td rowspan="3">廃ガス</td> <td>$\beta\gamma$</td> <td>Bq/cm³[normal]</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>α</td> <td>α Bq/cm³[normal]</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>U</td> <td>g/m³[normal]</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">回収濃度</td> <td>Pu</td> <td>g/m³[normal]</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>Kr-85</td> <td>Bq/cm³[normal]</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>$\beta\gamma$</td> <td>Bq/cm³</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>α</td> <td>α Bq/cm³</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Pu</td> <td>g/l</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>耐震クラス</td> <td colspan="3">—</td> <td>A</td> </tr> </table>				名称	凝縮器A, B (〇〇)			種類	たて置直管式			機器の種類	管側	—			胴側	—				再処理第2種容器		標準濃度	廃ガス	$\beta\gamma$	Bq/cm ³ [normal]	〇〇	α	α Bq/cm ³ [normal]	〇〇	U	g/m ³ [normal]	〇〇	回収濃度	Pu	g/m ³ [normal]	〇〇	Kr-85	Bq/cm ³ [normal]	〇〇	$\beta\gamma$	Bq/cm ³	〇〇		α	α Bq/cm ³	〇〇		Pu	g/l	〇〇	耐震クラス	—			A	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">—</td> <td>変更前</td> <td colspan="2">凝縮器 A, B</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td colspan="2">—</td> <td>〇〇</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">設計条件</td> <td>管側</td> <td>流体の種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>胴側</td> <td>流体の種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">容量 (設計熱交換量)</td> <td>kW/個</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管側</td> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">胴側</td> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝熱面積</td> <td>m²/個</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">仕様</td> <td rowspan="4">管側</td> <td>鏡内径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">胴側</td> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">管板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝熱管外径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝熱管厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">全高</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">材料</td> <td colspan="2">管側鏡板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">胴側鏡板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">管板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td colspan="2">系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置床</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> </table>				名称	—		変更前	凝縮器 A, B		種類	—		〇〇			設計条件	管側	流体の種類	—	〇〇		胴側	流体の種類	—	〇〇		容量 (設計熱交換量)		kW/個	〇〇		管側	最高使用圧力	MPa	〇〇		最高使用温度	℃	〇〇		胴側	最高使用圧力	kPa	〇〇		最高使用温度	℃	〇〇		伝熱面積		m ² /個	〇〇		仕様	管側	鏡内径	mm	〇〇		鏡板厚さ	mm	〇〇		胴側	胴内径	mm	〇〇		胴板厚さ	mm	〇〇		管板厚さ		mm	〇〇		伝熱管外径		mm	〇〇		伝熱管厚さ		mm	〇〇		全高		mm	〇〇		材料	管側鏡板		—	〇〇		胴側鏡板		—	〇〇		管板		—	〇〇				—	〇〇		個数		—	〇〇		取付箇所	系統名 (ライン名)		—	〇〇		設置床		—	〇〇		溢水防護上の区画番号		—	〇〇		溢水防護上の配慮が必要な高さ		—	〇〇		<p>〇耐震クラスおよび機器の種類については、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。</p> <p>〇標準濃度については、「機器の種類」を設定する際の根拠であり、「機器の種類」にて必要情報を示していることから、記載項目を削除する。(機器の種類についても、主要設備リストへ記載する。)</p> <p>〇溢水影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p> <p>〇構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。</p>			
名称	凝縮器A, B (〇〇)																																																																																																																																																																																																									
種類	たて置直管式																																																																																																																																																																																																									
機器の種類	管側	—																																																																																																																																																																																																								
	胴側	—																																																																																																																																																																																																								
		再処理第2種容器																																																																																																																																																																																																								
標準濃度	廃ガス	$\beta\gamma$	Bq/cm ³ [normal]	〇〇																																																																																																																																																																																																						
		α	α Bq/cm ³ [normal]	〇〇																																																																																																																																																																																																						
		U	g/m ³ [normal]	〇〇																																																																																																																																																																																																						
	回収濃度	Pu	g/m ³ [normal]	〇〇																																																																																																																																																																																																						
		Kr-85	Bq/cm ³ [normal]	〇〇																																																																																																																																																																																																						
		$\beta\gamma$	Bq/cm ³	〇〇																																																																																																																																																																																																						
	α	α Bq/cm ³	〇〇																																																																																																																																																																																																							
	Pu	g/l	〇〇																																																																																																																																																																																																							
耐震クラス	—			A																																																																																																																																																																																																						
名称	—		変更前	凝縮器 A, B																																																																																																																																																																																																						
種類	—		〇〇																																																																																																																																																																																																							
設計条件	管側	流体の種類	—	〇〇																																																																																																																																																																																																						
	胴側	流体の種類	—	〇〇																																																																																																																																																																																																						
	容量 (設計熱交換量)		kW/個	〇〇																																																																																																																																																																																																						
	管側	最高使用圧力	MPa	〇〇																																																																																																																																																																																																						
		最高使用温度	℃	〇〇																																																																																																																																																																																																						
	胴側	最高使用圧力	kPa	〇〇																																																																																																																																																																																																						
最高使用温度		℃	〇〇																																																																																																																																																																																																							
伝熱面積		m ² /個	〇〇																																																																																																																																																																																																							
仕様	管側	鏡内径	mm	〇〇																																																																																																																																																																																																						
		鏡板厚さ	mm	〇〇																																																																																																																																																																																																						
		胴側	胴内径	mm	〇〇																																																																																																																																																																																																					
			胴板厚さ	mm	〇〇																																																																																																																																																																																																					
	管板厚さ		mm	〇〇																																																																																																																																																																																																						
	伝熱管外径		mm	〇〇																																																																																																																																																																																																						
	伝熱管厚さ		mm	〇〇																																																																																																																																																																																																						
	全高		mm	〇〇																																																																																																																																																																																																						
	材料	管側鏡板		—	〇〇																																																																																																																																																																																																					
		胴側鏡板		—	〇〇																																																																																																																																																																																																					
管板		—	〇〇																																																																																																																																																																																																							
		—	〇〇																																																																																																																																																																																																							
個数		—	〇〇																																																																																																																																																																																																							
取付箇所	系統名 (ライン名)		—	〇〇																																																																																																																																																																																																						
	設置床		—	〇〇																																																																																																																																																																																																						
	溢水防護上の区画番号		—	〇〇																																																																																																																																																																																																						
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		—	〇〇																																																																																																																																																																																																						
<table border="1"> <tr> <td>管側</td> <td>流体の種類</td> <td>—</td> <td>冷却水</td> </tr> <tr> <td>胴側</td> <td>流体の種類</td> <td>—</td> <td>廃ガス, 回収硝酸</td> </tr> <tr> <td colspan="2">容量 (設計熱交換量)</td> <td>kW/個</td> <td>〇〇 " (〇〇) "</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管側</td> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>〇〇 (〇〇) "</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">胴側</td> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝熱面積</td> <td>m²/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">仕様寸法</td> <td rowspan="2">管側</td> <td>鏡内径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">胴側</td> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">管板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝熱管外径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝熱管厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全高</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> </table>				管側	流体の種類	—	冷却水	胴側	流体の種類	—	廃ガス, 回収硝酸	容量 (設計熱交換量)		kW/個	〇〇 " (〇〇) "	管側	最高使用圧力	MPa	〇〇 (〇〇) "	最高使用温度	℃	〇〇	胴側	最高使用圧力	kPa	〇〇	最高使用温度	℃	〇〇	伝熱面積		m ² /個	〇〇	仕様寸法	管側	鏡内径	mm	〇〇	鏡板厚さ	mm	〇〇	胴側	胴内径	mm	〇〇	胴板厚さ	mm	〇〇	管板厚さ		mm	〇〇	伝熱管外径		mm	〇〇	伝熱管厚さ		mm	〇〇	全高		mm	〇〇																																																																																																																																										
管側	流体の種類	—	冷却水																																																																																																																																																																																																							
胴側	流体の種類	—	廃ガス, 回収硝酸																																																																																																																																																																																																							
容量 (設計熱交換量)		kW/個	〇〇 " (〇〇) "																																																																																																																																																																																																							
管側	最高使用圧力	MPa	〇〇 (〇〇) "																																																																																																																																																																																																							
	最高使用温度	℃	〇〇																																																																																																																																																																																																							
胴側	最高使用圧力	kPa	〇〇																																																																																																																																																																																																							
	最高使用温度	℃	〇〇																																																																																																																																																																																																							
伝熱面積		m ² /個	〇〇																																																																																																																																																																																																							
仕様寸法	管側	鏡内径	mm	〇〇																																																																																																																																																																																																						
		鏡板厚さ	mm	〇〇																																																																																																																																																																																																						
	胴側	胴内径	mm	〇〇																																																																																																																																																																																																						
		胴板厚さ	mm	〇〇																																																																																																																																																																																																						
	管板厚さ		mm	〇〇																																																																																																																																																																																																						
	伝熱管外径		mm	〇〇																																																																																																																																																																																																						
	伝熱管厚さ		mm	〇〇																																																																																																																																																																																																						
全高		mm	〇〇																																																																																																																																																																																																							
(2/2)																																																																																																																																																																																																										
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">仕様材料</td> <td>管側鏡板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>胴側胴板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>管板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>伝熱管</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> </table>				仕様材料	管側鏡板	—	〇〇	胴側胴板	—	〇〇	管板	—	〇〇	伝熱管	—	〇〇	個数		—	2																																																																																																																																																																																						
仕様材料	管側鏡板	—	〇〇																																																																																																																																																																																																							
	胴側胴板	—	〇〇																																																																																																																																																																																																							
	管板	—	〇〇																																																																																																																																																																																																							
	伝熱管	—	〇〇																																																																																																																																																																																																							
個数		—	2																																																																																																																																																																																																							
<p>構造図: 第3.2.1.1 - 1 図に示す。</p> <p>注記 1): NO_x 吸収塔A, B (〇〇) との合計値。 NO_x 吸収塔A, Bは 〇〇 kW/個 (〇〇 kcal/h/個) である。</p> <p>2): 単位は (kcal/h/個)</p> <p>3): 単位は (kg/cm³)</p>																																																																																																																																																																																																										

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: 蒸発缶①-1)

○サーモサイフォン型蒸発燗 (加熱部)

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認							
(1/2)															
名称		—		蒸発缶A (加熱部) (○○)		名称		—		変更前		変更後			
種類		—		たて置直管式 (熱サイホン式減圧蒸発方式)		種類		—		○○					
設計	機器の種類	管側	—	再処理第2種容器		管側	機器の種類	—		○○					
		胴側	—	—				—		○○					
	標準濃度	βr	Bq/cm ³	○○		胴側	機器の種類	—		○○					
		α	α Bq/cm ³	○○				—		○○					
		Pu	g/t	○○				—		○○					
耐震クラス	—		B		—		○○				<p>○耐震クラスおよび機器の種類については、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○標準濃度については、「機器の種類」を設定する際の根拠であり、「機器の種類」にて必要情報を示していることから、記載項目を削除する。(機器の種類についても、主要設備リストへ記載する。) ○臨界管理および核的制限値・最大内径・加熱部については ADRB の臨界安全管理表に記載の設備のみ記載する。 ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更したため、記載項目を削除する。 ○当該特記事項については、基本設計方針等にて展開するため、記載は削除する。</p>				
条件	管側	流体の種類	—		使用済硝酸濃縮液		容量	容量	m ³ /個	○○					
		胴側	流体の種類	—		蒸気		処理容量	m ³ /h/個	○○					
	容量	容量	m ³ /個	○○		設計熱交換量		kW/個	○○ (○○) ¹⁾						
		処理容量	m ³ /h/個	○○											
管側	最高使用圧力	MPa	(内圧)○○ ¹⁾ (○○) ²⁾ /(外圧)○○ (○○) ²⁾		管側	最高使用圧力	MPa	○○							
	最高使用温度	℃	○○												
胴側	最高使用圧力	MPa	(内圧)○○ ¹⁾ (○○) ²⁾ /(外圧)○○ (○○) ²⁾		胴側	最高使用圧力	MPa	○○							
	最高使用温度	℃	○○												
伝熱面積	m ² /個		○○		伝熱面積	m ² /個	○○								

表中の「□□」はマスキング対象

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認			
(2/2)				(つづき)							
仕様	主要寸法	管側	胴内径	mm	〇〇		管側	胴内径	mm	〇〇	
			円すい胴板厚さ	mm	〇〇			胴板厚さ	mm	〇〇	
			鏡板厚さ	mm	〇〇			鏡板厚さ	mm	〇〇	
		胴側	胴内径	mm	〇〇	胴側	胴内径	mm	〇〇		
			胴板厚さ	mm	〇〇		胴板厚さ	mm	〇〇		
			ベローズ厚さ	mm	〇〇		ベローズ厚さ	mm	〇〇		
		管板	管板厚さ	mm	〇〇	管板	管板厚さ	mm	〇〇		
			胴板厚さ	mm	〇〇		胴板厚さ	mm	〇〇		
			伝熱管外径	mm	〇〇		伝熱管外径	mm	〇〇		
		伝熱管厚さ	mm	〇〇		伝熱管厚さ	mm	〇〇			
		全高	mm	〇〇		全高	mm	〇〇			
	主要材料	管側	円すい胴板	—	〇〇	4)	管側	円すい胴板	—	〇〇	
			鏡板	—	〇〇	4)		鏡板	—	〇〇	
		胴側	胴板	—	〇〇	胴側	胴板	—	〇〇		
			ベローズ	—	〇〇		ベローズ	—	〇〇		
		管板	—	〇〇	4)	管板	—	〇〇			
		伝熱管	—	〇〇	4)	伝熱管	—	〇〇			
	個数	—	1		個数	—	〇〇				
特記事項		(I)電気設備に関する技術基準を定める省令第10条及び第11条に準拠した接地網に接地する。									
構造図		第3.2.6.1.1-3図に示す。									
注記		1) : 単位は (kcal/h/個)。 2) : 単位は (kg/cm)。 3) : 単位は (kPa)。 4) : 添付書類V-1別添5 高食代に関する設計の基本方針(第4回申請)に示すSA級。									

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類：蒸発缶①-2)

○サーモサイフォン型蒸発缶 (気液分離部)

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認																																																																																																																																																																																																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td colspan="2">蒸発缶 A (気液分離部) (○○)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td colspan="2">たて置円筒形 (熱サイホン式減圧蒸発方式)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機器の種類</td> <td>蒸発缶</td> <td>—</td> <td>再処理第2種容器</td> </tr> <tr> <td>上部連絡管</td> <td>—</td> <td>再処理第2種管</td> </tr> <tr> <td>下部連絡管</td> <td>—</td> <td>再処理第2種管</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">標準濃度</td> <td>$\beta\gamma$</td> <td>Bq/cm³</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>α</td> <td>α Bq/cm³</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>Pu</td> <td>g/l</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>耐震クラス</td> <td>—</td> <td colspan="2">B</td> </tr> <tr> <td>流体の種類</td> <td>—</td> <td colspan="2">使用済硝酸濃縮液</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量</td> <td>設計蒸発量</td> <td>kg/h/個</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>処理容量</td> <td>m³/h</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="2">(外圧) ○○</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="2">○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">主要寸法</td> <td rowspan="10">気液分離部</td> <td>本体胴内径</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>本体胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>本体胴上部鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>円すい胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>下部胴内径</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>下部胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>下部胴下部鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>上部連絡管外径</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>上部連絡管厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">連絡管</td> <td rowspan="4">気液分離部</td> <td>下部連絡管外径</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>下部連絡管厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>下部胴下部鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">主要材料</td> <td rowspan="4">気液分離部</td> <td>本体胴板</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>本体胴上部鏡板</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>円すい胴板</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>下部胴板</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">連絡管</td> <td rowspan="4">気液分離部</td> <td>下部胴下部鏡板</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>上部連絡管</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>下部連絡管</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>下部胴下部鏡板</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要材料</td> <td rowspan="4">連絡管</td> <td>上部連絡管</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>下部連絡管</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>上部連絡管</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>下部連絡管</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td colspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="3">(1)電気設備に関する技術基準を定める省令第10条及び第11条に準拠した接地網に接地する。</td> </tr> <tr> <td>構造図</td> <td colspan="3">第3.2.6.1.1-3図に示す。</td> </tr> <tr> <td>注記</td> <td colspan="3">1) : 添付書類V-1別添5 腐食代に関する設計の基本方針 (第4回申請) に示すSA級。</td> </tr> </table>				名称	—	蒸発缶 A (気液分離部) (○○)		種類	—	たて置円筒形 (熱サイホン式減圧蒸発方式)		機器の種類	蒸発缶	—	再処理第2種容器	上部連絡管	—	再処理第2種管	下部連絡管	—	再処理第2種管	標準濃度	$\beta\gamma$	Bq/cm ³	○○	α	α Bq/cm ³	○○	Pu	g/l	○○	耐震クラス	—	B		流体の種類	—	使用済硝酸濃縮液		容量	設計蒸発量	kg/h/個	○○	処理容量	m ³ /h	○○	最高使用圧力	MPa	(外圧) ○○		最高使用温度	℃	○○		主要寸法	気液分離部	本体胴内径	mm	○○	本体胴板厚さ	mm	○○	本体胴上部鏡板厚さ	mm	○○	円すい胴板厚さ	mm	○○	下部胴内径	mm	○○	下部胴板厚さ	mm	○○	下部胴下部鏡板厚さ	mm	○○	全高	mm	○○	上部連絡管外径	mm	○○	上部連絡管厚さ	mm	○○	連絡管	気液分離部	下部連絡管外径	mm	○○	下部連絡管厚さ	mm	○○	下部胴下部鏡板厚さ	mm	○○	全高	mm	○○	主要材料	気液分離部	本体胴板	—	○○	本体胴上部鏡板	—	○○	円すい胴板	—	○○	下部胴板	—	○○	連絡管	気液分離部	下部胴下部鏡板	—	○○	上部連絡管	—	○○	下部連絡管	—	○○	下部胴下部鏡板	—	○○	主要材料	連絡管	上部連絡管	—	○○	下部連絡管	—	○○	上部連絡管	—	○○	下部連絡管	—	○○	個数	—	1		特記事項	(1)電気設備に関する技術基準を定める省令第10条及び第11条に準拠した接地網に接地する。			構造図	第3.2.6.1.1-3図に示す。			注記	1) : 添付書類V-1別添5 腐食代に関する設計の基本方針 (第4回申請) に示すSA級。			<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">臨界管理</td> <td rowspan="3">臨界管理</td> <td>気液分離部下部、液抜き部</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>気液分離部上部</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>流体の種類</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量</td> <td>設計蒸発量</td> <td>kg/h/個</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>処理容量</td> <td>m³/h</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="2">○○</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="2">○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">主要寸法</td> <td rowspan="10">気液分離部</td> <td>本体胴内径</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>本体胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>本体胴上部鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>円すい胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>下部胴内径</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>下部胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>下部胴下部鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>上部連絡管外径</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>上部連絡管厚さ</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">連絡管</td> <td rowspan="4">気液分離部</td> <td>下部連絡管外径</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>下部連絡管厚さ</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>本体胴板</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>本体胴上部鏡板</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要材料</td> <td rowspan="4">連絡管</td> <td>円すい胴板</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>下部胴板</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>下部胴下部鏡板</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>上部連絡管</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料</td> <td rowspan="2">連絡管</td> <td>下部連絡管</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> </table>				名称	—	○○		種類	—	○○		臨界管理	臨界管理	気液分離部下部、液抜き部	mm	○○	気液分離部上部	mm	○○	流体の種類	—	○○	容量	設計蒸発量	kg/h/個	○○	処理容量	m ³ /h	○○	最高使用圧力	MPa	○○		最高使用温度	℃	○○		主要寸法	気液分離部	本体胴内径	mm	○○	本体胴板厚さ	mm	○○	本体胴上部鏡板厚さ	mm	○○	円すい胴板厚さ	mm	○○	下部胴内径	mm	○○	下部胴板厚さ	mm	○○	下部胴下部鏡板厚さ	mm	○○	全高	mm	○○	上部連絡管外径	—	○○	上部連絡管厚さ	—	○○	連絡管	気液分離部	下部連絡管外径	—	○○	下部連絡管厚さ	—	○○	本体胴板	—	○○	本体胴上部鏡板	—	○○	主要材料	連絡管	円すい胴板	—	○○	下部胴板	—	○○	下部胴下部鏡板	—	○○	上部連絡管	—	○○	主要材料	連絡管	下部連絡管	—	○○	個数	—	○○	<p>○耐震クラスおよび機器の種類については、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。</p> <p>○標準濃度については、「機器の種類」を設定する際の根拠であり、「機器の種類」にて必要情報を示していること記載項目から削除する。(機器の種類についても、主要設備リストへ記載する。)</p> <p>○臨界管理および核的制限値については、ADRBの臨界安全管理表に記載の設備のみ記載する。</p> <p>○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。</p> <p>○特記事項については、基本設計方針等にて展開するため、記載は削除する。</p>			
名称	—	蒸発缶 A (気液分離部) (○○)																																																																																																																																																																																																																																																																										
種類	—	たて置円筒形 (熱サイホン式減圧蒸発方式)																																																																																																																																																																																																																																																																										
機器の種類	蒸発缶	—	再処理第2種容器																																																																																																																																																																																																																																																																									
	上部連絡管	—	再処理第2種管																																																																																																																																																																																																																																																																									
	下部連絡管	—	再処理第2種管																																																																																																																																																																																																																																																																									
標準濃度	$\beta\gamma$	Bq/cm ³	○○																																																																																																																																																																																																																																																																									
	α	α Bq/cm ³	○○																																																																																																																																																																																																																																																																									
	Pu	g/l	○○																																																																																																																																																																																																																																																																									
耐震クラス	—	B																																																																																																																																																																																																																																																																										
流体の種類	—	使用済硝酸濃縮液																																																																																																																																																																																																																																																																										
容量	設計蒸発量	kg/h/個	○○																																																																																																																																																																																																																																																																									
	処理容量	m ³ /h	○○																																																																																																																																																																																																																																																																									
最高使用圧力	MPa	(外圧) ○○																																																																																																																																																																																																																																																																										
最高使用温度	℃	○○																																																																																																																																																																																																																																																																										
主要寸法	気液分離部	本体胴内径	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		本体胴板厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		本体胴上部鏡板厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		円すい胴板厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		下部胴内径	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		下部胴板厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		下部胴下部鏡板厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		全高	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		上部連絡管外径	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		上部連絡管厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
連絡管	気液分離部	下部連絡管外径	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		下部連絡管厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		下部胴下部鏡板厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		全高	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
主要材料	気液分離部	本体胴板	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		本体胴上部鏡板	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		円すい胴板	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		下部胴板	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	連絡管	気液分離部	下部胴下部鏡板	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																							
			上部連絡管	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																							
			下部連絡管	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																							
			下部胴下部鏡板	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																							
主要材料	連絡管	上部連絡管	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		下部連絡管	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		上部連絡管	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		下部連絡管	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
個数	—	1																																																																																																																																																																																																																																																																										
特記事項	(1)電気設備に関する技術基準を定める省令第10条及び第11条に準拠した接地網に接地する。																																																																																																																																																																																																																																																																											
構造図	第3.2.6.1.1-3図に示す。																																																																																																																																																																																																																																																																											
注記	1) : 添付書類V-1別添5 腐食代に関する設計の基本方針 (第4回申請) に示すSA級。																																																																																																																																																																																																																																																																											
名称	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																										
種類	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																										
臨界管理	臨界管理	気液分離部下部、液抜き部	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		気液分離部上部	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		流体の種類	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
容量	設計蒸発量	kg/h/個	○○																																																																																																																																																																																																																																																																									
	処理容量	m ³ /h	○○																																																																																																																																																																																																																																																																									
最高使用圧力	MPa	○○																																																																																																																																																																																																																																																																										
最高使用温度	℃	○○																																																																																																																																																																																																																																																																										
主要寸法	気液分離部	本体胴内径	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		本体胴板厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		本体胴上部鏡板厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		円すい胴板厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		下部胴内径	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		下部胴板厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		下部胴下部鏡板厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		全高	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		上部連絡管外径	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		上部連絡管厚さ	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
連絡管	気液分離部	下部連絡管外径	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		下部連絡管厚さ	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		本体胴板	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		本体胴上部鏡板	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
主要材料	連絡管	円すい胴板	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		下部胴板	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		下部胴下部鏡板	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		上部連絡管	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
主要材料	連絡管	下部連絡管	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								
		個数	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																								

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: ポンプ・圧縮機類 (常設/可搬))

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認																																																																																																																																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>-</td> <td colspan="2">冷却水循環ポンプA, B, C, D (○○, ○○, ○○, ○○)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td colspan="2">うず巻形</td> </tr> <tr> <td>設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td>-</td> <td>As</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仕様</td> <td>定格容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>定格揚程</td> <td>m</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機</td> <td>主要寸法</td> <td>全高</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料</td> <td>ケーシング</td> <td>-</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>4 (内2個予備)</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="3">(1)本設備は非常用所内電源系統に接続する。</td> </tr> </table> <p>構造図: 第3.2.2.2.2-3図に示す。</p>				名称	-	冷却水循環ポンプA, B, C, D (○○, ○○, ○○, ○○)		種類	-	うず巻形		設計条件	耐震クラス	-	As	仕様	定格容量	m ³ /h/個	○○	定格揚程	m	○○	機	主要寸法	全高	mm	○○	主要材料	ケーシング	-	○○	個数	-	4 (内2個予備)	特記事項	(1)本設備は非常用所内電源系統に接続する。			<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>-</td> <td colspan="2">冷却水循環ポンプA, B</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td colspan="2">○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設計条件</td> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>○○</td> <td>変更なし (○○¹⁾)</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>○○</td> <td>変更なし (○○¹⁾)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仕様</td> <td>定格容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定格揚程</td> <td>m</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">ポンプ</td> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>吸込口径</td> <td>mm</td> <td>○○²⁾</td> </tr> <tr> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>○○²⁾</td> </tr> <tr> <td>ケーシング厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>Mm</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>ケーシング</td> <td>-</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>○○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>-</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原動機</td> <td>種類</td> <td>-</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>-</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> </table>				名称	-	冷却水循環ポンプA, B		種類	-	○○		設計条件	最高使用圧力	MPa	○○	変更なし (○○ ¹⁾)	最高使用温度	℃	○○	変更なし (○○ ¹⁾)	仕様	定格容量	m ³ /h/個	○○		定格揚程	m	○○		ポンプ	主要寸法	吸込口径	mm	○○ ²⁾	吐出口径	mm	○○ ²⁾	ケーシング厚さ	mm	○○	横	mm	○○	全高	Mm	○○		主要材料	ケーシング	-	○○		個数	-	○○			取付箇所	系統名 (ライン名)	-	○○		設置床	-	○○		溢水防護上の区画番号	-	○○		溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	○○		原動機	種類	-	○○		出力	kW/個	○○		個数	-	○○		取付箇所	-	○○		<p>3 原子炉冷却材再循環設備に係る次の事項</p> <p>3.1 原子炉冷却材再循環系</p> <p>(1) ポンプの名称, 種類, 容量, 揚程又は吐出圧力, 慣性定数又は回転速度半減時間, 最高使用圧力, 最高使用温度, 主要寸法, 材料及び個数並びに原動機の種類, 出力及び個数 (インターナルポンプにあっては, 原動機の冷却方法及び定格回転速度を付記すること。)</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>-</td> <td colspan="2">再循環系ポンプ**</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td colspan="2">うず巻形*1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個*2</td> <td colspan="2">8100 以上*6 (8100*3)</td> </tr> <tr> <td>揚程</td> <td>m</td> <td colspan="2">245.4 以上*6 (245.4*3)</td> </tr> <tr> <td>慣性定数</td> <td>s</td> <td colspan="2">4.7 以上*6 (5*3, *6)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="2">11.38*6</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="2">302*6</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">ポンプ</td> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td>吸込口径</td> <td>mm</td> <td>552.45*3, *6</td> </tr> <tr> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>552.45*3, *6</td> </tr> <tr> <td>ケーシング厚さ</td> <td>mm</td> <td>78.8*6 (82.6*3, *6)</td> </tr> <tr> <td>ケーシングカバー厚さ</td> <td>mm</td> <td>1168.4*3, *6</td> </tr> <tr> <td>ケーシング高さ</td> <td>mm</td> <td>965.2*3, *6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">材料</td> <td>ケーシング</td> <td>-</td> <td>SCS14A 相当</td> </tr> <tr> <td>ケーシングカバー</td> <td>-</td> <td>SCS14A 相当</td> </tr> <tr> <td>スタッドボルト</td> <td>-</td> <td>SNB23-4 相当</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原動機</td> <td>種類</td> <td>-</td> <td>誘導電動機</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> <td>6711*7</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>2</td> <td></td> </tr> </table> <p>注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「たて軸単段うず巻型」と記載。 *2: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「T/hr」と記載。 *3: 公称値を示す。 *4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「全揚程」と記載。 *5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ポンプ」と記載。 *6: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は, 設計図書による。 *7: S I 単位に換算したもの。</p>				名称	-	再循環系ポンプ**		種類	-	うず巻形*1		容量	m ³ /h/個*2	8100 以上*6 (8100*3)		揚程	m	245.4 以上*6 (245.4*3)		慣性定数	s	4.7 以上*6 (5*3, *6)		最高使用圧力	MPa	11.38*6		最高使用温度	℃	302*6		ポンプ	主要寸法	吸込口径	mm	552.45*3, *6	吐出口径	mm	552.45*3, *6	ケーシング厚さ	mm	78.8*6 (82.6*3, *6)	ケーシングカバー厚さ	mm	1168.4*3, *6	ケーシング高さ	mm	965.2*3, *6	材料	ケーシング	-	SCS14A 相当	ケーシングカバー	-	SCS14A 相当	スタッドボルト	-	SNB23-4 相当	個数	-	2		原動機	種類	-	誘導電動機	出力	kW/個	6711*7	個数	-	2	
名称	-	冷却水循環ポンプA, B, C, D (○○, ○○, ○○, ○○)																																																																																																																																																																																																										
種類	-	うず巻形																																																																																																																																																																																																										
設計条件	耐震クラス	-	As																																																																																																																																																																																																									
仕様	定格容量	m ³ /h/個	○○																																																																																																																																																																																																									
	定格揚程	m	○○																																																																																																																																																																																																									
機	主要寸法	全高	mm	○○																																																																																																																																																																																																								
	主要材料	ケーシング	-	○○																																																																																																																																																																																																								
		個数	-	4 (内2個予備)																																																																																																																																																																																																								
特記事項	(1)本設備は非常用所内電源系統に接続する。																																																																																																																																																																																																											
名称	-	冷却水循環ポンプA, B																																																																																																																																																																																																										
種類	-	○○																																																																																																																																																																																																										
設計条件	最高使用圧力	MPa	○○	変更なし (○○ ¹⁾)																																																																																																																																																																																																								
	最高使用温度	℃	○○	変更なし (○○ ¹⁾)																																																																																																																																																																																																								
仕様	定格容量	m ³ /h/個	○○																																																																																																																																																																																																									
	定格揚程	m	○○																																																																																																																																																																																																									
ポンプ	主要寸法	吸込口径	mm	○○ ²⁾																																																																																																																																																																																																								
		吐出口径	mm	○○ ²⁾																																																																																																																																																																																																								
		ケーシング厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																								
		横	mm	○○																																																																																																																																																																																																								
	全高	Mm	○○																																																																																																																																																																																																									
主要材料	ケーシング	-	○○																																																																																																																																																																																																									
個数	-	○○																																																																																																																																																																																																										
取付箇所	系統名 (ライン名)	-	○○																																																																																																																																																																																																									
	設置床	-	○○																																																																																																																																																																																																									
	溢水防護上の区画番号	-	○○																																																																																																																																																																																																									
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	○○																																																																																																																																																																																																									
原動機	種類	-	○○																																																																																																																																																																																																									
	出力	kW/個	○○																																																																																																																																																																																																									
	個数	-	○○																																																																																																																																																																																																									
	取付箇所	-	○○																																																																																																																																																																																																									
名称	-	再循環系ポンプ**																																																																																																																																																																																																										
種類	-	うず巻形*1																																																																																																																																																																																																										
容量	m ³ /h/個*2	8100 以上*6 (8100*3)																																																																																																																																																																																																										
揚程	m	245.4 以上*6 (245.4*3)																																																																																																																																																																																																										
慣性定数	s	4.7 以上*6 (5*3, *6)																																																																																																																																																																																																										
最高使用圧力	MPa	11.38*6																																																																																																																																																																																																										
最高使用温度	℃	302*6																																																																																																																																																																																																										
ポンプ	主要寸法	吸込口径	mm	552.45*3, *6																																																																																																																																																																																																								
		吐出口径	mm	552.45*3, *6																																																																																																																																																																																																								
		ケーシング厚さ	mm	78.8*6 (82.6*3, *6)																																																																																																																																																																																																								
		ケーシングカバー厚さ	mm	1168.4*3, *6																																																																																																																																																																																																								
		ケーシング高さ	mm	965.2*3, *6																																																																																																																																																																																																								
材料	ケーシング	-	SCS14A 相当																																																																																																																																																																																																									
	ケーシングカバー	-	SCS14A 相当																																																																																																																																																																																																									
	スタッドボルト	-	SNB23-4 相当																																																																																																																																																																																																									
個数	-	2																																																																																																																																																																																																										
原動機	種類	-	誘導電動機																																																																																																																																																																																																									
	出力	kW/個	6711*7																																																																																																																																																																																																									
個数	-	2																																																																																																																																																																																																										
<p>○耐震クラスについては, 主要設備リストにて展開する方針に見直したため, 仕様表記載項目からは削除する。 ○重大事故時の値を示す必要がある場合は, 設備の使用条件 (最高使用圧力/最高使用温度) の記載項目欄を追加する。 ○主配管との接続性を説明する観点から, 吸込口径および吐出口径の記載欄を追加。 ○溢水影響を考慮し, 取付箇所の項目を追加。 ○内部飛散物に関する記載として, 原動機に記載を追加。 ○構造図については, 本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため, 記載項目を削除する。 ○特記事項については, 基本設計方針等にて展開するため削除。 ○ケーシング厚さについては, 耐圧強度評価 (耐圧バウンダリ) をする場合は, 記載する。</p>				<p>注記 1): 重大事故時の値を示す。 2): 既設工認の仕様表に記載がないため, 記載の適正化を行う。記載内容は平成○年○月○日付け○第○号にて認可された設工認申請書の添付図面「○-○-○.○図 ○○の計測制御系統図」による。</p>																																																																																																																																																																																																								

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: 配管類 (常設/可搬))

既設工認										仕様表項目案					発電炉工認																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>主配管</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機器の種類</th> <th>耐震クラス</th> <th>流体の種類</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>材料</th> <th>配管番号</th> <th>通過部屋番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶解槽A (〇〇) ~ 第1よう素通出し槽A (〇〇)</td> <td>再処理 第1種管</td> <td>A</td> <td>溶解液</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>第1よう素通出し槽A (〇〇) ~ 第2よう素通出し槽A (〇〇)</td> <td>再処理 第2種管</td> <td>A</td> <td>溶解液</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>第2よう素通出し槽A (〇〇) ~ 〇〇</td> <td>再処理 第2種管</td> <td>A</td> <td>溶解液</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇 内管</td> <td>再処理 第2種管</td> <td>A</td> <td>溶解液</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇 外管</td> <td>-</td> <td>C</td> <td>冷却水</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇 ~ 中間ボットA (〇〇)</td> <td>再処理 第2種管</td> <td>A</td> <td>溶解液</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇 ~ 〇〇</td> <td>再処理 第2種管</td> <td>As</td> <td>溶解液</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機器の種類</th> <th>耐震クラス</th> <th>流体の種類</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>材料</th> <th>配管番号</th> <th>通過部屋番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇 内管</td> <td>再処理 第2種管</td> <td>As</td> <td>溶解液</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇 外管</td> <td>-</td> <td>C</td> <td>冷却水</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇 ~ 〇〇</td> <td>再処理 第2種管</td> <td>As</td> <td>溶解液</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇 入口位 異材接合部 出口(570)</td> <td>再処理 第2種管</td> <td>As</td> <td>溶解液</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇 ~ 〇〇</td> <td>再処理 第2種管</td> <td>As</td> <td>溶解液</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>〇〇 ~ 〇〇</td> <td>再処理 第2種管</td> <td>B</td> <td>溶解液</td> <td>〇〇 (外径)</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table>										名称	機器の種類	耐震クラス	流体の種類	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	配管番号	通過部屋番号	溶解槽A (〇〇) ~ 第1よう素通出し槽A (〇〇)	再処理 第1種管	A	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	第1よう素通出し槽A (〇〇) ~ 第2よう素通出し槽A (〇〇)	再処理 第2種管	A	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	第2よう素通出し槽A (〇〇) ~ 〇〇	再処理 第2種管	A	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇 内管	再処理 第2種管	A	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇 外管	-	C	冷却水	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇 ~ 中間ボットA (〇〇)	再処理 第2種管	A	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇 ~ 〇〇	再処理 第2種管	As	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	名称	機器の種類	耐震クラス	流体の種類	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	配管番号	通過部屋番号	〇〇 内管	再処理 第2種管	As	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇 外管	-	C	冷却水	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇 ~ 〇〇	再処理 第2種管	As	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇 入口位 異材接合部 出口(570)	再処理 第2種管	As	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇 ~ 〇〇	再処理 第2種管	As	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇 ~ 〇〇	再処理 第2種管	B	溶解液	〇〇 (外径)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	<p>変更後</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備考</th> <th>配管番号</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仕様</td> <td>主要材料</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>厚さ (mm)</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>外径 (mm)</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設計条件</td> <td>最高使用温度 (°C)</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (MPa)</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>流体の種類</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td>〇〇 ~ 〇〇</td> <td>〇〇 ~ 〇〇</td> <td>〇〇 まわり</td> </tr> </tbody> </table> <p>〇〇系</p>					備考	配管番号						〇〇	〇〇	〇〇	仕様	主要材料	〇〇	〇〇	〇〇	厚さ (mm)	〇〇	〇〇	〇〇	外径 (mm)	〇〇	〇〇	〇〇	設計条件	最高使用温度 (°C)	〇〇	〇〇	〇〇	最高使用圧力 (MPa)	〇〇	〇〇	〇〇	流体の種類	〇〇	〇〇	〇〇	名称		〇〇 ~ 〇〇	〇〇 ~ 〇〇	〇〇 まわり	<p>発電炉工認</p> <p>(注) 主配管 (スプレッドヘッドを含む) の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (常設及び可搬型別) に記載し、可搬型の場合は、数量及び取付箇所を付記すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 (MPa)**</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径** (mm)</th> <th>厚さ** (mm)</th> <th>材料</th> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径** (mm)</th> <th>厚さ** (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スキャマージタンクから代管燃料プール海部配管分岐点**</td> <td>1.38</td> <td>66</td> <td>267.4</td> <td>9.3</td> <td>S35412</td> <td>スキャマージタンクから代管燃料プール海部配管分岐点**</td> <td>1.38</td> <td>66, 80**</td> <td>267.4** / 267.4**</td> <td>9.3** / 9.3**</td> <td>S35412**</td> </tr> <tr> <td>代管燃料プール海部配管分岐点から第G41-F004及び第G41-F016**</td> <td>1.38</td> <td>66</td> <td>267.4</td> <td>9.3</td> <td>S35412**</td> <td>代管燃料プール海部配管分岐点**</td> <td>1.38</td> <td>66, 80**</td> <td>267.4** / 267.4**</td> <td>9.3** / 9.3**</td> <td>S35412**</td> </tr> <tr> <td>第G41-F004からポンプ送出口**</td> <td>1.38</td> <td>66</td> <td>267.4</td> <td>9.3</td> <td>S35412</td> <td>代管燃料プール海部配管分岐点から第G41-F004及び第G41-F016**</td> <td>1.38</td> <td>66, 80**</td> <td>267.4** / 267.4**</td> <td>9.3** / 9.3**</td> <td>S35412**</td> </tr> <tr> <td>フィルタ駆動装置出口から第G41-F011**</td> <td>1.38</td> <td>66</td> <td>216.3</td> <td>8.2</td> <td>S35412</td> <td>フィルタ駆動装置出口から第G41-F011**</td> <td>1.38</td> <td>66</td> <td>216.3</td> <td>8.2</td> <td>S35412</td> </tr> <tr> <td>フィルタ駆動装置出口配管から原子炉ウエル**</td> <td>1.38</td> <td>66</td> <td>165.2</td> <td>7.1</td> <td>S35412</td> <td>フィルタ駆動装置出口配管から原子炉ウエル**</td> <td>1.38</td> <td>66</td> <td>165.2</td> <td>7.1</td> <td>S35412</td> </tr> <tr> <td>第G41-F011から代管燃料プール海部配管分岐点**</td> <td>1.38</td> <td>66</td> <td>216.3</td> <td>8.2</td> <td>S35412</td> <td>代管燃料プール海部配管分岐点から第G41-F011から代管燃料プール海部配管分岐点**</td> <td>1.38</td> <td>66, 80**</td> <td>216.3** / 216.3**</td> <td>8.2** / 8.2**</td> <td>S35412**</td> </tr> <tr> <td>代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**</td> <td>1.38</td> <td>66</td> <td>216.3</td> <td>8.2</td> <td>S35412</td> <td>代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**</td> <td>1.38</td> <td>66, 80**</td> <td>216.3** / 216.3**</td> <td>8.2** / 8.2**</td> <td>S35412**</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 (MPa)**</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径** (mm)</th> <th>厚さ** (mm)</th> <th>材料</th> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径** (mm)</th> <th>厚さ** (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第G41-F004から代管燃料プール海部配管分岐点**</td> <td>1.38</td> <td>66</td> <td>267.4</td> <td>9.3</td> <td>S35412</td> <td>代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**</td> <td>1.38</td> <td>66, 80**</td> <td>267.4** / 267.4**</td> <td>9.3** / 9.3**</td> <td>S35412**</td> </tr> <tr> <td>代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**</td> <td>1.38</td> <td>66</td> <td>267.4</td> <td>9.3</td> <td>S35412</td> <td>代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**</td> <td>1.38</td> <td>66, 80**</td> <td>267.4** / 267.4**</td> <td>9.3** / 9.3**</td> <td>S35412**</td> </tr> <tr> <td>代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**</td> <td>1.38</td> <td>66</td> <td>267.4</td> <td>9.3</td> <td>S35412</td> <td>代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**</td> <td>1.38</td> <td>66, 80**</td> <td>267.4** / 267.4**</td> <td>9.3** / 9.3**</td> <td>S35412**</td> </tr> <tr> <td>代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**</td> <td>1.38</td> <td>66</td> <td>267.4</td> <td>9.3</td> <td>S35412</td> <td>代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**</td> <td>1.38</td> <td>66, 80**</td> <td>267.4** / 267.4**</td> <td>9.3** / 9.3**</td> <td>S35412**</td> </tr> </tbody> </table>										名称	最高使用圧力 (MPa)**	最高使用温度 (°C)	外径** (mm)	厚さ** (mm)	材料	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径** (mm)	厚さ** (mm)	材料	スキャマージタンクから代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66	267.4	9.3	S35412	スキャマージタンクから代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66, 80**	267.4** / 267.4**	9.3** / 9.3**	S35412**	代管燃料プール海部配管分岐点から第G41-F004及び第G41-F016**	1.38	66	267.4	9.3	S35412**	代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66, 80**	267.4** / 267.4**	9.3** / 9.3**	S35412**	第G41-F004からポンプ送出口**	1.38	66	267.4	9.3	S35412	代管燃料プール海部配管分岐点から第G41-F004及び第G41-F016**	1.38	66, 80**	267.4** / 267.4**	9.3** / 9.3**	S35412**	フィルタ駆動装置出口から第G41-F011**	1.38	66	216.3	8.2	S35412	フィルタ駆動装置出口から第G41-F011**	1.38	66	216.3	8.2	S35412	フィルタ駆動装置出口配管から原子炉ウエル**	1.38	66	165.2	7.1	S35412	フィルタ駆動装置出口配管から原子炉ウエル**	1.38	66	165.2	7.1	S35412	第G41-F011から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66	216.3	8.2	S35412	代管燃料プール海部配管分岐点から第G41-F011から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66, 80**	216.3** / 216.3**	8.2** / 8.2**	S35412**	代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66	216.3	8.2	S35412	代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66, 80**	216.3** / 216.3**	8.2** / 8.2**	S35412**	名称	最高使用圧力 (MPa)**	最高使用温度 (°C)	外径** (mm)	厚さ** (mm)	材料	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径** (mm)	厚さ** (mm)	材料	第G41-F004から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66	267.4	9.3	S35412	代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66, 80**	267.4** / 267.4**	9.3** / 9.3**	S35412**	代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66	267.4	9.3	S35412	代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66, 80**	267.4** / 267.4**	9.3** / 9.3**	S35412**	代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66	267.4	9.3	S35412	代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66, 80**	267.4** / 267.4**	9.3** / 9.3**	S35412**	代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66	267.4	9.3	S35412	代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66, 80**	267.4** / 267.4**	9.3** / 9.3**	S35412**
名称	機器の種類	耐震クラス	流体の種類	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	配管番号	通過部屋番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
溶解槽A (〇〇) ~ 第1よう素通出し槽A (〇〇)	再処理 第1種管	A	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
第1よう素通出し槽A (〇〇) ~ 第2よう素通出し槽A (〇〇)	再処理 第2種管	A	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
第2よう素通出し槽A (〇〇) ~ 〇〇	再処理 第2種管	A	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
〇〇 内管	再処理 第2種管	A	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
〇〇 外管	-	C	冷却水	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
〇〇 ~ 中間ボットA (〇〇)	再処理 第2種管	A	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
〇〇 ~ 〇〇	再処理 第2種管	As	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
名称	機器の種類	耐震クラス	流体の種類	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	配管番号	通過部屋番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
〇〇 内管	再処理 第2種管	As	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
〇〇 外管	-	C	冷却水	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
〇〇 ~ 〇〇	再処理 第2種管	As	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
〇〇 入口位 異材接合部 出口(570)	再処理 第2種管	As	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
〇〇 ~ 〇〇	再処理 第2種管	As	溶解液	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
〇〇 ~ 〇〇	再処理 第2種管	B	溶解液	〇〇 (外径)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
備考	配管番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
仕様	主要材料	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	厚さ (mm)	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	外径 (mm)	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
設計条件	最高使用温度 (°C)	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	最高使用圧力 (MPa)	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	流体の種類	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
名称		〇〇 ~ 〇〇	〇〇 ~ 〇〇	〇〇 まわり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
名称	最高使用圧力 (MPa)**	最高使用温度 (°C)	外径** (mm)	厚さ** (mm)	材料	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径** (mm)	厚さ** (mm)	材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
スキャマージタンクから代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66	267.4	9.3	S35412	スキャマージタンクから代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66, 80**	267.4** / 267.4**	9.3** / 9.3**	S35412**																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
代管燃料プール海部配管分岐点から第G41-F004及び第G41-F016**	1.38	66	267.4	9.3	S35412**	代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66, 80**	267.4** / 267.4**	9.3** / 9.3**	S35412**																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第G41-F004からポンプ送出口**	1.38	66	267.4	9.3	S35412	代管燃料プール海部配管分岐点から第G41-F004及び第G41-F016**	1.38	66, 80**	267.4** / 267.4**	9.3** / 9.3**	S35412**																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
フィルタ駆動装置出口から第G41-F011**	1.38	66	216.3	8.2	S35412	フィルタ駆動装置出口から第G41-F011**	1.38	66	216.3	8.2	S35412																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
フィルタ駆動装置出口配管から原子炉ウエル**	1.38	66	165.2	7.1	S35412	フィルタ駆動装置出口配管から原子炉ウエル**	1.38	66	165.2	7.1	S35412																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第G41-F011から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66	216.3	8.2	S35412	代管燃料プール海部配管分岐点から第G41-F011から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66, 80**	216.3** / 216.3**	8.2** / 8.2**	S35412**																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66	216.3	8.2	S35412	代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66, 80**	216.3** / 216.3**	8.2** / 8.2**	S35412**																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
名称	最高使用圧力 (MPa)**	最高使用温度 (°C)	外径** (mm)	厚さ** (mm)	材料	名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径** (mm)	厚さ** (mm)	材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第G41-F004から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66	267.4	9.3	S35412	代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66, 80**	267.4** / 267.4**	9.3** / 9.3**	S35412**																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66	267.4	9.3	S35412	代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66, 80**	267.4** / 267.4**	9.3** / 9.3**	S35412**																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66	267.4	9.3	S35412	代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66, 80**	267.4** / 267.4**	9.3** / 9.3**	S35412**																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66	267.4	9.3	S35412	代管燃料プール海部配管分岐点から代管燃料プール海部配管分岐点**	1.38	66, 80**	267.4** / 267.4**	9.3** / 9.3**	S35412**																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<p>変更前</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備考</th> <th>配管番号</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仕様</td> <td>主要材料</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>厚さ (mm)</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>外径 (mm)</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設計条件</td> <td>最高使用温度 (°C)</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (MPa)</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>流体の種類</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td>〇〇 ~ 〇〇</td> <td>〇〇 ~ 〇〇</td> <td>〇〇 まわり</td> </tr> </tbody> </table> <p>〇〇系</p>										備考	配管番号						〇〇	〇〇	〇〇	仕様	主要材料	〇〇	〇〇	〇〇	厚さ (mm)	〇〇	〇〇	〇〇	外径 (mm)	〇〇	〇〇	〇〇	設計条件	最高使用温度 (°C)	〇〇	〇〇	〇〇	最高使用圧力 (MPa)	〇〇	〇〇	〇〇	流体の種類	〇〇	〇〇	〇〇	名称		〇〇 ~ 〇〇	〇〇 ~ 〇〇	〇〇 まわり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
備考	配管番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
仕様	主要材料	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	厚さ (mm)	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	外径 (mm)	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
設計条件	最高使用温度 (°C)	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	最高使用圧力 (MPa)	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	流体の種類	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
名称		〇〇 ~ 〇〇	〇〇 ~ 〇〇	〇〇 まわり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類：ダクト (常設/可搬))

既設工認				仕様表項目案					発電炉工認															
名	称	—	主要ダクト(その1)	変更後	主要材料	〇〇	〇〇	〇〇	変更前	中央制御室 ~ 中央制御室換気系 フィルタ系ファン	変更前*1					変更後								
種	類	—	角ダクト, 丸ダクト		板厚 (mm)	〇〇	〇〇	〇〇			名称	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)	外形*2 (mm)	厚さ (mm)	材料	名称							
設計条件	耐震クラス	—	A		主要寸法 (mm)	〇〇	〇〇	〇〇			流体の種類	0.003 (差圧)	40	762.4×362.4	1.2*2	SPG2	中央制御室換気系							
	流体の種類	—	空気		最高使用温度 (°C)	〇〇	〇〇	〇〇						812.4×412.4	1.2*2	SPG2								
仕様	主要寸法 ¹⁾	mm	幅：〇〇~〇〇 高さ：〇〇~〇〇 口径：〇〇~〇〇		最高使用圧力 (kPa)	〇〇	〇〇	〇〇						名称	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇		1582.4×912.4	1.2*2	SPG2	変更なし			
	板厚	mm	〇〇~〇〇		流体の種類	〇〇	〇〇	〇〇						1802.4×1602.4				1.2*2	SPG2					
	主要材料	—	〇〇P		名称	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 まわり						462.4×462.4				1.2*2	SPG2					
注記 1)：主要寸法はダクト内側の寸法を示す。					流体の種類	〇〇	〇〇	〇〇						461.6×461.6				0.8*2	SGCC	中央ダクト (その1)		〇〇 〇〇	〇〇 まわり	
〇耐震クラスおよび機器の種類については、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 〇重大事故時の値を示す必要がある場合は、設備の使用条件(最高使用圧力/最高使用温度)の記載項目欄を追加する。					名称	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 まわり			562.4×462.4	1.2*2	SPG2	中央ダクト (その1)			〇〇 〇〇	〇〇 まわり						
					名称	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 まわり			562.4×562.4	1.2*2	SPG2											
				名称	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 まわり	注記 *1：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。 *2：公称値を示す。																
								注記 1)：主要寸法はダクト内側の寸法を示す。 2)：重大事故時の使用時の値を示す。 3)：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。																

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類：搬送設備)

既設工認		仕様表項目案			発電炉工認																																																																																																																							
<p>d. 設計条件及び仕様</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンA, B (〇〇)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td colspan="2">天井走行形</td> </tr> <tr> <td>設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td>B¹⁾</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仕様</td> <td>容量</td> <td>主巻 〇〇 t 補巻 〇〇 t</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="2"> (1) つりワイヤの二重化を施す。 (2) つり荷を保持するためのブレーキの二重化を施す。 (3) フックへ脱落防止金具を取付ける。 (4) 逸走防止のインターロックを設ける。 (5) 電源喪失時にもつり荷を保持できる構造とする。 (6) 脱輪防止装置を設ける。 (7) 燃料貯蔵プール及び燃料仮置きピット上を通過しない設計とする。 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>構造図：第3.1.1.3-1図に示す。</p> <p>注記 1)： 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンA, Bは、基準地震動S₁及びS₂にて燃料取出しピットに波及的影響を与えないように設計する。</p> </td> </tr> </table>		名称	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンA, B (〇〇)		種類	天井走行形		設計条件	耐震クラス	B ¹⁾	仕様	容量	主巻 〇〇 t 補巻 〇〇 t	個数	2	特記事項	(1) つりワイヤの二重化を施す。 (2) つり荷を保持するためのブレーキの二重化を施す。 (3) フックへ脱落防止金具を取付ける。 (4) 逸走防止のインターロックを設ける。 (5) 電源喪失時にもつり荷を保持できる構造とする。 (6) 脱輪防止装置を設ける。 (7) 燃料貯蔵プール及び燃料仮置きピット上を通過しない設計とする。		<p>構造図：第3.1.1.3-1図に示す。</p> <p>注記 1)： 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンA, Bは、基準地震動S₁及びS₂にて燃料取出しピットに波及的影響を与えないように設計する。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンA, B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>天井走行形</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仕様</td> <td>容量</td> <td>主巻 N 補巻 N</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>〇〇</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>〇〇</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>○耐震クラスについては、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。 ○溢水影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。 ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。</p>					変更前	変更後	名称	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンA, B		種類	—	天井走行形		仕様	容量	主巻 N 補巻 N	〇〇	個数	—	〇〇	主要寸法	〇〇	mm	〇〇	材料	〇〇	—	〇〇	取付箇所	系統名 (ライン名)	—	〇〇	設置床	—	〇〇	溢水防護上の区画番号	—	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>原子炉建屋クレーン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>天井走行式</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量</td> <td>主巻</td> <td>t</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>補巻</td> <td>t</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>モノレールホイスト</td> <td>t</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>走行レール間距離*1</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>クレーン本体ガード距離</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレーン本体ガード幅</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレーン本体ガード高さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>EL. 54.50 m*5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取付箇所</td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：記載の適正化を行う。既工事計画書には「スパン」と記載。 *2：記載の適正化を行う。既工事計画書には「」と記載。 *3：公称値を示す。 *4：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *5：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成元年4月26日付け発管業発第37号にて届け出した工事計画の添付書類「1-2-1 原子炉建屋クレーンの耐震性についての計算書」による。</p>					変更前	変更後	名称	—	原子炉建屋クレーン		種類	—	天井走行式		容量	主巻	t	125	補巻	t	5	主要寸法	モノレールホイスト	t	10	走行レール間距離*1	mm		材料	クレーン本体ガード距離	mm		高さ	mm		クレーン本体ガード幅	mm		クレーン本体ガード高さ	mm		個数	—	—	1	取付箇所	系統名 (ライン名)	—	—	設置床	—	EL. 54.50 m*5	取付箇所	溢水防護上の区画番号	—	—	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—
名称	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンA, B (〇〇)																																																																																																																											
種類	天井走行形																																																																																																																											
設計条件	耐震クラス	B ¹⁾																																																																																																																										
仕様	容量	主巻 〇〇 t 補巻 〇〇 t																																																																																																																										
	個数	2																																																																																																																										
特記事項	(1) つりワイヤの二重化を施す。 (2) つり荷を保持するためのブレーキの二重化を施す。 (3) フックへ脱落防止金具を取付ける。 (4) 逸走防止のインターロックを設ける。 (5) 電源喪失時にもつり荷を保持できる構造とする。 (6) 脱輪防止装置を設ける。 (7) 燃料貯蔵プール及び燃料仮置きピット上を通過しない設計とする。																																																																																																																											
<p>構造図：第3.1.1.3-1図に示す。</p> <p>注記 1)： 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンA, Bは、基準地震動S₁及びS₂にて燃料取出しピットに波及的影響を与えないように設計する。</p>																																																																																																																												
		変更前	変更後																																																																																																																									
名称	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンA, B																																																																																																																										
種類	—	天井走行形																																																																																																																										
仕様	容量	主巻 N 補巻 N	〇〇																																																																																																																									
	個数	—	〇〇																																																																																																																									
主要寸法	〇〇	mm	〇〇																																																																																																																									
材料	〇〇	—	〇〇																																																																																																																									
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	〇〇																																																																																																																									
	設置床	—	〇〇																																																																																																																									
	溢水防護上の区画番号	—	〇〇																																																																																																																									
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇																																																																																																																									
		変更前	変更後																																																																																																																									
名称	—	原子炉建屋クレーン																																																																																																																										
種類	—	天井走行式																																																																																																																										
容量	主巻	t	125																																																																																																																									
	補巻	t	5																																																																																																																									
主要寸法	モノレールホイスト	t	10																																																																																																																									
	走行レール間距離*1	mm																																																																																																																										
材料	クレーン本体ガード距離	mm																																																																																																																										
	高さ	mm																																																																																																																										
	クレーン本体ガード幅	mm																																																																																																																										
	クレーン本体ガード高さ	mm																																																																																																																										
個数	—	—	1																																																																																																																									
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	—																																																																																																																									
	設置床	—	EL. 54.50 m*5																																																																																																																									
取付箇所	溢水防護上の区画番号	—	—																																																																																																																									
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—																																																																																																																									

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: M/C/P/C/MCC/分電盤/リレー盤)

既設工認		仕様表項目案			発電炉工認																																																																										
(I) 6.9 kV非常用母線A, B <table border="1"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>-</td> <td colspan="2">6.9 kV非常用メタクラA, B (○○)</td> </tr> <tr> <td>設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td>-</td> <td colspan="2">As</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仕様</td> <td>用途</td> <td>-</td> <td colspan="2">非常用系</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>V</td> <td colspan="2">○○</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td colspan="2">2</td> </tr> </table> <p>構造図: 第3.2.1.1.1-1図に示す。</p>		名称		-	6.9 kV非常用メタクラA, B (○○)		設計条件	耐震クラス	-	As		仕様	用途	-	非常用系		電圧	V	○○		主要寸法	高さ	mm	○○	個数	-	2		1) 460V 非常用母線 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>-</td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>-</td> <td>6.9kV 非常用メタクラA, B</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仕様</td> <td>電圧</td> <td>V</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>-</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> </table> <p>○耐震クラスについては、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。 ○溢水影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p>			名称		-	変更前	変更後	名称		-	6.9kV 非常用メタクラA, B		仕様	電圧	V	○○		主要寸法	たて	mm	○○	横	mm	○○	高さ	mm	○○	個数	-	○○		取付箇所	系統名 (ライン名)	-	○○		設置床	-	○○		溢水防護上の区画番号	-	○○		溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	○○		4 非常用電源設備の基本設計方針, 適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針 第2章 個別項目 1. 非常用電源設備の電源系統 1.2 代替所内電気系統 (省略) これとは別に上記 3 系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を給電する代替所内電気設備として、緊急用断路器 (6900V, 1200A のものを 1 個), 緊急用メタルクラッド開閉装置 (6900V, 1200A のものを 1 個), 緊急用動力変圧器 (2000kVA, 6900/480V のものを 1 個), 緊急用パワーセンタ (480V, 3000A のものを 1 個), 緊急用モータコントロールセンタ (480V, 800A のものを 3 個), 可搬型代替低圧電源車接続盤 (交流入出力 (480V, 1600A), 可搬型整流器交流入力 (210V, 600A), 可搬型整流器直流出力 (150V, 400A) のものを 2 個), 緊急用計装交流主母線盤 (50 kVA, 480/240-120V のものを 1 個), 緊急用直流 125V 充電器 (125V, のものを 1 個), 可搬型整流器用変圧器 (150kVA, 480/210V のものを 2 個), 可搬型代替直流電源設備用電源切替盤 (125V, 400A のものを 1 個), 緊急用直流 125V 主母線盤 (125V, 1200A のものを 1 個), 緊急用直流 125V モータコントロールセンタ (125V, 400A のものを 1 個), 緊急用無停電計装分電盤 (125V, 400A のものを 1 個), 緊急用無停電電源装置, 緊急用無停電計装分電盤 (120V, 400A のものを 1 個), 緊急用電源切替盤 (緊急用交流電源切替盤 (480V, 65A のものを 2 個), 緊急用直流電源切替盤 (125V, 120A のものを 1 個), 緊急用直流計装電源切替盤 (125V, 50A のものを 2 個), 緊急用無停電計装電源切替盤 (120V, 50A のものを 1 個)) を使用できる設計とする。 (省略)	
名称		-	6.9 kV非常用メタクラA, B (○○)																																																																												
設計条件	耐震クラス	-	As																																																																												
仕様	用途	-	非常用系																																																																												
	電圧	V	○○																																																																												
	主要寸法	高さ	mm	○○																																																																											
	個数	-	2																																																																												
名称		-	変更前	変更後																																																																											
名称		-	6.9kV 非常用メタクラA, B																																																																												
仕様	電圧	V	○○																																																																												
	主要寸法	たて	mm	○○																																																																											
		横	mm	○○																																																																											
		高さ	mm	○○																																																																											
個数	-	○○																																																																													
取付箇所	系統名 (ライン名)	-	○○																																																																												
	設置床	-	○○																																																																												
	溢水防護上の区画番号	-	○○																																																																												
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	○○																																																																												

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: 発電機 (常設/可搬))

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(4) 第2非常用ディーゼル発電機 (4.1) 内燃機関				常設/可搬 ディーゼル機関				2.3 常設代替高圧電源装置 (2) 内燃機関に係る次の事項 イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数並びに取付箇所並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td colspan="2">ディーゼル機関A, B (○○)</td> </tr> <tr> <td>設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td>—</td> <td>A s</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">仕様</td> <td>種類</td> <td colspan="2">4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td colspan="2">非常用</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/台</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td>rpm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>起動時間</td> <td>秒</td> <td>○○ 以内</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>調速装置</td> <td>種類</td> <td colspan="2">油圧式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数</td> <td colspan="2">2 (機関1台につき1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常調速装置</td> <td>種類</td> <td colspan="2">電気 — 空気式</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td colspan="2">2 (機関1台につき1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">過給機</td> <td>種類</td> <td colspan="2">排気タービン式</td> </tr> <tr> <td>出口の圧力</td> <td>MPa</td> <td>○○ (最大連続回転時)</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td>rpm</td> <td>○○ (最大連続回転時)</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>4 (機関1台につき2)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> </table>				名称	—	ディーゼル機関A, B (○○)		設計条件	耐震クラス	—	A s	仕様	種類	4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関		用途	非常用		出力	kW/台	○○	回転数	rpm	○○	起動時間	秒	○○ 以内	個数	—	2	調速装置	種類	油圧式			個数	2 (機関1台につき1)		非常調速装置	種類	電気 — 空気式		個数	2 (機関1台につき1)		過給機	種類	排気タービン式		出口の圧力	MPa	○○ (最大連続回転時)	回転数	rpm	○○ (最大連続回転時)	個数	—	4 (機関1台につき2)	主要寸法		高さ	mm	○○	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td colspan="2">ディーゼル機関</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">仕様</td> <td>種類</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/台</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td>rpm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>起動時間</td> <td>秒</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>燃料種類</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>燃料使用量</td> <td>L/h</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">過給機</td> <td>種類</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>出口の圧力</td> <td>MPa</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td>rpm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td colspan="4">系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">設置床</td> <td>—</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">設置箇所</td> <td>—</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> </table>				名称	—	ディーゼル機関		仕様	種類	—		用途	—		出力	kW/台	○○	回転数	rpm	○○	起動時間	秒	○○	燃料種類	—	○○	燃料使用量	L/h	○○	過給機	種類	—		出口の圧力	MPa	○○	回転数	rpm	○○		個数	—		主要寸法		高さ	mm	○○	系統名 (ライン名)				—	○○		設置床				—	○○		溢水防護上の区画番号				—	○○		溢水防護上の配慮が必要な高さ				—	○○		設置箇所				—	○○		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">変更前</td> <td colspan="5">変更後</td> </tr> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="5">常設代替高圧電源装置 内燃機関</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td colspan="5">4サイクル空冷直接噴射式 16気筒ディーゼル機関</td> </tr> <tr> <td colspan="2">出力</td> <td colspan="5">1450</td> </tr> <tr> <td colspan="2">回転速度</td> <td colspan="5">1500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">燃料種類</td> <td colspan="5">軽油</td> </tr> <tr> <td colspan="2">燃料使用量</td> <td colspan="2">397</td> <td colspan="3">411</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td colspan="5">6 (発電機1個当たり1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>No.1 常設代替高圧電源装置 内燃機関</td> <td>No.2 常設代替高圧電源装置 内燃機関</td> <td>No.3 常設代替高圧電源装置 内燃機関</td> <td>No.4 常設代替高圧電源装置 内燃機関</td> <td>No.5 常設代替高圧電源装置 内燃機関</td> <td>No.6 常設代替高圧電源装置 内燃機関</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m</td> <td>常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m</td> <td>常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m</td> <td>常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m</td> <td>常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m</td> <td>常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>HP-1-1</td> <td>HP-1-1</td> <td>HP-1-2</td> <td>HP-1-2</td> <td>HP-1-3</td> <td>HP-1-3</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>EL.11.80 m 以上</td> <td>EL.11.80 m 以上</td> <td>EL.11.80 m 以上</td> <td>EL.11.80 m 以上</td> <td>EL.11.80 m 以上</td> <td>EL.11.80 m 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(続き)</td> <td colspan="5">変更前</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td colspan="5">排気ガスタービン式</td> </tr> <tr> <td colspan="2">出口の圧力</td> <td colspan="5">168.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">回転速度</td> <td colspan="5">90000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td colspan="5">24 (機関1個当たり4)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">取付箇所</td> <td colspan="5">機関と同じ</td> </tr> </table>							変更前		変更後					名称		常設代替高圧電源装置 内燃機関					種類		4サイクル空冷直接噴射式 16気筒ディーゼル機関					出力		1450					回転速度		1500					燃料種類		軽油					燃料使用量		397		411			個数		6 (発電機1個当たり1)					取付箇所	系統名 (ライン名)	No.1 常設代替高圧電源装置 内燃機関	No.2 常設代替高圧電源装置 内燃機関	No.3 常設代替高圧電源装置 内燃機関	No.4 常設代替高圧電源装置 内燃機関	No.5 常設代替高圧電源装置 内燃機関	No.6 常設代替高圧電源装置 内燃機関	設置床	常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m	常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m	常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m	常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m	常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m	常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m	溢水防護上の区画番号	HP-1-1	HP-1-1	HP-1-2	HP-1-2	HP-1-3	HP-1-3	溢水防護上の配慮が必要な高さ	EL.11.80 m 以上	EL.11.80 m 以上	EL.11.80 m 以上	EL.11.80 m 以上	EL.11.80 m 以上	EL.11.80 m 以上	(続き)		変更前					種類		排気ガスタービン式					出口の圧力		168.0					回転速度		90000					個数		24 (機関1個当たり4)					取付箇所		機関と同じ				
名称	—	ディーゼル機関A, B (○○)																																																																																																																																																																																																																																																																																							
設計条件	耐震クラス	—	A s																																																																																																																																																																																																																																																																																						
仕様	種類	4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	用途	非常用																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	出力	kW/台	○○																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	回転数	rpm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	起動時間	秒	○○ 以内																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	個数	—	2																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	調速装置	種類	油圧式																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	個数	2 (機関1台につき1)																																																																																																																																																																																																																																																																																							
非常調速装置	種類	電気 — 空気式																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	個数	2 (機関1台につき1)																																																																																																																																																																																																																																																																																							
過給機	種類	排気タービン式																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	出口の圧力	MPa	○○ (最大連続回転時)																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	回転数	rpm	○○ (最大連続回転時)																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	個数	—	4 (機関1台につき2)																																																																																																																																																																																																																																																																																						
主要寸法		高さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																																					
名称	—	ディーゼル機関																																																																																																																																																																																																																																																																																							
仕様	種類	—																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	用途	—																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	出力	kW/台	○○																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	回転数	rpm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	起動時間	秒	○○																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	燃料種類	—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	燃料使用量	L/h	○○																																																																																																																																																																																																																																																																																						
過給機	種類	—																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	出口の圧力	MPa	○○																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	回転数	rpm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	個数	—																																																																																																																																																																																																																																																																																							
主要寸法		高さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																																																																																					
系統名 (ライン名)				—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																																				
設置床				—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																																				
溢水防護上の区画番号				—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																																				
溢水防護上の配慮が必要な高さ				—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																																				
設置箇所				—	○○																																																																																																																																																																																																																																																																																				
変更前		変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																							
名称		常設代替高圧電源装置 内燃機関																																																																																																																																																																																																																																																																																							
種類		4サイクル空冷直接噴射式 16気筒ディーゼル機関																																																																																																																																																																																																																																																																																							
出力		1450																																																																																																																																																																																																																																																																																							
回転速度		1500																																																																																																																																																																																																																																																																																							
燃料種類		軽油																																																																																																																																																																																																																																																																																							
燃料使用量		397		411																																																																																																																																																																																																																																																																																					
個数		6 (発電機1個当たり1)																																																																																																																																																																																																																																																																																							
取付箇所	系統名 (ライン名)	No.1 常設代替高圧電源装置 内燃機関	No.2 常設代替高圧電源装置 内燃機関	No.3 常設代替高圧電源装置 内燃機関	No.4 常設代替高圧電源装置 内燃機関	No.5 常設代替高圧電源装置 内燃機関	No.6 常設代替高圧電源装置 内燃機関																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	設置床	常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m	常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m	常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m	常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m	常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m	常設代替高圧電源装置置場 EL.11.00 m																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	溢水防護上の区画番号	HP-1-1	HP-1-1	HP-1-2	HP-1-2	HP-1-3	HP-1-3																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	EL.11.80 m 以上	EL.11.80 m 以上	EL.11.80 m 以上	EL.11.80 m 以上	EL.11.80 m 以上	EL.11.80 m 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	(続き)		変更前																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	種類		排気ガスタービン式																																																																																																																																																																																																																																																																																						
出口の圧力		168.0																																																																																																																																																																																																																																																																																							
回転速度		90000																																																																																																																																																																																																																																																																																							
個数		24 (機関1個当たり4)																																																																																																																																																																																																																																																																																							
取付箇所		機関と同じ																																																																																																																																																																																																																																																																																							
構造図: 第3.2.1.1.12-10図に示す。				<p>○耐震クラスについては、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○ディーゼル機関で使用する燃料を明確化するため、その種類と使用料について記載項目を追加。 ○ディーゼル機関の仕様を示すため、関連機器である調速装置及び非常調速装置については、削除する。 ○溢水影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。 ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																					

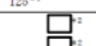
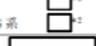

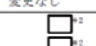
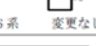



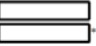

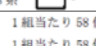
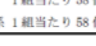

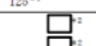
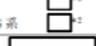

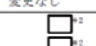
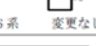



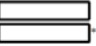

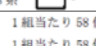
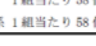

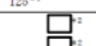
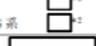

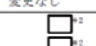
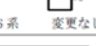



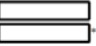

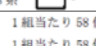
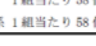

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類：発電機 (常設/可搬))

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認				
(4.2) 発電機												
名称	-	同期発電機A, B (○○)		名称	-	同期発電機		名称	-	常設代替高圧電源装置 防滴保護, 空気冷却自己自由通風型三相交流発電機		
種類	-	横軸回転界磁3同期発電機		種類	-	○○		容量	kVA/個	1725	1965*1	
設計条件	耐震クラス	-	As	用途	-	○○		高さ	mm	2453*1	1965*1	
仕様	用途	-	非常用系	容量	kVA/台	○○		横	mm	1753*1	1090*1	
	力率	-	○○ (遅れ)	電圧	V	○○		高さ	mm	1572*1	1000*1	
	電圧	V	○○	相	-	○○		力率	%	80 (遅れ)		
	相	-	○○	周波数	Hz	○○		電圧	V	6600		
	周波数	Hz	○○	回転速度	min ⁻¹	○○		相	-	3		
	回転数	rpm	○○	結線法	-	○○		周波数	Hz	50		
	結線法	-	星形	冷却方法	-	○○		回転速度	min ⁻¹	1500		
	冷却法	-	空気冷却	設置箇所	系統名 (ライン名)	-	○○	結線法	-	星形		
	主要寸法	高さ	mm	○○	設置床	-	○○	冷却方法	-	空気冷却		
	個数	-	2 (機関1台につき1)		溢水防護上の区画番号	-	○○	個数	-	5 (予備1)*1		
構造図：第3.2.1.1.12-11図に示す。												
				<p>○耐震クラスについては、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○溢水影響を考慮し、取付箇所的项目を追加。 ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。</p>								

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: 蓄電池)

既設工認	仕様表項目案	発電炉工認																																																																																																																								
<p>(4) 非常用直流電源設備 (a) 蓄電池</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">名称</td> <td style="width:15%;">-</td> <td style="width:15%;">110V第2非常用蓄電池A, B</td> <td style="width:15%;">(〇〇)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td>シール形クラッド式据置鉛蓄電池</td> <td></td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td>-</td> <td>As</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td rowspan="5">仕様</td> <td>用途</td> <td>-</td> <td>非常用系</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>Ah</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>V</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td colspan="4">構造図: 第3.2.1.1.1-9図に示す。</td> </tr> </table>	名称	-	110V第2非常用蓄電池A, B	(〇〇)	種類	-	シール形クラッド式据置鉛蓄電池		設計条件	耐震クラス	-	As	仕様	用途	-	非常用系	容量	Ah	〇〇	電圧	V	〇〇	主要寸法	高さ	mm	〇〇	個数	-		2	構造図: 第3.2.1.1.1-9図に示す。				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>-</td> <td>110V非常用蓄電池A, B</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td></td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">仕様</td> <td>容量</td> <td>Ah</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>V</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td></td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">設置箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○耐震クラスについては、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○用途については、仕様表作成対象を整理したことから、記載項目から削除する。 ○溢水影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。 ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。</p> </div>			変更前	変更後	名	称	-	110V非常用蓄電池A, B	種類		-	〇〇	仕様	容量	Ah	〇〇	電圧	V	〇〇	主要寸法	たて	mm	〇〇	横	mm	〇〇	高さ	mm	〇〇	個数		-	〇〇	設置箇所	系統名 (ライン名)	-	〇〇	設置床	-	〇〇	溢水防護上の区画番号	-	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	〇〇	<p>(2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>・常設</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>-</td> <td>125V系蓄電池</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td></td> <td>-</td> <td>制御弁式据置鉛蓄電池</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">容量</td> <td>A系</td> <td>2000 (10時間率)</td> <td>A系 6000 (10時間率)</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>2000 (10時間率)</td> <td>B系 6000 (10時間率)</td> </tr> <tr> <td>HPCS系</td> <td>500 (10時間率)</td> <td>HPCS系 変更なし</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>V</td> <td>125*</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>A系  mm B系  mm HPCS系  mm</td> <td>A系  mm B系  mm HPCS系 変更なし</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>A系  mm B系  mm HPCS系  mm</td> <td>A系  mm B系  mm HPCS系 変更なし</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>A系  mm B系  mm HPCS系  mm</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>組</td> <td>3 (A系 1組当たり58個 B系 1組当たり58個 HPCS系 1組当たり58個)</td> <td>3 (A系 1組当たり120個 B系 1組当たり120個 HPCS系 変更なし)</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後*	名	称	-	125V系蓄電池	種類		-	制御弁式据置鉛蓄電池	容量	A系	2000 (10時間率)	A系 6000 (10時間率)	B系	2000 (10時間率)	B系 6000 (10時間率)	HPCS系	500 (10時間率)	HPCS系 変更なし	電圧	V	125*	変更なし	主要寸法	たて	A系  mm B系  mm HPCS系  mm	A系  mm B系  mm HPCS系 変更なし	横	A系  mm B系  mm HPCS系  mm	A系  mm B系  mm HPCS系 変更なし	高さ	A系  mm B系  mm HPCS系  mm	変更なし	個数	組	3 (A系 1組当たり58個 B系 1組当たり58個 HPCS系 1組当たり58個)	3 (A系 1組当たり120個 B系 1組当たり120個 HPCS系 変更なし)
名称	-	110V第2非常用蓄電池A, B	(〇〇)																																																																																																																							
種類	-	シール形クラッド式据置鉛蓄電池																																																																																																																								
設計条件	耐震クラス	-	As																																																																																																																							
仕様	用途	-	非常用系																																																																																																																							
	容量	Ah	〇〇																																																																																																																							
	電圧	V	〇〇																																																																																																																							
	主要寸法	高さ	mm	〇〇																																																																																																																						
	個数	-		2																																																																																																																						
構造図: 第3.2.1.1.1-9図に示す。																																																																																																																										
		変更前	変更後																																																																																																																							
名	称	-	110V非常用蓄電池A, B																																																																																																																							
種類		-	〇〇																																																																																																																							
仕様	容量	Ah	〇〇																																																																																																																							
	電圧	V	〇〇																																																																																																																							
	主要寸法	たて	mm	〇〇																																																																																																																						
		横	mm	〇〇																																																																																																																						
		高さ	mm	〇〇																																																																																																																						
個数		-	〇〇																																																																																																																							
設置箇所	系統名 (ライン名)	-	〇〇																																																																																																																							
	設置床	-	〇〇																																																																																																																							
	溢水防護上の区画番号	-	〇〇																																																																																																																							
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	〇〇																																																																																																																							
		変更前	変更後*																																																																																																																							
名	称	-	125V系蓄電池																																																																																																																							
種類		-	制御弁式据置鉛蓄電池																																																																																																																							
容量	A系	2000 (10時間率)	A系 6000 (10時間率)																																																																																																																							
	B系	2000 (10時間率)	B系 6000 (10時間率)																																																																																																																							
	HPCS系	500 (10時間率)	HPCS系 変更なし																																																																																																																							
電圧	V	125*	変更なし																																																																																																																							
主要寸法	たて	A系  mm B系  mm HPCS系  mm	A系  mm B系  mm HPCS系 変更なし																																																																																																																							
	横	A系  mm B系  mm HPCS系  mm	A系  mm B系  mm HPCS系 変更なし																																																																																																																							
	高さ	A系  mm B系  mm HPCS系  mm	変更なし																																																																																																																							
	個数	組	3 (A系 1組当たり58個 B系 1組当たり58個 HPCS系 1組当たり58個)	3 (A系 1組当たり120個 B系 1組当たり120個 HPCS系 変更なし)																																																																																																																						

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: 非常用無停電電源装置)

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認																																																																																																																																																																	
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>-</td> <td colspan="2">105V非常用無停電電源装置A, B ()</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td colspan="2">静止形定電圧定周波数電源装置</td> </tr> <tr> <td>設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td>-</td> <td>As</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">仕様</td> <td>用途</td> <td>-</td> <td>非常用系</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電圧</td> <td>交流入力</td> <td>V</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>直流入力</td> <td>V</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>交流出力</td> <td>V</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>Hz</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>予備変圧器容量</td> <td>kVA</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> </table>				名称	-	105V非常用無停電電源装置A, B ()		種類	-	静止形定電圧定周波数電源装置		設計条件	耐震クラス	-	As	仕様	用途	-	非常用系	容量	kVA	〇〇	電圧	交流入力	V	〇〇	直流入力	V	〇〇	交流出力	V	〇〇	周波数	Hz	〇〇	予備変圧器容量	kVA	〇〇	主要寸法	高さ	mm	〇〇	個数	-	2	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>-</td> <td>105V非常用無停電電源装置A, B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">仕様</td> <td>容量</td> <td>kVA</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電圧</td> <td>交流入力</td> <td>V</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>直流入力</td> <td>V</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>交流出力</td> <td>V</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>Hz</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>予備変圧器容量</td> <td>kVA</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> </table>				名称	-	105V非常用無停電電源装置A, B		種類	-	〇〇		仕様	容量	kVA	〇〇	電圧	交流入力	V	〇〇	直流入力	V	〇〇	交流出力	V	〇〇	周波数	Hz	〇〇	予備変圧器容量	kVA	〇〇	主要寸法	たて	mm	〇〇	横	mm	〇〇	高さ	mm	〇〇	個数	-	〇〇		取付箇所	系統名 (ライン名)	-	〇〇	設置床	-	〇〇	溢水防護上の区画番号	-	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	〇〇	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">・常設</td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>-</td> <td colspan="2">非常用無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td colspan="2">静止形定電圧定周波数電源装置</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA/個</td> <td colspan="2">35</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電圧</td> <td>入力</td> <td>V</td> <td>交流 440</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>V</td> <td>直流 125</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">周波数</td> <td>入力</td> <td>Hz</td> <td>交流 120</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>Hz</td> <td>50 及び 直流</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>1300*</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>3200*</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td colspan="2">2300*</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td>非常用無停電電源装置 A 非常用無停電電源装置 B</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>EL. 8.20 m EL. 8.20 m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>CS-1-3 CS-1-3</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>EL. 8.20 m 以上</td> <td>EL. 8.20 m 以上</td> </tr> </table> <p>注記 *: 公称値を示す。</p>				・常設		変更前	変更後	名称	-	非常用無停電電源装置		種類	-	静止形定電圧定周波数電源装置		容量	kVA/個	35		電圧	入力	V	交流 440	出力	V	直流 125	周波数	入力	Hz	交流 120	出力	Hz	50 及び 直流	主要寸法	たて	mm	50	横	mm	1300*	高さ	mm	3200*	個数	-	2300*		取付箇所	系統名 (ライン名)	-	2	設置床	-	非常用無停電電源装置 A 非常用無停電電源装置 B	溢水防護上の区画番号	-	EL. 8.20 m EL. 8.20 m	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	CS-1-3 CS-1-3			EL. 8.20 m 以上	EL. 8.20 m 以上
名称	-	105V非常用無停電電源装置A, B ()																																																																																																																																																																							
種類	-	静止形定電圧定周波数電源装置																																																																																																																																																																							
設計条件	耐震クラス	-	As																																																																																																																																																																						
仕様	用途	-	非常用系																																																																																																																																																																						
	容量	kVA	〇〇																																																																																																																																																																						
	電圧	交流入力	V	〇〇																																																																																																																																																																					
		直流入力	V	〇〇																																																																																																																																																																					
		交流出力	V	〇〇																																																																																																																																																																					
	周波数	Hz	〇〇																																																																																																																																																																						
	予備変圧器容量	kVA	〇〇																																																																																																																																																																						
	主要寸法	高さ	mm	〇〇																																																																																																																																																																					
個数		-	2																																																																																																																																																																						
名称	-	105V非常用無停電電源装置A, B																																																																																																																																																																							
種類	-	〇〇																																																																																																																																																																							
仕様	容量	kVA	〇〇																																																																																																																																																																						
	電圧	交流入力	V	〇〇																																																																																																																																																																					
		直流入力	V	〇〇																																																																																																																																																																					
		交流出力	V	〇〇																																																																																																																																																																					
	周波数	Hz	〇〇																																																																																																																																																																						
	予備変圧器容量	kVA	〇〇																																																																																																																																																																						
	主要寸法	たて	mm	〇〇																																																																																																																																																																					
		横	mm	〇〇																																																																																																																																																																					
		高さ	mm	〇〇																																																																																																																																																																					
	個数	-	〇〇																																																																																																																																																																						
取付箇所	系統名 (ライン名)	-	〇〇																																																																																																																																																																						
	設置床	-	〇〇																																																																																																																																																																						
	溢水防護上の区画番号	-	〇〇																																																																																																																																																																						
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	〇〇																																																																																																																																																																						
・常設		変更前	変更後																																																																																																																																																																						
名称	-	非常用無停電電源装置																																																																																																																																																																							
種類	-	静止形定電圧定周波数電源装置																																																																																																																																																																							
容量	kVA/個	35																																																																																																																																																																							
電圧	入力	V	交流 440																																																																																																																																																																						
	出力	V	直流 125																																																																																																																																																																						
周波数	入力	Hz	交流 120																																																																																																																																																																						
	出力	Hz	50 及び 直流																																																																																																																																																																						
主要寸法	たて	mm	50																																																																																																																																																																						
	横	mm	1300*																																																																																																																																																																						
	高さ	mm	3200*																																																																																																																																																																						
個数	-	2300*																																																																																																																																																																							
取付箇所	系統名 (ライン名)	-	2																																																																																																																																																																						
	設置床	-	非常用無停電電源装置 A 非常用無停電電源装置 B																																																																																																																																																																						
	溢水防護上の区画番号	-	EL. 8.20 m EL. 8.20 m																																																																																																																																																																						
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	CS-1-3 CS-1-3																																																																																																																																																																						
		EL. 8.20 m 以上	EL. 8.20 m 以上																																																																																																																																																																						
<p>構造図: 第3.2.1.1.5-7図に示す。</p>				<p>注記 1) 既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は平成〇年〇月〇日付け〇第〇号にて認可された設工認申請書の添付図面「〇-〇-〇.〇図 〇〇の構造図」による。</p>																																																																																																																																																																					
<p>○耐震クラスについては、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○用途については、仕様表作成対象を整理したことから、記載項目から削除する。 ○溢水影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。 ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。</p>																																																																																																																																																																									

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: 計測制御設備 (常設/可搬))

既設工認		仕様表項目案				発電炉工認																																																																																													
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>分類設備の主要な計測制御系</td> </tr> <tr> <td>設計条件</td> <td>耐震クラス A s, A, C</td> </tr> <tr> <td>表示, 操作場所</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>対象設備及び計測制御内容</td> <td> (1) 分離設備 a) 補助抽出器の中性子の計数率を計測し, 計数率高で警報を発する。(C) 中性子の計数率上昇が更に大きい場合, 工程停止信号を発する。(A s) [○○] b) 抽出塔に供給する溶解液流量を計測し, 流量高で警報を発する。(C) 溶解液流量上昇が更に大きい場合, 溶解液の送液停止信号を発する。(A s) [○○] </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td> 1. 安全系監視制御盤A, B, 安全系制御盤A, B, 中性子モニタ安全系制御盤A, B及び中性子モニタ安全系プリアンプ収納盤A, Bには各々異なる非常用母線A, Bより給電する。 2. 耐震A s及びAクラスの計測制御系に使用する圧縮空気は, 安全圧縮空気系より供給する。 3. 系統ごとに定期的な試験及び検査を行うために, 模擬入力信号により安全系機器の作動回路が正常に機能することを確認できる試験回路を設ける。 4. 安全系監視制御盤A, B, 安全系制御盤A, B, 中性子モニタ安全系制御盤A, B, 中性子モニタ安全系プリアンプ収納盤A, B及び電路は各々物理的に分離して設置する。物理的な分離の考え方を以下に示す。 (1) 盤はA系, B系の2系統の独立した筐体とし, 物理的に離して設置する。 (2) 電路は, A系, B系の2系統に分離し, 空間的に離して設置する。 5. 耐震A s及びAクラスの計測制御系に使用するケーブルは, IEEE規格383の垂直トレイ試験を満足する難燃性ケーブルを使用し, ケーブルトレイ及び電線管は, 金属材料を使用する。 </td> </tr> </table>		名称	分類設備の主要な計測制御系	設計条件	耐震クラス A s, A, C	表示, 操作場所	中央制御室	対象設備及び計測制御内容	(1) 分離設備 a) 補助抽出器の中性子の計数率を計測し, 計数率高で警報を発する。(C) 中性子の計数率上昇が更に大きい場合, 工程停止信号を発する。(A s) [○○] b) 抽出塔に供給する溶解液流量を計測し, 流量高で警報を発する。(C) 溶解液流量上昇が更に大きい場合, 溶解液の送液停止信号を発する。(A s) [○○]	(中略)		特記事項	1. 安全系監視制御盤A, B, 安全系制御盤A, B, 中性子モニタ安全系制御盤A, B及び中性子モニタ安全系プリアンプ収納盤A, Bには各々異なる非常用母線A, Bより給電する。 2. 耐震A s及びAクラスの計測制御系に使用する圧縮空気は, 安全圧縮空気系より供給する。 3. 系統ごとに定期的な試験及び検査を行うために, 模擬入力信号により安全系機器の作動回路が正常に機能することを確認できる試験回路を設ける。 4. 安全系監視制御盤A, B, 安全系制御盤A, B, 中性子モニタ安全系制御盤A, B, 中性子モニタ安全系プリアンプ収納盤A, B及び電路は各々物理的に分離して設置する。物理的な分離の考え方を以下に示す。 (1) 盤はA系, B系の2系統の独立した筐体とし, 物理的に離して設置する。 (2) 電路は, A系, B系の2系統に分離し, 空間的に離して設置する。 5. 耐震A s及びAクラスの計測制御系に使用するケーブルは, IEEE規格383の垂直トレイ試験を満足する難燃性ケーブルを使用し, ケーブルトレイ及び電線管は, 金属材料を使用する。	検出器については, 台数が多いため, A4横の体裁で複数台を同時に記載することも可とする。				(2) 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力, 温度又は流量 (代替注水の流量を含む。) を計測する装置の名称, 検出器の種類, 計測範囲, 個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)																																																																																	
名称	分類設備の主要な計測制御系																																																																																																		
設計条件	耐震クラス A s, A, C																																																																																																		
表示, 操作場所	中央制御室																																																																																																		
対象設備及び計測制御内容	(1) 分離設備 a) 補助抽出器の中性子の計数率を計測し, 計数率高で警報を発する。(C) 中性子の計数率上昇が更に大きい場合, 工程停止信号を発する。(A s) [○○] b) 抽出塔に供給する溶解液流量を計測し, 流量高で警報を発する。(C) 溶解液流量上昇が更に大きい場合, 溶解液の送液停止信号を発する。(A s) [○○]																																																																																																		
(中略)																																																																																																			
特記事項	1. 安全系監視制御盤A, B, 安全系制御盤A, B, 中性子モニタ安全系制御盤A, B及び中性子モニタ安全系プリアンプ収納盤A, Bには各々異なる非常用母線A, Bより給電する。 2. 耐震A s及びAクラスの計測制御系に使用する圧縮空気は, 安全圧縮空気系より供給する。 3. 系統ごとに定期的な試験及び検査を行うために, 模擬入力信号により安全系機器の作動回路が正常に機能することを確認できる試験回路を設ける。 4. 安全系監視制御盤A, B, 安全系制御盤A, B, 中性子モニタ安全系制御盤A, B, 中性子モニタ安全系プリアンプ収納盤A, B及び電路は各々物理的に分離して設置する。物理的な分離の考え方を以下に示す。 (1) 盤はA系, B系の2系統の独立した筐体とし, 物理的に離して設置する。 (2) 電路は, A系, B系の2系統に分離し, 空間的に離して設置する。 5. 耐震A s及びAクラスの計測制御系に使用するケーブルは, IEEE規格383の垂直トレイ試験を満足する難燃性ケーブルを使用し, ケーブルトレイ及び電線管は, 金属材料を使用する。																																																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="3">○○*1</td> </tr> <tr> <td>検出器の種類</td> <td>—</td> <td colspan="3">○○検出器*1</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>—</td> <td colspan="3">○○~○○*1</td> </tr> <tr> <td>警報動作範囲</td> <td>—</td> <td colspan="3">○○*1</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td colspan="3">○○*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統図 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>○○</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>○○</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>○○</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>○○</td> <td>○○</td> </tr> </tbody> </table>				変更前	変更後		名称		○○*1			検出器の種類	—	○○検出器*1			計測範囲	—	○○~○○*1			警報動作範囲	—	○○*1			個数	—	○○*1			取付箇所	系統図 (ライン名)	—	○○	○○	設置床	—	○○	○○	溢水防護上の区画番号	—	○○	○○	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	○○	○○	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="3">主蒸気流量</td> </tr> <tr> <td>検出器の種類</td> <td>—</td> <td colspan="3">差圧式流量検出器**</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>—</td> <td>0~2000 t/h** **</td> <td colspan="2">-0.098~-1.030 MPa** **</td> </tr> <tr> <td>警報動作範囲</td> <td>—</td> <td>—</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>4</td> <td colspan="2">16**</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td colspan="2">主蒸気流量</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td colspan="2">EL. 14.00 m**</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td colspan="2">—</td> </tr> </tbody> </table>				変更前	変更後		名称		主蒸気流量			検出器の種類	—	差圧式流量検出器**			計測範囲	—	0~2000 t/h** **	-0.098~-1.030 MPa** **		警報動作範囲	—	—	—		個数	—	4	16**		取付箇所	系統名 (ライン名)	—	主蒸気流量		設置床	—	EL. 14.00 m**		溢水防護上の区画番号	—	—		溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	
		変更前	変更後																																																																																																
名称		○○*1																																																																																																	
検出器の種類	—	○○検出器*1																																																																																																	
計測範囲	—	○○~○○*1																																																																																																	
警報動作範囲	—	○○*1																																																																																																	
個数	—	○○*1																																																																																																	
取付箇所	系統図 (ライン名)	—	○○	○○																																																																																															
	設置床	—	○○	○○																																																																																															
	溢水防護上の区画番号	—	○○	○○																																																																																															
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	○○	○○																																																																																															
		変更前	変更後																																																																																																
名称		主蒸気流量																																																																																																	
検出器の種類	—	差圧式流量検出器**																																																																																																	
計測範囲	—	0~2000 t/h** **	-0.098~-1.030 MPa** **																																																																																																
警報動作範囲	—	—	—																																																																																																
個数	—	4	16**																																																																																																
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	主蒸気流量																																																																																																
	設置床	—	EL. 14.00 m**																																																																																																
	溢水防護上の区画番号	—	—																																																																																																
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—																																																																																																
		注記 1) 既設工認の仕様表に記載がないため, 記載の適正化を行う。記載内容は平成○年○月○日付け○第○号にて認可された設工認申請書の添付図面「○-○-○.○図 ○○の計測制御系統図」による。				注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「項目」と記載。 *2: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は, 設計図書による。 *3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「検出器測定範囲」と記載。 *4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「0~2000 t/h」と記載。 *5: 配管1本あたりの数値とする。 *6: 本計測装置は記載の適正化のみを行うものであり, 予備対象外である。 *7: 計測範囲は, 差圧指示を記載。 *8: 対象計器は, DPT-E31-N086C, DPT-E31-N086D, DPT-E31-N087C, DPT-E31-N087D, DPT-E31-N088C, DPT-E31-N088D, DPT-E31-N089C, DPT-E31-N089D。 *9: 対象計器は, DPT-E31-N086A, DPT-E31-N086B, DPT-E31-N087A, DPT-E31-N087B, DPT-E31-N088A, DPT-E31-N088B, DPT-E31-N089A, DPT-E31-N089B。																																																																																													
		○耐震クラスについては, 主要設備リストにて展開する方針に見直したため, 仕様表記載項目からは削除する。 ○発電炉における計測制御設備の記載事項に併せ, 仕様表記載事項を計測点情報から計測器情報に見直し。 これに伴い, 既認可の本文添付図 (計測制御系統図) にて展開していた計測範囲, 警報動作範囲等について, 仕様表に取り込むこととする。 ○特記事項については, 基本設計方針等にて展開するため削除する。 ○主要な計器リストについては, 必要な情報を仕様表内に取り込むことから, 記載を削除する。 ○溢水影響を考慮し, 取付箇所の項目を追加。																																																																																																	

表中の「□□」はマスキング対象

既設工認	仕様表項目案	発電炉工認																																
<p>(つづき)</p> <p>注記 1): 第3.2.1.3.1-1図~第3.2.1.3.1-3図に安全系制御盤の構造図を示す。 なお、耐震クラスはAsクラスである。</p> <p>2): 第3.2.1.3.1-4図に中性子モニタ安全系制御盤の構造図を示す。 なお、耐震クラスはAsクラスである。</p> <p>3): 第3.2.1.3.1-5図に中性子モニタ安全系プリアンプ収納盤の構造図を示す。 なお、耐震クラスはAsクラスである。</p> <p>4): 第3.2.1.3.1-6図~第3.2.1.3.1-9図に安全系計装ラックの構造図を示す。 なお、耐震クラスはAs又はAクラスである。</p> <p>5): 施設の運転状態を予想変動範囲内で監視できるように計測範囲を設定する。 また、施設の運転状態を適切な運転範囲で制御できる設計とする。</p> <p>6): (As)は耐震Asクラスを、(A)は耐震Aクラスを、(C)は耐震Cクラスをそれぞれ示す。</p> <p>(省略)</p> <p>第2.1.3.1-1表 主要な計器リスト</p> <table border="1" data-bbox="231 821 1032 1507"> <thead> <tr> <th>計器Tag No</th> <th>計測方式</th> <th>計測場所</th> <th>計測制御系統図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇</td> <td>中性子検出器 第1.2.1.3.1- 77図</td> <td rowspan="10">第6回申請 図-ハ-1-1 -18参照</td> <td>第1.2.1.3.1-2図</td> </tr> <tr> <td>〇〇</td> <td>ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図</td> <td>第1.2.1.3.1-3図</td> </tr> <tr> <td>〇〇</td> <td>ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図</td> <td>第1.2.1.3.1-4図</td> </tr> <tr> <td>〇〇</td> <td>ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図</td> <td>第1.2.1.3.1-5図</td> </tr> <tr> <td>〇〇</td> <td>エアバージ式 差圧発信器 第1.2.1.3.1- 73図</td> <td>第1.2.1.3.1-4図</td> </tr> <tr> <td>〇〇</td> <td>ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図</td> <td>第1.2.1.3.1-6図</td> </tr> <tr> <td>〇〇</td> <td>ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図</td> <td>第1.2.1.3.1-7図</td> </tr> <tr> <td>〇〇</td> <td>エアバージ式 差圧発信器 第1.2.1.3.1- 73図</td> <td>第1.2.1.3.1-6図</td> </tr> <tr> <td>〇〇</td> <td>ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図</td> <td>第1.2.1.3.1-8図</td> </tr> </tbody> </table>	計器Tag No	計測方式	計測場所	計測制御系統図	〇〇	中性子検出器 第1.2.1.3.1- 77図	第6回申請 図-ハ-1-1 -18参照	第1.2.1.3.1-2図	〇〇	ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図	第1.2.1.3.1-3図	〇〇	ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図	第1.2.1.3.1-4図	〇〇	ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図	第1.2.1.3.1-5図	〇〇	エアバージ式 差圧発信器 第1.2.1.3.1- 73図	第1.2.1.3.1-4図	〇〇	ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図	第1.2.1.3.1-6図	〇〇	ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図	第1.2.1.3.1-7図	〇〇	エアバージ式 差圧発信器 第1.2.1.3.1- 73図	第1.2.1.3.1-6図	〇〇	ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図	第1.2.1.3.1-8図		
計器Tag No	計測方式	計測場所	計測制御系統図																															
〇〇	中性子検出器 第1.2.1.3.1- 77図	第6回申請 図-ハ-1-1 -18参照	第1.2.1.3.1-2図																															
〇〇	ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図		第1.2.1.3.1-3図																															
〇〇	ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図		第1.2.1.3.1-4図																															
〇〇	ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図		第1.2.1.3.1-5図																															
〇〇	エアバージ式 差圧発信器 第1.2.1.3.1- 73図		第1.2.1.3.1-4図																															
〇〇	ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図		第1.2.1.3.1-6図																															
〇〇	ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図		第1.2.1.3.1-7図																															
〇〇	エアバージ式 差圧発信器 第1.2.1.3.1- 73図		第1.2.1.3.1-6図																															
〇〇	ゲデオン式 第1.2.1.3.1- 56図		第1.2.1.3.1-8図																															

仕様表の記載項目 (機器分類: 安全保護回路)

既設工認		仕様表項目案					発電炉工認																																																																																															
<p>名称 プルトニウム濃縮缶加熱停止回路</p> <p>設計条件 耐震クラス A</p> <p>表示, 操作場所 中央制御室</p> <p>対象設備及び計測制御内容 (1) プルトニウム精製設備 温度検出器によりプルトニウム濃縮缶への加熱蒸気の温度高を検知し、蒸気発生器への一次蒸気配管のしゃ断弁を閉じる信号、及び別の温度検出器によりプルトニウム濃縮缶への加熱蒸気配管のしゃ断弁を閉じる信号を発する。 [1432: TE-10-3-A, TE-10-4-B]</p> <p>特記事項 1. 安全系監視制御盤A、B及び安全系制御盤A、Bには各々異なる非常用母線A、Bより給電する。 2. 圧縮空気は、安全圧縮空気系より供給する。 3. 系統ごとに定期的な試験及び検査を行うために、模擬信号により安全系機器の作動回路が正常に機能することを確認できる試験回路を設ける。 4. 安全系監視制御盤A、B、安全系制御盤A、B及び電路は各々物理的に分離して設置する。物理的な分離の考え方を以下に示す。 (1) 盤は、A系、B系の2系統の独立した筐体とし、物理的に離して設置する。 (2) 電路は、A系、B系の2系統に分離し、空間的に離して設置する。</p> <p>特記事項 5. ケーブルは、IEEB規格383の垂直トレイ試験を満足する難燃性ケーブルを使用し、ケーブルトレイ及び電線管は、金属材料を使用する。</p>		<p>変更後</p> <p>安全保護回路の起動信号を発生させない条件</p> <p>設定値</p> <p>安全保護回路の起動に要する信号の個数</p> <p>取付箇所</p> <p>系統名 (ライン名)</p> <p>設置床</p> <p>溢水防護上の画番号</p> <p>溢水防護上の配感が必要な高さ</p> <p>個数</p> <p>検出器の種類</p> <p>安全保護回路の起動信号の種類</p> <p>安全保護回路の起動信号を発生させない条件</p> <p>設定値</p> <p>安全保護回路の起動に要する信号の個数</p> <p>取付箇所</p> <p>系統名 (ライン名)</p> <p>設置床</p> <p>溢水防護上の画番号</p> <p>溢水防護上の配感が必要な高さ</p> <p>個数</p> <p>検出器の種類</p> <p>安全保護回路の起動信号の種類</p> <p>ニ ウ ム 濃 縮 缶 加 熱 蒸 気 温 度 高</p>					<p>7.3 原子炉建屋が火災発生</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工学的安全施設等の種類**</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">個数</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> <th rowspan="2">工学的安全施設等の種類**</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">個数</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>取付箇所</th> <th>設定値</th> <th>取付箇所</th> <th>設定値</th> <th>取付箇所</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉建屋監視制御盤</td> <td rowspan="2">監視制御盤</td> <td rowspan="2">8</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>---</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>---</td> <td rowspan="2">監視制御盤</td> <td rowspan="2">監視制御盤</td> <td rowspan="2">8</td> <td>取付箇所</td> <td>変更なし</td> <td>設定値</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>EL. 22.00 m**</td> <td>設置床</td> <td>EL. 22.00 m**</td> <td>溢水防護上の画番号</td> <td>CS-0-0**</td> <td>溢水防護上の配感が必要な高さ</td> <td>EL. 24.00 m以上**</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉建屋監視制御盤</td> <td rowspan="2">監視制御盤</td> <td rowspan="2">4</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>---</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>---</td> <td rowspan="2">監視制御盤</td> <td rowspan="2">監視制御盤</td> <td rowspan="2">4</td> <td>取付箇所</td> <td>変更なし</td> <td>設定値</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>EL. 20.30 m**</td> <td>設置床</td> <td>EL. 20.30 m**</td> <td>溢水防護上の画番号</td> <td>CS-0-1**</td> <td>溢水防護上の配感が必要な高さ</td> <td>EL. 20.30 m以上**</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉建屋監視制御盤</td> <td rowspan="2">監視制御盤</td> <td rowspan="2">4</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>---</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>---</td> <td rowspan="2">監視制御盤</td> <td rowspan="2">監視制御盤</td> <td rowspan="2">4</td> <td>取付箇所</td> <td>変更なし</td> <td>設定値</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>EL. 20.30 m**</td> <td>設置床</td> <td>EL. 20.30 m**</td> <td>溢水防護上の画番号</td> <td>CS-0-1**</td> <td>溢水防護上の配感が必要な高さ</td> <td>EL. 20.30 m以上**</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 記載の通り化を行う。既工事計測書には「安全保護系起動信号の種類」と記載。 *2: 記載の通り化を行う。既工事計測書には「安全保護系起動に要する信号」と記載。 *3: 記載の通り化を行う。既工事計測書には「安全保護系起動(バイパス条件)」と記載。 *4: 記載の通り化を行う。既工事計測書には「予備」と記載。 *5: 既工事計測書に記載がないため記載の通り化を行う。記載内容は、設計図書による。 *6: 対象計器は、TE-017-0006A, TE-017-0006B, TE-017-0006C, TE-017-0006D。 *7: 対象計器は、TE-017-0006A, TE-017-0006B, TE-017-0006C, TE-017-0006D。 *8: 記載の通り化を行う。既工事計測書には「圧力検出器」と記載。 *9: 溢水防護は、原子炉建屋停止信号及び工学的安全施設等の起動信号のうち他の原子炉建屋監視制御盤の「ドライウェル高」として使用する検出器と同じである。 *10: 記載の通り化を行う。既工事計測書には「% (kg/cm²)」と記載。 *11: 5.1単位に換算した値。 *12: 対象計器は、PT-072-0000C, PT-072-0000D。 *13: 対象計器は、PT-072-0000A, PT-072-0000B。 *14: 記載の通り化を行う。既工事計測書には「原圧検出器」と記載。 *15: 記載の通り化を行う。既工事計測書には「170 cm (原子炉建屋監視制御盤より)」と記載。 *16: 対象計器は、LT-002-0000C, LT-002-0000D。 *17: 対象計器は、LT-002-0000A, LT-002-0000B。 *18: 原子炉建屋が火災発生A、Bの各作動回路は2個の検出器からなる。A、B系統のチャンネルで構成され、A、B各々に属する最低1個の検出器が同時に動作すれば、原子炉建屋が火災発生となる。 *19: 原子炉建屋が火災発生A、Bの各作動回路は各検出器1個ずつからなる。A、B系統のチャンネルで構成され、A、B各々に属する最低1個の検出器が同時に動作すれば、原子炉建屋が火災発生となる。 *20: 本検出器は、原子炉建屋停止信号及び工学的安全施設等の起動信号のうち他の原子炉建屋監視制御盤の「原子炉建屋」として使用する検出器と同じである。</p> <p>○安全保護回路の仕様表記載項目については、発電炉における安全保護系の要目表記載に併せることとし、仕様表記載項目を見直し。 ○耐震クラスについては、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○溢水影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。 ○特記事項については、基本設計方針等にて展開するため削除する。 ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。 ○主要な計器リストについては、必要な情報を仕様表内に取り込むことから、記載を削除する。</p>										工学的安全施設等の種類**	種別	個数	変更前		変更後		工学的安全施設等の種類**	種別	個数	変更前		変更後		取付箇所	設定値	取付箇所	設定値	取付箇所	設定値	原子炉建屋監視制御盤	監視制御盤	8	系統名 (ライン名)	---	系統名 (ライン名)	---	監視制御盤	監視制御盤	8	取付箇所	変更なし	設定値	変更なし	設置床	EL. 22.00 m**	設置床	EL. 22.00 m**	溢水防護上の画番号	CS-0-0**	溢水防護上の配感が必要な高さ	EL. 24.00 m以上**	原子炉建屋監視制御盤	監視制御盤	4	系統名 (ライン名)	---	系統名 (ライン名)	---	監視制御盤	監視制御盤	4	取付箇所	変更なし	設定値	変更なし	設置床	EL. 20.30 m**	設置床	EL. 20.30 m**	溢水防護上の画番号	CS-0-1**	溢水防護上の配感が必要な高さ	EL. 20.30 m以上**	原子炉建屋監視制御盤	監視制御盤	4	系統名 (ライン名)	---	系統名 (ライン名)	---	監視制御盤	監視制御盤	4	取付箇所	変更なし	設定値	変更なし	設置床	EL. 20.30 m**	設置床	EL. 20.30 m**	溢水防護上の画番号	CS-0-1**	溢水防護上の配感が必要な高さ	EL. 20.30 m以上**
工学的安全施設等の種類**	種別	個数	変更前		変更後		工学的安全施設等の種類**	種別	個数	変更前		変更後																																																																																										
			取付箇所	設定値	取付箇所	設定値				取付箇所	設定値																																																																																											
原子炉建屋監視制御盤	監視制御盤	8	系統名 (ライン名)	---	系統名 (ライン名)	---	監視制御盤	監視制御盤	8	取付箇所	変更なし	設定値	変更なし																																																																																									
			設置床	EL. 22.00 m**	設置床	EL. 22.00 m**				溢水防護上の画番号	CS-0-0**	溢水防護上の配感が必要な高さ	EL. 24.00 m以上**																																																																																									
原子炉建屋監視制御盤	監視制御盤	4	系統名 (ライン名)	---	系統名 (ライン名)	---	監視制御盤	監視制御盤	4	取付箇所	変更なし	設定値	変更なし																																																																																									
			設置床	EL. 20.30 m**	設置床	EL. 20.30 m**				溢水防護上の画番号	CS-0-1**	溢水防護上の配感が必要な高さ	EL. 20.30 m以上**																																																																																									
原子炉建屋監視制御盤	監視制御盤	4	系統名 (ライン名)	---	系統名 (ライン名)	---	監視制御盤	監視制御盤	4	取付箇所	変更なし	設定値	変更なし																																																																																									
			設置床	EL. 20.30 m**	設置床	EL. 20.30 m**				溢水防護上の画番号	CS-0-1**	溢水防護上の配感が必要な高さ	EL. 20.30 m以上**																																																																																									
<p>注記 1) 第3.2.1.4.2-3図に安全系制御盤の構造図を示す。 なお、耐震クラスはAs又はAクラスである。 2) : 施設の運転状態を予想変動範囲内で監視できるように計測範囲を設定する。また、施設の運転状態を適切な運転範囲で制御できる設計とする。</p>		<p>変更前</p> <p>安全保護回路の起動信号を発生させない条件</p> <p>設定値</p> <p>安全保護回路の起動に要する信号の個数</p> <p>取付箇所</p> <p>系統名 (ライン名)</p> <p>設置床</p> <p>溢水防護上の画番号</p> <p>溢水防護上の配感が必要な高さ</p> <p>個数</p> <p>検出器の種類</p> <p>安全保護回路の起動信号の種類</p>					<p>第2.2.1-1表 プルトニウム濃縮缶加熱停止回路で使用する計器のリスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計器Tag No</th> <th>計測方式</th> <th>計測場所</th> <th>計測制御系統図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1432-TE-10-3-A</td> <td>測温抵抗体</td> <td>第6回申請</td> <td>第1.2.2.1-1図</td> </tr> <tr> <td>1432-TE-10-4-B</td> <td>第1.2.2.1-3図</td> <td>図-ハ-1-5 -3参照</td> <td>第1.2.2.1-2図</td> </tr> </tbody> </table>										計器Tag No	計測方式	計測場所	計測制御系統図	1432-TE-10-3-A	測温抵抗体	第6回申請	第1.2.2.1-1図	1432-TE-10-4-B	第1.2.2.1-3図	図-ハ-1-5 -3参照	第1.2.2.1-2図																																																																										
計器Tag No	計測方式	計測場所	計測制御系統図																																																																																																			
1432-TE-10-3-A	測温抵抗体	第6回申請	第1.2.2.1-1図																																																																																																			
1432-TE-10-4-B	第1.2.2.1-3図	図-ハ-1-5 -3参照	第1.2.2.1-2図																																																																																																			

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: 主排気筒)

既設工認			仕様表項目案			発電炉工認																								
名称	—	主排気筒	名称	—	主排気筒	名称	—	主排気筒																						
種類	—	四角鉄塔支持形	種類	—	〇〇	種類	—	主排気筒																						
設計条件	耐震クラス	—	A ¹⁾	名称	—	〇〇	鉄塔支持型鋼製 (制震装置付[減衰係数:]* ¹⁾)																							
	支持地盤の許容支持力度	MPa	長期: 〇〇 (〇〇 ²⁾) ³⁾ 短期: 〇〇 (〇〇 ²⁾) ³⁾	仕様	主要寸法	—			〇〇																					
	流体の種類	—	空気		主要材料	—			〇〇																					
仕様	筒身	主要寸法	—	出口内径	m	〇〇	変更なし																							
		主要材料	—	地上高さ	m	〇〇																								
	厚さ	mm	上部: 〇〇 ⁴⁾ 下部: 〇〇 ⁴⁾	主要寸法	—	4500 ^{*2, *4)}																								
	支持鉄塔	—	〇〇	地上高さ	m	140 ^{*4)}																								
基礎	主要材料	—	〇〇	主要材料	—	〇〇	材料	—	SS400																					
	基礎	—	鉄筋: JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) に定めるSD345 コンクリート: JASS5Nの規定による普通コンクリート 設計基準強度 23.6N/mm ² [240kgf/cm ²]	厚さ	mm	〇〇	個数	—	1																					
構造図: 第3.2.1.5-1図に示す。			<p>○耐震クラスについては、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。</p> <p>○主排気筒についての記載項目とするため、「支持地盤の許容支持力度」、「支持鉄塔」、「基礎」に関する記載欄は削除する。</p> <p>○主排気筒を通過する「流体の種類」は空気であることが明確であることから、発電炉の記載程度に併せて記載欄は削除する。</p> <p>○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。</p>			2.4 その他 (16) 排気筒の名称, 種類, 主要寸法, 材料及び個数 (内筒及び外筒の別に記載すること。)																								
<p>注記 1): 支持鉄塔及び基礎は、基準地震動 S₁ で間接支持構造物としての支持機能が維持されていることの確認を行う。</p> <p>2): 腐食層の許容支持力度として、重要な建物・構築物ごとに定まる値の最小値とする。</p> <p>3): 単位 (t/m²)</p> <p>4): 厚さは、母材+合せ板を示す。</p> <p>5): 本設備の基礎上部には、主排気筒管理建屋があり、その重量を考慮して耐震計算を行う。</p>						<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">変更前</th> <th style="text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">非常用ガス処理系排気筒</td> <td style="text-align: center;">非常用ガス処理系排気筒^{*1)}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種類</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">主排気筒支持型鋼製</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主要寸法</td> <td style="text-align: center;">内径^{*2)}</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td style="text-align: center;">428.6^{*3)}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地表上の高さ^{*4)}</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">140^{*3)}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">材料</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">SM41B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個数</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1): 原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備 (耐圧強化ベント系), 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備 (原子炉建屋ガス処理系 非常用ガス処理系) と兼用する。</p> <p>*2): 記載の適正化を行う。既工事計画書には「筒身内径」と記載。</p> <p>*3): 公称値を示す。</p> <p>*4): 記載の適正化を行う。既工事計画書には「筒身高さ」と記載。</p>					変更前	変更後	名称	—	非常用ガス処理系排気筒	非常用ガス処理系排気筒 ^{*1)}	種類	—	主排気筒支持型鋼製	変更なし	主要寸法	内径 ^{*2)}	mm	428.6 ^{*3)}	地表上の高さ ^{*4)}	m	140 ^{*3)}	材料	—	SM41B
		変更前	変更後																											
名称	—	非常用ガス処理系排気筒	非常用ガス処理系排気筒 ^{*1)}																											
種類	—	主排気筒支持型鋼製	変更なし																											
主要寸法	内径 ^{*2)}	mm		428.6 ^{*3)}																										
	地表上の高さ ^{*4)}	m		140 ^{*3)}																										
材料	—	SM41B																												
個数	—	1																												

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類：排風機 (常設/可搬))

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認										
名	称	-	中央制御室送風機 A, B (〇〇)	名	称	-	中央制御室送風機 A, B (機器番号)	名	称	-	中央制御室換気系空気調和器ファン	名	称	-	中央制御室換気系空気調和器ファン			
種	類	-	遠心型	種	類	-	〇〇	種	類	-	遠心式	種	類	-	遠心式			
設計条件	耐震クラス	-	A	設計条件	流体の種類	-	〇〇	設計条件	容量	m ³ /h/個	42500 以上 (42500* ⁴)	設計条件	容量	m ³ /h/個	42500 以上 (42500* ⁴)			
仕様	流体の種類	-	空気	仕様	最高使用圧力	MPa	-	仕様	吸込口径	mm	660* ⁴	仕様	吸込口径	mm	660* ⁴			
	容量	m ³ /h/個	〇〇		最高使用温度	℃	-		吐出口径	mm	840* ⁴ × 550* ⁴		吐出口径	mm	840* ⁴ × 550* ⁴			
	主要寸法	全高	mm		〇〇	主要寸法	たて		mm	1114* ⁴	たて		mm	1114* ⁴	主要寸法	横	mm	2210* ⁴
	主要材料	ケーシング	-		〇〇		横		mm	2210* ⁴	横		mm	2210* ⁴		高さ	mm	1900* ⁴
個数	-	2 (内 1 個予備)	全高	mm	〇〇		高さ	mm	1900* ⁴	高さ	mm	1755* ⁴						
特記事項	本設備は、非常用所内電源系統に接続する。			取付箇所	系統名 (ライン名)	-	-	取付箇所	系統名 (ライン名)	-	中央制御室換気系空気調和器ファン 中央制御室換気系* ⁵	取付箇所	系統名 (ライン名)	-	中央制御室換気系空気調和器ファン 中央制御室換気系* ⁵			
構造図：第 3.2.4.2-1 図に示す。				取付箇所	設置床	-	□□	取付箇所	設置床	-	□□	取付箇所	設置床	-	□□			
<p>○耐震クラスについては、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。</p> <p>○重大事故時の値を記載する必要がある場合は、設備の使用条件 (最高使用圧力/最高使用温度) の記載項目欄を追加する。</p> <p>○主配管との接続性を説明する観点から、吸込口径および吐出口径の記載欄を追加。</p> <p>○溢水影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p> <p>○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。</p> <p>○内部飛散物に関する設計として、原動機の記載欄を使いする。</p> <p>○特記事項については、基本設計方針にて展開するため削除する。</p> <p>○設計上の空気の流入率については、居住性評価を行っている対象建屋 (室) に係る排風機において記載する、</p>				取付箇所	溢水防護上の区画番号	-	〇〇	取付箇所	溢水防護上の区画番号	-	〇〇	取付箇所	溢水防護上の区画番号	-	〇〇			
				取付箇所	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	〇〇	取付箇所	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	〇〇	取付箇所	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	〇〇			
				原動機	原動機の種類	-	〇〇	原動機	原動機の種類	-	〇〇	原動機	原動機の種類	-	誘導電動機* ⁵			
				原動機	出力	kW/個	〇〇	原動機	出力	kW/個	〇〇	原動機	出力	kW/個	45* ⁵			
				原動機	個数	-	〇〇	原動機	個数	-	〇〇	原動機	個数	-	2* ⁵			
				原動機	取付箇所	-	〇〇	原動機	取付箇所	-	〇〇	原動機	取付箇所	-	送風機と同じ* ⁵			
				原動機	設計上の空気の流入率	回/h	〇〇	原動機	設計上の空気の流入率	回/h	〇〇	原動機	設計上の空気の流入率	回/h	1.0* ⁵			
				注記 1)：重大事故時の使用時の値を示す。				注記 1)：重大事故時の使用時の値を示す。				注記 *1：記載の適正化を行う。既工事計画書には「送風機」と記載。						
				注記 2)：既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は平成〇年〇月〇日付け〇第〇号にて認可された設工認申請書の添付図面「〇-〇-〇.〇図 〇〇の構造図」による。				注記 2)：既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は平成〇年〇月〇日付け〇第〇号にて認可された設工認申請書の添付図面「〇-〇-〇.〇図 〇〇の構造図」による。				注記 *2：記載の適正化を行う。既工事計画書には「遠心」と記載。						
												注記 *3：記載の適正化を行う。既工事計画書には「m ³ /h r」と記載。						
								注記 *4：公称値を示す。										
								注記 *5：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。										

表中の「□□」はマスキング箇所を示す。

仕様表の記載項目 (機器分類: フィルタ (常設/可搬))

○高性能粒子フィルタ

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認											
設計条件	名称	-		名称	-		変更前	第1高性能粒子フィルタA, B, C (機器番号)		変更後	-								
	種類	-		種類	-		変更前	○○		変更後	-								
	機器の種類	-		再処理第2種容器	流体の種類	-		変更前	○○		最高使用圧力	kPa							
		標準濃度	βγ	Bq/cm ³ [normal]		○○	最高使用温度	℃		変更前		○○		変更なし (○○ ³)					
			α	α Bq/cm ³ [normal]		○○		変更前	○○			変更なし (○○ ³)							
	Pu	g/m ³ [normal]	○○	容量	m ³ /h/個[normal]		○○	変更なし											
	耐震クラス	-		A	仕様	粒子除去効率	%		○○	吸込口径	mm		-						
	流体の種類	-		廃ガス			主要寸法	吐出口径	mm		-	全長	mm		○○				
	最高使用圧力	kPa		外圧○○ (○○) ₂₎					全幅		mm		○○	全高	mm		○○		
	最高使用温度	℃		○○							厚さ		mm		○○	ケーシング	-		○○
容 量	m ³ /h/個[normal]		○○	ろ材									-		○○		ろ材	-	
粒子除去効率 ¹⁾	%		○○以上 (0.3μmDOP粒子)/段		個数	-			○○	取付箇所	系統名 (ライン名)		-	○○					
仕様	主要寸法	全長	mm	○○	設置床	-		-	溢水防護上の区画番号	-		○○							
		全幅	mm	○○	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-		-	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-		○○							
		全高	mm	○○	注記 1): ○○%以上/2段	-		-	注記 2): 単位は(kg/cm ³)	-		-							
		厚さ	mm	○○	注記 3): 重大事故時の使用時の値を示す。	-		-	○耐震クラスおよび機器の種類については、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。	-		-							
	主要材料	ケーシング	-	○○L	○標準濃度については、「機器の種類」を設定する際の根拠であり、「機器の種類」にて必要情報を示していることから記載項目を削除する。(機器の種類についても、主要設備リストへ記載する。)														
	ろ材	-	○○	○主配管との接続性を説明する観点から、吸込口径および吐出口径の記載欄を追加。															
個数	-		3 (うち1基は予備)	○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。															
注記 1): ○○%以上/2段 2): 単位は(kg/cm ³)				○溢水影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。															
取付箇所	名称		-		名称		-		名称		-								
	種類		-		種類		-		種類		-								
	効率	単体	高性能粒子フィルタ	%		99.97以上 (0.15μm以上の粒子に対して)		総合	よう素用チャコールフィルタ	%		99.75以上 (相対湿度70%以下, 温度10℃以下において)							
			よう素用チャコールフィルタ	%		99.99以上 (0.5μm粒子)			よう素用チャコールフィルタ	%		99.99以上 (相対湿度70%, 温度10℃)							
		主要寸法	吸込口径	mm		355.6*		吐出口径	mm		355.6*								
			吐出口径	mm		355.6*		たて	mm		1500*								
	横	mm		7700*		高	mm		2100*										
	高さ	mm		2100*		個数	-		2										
	系統名 (ライン名)		-		系統名 (ライン名)		-		緊急時対策所非常用フィルタ装置A		緊急時対策所非常用フィルタ装置B								
	設置床		-		設置床		-		緊急時対策所換気系		緊急時対策所換気系								
溢水防護上の区画番号		-		溢水防護上の区画番号		-		緊急時対策所 EL. 37.00m		緊急時対策所 EL. 37.00m									
溢水防護上の配慮が必要な高さ		-		溢水防護上の配慮が必要な高さ		-		EM-3-1		EM-3-1									
溢水防護上の配慮が必要な高さ		-		溢水防護上の配慮が必要な高さ		-		EL. 37.10m		EL. 37.10m									
注記 *: 公称値を示す。																			

表中の「□□」はマスキング対象

○よう素フィルタ

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認							
名	称	-	よう素フィルタA, B (○○)	名称	-	変更前 よう素フィルタA, B	変更後	名	称	-	変更前	変更後			
種	類	-	○○	種類	-	○○	変更なし	種類	-	-	変更前	変更後			
設計条件	機器の種類	-	-	設計条件	流体の種類	-	○○	主要寸法	胴内径	mm	-	4600* ³			
	耐震クラス	-	A		最高使用圧力	kPa	○○		変更なし (○○ ¹⁾)	胴板厚さ	mm	-	□□ (30* ³)		
	流体の種類	-	廃ガス		最高使用温度	℃	○○		変更なし (○○ ¹⁾)	鏡板厚さ	mm	-	□□ (30* ³)		
	最高使用圧力	kPa	外圧○○ (○○) ¹⁾	容量	m ³ /h/個 [normal]	○○	変更なし		横	mm	-	4600* ³ (鏡板長径)			
	最高使用温度	℃	○○	よう素除去効率	%	○○			管台外径 (ベントガス入口)	mm	-	457.2* ³			
容 量	m ³ /h/個 [normal]	○○	仕様	主要寸法	吸込口径	mm		-	管台厚さ (ベントガス入口)	mm	-	□□ (14.3* ³)			
よう素除去効率	%	○○以上			吐出口径	mm		-	管台外径 (ベントガス出口)	mm	-	355.6* ³			
仕様	主要寸法	胴内径			mm	○○		胴板厚さ	mm	○○	管台厚さ (ベントガス出口)	mm	-	□□ (11.1* ³)	
		胴板厚さ			mm	○○	鏡板厚さ	mm	○○	マンホール外径	mm	-	609.6* ³		
		鏡板厚さ			mm	○○	平板厚さ	mm	○○	マンホール厚さ	mm	-	□□ (20.0* ³)		
		平板厚さ	mm	○○	全高	mm	○○	マンホール平板厚さ	mm	-	□□ (83.2* ³)				
		全高	mm	○○	主要材料	胴板	-	○○	高さ	mm	-	10000* ³			
仕様	主要材料	胴板	-	○○	鏡板	-	○○	取付箇所	系統名 (ライン名)	-	○○	取付箇所	系統名 (ライン名)	-	○○
		鏡板	-	○○	平板	-	○○		設置床	-	○○		設置床	-	○○m
		平板	-	○○	ろ材	-	○○		溢水防護上の区画番号	-	○○		溢水防護上の区画番号	-	○○
		ろ材	-	○○	個数	-	○○		溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	○○		溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	○○
		個数	-	2 (うち1基は予備)	取付箇所	系統名 (ライン名)	-		○○	注記 * : 公称値を示す。					
特 記 事 項	よう素フィルタ ベッド厚 50mm 以上			注記 1) 重大事故時の値を示す。											
注記 1) : 単位は (kg/cm ³)				○耐震クラスおよび機器の種類については、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○標準濃度については、「機器の種類」を設定する際の根拠であり、「機器の種類」にて必要情報を示していることから記載項目を削除する。(機器の種類についても、主要設備リストへ記載する。) ○主配管との接続性を説明する観点から、吸込口径および吐出口径の記載欄を追加。 ○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。 ○溢水影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。											

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機種区分：グローブボックス①)

○グローブボックス (遮蔽付き、漏えい液受皿なし)

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認																																																																																																																																																																																											
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>-</td> <td colspan="2">脱硝皿取扱装置第1グローブボックス A、B¹⁾ (○○)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td colspan="2">グローブボックス²⁾</td> </tr> <tr> <td>設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td>-</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仕様</td> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>放射線防護(しゃへい)</td> <td>-</td> <td>しゃへい設計区分の基準線量当量率を満足するものとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要材料</td> <td>本体部</td> <td>-</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">覗き窓部</td> <td>材料</td> <td>○○ ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○ ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">しゃへい体</td> <td>材料</td> <td>-</td> <td>○○ ○○¹⁾ ○○</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○ ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>密度</td> <td>g/cm³</td> <td>○○ ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="3"> (1) グローブボックスの気密性は漏えい率0.1 vol %/h以下とする。 (2) 高密度ポリエチレンを使用するしゃへい体の操作面は、覗き窓を除きステンレス鋼で被覆する。 (3) 本グローブボックスは脱硝装置グローブボックスA、Bに接続するため、Aクラス地震力により閉じ込め機能を確認する。 </td> </tr> <tr> <td>構造図</td> <td colspan="3">第3.2.5.2-7図に示す。</td> </tr> <tr> <td>注記</td> <td colspan="3"> 1): JIS K 6748の規定による。 2): 給気口及び排気口を除き密閉することができる構造とする。 3): 本グローブボックスは ○○ 及び○○、 ○○ 及び○○と接続している。 </td> </tr> </table>				名称	-	脱硝皿取扱装置第1グローブボックス A、B ¹⁾ (○○)		種類	-	グローブボックス ²⁾		設計条件	耐震クラス	-	B	仕様	最高使用圧力	MPa	○○	最高使用温度	℃	○○	放射線防護(しゃへい)	-	しゃへい設計区分の基準線量当量率を満足するものとする。	主要寸法	たて	mm	○○	横	mm	○○	高さ	mm	○○	全高	mm	○○	主要材料	本体部	-	○○	覗き窓部	材料	○○ ○○ ○○	厚さ	mm	○○ ○○ ○○	しゃへい体	材料	-	○○ ○○ ¹⁾ ○○	厚さ	mm	○○ ○○ ○○	密度	g/cm ³	○○ ○○ ○○	個数	-	2		特記事項	(1) グローブボックスの気密性は漏えい率0.1 vol %/h以下とする。 (2) 高密度ポリエチレンを使用するしゃへい体の操作面は、覗き窓を除きステンレス鋼で被覆する。 (3) 本グローブボックスは脱硝装置グローブボックスA、Bに接続するため、Aクラス地震力により閉じ込め機能を確認する。			構造図	第3.2.5.2-7図に示す。			注記	1): JIS K 6748の規定による。 2): 給気口及び排気口を除き密閉することができる構造とする。 3): 本グローブボックスは ○○ 及び○○、 ○○ 及び○○と接続している。			<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>-</td> <td colspan="2">○○ (機器番号)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td colspan="2">○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設計条件</td> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>放射線防護(しゃへい)</td> <td>-</td> <td>しゃへい設計区分の基準線量当量率を満足するものとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要材料</td> <td>本体部</td> <td>-</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">覗き窓部</td> <td>材料</td> <td>-</td> <td>○○ ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○ ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>密度</td> <td>g/cm³</td> <td>○○ ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">しゃへい体</td> <td>材料</td> <td>-</td> <td>○○ ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○ ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>密度</td> <td>g/cm³</td> <td>○○ ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td colspan="2">○○</td> </tr> </table>				名称	-	○○ (機器番号)		種類	-	○○		設計条件	最高使用圧力	MPa	○○	最高使用温度	℃	○○	放射線防護(しゃへい)	-	しゃへい設計区分の基準線量当量率を満足するものとする。	主要寸法	たて	mm	○○	横	mm	○○	高さ	mm	○○	全高	mm	○○	主要材料	本体部	-	○○	覗き窓部	材料	-	○○ ○○ ○○	厚さ	mm	○○ ○○ ○○	密度	g/cm ³	○○ ○○ ○○	しゃへい体	材料	-	○○ ○○ ○○	厚さ	mm	○○ ○○ ○○	密度	g/cm ³	○○ ○○ ○○	個数	-	○○		<p>該当する設備なし。</p> <p>○耐震クラスについては、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。 ○特記事項については、基本設計方針等にて展開するため削除。</p> <p>第○-○表 ○○○のグローブボックスのしゃへい体の厚み及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>しゃへい体</th> <th>しゃへい体厚み (mm)</th> <th>材料</th> <th>名称</th> <th>しゃへい体</th> <th>しゃへい体厚み (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">○○</td> <td rowspan="2">前面しゃへい体</td> <td>○○</td> <td>○○</td> <td rowspan="6">○○</td> <td rowspan="2">前面しゃへい体</td> <td>○○</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>○○</td> <td>○○</td> <td>○○</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後面しゃへい体</td> <td>○○</td> <td>○○</td> <td rowspan="2">後面しゃへい体</td> <td>○○</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>○○</td> <td>○○</td> <td>○○</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">側面しゃへい体</td> <td>○○</td> <td>○○</td> <td rowspan="2">側面しゃへい体</td> <td>○○</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>○○</td> <td>○○</td> <td>○○</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>しゃへい窓</td> <td>○○</td> <td>○○</td> <td>しゃへい窓</td> <td>○○</td> <td>○○</td> </tr> </tbody> </table>				変更前				変更後				名称	しゃへい体	しゃへい体厚み (mm)	材料	名称	しゃへい体	しゃへい体厚み (mm)	材料	○○	前面しゃへい体	○○	○○	○○	前面しゃへい体	○○	○○	○○	○○	○○	○○	後面しゃへい体	○○	○○	後面しゃへい体	○○	○○	○○	○○	○○	○○	側面しゃへい体	○○	○○	側面しゃへい体	○○	○○	○○	○○	○○	○○	しゃへい窓	○○	○○	しゃへい窓	○○	○○
名称	-	脱硝皿取扱装置第1グローブボックス A、B ¹⁾ (○○)																																																																																																																																																																																																	
種類	-	グローブボックス ²⁾																																																																																																																																																																																																	
設計条件	耐震クラス	-	B																																																																																																																																																																																																
仕様	最高使用圧力	MPa	○○																																																																																																																																																																																																
	最高使用温度	℃	○○																																																																																																																																																																																																
	放射線防護(しゃへい)	-	しゃへい設計区分の基準線量当量率を満足するものとする。																																																																																																																																																																																																
主要寸法	たて	mm	○○																																																																																																																																																																																																
	横	mm	○○																																																																																																																																																																																																
	高さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																
	全高	mm	○○																																																																																																																																																																																																
主要材料	本体部	-	○○																																																																																																																																																																																																
	覗き窓部	材料	○○ ○○ ○○																																																																																																																																																																																																
		厚さ	mm	○○ ○○ ○○																																																																																																																																																																																															
しゃへい体	材料	-	○○ ○○ ¹⁾ ○○																																																																																																																																																																																																
	厚さ	mm	○○ ○○ ○○																																																																																																																																																																																																
	密度	g/cm ³	○○ ○○ ○○																																																																																																																																																																																																
個数	-	2																																																																																																																																																																																																	
特記事項	(1) グローブボックスの気密性は漏えい率0.1 vol %/h以下とする。 (2) 高密度ポリエチレンを使用するしゃへい体の操作面は、覗き窓を除きステンレス鋼で被覆する。 (3) 本グローブボックスは脱硝装置グローブボックスA、Bに接続するため、Aクラス地震力により閉じ込め機能を確認する。																																																																																																																																																																																																		
構造図	第3.2.5.2-7図に示す。																																																																																																																																																																																																		
注記	1): JIS K 6748の規定による。 2): 給気口及び排気口を除き密閉することができる構造とする。 3): 本グローブボックスは ○○ 及び○○、 ○○ 及び○○と接続している。																																																																																																																																																																																																		
名称	-	○○ (機器番号)																																																																																																																																																																																																	
種類	-	○○																																																																																																																																																																																																	
設計条件	最高使用圧力	MPa	○○																																																																																																																																																																																																
	最高使用温度	℃	○○																																																																																																																																																																																																
	放射線防護(しゃへい)	-	しゃへい設計区分の基準線量当量率を満足するものとする。																																																																																																																																																																																																
主要寸法	たて	mm	○○																																																																																																																																																																																																
	横	mm	○○																																																																																																																																																																																																
	高さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																
	全高	mm	○○																																																																																																																																																																																																
主要材料	本体部	-	○○																																																																																																																																																																																																
	覗き窓部	材料	-	○○ ○○ ○○																																																																																																																																																																																															
		厚さ	mm	○○ ○○ ○○																																																																																																																																																																																															
密度		g/cm ³	○○ ○○ ○○																																																																																																																																																																																																
しゃへい体	材料	-	○○ ○○ ○○																																																																																																																																																																																																
	厚さ	mm	○○ ○○ ○○																																																																																																																																																																																																
	密度	g/cm ³	○○ ○○ ○○																																																																																																																																																																																																
個数	-	○○																																																																																																																																																																																																	
変更前				変更後																																																																																																																																																																																															
名称	しゃへい体	しゃへい体厚み (mm)	材料	名称	しゃへい体	しゃへい体厚み (mm)	材料																																																																																																																																																																																												
○○	前面しゃへい体	○○	○○	○○	前面しゃへい体	○○	○○																																																																																																																																																																																												
		○○	○○			○○	○○																																																																																																																																																																																												
	後面しゃへい体	○○	○○		後面しゃへい体	○○	○○																																																																																																																																																																																												
		○○	○○			○○	○○																																																																																																																																																																																												
	側面しゃへい体	○○	○○		側面しゃへい体	○○	○○																																																																																																																																																																																												
		○○	○○			○○	○○																																																																																																																																																																																												
しゃへい窓	○○	○○	しゃへい窓	○○	○○																																																																																																																																																																																														

しゃへい体等の構造・配置を考慮し、別表として記載することも可とする。

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: グローブボックス②)

○グローブボックス (遮蔽付き、漏えい液受皿あり)

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認																																																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <tr><td>名称</td><td>-</td><td colspan="2">定量ポットグローブボックスB⁴⁾ (○○)</td></tr> <tr><td>種類</td><td>-</td><td colspan="2">グローブボックス³⁾</td></tr> <tr><td>耐震クラス</td><td>-</td><td colspan="2">A</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>MPa</td><td colspan="2">○○</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>℃</td><td colspan="2">○○</td></tr> <tr><td>放射線防護(しゃへい)</td><td>-</td><td colspan="2">しゃへい設計区分の基準線量当量率を満足するものとする。</td></tr> <tr><td>漏えい液受皿部</td><td>機器の種類</td><td colspan="2">再処理第5種容器</td></tr> <tr><td rowspan="6">主要寸法</td><td>たて</td><td>mm</td><td>○○</td></tr> <tr><td>横</td><td>mm</td><td>○○</td></tr> <tr><td>高さ¹⁾</td><td>mm</td><td>○○</td></tr> <tr><td>全高</td><td>mm</td><td>○○</td></tr> <tr><td rowspan="2">漏えい液受皿部</td><td>深さ</td><td>mm</td><td>○○</td></tr> <tr><td>本体板厚さ</td><td>mm</td><td>○○</td></tr> <tr><td rowspan="2">主要材料</td><td>本体部</td><td>-</td><td>○○</td></tr> <tr><td>漏えい液受皿部</td><td>-</td><td>○○</td></tr> <tr><td rowspan="3">覗き窓部</td><td>材料</td><td>-</td><td>○○</td></tr> <tr><td>厚さ</td><td>mm</td><td>○○</td></tr> <tr><td>密度</td><td>g/cm³</td><td>○○</td></tr> <tr><td rowspan="3">しゃへい体</td><td>材料</td><td>-</td><td>○○</td></tr> <tr><td>厚さ</td><td>mm</td><td>○○</td></tr> <tr><td>密度</td><td>g/cm³</td><td>○○</td></tr> <tr><td>個数</td><td>-</td><td colspan="2">1</td></tr> <tr><td>特記事項</td><td>-</td><td colspan="2">(1) グローブボックスの気密性は漏えい率0.1vol%/h以下とする。 (2) 高密度ポリエチレンは可能な限り、ステンレスで被覆する。</td></tr> <tr><td colspan="4">構造図: 第3.2.5.2.1-7図に示す。</td></tr> <tr><td colspan="4">注記 1): 漏えい液受皿部深さも含む。 2): JIS K 6748の規定による。 3): 給気口及び排気口を除き密閉することができる構造とする。 4): 本グローブボックスは ○○ と接続している。</td></tr> </table>				名称	-	定量ポットグローブボックスB ⁴⁾ (○○)		種類	-	グローブボックス ³⁾		耐震クラス	-	A		最高使用圧力	MPa	○○		最高使用温度	℃	○○		放射線防護(しゃへい)	-	しゃへい設計区分の基準線量当量率を満足するものとする。		漏えい液受皿部	機器の種類	再処理第5種容器		主要寸法	たて	mm	○○	横	mm	○○	高さ ¹⁾	mm	○○	全高	mm	○○	漏えい液受皿部	深さ	mm	○○	本体板厚さ	mm	○○	主要材料	本体部	-	○○	漏えい液受皿部	-	○○	覗き窓部	材料	-	○○	厚さ	mm	○○	密度	g/cm ³	○○	しゃへい体	材料	-	○○	厚さ	mm	○○	密度	g/cm ³	○○	個数	-	1		特記事項	-	(1) グローブボックスの気密性は漏えい率0.1vol%/h以下とする。 (2) 高密度ポリエチレンは可能な限り、ステンレスで被覆する。		構造図: 第3.2.5.2.1-7図に示す。				注記 1): 漏えい液受皿部深さも含む。 2): JIS K 6748の規定による。 3): 給気口及び排気口を除き密閉することができる構造とする。 4): 本グローブボックスは ○○ と接続している。				<table border="1"> <tr><td>名称</td><td>-</td><td colspan="2">○○グローブボックス</td></tr> <tr><td>種類</td><td>-</td><td colspan="2">○○</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>MPa</td><td colspan="2">○○</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>℃</td><td colspan="2">○○</td></tr> <tr><td>放射線防護(しゃへい)</td><td>-</td><td colspan="2">しゃへい設計区分の基準線量当量率を満足するものとする。</td></tr> <tr><td>漏えい液受皿部</td><td>機器の種類</td><td colspan="2">○○</td></tr> <tr><td rowspan="6">主要寸法</td><td>たて</td><td>mm</td><td>○○</td></tr> <tr><td>横</td><td>mm</td><td>○○</td></tr> <tr><td>高さ¹⁾</td><td>mm</td><td>○○</td></tr> <tr><td>全高</td><td>mm</td><td>○○</td></tr> <tr><td rowspan="2">漏えい液受皿部</td><td>深さ</td><td>mm</td><td>○○</td></tr> <tr><td>本体板厚さ</td><td>mm</td><td>○○</td></tr> <tr><td rowspan="2">主要材料</td><td>本体部</td><td>-</td><td>○○</td></tr> <tr><td>漏えい液受皿部</td><td>-</td><td>○○</td></tr> <tr><td rowspan="3">覗き窓部</td><td>材料</td><td>-</td><td>○○</td></tr> <tr><td>厚さ</td><td>mm</td><td>○○</td></tr> <tr><td>密度</td><td>g/cm³</td><td>○○</td></tr> <tr><td rowspan="3">しゃへい体</td><td>材料</td><td>-</td><td>○○</td></tr> <tr><td>厚さ</td><td>mm</td><td>○○</td></tr> <tr><td>密度</td><td>g/cm³</td><td>○○</td></tr> <tr><td>個数</td><td>-</td><td colspan="2">○○</td></tr> </table>				名称	-	○○グローブボックス		種類	-	○○		最高使用圧力	MPa	○○		最高使用温度	℃	○○		放射線防護(しゃへい)	-	しゃへい設計区分の基準線量当量率を満足するものとする。		漏えい液受皿部	機器の種類	○○		主要寸法	たて	mm	○○	横	mm	○○	高さ ¹⁾	mm	○○	全高	mm	○○	漏えい液受皿部	深さ	mm	○○	本体板厚さ	mm	○○	主要材料	本体部	-	○○	漏えい液受皿部	-	○○	覗き窓部	材料	-	○○	厚さ	mm	○○	密度	g/cm ³	○○	しゃへい体	材料	-	○○	厚さ	mm	○○	密度	g/cm ³	○○	個数	-	○○		<p>該当する設備なし。</p> <p>○耐震クラスについては、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。 ○特記事項については、基本設計方針等にて展開するため削除。</p> <p>第○-○表 ○○○のグローブボックスのしゃへい体の厚み及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="3">変更前</th> <th colspan="3">変更後</th> </tr> <tr> <th>しゃへい体</th> <th>しゃへい体厚み (mm)</th> <th>材料</th> <th>しゃへい体</th> <th>しゃへい体厚み (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">○○</td> <td>前面しゃへい体</td> <td>○○</td> <td>○○</td> <td rowspan="4">○○</td> <td>前面しゃへい体</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>後面しゃへい体</td> <td>○○</td> <td>○○</td> <td>後面しゃへい体</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>側面しゃへい体</td> <td>○○</td> <td>○○</td> <td>側面しゃへい体</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>しゃへい窓</td> <td>○○</td> <td>○○</td> <td>しゃへい窓</td> <td>○○</td> </tr> </tbody> </table>				名称	変更前			変更後			しゃへい体	しゃへい体厚み (mm)	材料	しゃへい体	しゃへい体厚み (mm)	材料	○○	前面しゃへい体	○○	○○	○○	前面しゃへい体	○○	後面しゃへい体	○○	○○	後面しゃへい体	○○	側面しゃへい体	○○	○○	側面しゃへい体	○○	しゃへい窓	○○	○○	しゃへい窓	○○
名称	-	定量ポットグローブボックスB ⁴⁾ (○○)																																																																																																																																																																																																																		
種類	-	グローブボックス ³⁾																																																																																																																																																																																																																		
耐震クラス	-	A																																																																																																																																																																																																																		
最高使用圧力	MPa	○○																																																																																																																																																																																																																		
最高使用温度	℃	○○																																																																																																																																																																																																																		
放射線防護(しゃへい)	-	しゃへい設計区分の基準線量当量率を満足するものとする。																																																																																																																																																																																																																		
漏えい液受皿部	機器の種類	再処理第5種容器																																																																																																																																																																																																																		
主要寸法	たて	mm	○○																																																																																																																																																																																																																	
	横	mm	○○																																																																																																																																																																																																																	
	高さ ¹⁾	mm	○○																																																																																																																																																																																																																	
	全高	mm	○○																																																																																																																																																																																																																	
	漏えい液受皿部	深さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																
		本体板厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																
主要材料	本体部	-	○○																																																																																																																																																																																																																	
	漏えい液受皿部	-	○○																																																																																																																																																																																																																	
覗き窓部	材料	-	○○																																																																																																																																																																																																																	
	厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																	
	密度	g/cm ³	○○																																																																																																																																																																																																																	
しゃへい体	材料	-	○○																																																																																																																																																																																																																	
	厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																	
	密度	g/cm ³	○○																																																																																																																																																																																																																	
個数	-	1																																																																																																																																																																																																																		
特記事項	-	(1) グローブボックスの気密性は漏えい率0.1vol%/h以下とする。 (2) 高密度ポリエチレンは可能な限り、ステンレスで被覆する。																																																																																																																																																																																																																		
構造図: 第3.2.5.2.1-7図に示す。																																																																																																																																																																																																																				
注記 1): 漏えい液受皿部深さも含む。 2): JIS K 6748の規定による。 3): 給気口及び排気口を除き密閉することができる構造とする。 4): 本グローブボックスは ○○ と接続している。																																																																																																																																																																																																																				
名称	-	○○グローブボックス																																																																																																																																																																																																																		
種類	-	○○																																																																																																																																																																																																																		
最高使用圧力	MPa	○○																																																																																																																																																																																																																		
最高使用温度	℃	○○																																																																																																																																																																																																																		
放射線防護(しゃへい)	-	しゃへい設計区分の基準線量当量率を満足するものとする。																																																																																																																																																																																																																		
漏えい液受皿部	機器の種類	○○																																																																																																																																																																																																																		
主要寸法	たて	mm	○○																																																																																																																																																																																																																	
	横	mm	○○																																																																																																																																																																																																																	
	高さ ¹⁾	mm	○○																																																																																																																																																																																																																	
	全高	mm	○○																																																																																																																																																																																																																	
	漏えい液受皿部	深さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																
		本体板厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																
主要材料	本体部	-	○○																																																																																																																																																																																																																	
	漏えい液受皿部	-	○○																																																																																																																																																																																																																	
覗き窓部	材料	-	○○																																																																																																																																																																																																																	
	厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																	
	密度	g/cm ³	○○																																																																																																																																																																																																																	
しゃへい体	材料	-	○○																																																																																																																																																																																																																	
	厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																	
	密度	g/cm ³	○○																																																																																																																																																																																																																	
個数	-	○○																																																																																																																																																																																																																		
名称	変更前			変更後																																																																																																																																																																																																																
	しゃへい体	しゃへい体厚み (mm)	材料	しゃへい体	しゃへい体厚み (mm)	材料																																																																																																																																																																																																														
○○	前面しゃへい体	○○	○○	○○	前面しゃへい体	○○																																																																																																																																																																																																														
	後面しゃへい体	○○	○○		後面しゃへい体	○○																																																																																																																																																																																																														
	側面しゃへい体	○○	○○		側面しゃへい体	○○																																																																																																																																																																																																														
	しゃへい窓	○○	○○		しゃへい窓	○○																																																																																																																																																																																																														

しゃへい体等の構造・配置を考慮し、別表として記載することも可とする。

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: 放管設備 (常設/可搬))

○主排気筒ガスモニタ

既設工認			仕様表項目案					発電炉工認																																																																																																																																																																																		
<p>② 屋外モニタリング設備</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>主排気筒ガスモニタ</td> </tr> <tr> <td>設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">検出器の種類</td> <td>—</td> <td>プラスチックシンチレーション検出器</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>電離箱</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測範囲</td> <td>cpm</td> <td>〇〇~〇〇 〇〇~〇〇</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>〇〇~〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報動作範囲</td> <td>cpm</td> <td>〇〇~〇〇 〇〇~〇〇</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>〇〇~〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置建屋及び検出器個数</td> <td>—</td> <td>主排気筒管理建屋 低レンジ 2 中レンジ 2 高レンジ 2</td> </tr> <tr> <td>表示場所</td> <td>—</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="2">主排気筒の排気筒モニタ (主排気筒ガスモニタ) は非常用所内電源系統に接続する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">構造図: 第3.2.1-1図~第3.2.1-5図に示す。</td> </tr> </table>			名称	—	主排気筒ガスモニタ	設計条件	耐震クラス	A	検出器の種類	—	プラスチックシンチレーション検出器	—	電離箱	計測範囲	cpm	〇〇~〇〇 〇〇~〇〇	A	〇〇~〇〇	警報動作範囲	cpm	〇〇~〇〇 〇〇~〇〇	A	〇〇~〇〇	設置建屋及び検出器個数	—	主排気筒管理建屋 低レンジ 2 中レンジ 2 高レンジ 2	表示場所	—	中央制御室	特記事項	主排気筒の排気筒モニタ (主排気筒ガスモニタ) は非常用所内電源系統に接続する。		構造図: 第3.2.1-1図~第3.2.1-5図に示す。			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td colspan="4">主排気筒ガスモニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">検出器の種類</td> <td rowspan="2">—</td> <td colspan="2">プラスチックシンチレーション</td> <td colspan="2">電離箱</td> </tr> <tr> <td>低レンジ</td> <td>中レンジ</td> <td>高レンジ</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測範囲</td> <td>mSv/h</td> <td>〇~〇</td> <td>〇~〇</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td colspan="2">—</td> <td colspan="2">〇~〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報動作範囲</td> <td>mSv/h</td> <td>〇~〇</td> <td>〇~〇</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>—</td> <td>—</td> <td colspan="2">〇~〇</td> </tr> <tr> <td>設置施設及び検出器個数</td> <td>—</td> <td>主排気筒管理建屋 低レンジ 〇〇 中レンジ ×× 高レンジ △△</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>表示場所</td> <td>—</td> <td colspan="4">〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td colspan="3">〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td colspan="3">〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td colspan="3">〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td colspan="3">〇〇</td> </tr> </tbody> </table>							変更前		変更後		名称	—	主排気筒ガスモニタ				検出器の種類	—	プラスチックシンチレーション		電離箱		低レンジ	中レンジ	高レンジ		計測範囲	mSv/h	〇~〇	〇~〇	—		A	—		〇~〇		警報動作範囲	mSv/h	〇~〇	〇~〇	—		A	—	—	〇~〇		設置施設及び検出器個数	—	主排気筒管理建屋 低レンジ 〇〇 中レンジ ×× 高レンジ △△				表示場所	—	〇〇				取付箇所	系統名 (ライン名)	—	〇〇			設置床	—	〇〇			溢水防護上の区画番号	—	〇〇			溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇			<p>放射線管理施設</p> <p>1 放射線管理用計測装置に係る次の事項 (警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)</p> <p>(1) プロセスモニタリング設備に係る次の事項</p> <p>イ 主排気筒中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所 (常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数</p> <p>・常設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td colspan="4">主排気筒放射線モニタ</td> </tr> <tr> <td>検出器の種類</td> <td>—</td> <td colspan="4">電離箱*</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>mSv/h</td> <td colspan="4">10²~10⁴ **</td> </tr> <tr> <td>警報動作範囲**</td> <td>mSv/h</td> <td colspan="4">10²~10⁴ **</td> </tr> <tr> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td colspan="4">主排気筒放射線モニタ</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td colspan="4">EL.20.30 m (監視・記録は中央制御室) **</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td colspan="4">RB-3-2</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td colspan="4">EL.20.30 m以上</td> </tr> <tr> <td>個数**</td> <td>—</td> <td colspan="4">4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="4">変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「イオンチェンバ」と記載。 *2: S I 単位に換算したもの。 *3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「警報設定範囲」と記載。 *4: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「検出器数」と記載。</p> <p>○耐震クラスについては、主要設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。 ○溢水影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。 ○特記事項については、基本設計方針等にて展開するため削除する。</p>					変更前		変更後		名称	—	主排気筒放射線モニタ				検出器の種類	—	電離箱*				計測範囲	mSv/h	10 ² ~10 ⁴ **				警報動作範囲**	mSv/h	10 ² ~10 ⁴ **				系統名 (ライン名)	—	主排気筒放射線モニタ				設置床	—	EL.20.30 m (監視・記録は中央制御室) **				溢水防護上の区画番号	—	RB-3-2				溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	EL.20.30 m以上				個数**	—	4						変更なし			
名称	—	主排気筒ガスモニタ																																																																																																																																																																																								
設計条件	耐震クラス	A																																																																																																																																																																																								
検出器の種類	—	プラスチックシンチレーション検出器																																																																																																																																																																																								
	—	電離箱																																																																																																																																																																																								
計測範囲	cpm	〇〇~〇〇 〇〇~〇〇																																																																																																																																																																																								
	A	〇〇~〇〇																																																																																																																																																																																								
警報動作範囲	cpm	〇〇~〇〇 〇〇~〇〇																																																																																																																																																																																								
	A	〇〇~〇〇																																																																																																																																																																																								
設置建屋及び検出器個数	—	主排気筒管理建屋 低レンジ 2 中レンジ 2 高レンジ 2																																																																																																																																																																																								
表示場所	—	中央制御室																																																																																																																																																																																								
特記事項	主排気筒の排気筒モニタ (主排気筒ガスモニタ) は非常用所内電源系統に接続する。																																																																																																																																																																																									
構造図: 第3.2.1-1図~第3.2.1-5図に示す。																																																																																																																																																																																										
		変更前		変更後																																																																																																																																																																																						
名称	—	主排気筒ガスモニタ																																																																																																																																																																																								
検出器の種類	—	プラスチックシンチレーション		電離箱																																																																																																																																																																																						
		低レンジ	中レンジ	高レンジ																																																																																																																																																																																						
計測範囲	mSv/h	〇~〇	〇~〇	—																																																																																																																																																																																						
	A	—		〇~〇																																																																																																																																																																																						
警報動作範囲	mSv/h	〇~〇	〇~〇	—																																																																																																																																																																																						
	A	—	—	〇~〇																																																																																																																																																																																						
設置施設及び検出器個数	—	主排気筒管理建屋 低レンジ 〇〇 中レンジ ×× 高レンジ △△																																																																																																																																																																																								
表示場所	—	〇〇																																																																																																																																																																																								
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	〇〇																																																																																																																																																																																							
	設置床	—	〇〇																																																																																																																																																																																							
	溢水防護上の区画番号	—	〇〇																																																																																																																																																																																							
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇																																																																																																																																																																																							
		変更前		変更後																																																																																																																																																																																						
名称	—	主排気筒放射線モニタ																																																																																																																																																																																								
検出器の種類	—	電離箱*																																																																																																																																																																																								
計測範囲	mSv/h	10 ² ~10 ⁴ **																																																																																																																																																																																								
警報動作範囲**	mSv/h	10 ² ~10 ⁴ **																																																																																																																																																																																								
系統名 (ライン名)	—	主排気筒放射線モニタ																																																																																																																																																																																								
設置床	—	EL.20.30 m (監視・記録は中央制御室) **																																																																																																																																																																																								
溢水防護上の区画番号	—	RB-3-2																																																																																																																																																																																								
溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	EL.20.30 m以上																																																																																																																																																																																								
個数**	—	4																																																																																																																																																																																								
		変更なし																																																																																																																																																																																								

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機種区分: 放管設備 (常設/可搬))

○モニタリングポスト、ダストモニタ

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認																																																																																																																																																																																																					
<p>c. 設計条件及び仕様</p> <p>(a) 放射線監視設備</p> <p>① 屋外モニタリング設備</p> <p>環境モニタリング設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>—</th> <th colspan="2">モニタリングポスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td colspan="2">C</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">仕様</td> <td>検出器の種類</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション検出器</td> <td>電離箱</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>μGy/h</td> <td>〇〇 ~ 〇〇</td> </tr> <tr> <td>警報動作範囲</td> <td>μGy/h</td> <td>〇〇 ~ 〇〇</td> </tr> <tr> <td>検出器個数</td> <td>—</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>表示場所</td> <td>—</td> <td>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>配置図: 第1.1.1-1図に示す。 系統図: 第2.1.1-1図に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>—</th> <th colspan="2">ダストモニタ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td colspan="2">C</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">仕様</td> <td>検出器の種類</td> <td colspan="2">プラスチックシンチレーション検出器</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>cps</td> <td>〇〇 ~ 〇〇</td> </tr> <tr> <td>警報動作範囲</td> <td>cps</td> <td>〇〇 ~ 〇〇</td> </tr> <tr> <td>検出器個数</td> <td>—</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>表示場所</td> <td>—</td> <td>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>配置図: 第1.1.1-1図に示す。 系統図: 第2.1.1-2図に示す。</p>				名称	—	モニタリングポスト		設計条件	耐震クラス	C		仕様	検出器の種類	NaI(Tl)シンチレーション検出器	電離箱	計測範囲	μGy/h	〇〇 ~ 〇〇	警報動作範囲	μGy/h	〇〇 ~ 〇〇	検出器個数	—	9	表示場所	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	名称	—	ダストモニタ		設計条件	耐震クラス	C		仕様	検出器の種類	プラスチックシンチレーション検出器		計測範囲	cps	〇〇 ~ 〇〇	警報動作範囲	cps	〇〇 ~ 〇〇	検出器個数	—	9	表示場所	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="3">モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">仕様</td> <td>検出器の種類</td> <td>—</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション検出器</td> <td>電離箱</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>μGy/h</td> <td>〇〇~〇〇</td> <td>〇〇~〇〇</td> </tr> <tr> <td>警報動作範囲</td> <td>μGy/h</td> <td>〇〇~〇〇</td> <td>〇〇~〇〇</td> </tr> <tr> <td>検出器個数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>表示場所</td> <td>—</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="3">ダストモニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">仕様</td> <td>検出器の種類</td> <td>—</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>μSv/h</td> <td colspan="2">プラスチックシンチレーション検出器</td> </tr> <tr> <td>警報動作範囲</td> <td>μSv/h</td> <td colspan="2">〇〇~〇〇</td> </tr> <tr> <td>検出器個数</td> <td>—</td> <td colspan="2">〇〇~〇〇</td> </tr> <tr> <td>表示場所</td> <td>—</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> </tbody> </table>						変更前	変更後		名称		モニタリングポスト			仕様	検出器の種類	—	NaI(Tl)シンチレーション検出器	電離箱	計測範囲	μGy/h	〇〇~〇〇	〇〇~〇〇	警報動作範囲	μGy/h	〇〇~〇〇	〇〇~〇〇	検出器個数	—	〇〇	〇〇	表示場所	—	〇〇		取付箇所	系統名 (ライン名)	—	〇〇		設置床	—	〇〇		溢水防護上の区画番号	—	〇〇		溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇				変更前	変更後		名称		ダストモニタ			仕様	検出器の種類	—	〇〇		計測範囲	μSv/h	プラスチックシンチレーション検出器		警報動作範囲	μSv/h	〇〇~〇〇		検出器個数	—	〇〇~〇〇		表示場所	—	〇〇		取付箇所	系統名 (ライン名)	—	〇〇		設置床	—	〇〇		溢水防護上の区画番号	—	〇〇		溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇		<p>(3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所 (監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td colspan="3">モニタリング・ポスト (東海、東海第二発電所共用) *1</td> </tr> <tr> <td>検出器の種類</td> <td>—</td> <td>シンチレーション*2</td> <td colspan="2">電離箱*2</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>—</td> <td>10⁰~10⁰ nGy/h</td> <td colspan="2">10⁰~10² Gy/h</td> </tr> <tr> <td>警報動作範囲</td> <td>—</td> <td>10⁰~10⁰ nGy/h*3</td> <td colspan="2">10⁰~10² Gy/h*3</td> </tr> <tr> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td colspan="3">屋外 EL約4m, EL約8m, EL約17m, EL約23m 発電所周辺監視区域境界近傍 (監視・記録は中央制御室) *4</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>4*5</td> <td colspan="2">4*5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「モニタリングポスト (東海発電所と共用)」と記載。 *2: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「シンチレーション及び電離箱」と記載。 *3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「計測範囲内で可変」と記載。 *4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「発電所周辺監視区域境界近傍に4箇所設置 (監視・記録は中央制御室にて行う)」と記載。 *5: モニタリング・ポストは4箇所あり、モニタリング・ポスト1箇所あたりの検出器の個数は「1」である。</p> <p>○耐震クラスについては、設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○構造図については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。 ○溢水影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p>						変更前	変更後		名称	—	モニタリング・ポスト (東海、東海第二発電所共用) *1			検出器の種類	—	シンチレーション*2	電離箱*2		計測範囲	—	10 ⁰ ~10 ⁰ nGy/h	10 ⁰ ~10 ² Gy/h		警報動作範囲	—	10 ⁰ ~10 ⁰ nGy/h*3	10 ⁰ ~10 ² Gy/h*3		系統名 (ライン名)	—	—			設置床	—	屋外 EL約4m, EL約8m, EL約17m, EL約23m 発電所周辺監視区域境界近傍 (監視・記録は中央制御室) *4			溢水防護上の区画番号	—	—			溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—			個数	—	4*5	4*5	
名称	—	モニタリングポスト																																																																																																																																																																																																											
設計条件	耐震クラス	C																																																																																																																																																																																																											
仕様	検出器の種類	NaI(Tl)シンチレーション検出器	電離箱																																																																																																																																																																																																										
	計測範囲	μGy/h	〇〇 ~ 〇〇																																																																																																																																																																																																										
	警報動作範囲	μGy/h	〇〇 ~ 〇〇																																																																																																																																																																																																										
	検出器個数	—	9																																																																																																																																																																																																										
	表示場所	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室																																																																																																																																																																																																										
名称	—	ダストモニタ																																																																																																																																																																																																											
設計条件	耐震クラス	C																																																																																																																																																																																																											
仕様	検出器の種類	プラスチックシンチレーション検出器																																																																																																																																																																																																											
	計測範囲	cps	〇〇 ~ 〇〇																																																																																																																																																																																																										
	警報動作範囲	cps	〇〇 ~ 〇〇																																																																																																																																																																																																										
	検出器個数	—	9																																																																																																																																																																																																										
	表示場所	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室																																																																																																																																																																																																										
		変更前	変更後																																																																																																																																																																																																										
名称		モニタリングポスト																																																																																																																																																																																																											
仕様	検出器の種類	—	NaI(Tl)シンチレーション検出器	電離箱																																																																																																																																																																																																									
	計測範囲	μGy/h	〇〇~〇〇	〇〇~〇〇																																																																																																																																																																																																									
	警報動作範囲	μGy/h	〇〇~〇〇	〇〇~〇〇																																																																																																																																																																																																									
	検出器個数	—	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																									
	表示場所	—	〇〇																																																																																																																																																																																																										
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	〇〇																																																																																																																																																																																																										
	設置床	—	〇〇																																																																																																																																																																																																										
	溢水防護上の区画番号	—	〇〇																																																																																																																																																																																																										
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇																																																																																																																																																																																																										
			変更前	変更後																																																																																																																																																																																																									
名称		ダストモニタ																																																																																																																																																																																																											
仕様	検出器の種類	—	〇〇																																																																																																																																																																																																										
	計測範囲	μSv/h	プラスチックシンチレーション検出器																																																																																																																																																																																																										
	警報動作範囲	μSv/h	〇〇~〇〇																																																																																																																																																																																																										
	検出器個数	—	〇〇~〇〇																																																																																																																																																																																																										
	表示場所	—	〇〇																																																																																																																																																																																																										
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	〇〇																																																																																																																																																																																																										
	設置床	—	〇〇																																																																																																																																																																																																										
	溢水防護上の区画番号	—	〇〇																																																																																																																																																																																																										
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇																																																																																																																																																																																																										
			変更前	変更後																																																																																																																																																																																																									
名称	—	モニタリング・ポスト (東海、東海第二発電所共用) *1																																																																																																																																																																																																											
検出器の種類	—	シンチレーション*2	電離箱*2																																																																																																																																																																																																										
計測範囲	—	10 ⁰ ~10 ⁰ nGy/h	10 ⁰ ~10 ² Gy/h																																																																																																																																																																																																										
警報動作範囲	—	10 ⁰ ~10 ⁰ nGy/h*3	10 ⁰ ~10 ² Gy/h*3																																																																																																																																																																																																										
系統名 (ライン名)	—	—																																																																																																																																																																																																											
設置床	—	屋外 EL約4m, EL約8m, EL約17m, EL約23m 発電所周辺監視区域境界近傍 (監視・記録は中央制御室) *4																																																																																																																																																																																																											
溢水防護上の区画番号	—	—																																																																																																																																																																																																											
溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—																																																																																																																																																																																																											
個数	—	4*5	4*5																																																																																																																																																																																																										

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類：通信連絡設備)

既設工認	仕様表項目案	発電炉工認																																							
<div data-bbox="231 352 1029 779" style="border: 2px solid red; height: 200px; width: 100%;"></div> <table border="1" data-bbox="231 951 1029 1119" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 75%;">放射線管理用データ収集装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕様</td> <td>主要な収集データ</td> <td>1. 放射線管理関係</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="240 1140 1029 1325">注記) 1) データ収集対象は、第6回申請、第8回申請及び第9回申請に記載する屋内モニタリング設備のガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ、アルファ線ダストモニタ及びベータ線ダストモニタの仕様表並びに第9回申請に記載する屋外モニタリング設備の主排気筒ガスモニタの仕様表に示すもののうち、「設置建屋及び検出器個数」に記載されたモニタの指示及び警報状態である。</p>		名 称	放射線管理用データ収集装置	仕様	主要な収集データ	1. 放射線管理関係	<table border="1" data-bbox="1062 352 1869 695" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="width: 15%;">変更前</th> <th style="width: 15%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">データ収集装置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td>主要な収集データ</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1071 1003 1863 1119" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○他の仕様表記載と体裁を合わせる。 ○溢水影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p> </div>			変更前	変更後	名称		データ収集装置		種類		〇〇		仕様	主要な収集データ	〇〇		個数		〇〇		取付箇所	系統名 (ライン名)	〇〇		設置床	〇〇		溢水防護上の区画番号	〇〇		溢水防護上の配慮が必要な高さ	〇〇		<p>(1) 基本設計方針</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 通信連絡設備</p> <p>4.1 通信連絡設備 (発電所内)</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び通信設備 (発電所内) を設置又は保管する設計とする。</p> <p>(省略)</p> <p>4.2 通信連絡設備 (発電所外)</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店 (東京)、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信設備 (発電所外) として、十分な数量の電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末及びFAX)、テレビ会議システム (社内) (東海、東海第二発電所共用 (以下同じ。))、加入電話設備 (加入電話及び加入FAX) (東海、東海第二発電所共用 (以下同じ。))、専用電話設備 (専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向)) (東海、東海第二発電所共用 (以下同じ。))、衛星電話設備 (固定型)、衛星電話設備 (携帯型) 及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP 電話及びIP-FAX) (東海、東海第二発電所共用 (以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。</p> <p>(省略)</p>
	名 称	放射線管理用データ収集装置																																							
仕様	主要な収集データ	1. 放射線管理関係																																							
		変更前	変更後																																						
名称		データ収集装置																																							
種類		〇〇																																							
仕様	主要な収集データ	〇〇																																							
個数		〇〇																																							
取付箇所	系統名 (ライン名)	〇〇																																							
	設置床	〇〇																																							
	溢水防護上の区画番号	〇〇																																							
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	〇〇																																							

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: 可搬型タンクローリ)

既設工認	仕様表項目案				発電炉工認			
対象フォーマットなし (申請設備なし)					・可搬型			
<p>○新規設備であり、類似設備の仕様表がないため、発電炉の要目表記載項目を参照して記載項目を整理。 ○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。</p>	名称		変更前	変更後	名称		変更前	変更後
	種類		軽油用タンクローリ		種類		-	タンクローリ*1
	容量	kL/個	○○	容量	kL/個	横置だ円形		
	最高使用圧力	kPa	○○	最高使用圧力*3	kPa	4.0以上 (4.0*2)		
	最高使用温度	℃	○○	最高使用温度*3	℃	24		
	主要寸法	胴長径	mm	胴長径	mm	1800*2		
		胴短径	mm	胴短径	mm	930*2		
		胴板厚さ	mm	胴板厚さ	mm	□ (3.2*2)		
		鏡板厚さ	mm	鏡板厚さ	mm	□ (3.2*2)		
		鏡板の形状に係る寸法	mm	鏡板の形状に係る寸法	mm	1800*2 (鏡板長径)		
		排出口管台外径	mm	排出口管台外径	mm	80*2 (鏡板短径の2分の1)		
		排出口管台厚さ	mm	排出口管台厚さ	mm	137.9*2		
		マンホール管台外径	mm	マンホール管台外径	mm	2.8 (3.2*2)		
		マンホール管台厚さ	mm	マンホール管台厚さ	mm	406.4*2		
		マンホールふた厚さ	mm	マンホールふた厚さ	mm	□ (3.2*2)		
		全長	mm	全長	mm	□ (3.2*2)		
		車両全長	mm	車両全長	mm	3350*2		
		車両全幅	mm	車両全幅	mm	5910*2		
		車両高さ	mm	車両高さ	mm	2200*2		
	材料	胴板	-	○○	胴板	-	SAPH400, SS400	
		鏡板	-	○○	鏡板	-	SAPH400	
		マンホールふた	-	○○	マンホールふた	-	SAPH400	
	個数	-	○○	個数	-	2 (予備3)		
	取付箇所	-	○○	取付箇所	-			

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: ボンベ)

既設工認	仕様表項目案	発電炉工認																																																																																																									
対象フォーマットなし (申請設備なし)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th style="text-align: center;">変更前</th> <th style="text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:10%;">名 称</td> <td style="width:10%;">—</td> <td style="width:10%;">可搬型圧縮空気ポンベ</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">設計条件</td> <td>容 量</td> <td>L/個</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">仕 寸 法</td> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">寸 法</td> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>胴 部 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>底 部 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">様</td> <td>材 料</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>〇 (うち予備〇)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>—</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> (保管場所: 〇 E.L. 〇m 取付箇所: 〇 E.L. 〇m) </td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○新規設備であり、類似設備の仕様表がないため、発電炉の要目表記載項目を参照して記載項目を整理。 ○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。</p> </div>				変更前	変更後		名 称	—	可搬型圧縮空気ポンベ			種 類	—	〇〇		設計条件	容 量	L/個	〇〇		最 高 使 用 圧 力	MPa	〇〇		最 高 使 用 温 度	℃	〇〇		仕 寸 法	寸 法	外 径	mm	〇〇	高 さ	mm	〇〇	胴 部 厚 さ	mm	〇〇	底 部 厚 さ	mm	〇〇	様	材 料	—	〇〇		個 数	—	〇 (うち予備〇)		取 付 箇 所	—	(保管場所: 〇 E.L. 〇m 取付箇所: 〇 E.L. 〇m)		<p>8.2 非常用窒素供給系 (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>・可搬型</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">変 更 前</th> <th style="text-align: center;">変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:10%;">名 称</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;">非常用窒素供給系 高圧窒素ポンベ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>一般継目なし鋼製容器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>容 量</td> <td>L/個</td> <td>46.7 以上 (46.7*1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最 高 使 用 圧 力*2</td> <td>MPa</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最 高 使 用 温 度*2</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主 要 寸 法</td> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">寸 法</td> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>232*1</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>1370*1</td> </tr> <tr> <td>胴 部 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>□□ (5.1*1)</td> </tr> <tr> <td>底 部 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>□□ (10.2*1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>材 料</td> <td>—</td> <td>マンガン鋼</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>10 (予備 10)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取 付 箇 所</td> <td>—</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 保管場所: □□ EL. 20.30 m 取付箇所: □□ EL. 20.30 m (10本: □□ EL. 20.30 m) </td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 重大事故等時における使用時の値を示す。</p>			変 更 前	変 更 後		名 称		非常用窒素供給系 高圧窒素ポンベ		種 類	—	一般継目なし鋼製容器		容 量	L/個	46.7 以上 (46.7*1)		最 高 使 用 圧 力*2	MPa	14.7		最 高 使 用 温 度*2	℃	40	主 要 寸 法	寸 法	外 径	mm	232*1	高 さ	mm	1370*1	胴 部 厚 さ	mm	□□ (5.1*1)	底 部 厚 さ	mm	□□ (10.2*1)		材 料	—	マンガン鋼		個 数	—	10 (予備 10)		取 付 箇 所	—	保管場所: □□ EL. 20.30 m 取付箇所: □□ EL. 20.30 m (10本: □□ EL. 20.30 m)
			変更前	変更後																																																																																																							
	名 称	—	可搬型圧縮空気ポンベ																																																																																																								
	種 類	—	〇〇																																																																																																								
設計条件	容 量	L/個	〇〇																																																																																																								
	最 高 使 用 圧 力	MPa	〇〇																																																																																																								
	最 高 使 用 温 度	℃	〇〇																																																																																																								
仕 寸 法	寸 法	外 径	mm	〇〇																																																																																																							
		高 さ	mm	〇〇																																																																																																							
		胴 部 厚 さ	mm	〇〇																																																																																																							
		底 部 厚 さ	mm	〇〇																																																																																																							
様	材 料	—	〇〇																																																																																																								
	個 数	—	〇 (うち予備〇)																																																																																																								
	取 付 箇 所	—	(保管場所: 〇 E.L. 〇m 取付箇所: 〇 E.L. 〇m)																																																																																																								
		変 更 前	変 更 後																																																																																																								
	名 称		非常用窒素供給系 高圧窒素ポンベ																																																																																																								
	種 類	—	一般継目なし鋼製容器																																																																																																								
	容 量	L/個	46.7 以上 (46.7*1)																																																																																																								
	最 高 使 用 圧 力*2	MPa	14.7																																																																																																								
	最 高 使 用 温 度*2	℃	40																																																																																																								
主 要 寸 法	寸 法	外 径	mm	232*1																																																																																																							
		高 さ	mm	1370*1																																																																																																							
		胴 部 厚 さ	mm	□□ (5.1*1)																																																																																																							
		底 部 厚 さ	mm	□□ (10.2*1)																																																																																																							
	材 料	—	マンガン鋼																																																																																																								
	個 数	—	10 (予備 10)																																																																																																								
	取 付 箇 所	—	保管場所: □□ EL. 20.30 m 取付箇所: □□ EL. 20.30 m (10本: □□ EL. 20.30 m)																																																																																																								

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類：緊急時対策建屋加圧ユニット)

既設工認	仕様表項目案				発電炉工認				
対象フォーマットなし (申請設備なし)					2.3 緊急時対策所換気系 (1) 容器 (中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。) の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)				
			変更前	変更後			変更前	変更後	
	名称	緊急時対策建屋加圧ユニット			名称		緊急時対策所加圧設備 (東海、東海第二発電所共用)		
	種類	-	〇〇	種類	-	一般継目なし鋼製容器			
	容量	m ³ /個	〇〇	容量	L/個	46.7 以上 (46.7 ^{*1})			
	最高使用圧力	MPa	〇〇	最高使用圧力 ^{*2}	MPa	19.6			
	最高使用温度	℃	〇〇	最高使用温度 ^{*2}	℃	40			
	主要寸法	外径	mm	〇〇	外径	mm	232 ^{*1}		
		高さ	mm	〇〇	高さ	mm	1370 ^{*1}		
		胴部厚さ	mm	〇〇	胴部厚さ	mm	□ (6.3 ^{*1})		
底部厚さ		mm	〇〇	底部厚さ	mm	□ (11.0 ^{*1})			
主要材料	-	〇〇	材料	-	クロムモリブデン鋼				
個数	-	〇〇	個数	-	320 (予備 80)				
取付箇所	-	保管場所： 〇〇 EL. 〇m (取付箇所： 〇〇 EL. 〇m)	取付箇所	-	保管場所： 緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m 取付箇所： (320 本 緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m)				
○新規設備であり、類似設備の仕様表がないため、発電炉の要目表記載項目を参照して記載項目を整理。 ○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。				注記 *1：公称値を示す。 *2：重大事故等時における使用時の値を示す。					

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: フェンス)

既設工認	仕様表項目案			発電炉工認
対象フォーマットなし (申請設備なし)		変更前	変更後	<p>(1) 基本設計方針 第2章 個別項目</p> <p>2. 燃料貯蔵設備 (省略) 燃料体等の貯蔵設備は、燃料取扱者以外の者がみだりに立ち入らないよう、フェンス等により立入を制限できる設計とする。</p> <p>2.3 外部からの衝撃による損傷の防止 2.3.3 設計方針 (1) 自然現象 (a) 影響評価における荷重の設定 (省略) また、当社敷地近傍の隣接事業所から、設計飛来物である鋼製材の運動エネルギー又は貫通力を上回る飛来物が想定される場合は、隣接事業所との合意文書に基づきフェンス等の設置により飛来物となるものを配置できない設計とすること若しくは当該飛来物の衝撃荷重を考慮した設計荷重に対し、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する区画の構造健全性を確保する設計とすること若しくは当該飛来物による外部事象防護対象施設の損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること若しくは安全上支障のない期間で修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>5.8 電気設備の設計条件 5.8.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 (省略) 電気設備のうち高圧又は特別高圧の電気機械器具及び母線等は、取扱者以外の者が容易に立ち入るおそれがないよう発電所にフェンス等を設ける設計とする。</p>
	名称	可搬型汚濁水拡散防止フェンス		
	材質	〇〇		
	個数	〇〇		
	取付箇所	〇〇		

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: 可搬型放水砲)

既設工認	仕様表項目案	発電炉工認																																																																																				
<p>対象フォーマットなし (申請設備なし)</p>	<table border="1" data-bbox="1053 346 1840 819"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>可搬型放水砲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>k Pa</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> <td>保管場所: 〇〇 EL. 〇m 取付箇所: 〇〇 EL. 〇m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1053 882 1840 1029" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○新規設備であり、類似設備の仕様表がないため、発電炉の要目表記載項目を参照して記載項目を整理。 ○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。</p> </div>			変更前	変更後	名称	—	可搬型放水砲		最高使用圧力	k Pa	〇〇		最高使用温度	℃	〇〇		外径	mm	〇〇		厚さ	mm	〇〇		材料	—	〇〇		個数	—	〇〇		取付箇所	—	保管場所: 〇〇 EL. 〇m 取付箇所: 〇〇 EL. 〇m		<p>※ 主配管 (スプレッドを含む) の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (実設及び可搬型の別) に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。</p> <p>・可搬型</p> <table border="1" data-bbox="1884 367 2686 829"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">定 更 前</th> <th colspan="4">定 更 後</th> <th rowspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (℃)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (℃)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放水砲</td> <td>1.4**</td> <td>60**</td> <td>300.0**</td> <td>—**</td> <td>1.4**</td> <td>60**</td> <td>300.0**</td> <td>—**</td> <td>保管場所: ・可搬型重大事故等対応設備保管場所 (西側) EL. 約 23 m ・可搬型重大事故等対応設備保管場所 (南側) EL. 約 25 m 上記2箇所に42本ずつ保管する。 取付箇所: ・屋外 EL. 約 8 m 可搬型代用注水大型ポンプ ・屋外 EL. 約 8 m 放水砲 (60本**)</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1.0**</td> <td>60**</td> <td>218.2**</td> <td>15.3**</td> <td>1.0**</td> <td>60**</td> <td>218.2**</td> <td>8.2**</td> <td>保管場所: ・可搬型重大事故等対応設備保管場所 (西側) EL. 約 23 m ・可搬型重大事故等対応設備保管場所 (南側) EL. 約 25 m 上記2箇所に1台ずつ保管する。 取付箇所: ・屋外 EL. 約 8 m 原子炉建屋用切 (1個)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>220**</td> <td>—**</td> <td></td> <td></td> <td>220**</td> <td>—**</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記: *1: 自燃性物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち、使用済燃料貯蔵槽及び浄化設備 (原子炉建屋放水設備) と兼用する。 *2: 重大事故等時における使用時の値を示す。 *3: メーカーにて規定する呼び径を示す。 *4: メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものとして、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。 *5: 必要本数 60本 (3 m: 20本、50 m: 40本) 及び予備数 1本に、これらと同数を予備として1セット加入した数値を示す。 *6: 最長ルートである「可搬型代用注水大型ポンプ (5人用放水ポンプ付設) ~ 放水砲 (原子炉建屋南側) (南側ルート)」に準じた場合 (3 m: 20本、50 m: 40本) の本数を示す。 *7: 放水砲付設 (公称径) 114 mm (400 mm、横径) 219 mm、高さ 2180 mm。 *8: 公称径を示す。</p>	名称	定 更 前				定 更 後				取付箇所	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (℃)	外径 (mm)	厚さ (mm)	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (℃)	外径 (mm)	厚さ (mm)	放水砲	1.4**	60**	300.0**	—**	1.4**	60**	300.0**	—**	保管場所: ・可搬型重大事故等対応設備保管場所 (西側) EL. 約 23 m ・可搬型重大事故等対応設備保管場所 (南側) EL. 約 25 m 上記2箇所に42本ずつ保管する。 取付箇所: ・屋外 EL. 約 8 m 可搬型代用注水大型ポンプ ・屋外 EL. 約 8 m 放水砲 (60本**)	放水砲	1.0**	60**	218.2**	15.3**	1.0**	60**	218.2**	8.2**	保管場所: ・可搬型重大事故等対応設備保管場所 (西側) EL. 約 23 m ・可搬型重大事故等対応設備保管場所 (南側) EL. 約 25 m 上記2箇所に1台ずつ保管する。 取付箇所: ・屋外 EL. 約 8 m 原子炉建屋用切 (1個)				220**	—**			220**	—**	
		変更前	変更後																																																																																			
名称	—	可搬型放水砲																																																																																				
最高使用圧力	k Pa	〇〇																																																																																				
最高使用温度	℃	〇〇																																																																																				
外径	mm	〇〇																																																																																				
厚さ	mm	〇〇																																																																																				
材料	—	〇〇																																																																																				
個数	—	〇〇																																																																																				
取付箇所	—	保管場所: 〇〇 EL. 〇m 取付箇所: 〇〇 EL. 〇m																																																																																				
名称	定 更 前				定 更 後				取付箇所																																																																													
	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (℃)	外径 (mm)	厚さ (mm)	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (℃)	外径 (mm)	厚さ (mm)																																																																														
放水砲	1.4**	60**	300.0**	—**	1.4**	60**	300.0**	—**	保管場所: ・可搬型重大事故等対応設備保管場所 (西側) EL. 約 23 m ・可搬型重大事故等対応設備保管場所 (南側) EL. 約 25 m 上記2箇所に42本ずつ保管する。 取付箇所: ・屋外 EL. 約 8 m 可搬型代用注水大型ポンプ ・屋外 EL. 約 8 m 放水砲 (60本**)																																																																													
放水砲	1.0**	60**	218.2**	15.3**	1.0**	60**	218.2**	8.2**	保管場所: ・可搬型重大事故等対応設備保管場所 (西側) EL. 約 23 m ・可搬型重大事故等対応設備保管場所 (南側) EL. 約 25 m 上記2箇所に1台ずつ保管する。 取付箇所: ・屋外 EL. 約 8 m 原子炉建屋用切 (1個)																																																																													
			220**	—**			220**	—**																																																																														

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類: ホース (常設/可搬))

既設工認	仕様表記載案		発電炉工認																								
対象フォーマットなし (申請設備なし)	変更後		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替燃焼炉用プレインズル用20mホース</td> <td>1.0**</td> <td>60**</td> <td>65 A**</td> <td>—**</td> <td>ポリウレタン</td> </tr> <tr> <td>代替燃焼炉用プレインズル用20mホース</td> <td>1.0**</td> <td>60**</td> <td>65 A**</td> <td>—**</td> <td>ポリウレタン</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記: *1: 重大事故時における使用時の値を示す。 *2: メーカーにて規定する呼び径を示す。 *3: メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを採用する。 *4: 両側ポートの必要本数 27 本及び予備 1 本並びに変更前ポートの必要本数 36 本及び予備 1 本を合計した本数を示す。 *5: 両側ポートである「送水用エアー接続器具 (原子炉用燃焼炉用) → 可搬型スプレインズル」に取付した場合の本数を示す。 *6: 両側ポートの必要本数 27 本及び予備 1 本の必要本数 28 本を合計した本数を示す。 *7: 使用済燃焼炉用プレインズルに 2 台設置する。</p>	変更前		変更後		取付箇所		名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	代替燃焼炉用プレインズル用20mホース	1.0**	60**	65 A**	—**	ポリウレタン	代替燃焼炉用プレインズル用20mホース	1.0**	60**	65 A**	—**	ポリウレタン
	変更前			変更後		取付箇所																					
名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料																						
代替燃焼炉用プレインズル用20mホース	1.0**	60**	65 A**	—**	ポリウレタン																						
代替燃焼炉用プレインズル用20mホース	1.0**	60**	65 A**	—**	ポリウレタン																						
変更前		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> <th colspan="2">取付箇所</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替燃焼炉用プレインズル用20mホース</td> <td>1.0**</td> <td>60**</td> <td>65 A**</td> <td>—**</td> <td>ポリウレタン</td> </tr> <tr> <td>代替燃焼炉用プレインズル用20mホース</td> <td>1.0**</td> <td>60**</td> <td>65 A**</td> <td>—**</td> <td>ポリウレタン</td> </tr> </tbody> </table>	変更前		変更後		取付箇所		名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	代替燃焼炉用プレインズル用20mホース	1.0**	60**	65 A**	—**	ポリウレタン	代替燃焼炉用プレインズル用20mホース	1.0**	60**	65 A**	—**	ポリウレタン	
変更前		変更後		取付箇所																							
名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料																						
代替燃焼炉用プレインズル用20mホース	1.0**	60**	65 A**	—**	ポリウレタン																						
代替燃焼炉用プレインズル用20mホース	1.0**	60**	65 A**	—**	ポリウレタン																						

注記 1) 重大事故時の値を示す。

表中の「□□」はマスキング対象

仕様表の記載項目 (機器分類：貯蔵ピット)

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認																																																																																																																							
(ガラス固化体貯蔵建屋)				(ガラス固化体貯蔵建屋B棟)				該当する設備なし																																																																																																																							
<table border="1"> <tr><td>名称</td><td>-</td><td colspan="2">貯蔵ピット</td></tr> <tr><td>種類</td><td>-</td><td colspan="2">間接自然空冷貯蔵方式</td></tr> <tr><td rowspan="2">設計条件</td><td rowspan="2">耐震クラス</td><td>収納管</td><td>-</td><td>A</td></tr> <tr><td>通風管</td><td>-</td><td>A</td></tr> <tr><td rowspan="10">仕様</td><td rowspan="2">容量</td><td colspan="2">-</td><td>収納管80本/基</td></tr> <tr><td colspan="2">-</td><td>ガラス固化体9本/収納管1本</td></tr> <tr><td rowspan="2">構成</td><td>収納管</td><td>-</td><td>天井スラブ懸架支持</td></tr> <tr><td>通風管</td><td>-</td><td>支持架構に固定</td></tr> <tr><td rowspan="4">主要寸法</td><td rowspan="2">収納管</td><td>内径 (mm)</td><td>442</td></tr> <tr><td>厚さ (mm)</td><td>11.4</td></tr> <tr><td rowspan="2">通風管</td><td>長さ (mm)</td><td>15650</td></tr> <tr><td>内径 (mm)</td><td>582</td></tr> <tr><td rowspan="2">主要材料</td><td>収納管</td><td>-</td><td>SM41A (アルミニウム溶射)</td></tr> <tr><td>通風管</td><td>-</td><td>SM41A (アルミニウム溶射)</td></tr> <tr><td>基数</td><td>-</td><td colspan="2">2</td></tr> <tr><td>添付図 (配置図, 構造図)</td><td colspan="3">第1.1-1図, 第1.1-3図及び第2.1-2図に示す。</td></tr> </table>				名称	-	貯蔵ピット				種類	-	間接自然空冷貯蔵方式		設計条件	耐震クラス	収納管	-	A	通風管	-	A	仕様	容量	-		収納管80本/基	-		ガラス固化体9本/収納管1本	構成	収納管	-	天井スラブ懸架支持	通風管	-	支持架構に固定	主要寸法	収納管	内径 (mm)	442	厚さ (mm)	11.4	通風管	長さ (mm)	15650	内径 (mm)	582	主要材料	収納管	-	SM41A (アルミニウム溶射)	通風管	-	SM41A (アルミニウム溶射)	基数	-	2		添付図 (配置図, 構造図)	第1.1-1図, 第1.1-3図及び第2.1-2図に示す。			<table border="1"> <tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">変更前</td><td colspan="2">変更後</td></tr> <tr><td colspan="2">名称</td><td colspan="4">貯蔵ピット</td></tr> <tr><td colspan="2">種類</td><td>-</td><td colspan="3">間接自然空冷貯蔵方式</td></tr> <tr><td rowspan="10">仕様</td><td rowspan="2">容量</td><td colspan="2">-</td><td colspan="2">収納管80本/基</td></tr> <tr><td colspan="2">-</td><td colspan="2">ガラス固化体9本/収納管1本</td></tr> <tr><td rowspan="4">主要寸法</td><td rowspan="2">収納管</td><td>内径</td><td>mm</td><td>442</td></tr> <tr><td>厚さ</td><td>mm</td><td>11.4</td></tr> <tr><td rowspan="2">通風管</td><td>長さ</td><td>mm</td><td>15600</td></tr> <tr><td>内径</td><td>mm</td><td>582</td></tr> <tr><td rowspan="3">主要材料</td><td rowspan="2">通風管</td><td>厚さ</td><td>mm</td><td>10</td></tr> <tr><td>長さ</td><td>mm</td><td>12000</td></tr> <tr><td>収納管</td><td>-</td><td colspan="2">SM400A (アルミニウム溶射)</td></tr> <tr><td>通風管</td><td>-</td><td colspan="2">SM400A (アルミニウム溶射)</td></tr> <tr><td>基数</td><td>-</td><td colspan="2">2基</td></tr> </table>						変更前		変更後		名称		貯蔵ピット				種類		-	間接自然空冷貯蔵方式			仕様	容量	-		収納管80本/基		-		ガラス固化体9本/収納管1本		主要寸法	収納管	内径	mm	442	厚さ	mm	11.4	通風管	長さ	mm	15600	内径	mm	582	主要材料	通風管	厚さ	mm	10	長さ	mm	12000	収納管	-	SM400A (アルミニウム溶射)		通風管	-	SM400A (アルミニウム溶射)		基数	-
名称	-	貯蔵ピット																																																																																																																													
種類	-	間接自然空冷貯蔵方式																																																																																																																													
設計条件	耐震クラス	収納管	-	A																																																																																																																											
		通風管	-	A																																																																																																																											
仕様	容量	-		収納管80本/基																																																																																																																											
		-		ガラス固化体9本/収納管1本																																																																																																																											
	構成	収納管	-	天井スラブ懸架支持																																																																																																																											
		通風管	-	支持架構に固定																																																																																																																											
	主要寸法	収納管	内径 (mm)	442																																																																																																																											
			厚さ (mm)	11.4																																																																																																																											
		通風管	長さ (mm)	15650																																																																																																																											
			内径 (mm)	582																																																																																																																											
	主要材料	収納管	-	SM41A (アルミニウム溶射)																																																																																																																											
		通風管	-	SM41A (アルミニウム溶射)																																																																																																																											
基数	-	2																																																																																																																													
添付図 (配置図, 構造図)	第1.1-1図, 第1.1-3図及び第2.1-2図に示す。																																																																																																																														
		変更前		変更後																																																																																																																											
名称		貯蔵ピット																																																																																																																													
種類		-	間接自然空冷貯蔵方式																																																																																																																												
仕様	容量	-		収納管80本/基																																																																																																																											
		-		ガラス固化体9本/収納管1本																																																																																																																											
	主要寸法	収納管	内径	mm	442																																																																																																																										
			厚さ	mm	11.4																																																																																																																										
		通風管	長さ	mm	15600																																																																																																																										
			内径	mm	582																																																																																																																										
	主要材料	通風管	厚さ	mm	10																																																																																																																										
			長さ	mm	12000																																																																																																																										
		収納管	-	SM400A (アルミニウム溶射)																																																																																																																											
	通風管	-	SM400A (アルミニウム溶射)																																																																																																																												
基数	-	2基																																																																																																																													
(ガラス固化体貯蔵建屋B棟)				<p>○耐震クラスについては、設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。</p> <p>○貯蔵ピット自体の記載項目に見直したことから、貯蔵ピットの支持架構や断熱材の記載項目は削除する。</p> <p>○添付図面 (配置図、構造図) については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。</p> <p>○本設備の特記事項については、主要材料にて展開することから削除する。</p> <p>添付図面 (配置図、構造図) については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。</p>																																																																																																																											
<table border="1"> <tr><td>名称</td><td colspan="3">貯蔵ピット</td></tr> <tr><td>種類</td><td colspan="3">間接自然空冷貯蔵方式</td></tr> <tr><td>構成</td><td colspan="3">収納管及び通風管 各80本/基</td></tr> <tr><td>容量</td><td colspan="3">ガラス固化体720本/基 (ガラス固化体9本/収納管1本)</td></tr> <tr><td rowspan="6">設計条件</td><td rowspan="3">主要寸法</td><td rowspan="3">収納管</td><td>内径</td><td>442mm</td></tr> <tr><td>厚さ</td><td>11.4mm</td></tr> <tr><td>長さ</td><td>15600mm</td></tr> <tr><td rowspan="3">通風管</td><td>内径</td><td>582mm</td></tr> <tr><td>厚さ</td><td>10mm</td></tr> <tr><td>長さ</td><td>12000mm</td></tr> <tr><td rowspan="4">主要材料</td><td>収納管</td><td>-</td><td>SM400A JIS G 3106</td></tr> <tr><td>通風管</td><td>-</td><td>SM400A JIS G 3106</td></tr> <tr><td>支持架構</td><td>-</td><td>STKR490 JIS G 3466 STPG370 (支柱) JIS G 3454</td></tr> <tr><td>断熱材</td><td>-</td><td>JIS A 9504 (人造鉱物繊維保存材) に定めるロックウール</td></tr> <tr><td>基数</td><td>-</td><td colspan="2">2</td></tr> <tr><td>添付図</td><td colspan="3">第1.1-1図</td></tr> <tr><td>構造図</td><td colspan="3">第1.2-3図, 第1.2-4図</td></tr> <tr><td>特記事項</td><td colspan="3">外気に直接触れる炭素鋼部については、JIS H 9300によりアルミニウム溶射を施工する。</td></tr> </table>				名称	貯蔵ピット			種類	間接自然空冷貯蔵方式			構成	収納管及び通風管 各80本/基			容量	ガラス固化体720本/基 (ガラス固化体9本/収納管1本)			設計条件	主要寸法	収納管	内径	442mm	厚さ	11.4mm	長さ	15600mm	通風管	内径	582mm	厚さ	10mm	長さ	12000mm	主要材料	収納管	-	SM400A JIS G 3106	通風管	-	SM400A JIS G 3106	支持架構	-	STKR490 JIS G 3466 STPG370 (支柱) JIS G 3454	断熱材	-	JIS A 9504 (人造鉱物繊維保存材) に定めるロックウール	基数	-	2		添付図	第1.1-1図			構造図	第1.2-3図, 第1.2-4図			特記事項	外気に直接触れる炭素鋼部については、JIS H 9300によりアルミニウム溶射を施工する。																																																																	
名称	貯蔵ピット																																																																																																																														
種類	間接自然空冷貯蔵方式																																																																																																																														
構成	収納管及び通風管 各80本/基																																																																																																																														
容量	ガラス固化体720本/基 (ガラス固化体9本/収納管1本)																																																																																																																														
設計条件	主要寸法	収納管	内径	442mm																																																																																																																											
			厚さ	11.4mm																																																																																																																											
			長さ	15600mm																																																																																																																											
	通風管	内径	582mm																																																																																																																												
		厚さ	10mm																																																																																																																												
		長さ	12000mm																																																																																																																												
主要材料	収納管	-	SM400A JIS G 3106																																																																																																																												
	通風管	-	SM400A JIS G 3106																																																																																																																												
	支持架構	-	STKR490 JIS G 3466 STPG370 (支柱) JIS G 3454																																																																																																																												
	断熱材	-	JIS A 9504 (人造鉱物繊維保存材) に定めるロックウール																																																																																																																												
基数	-	2																																																																																																																													
添付図	第1.1-1図																																																																																																																														
構造図	第1.2-3図, 第1.2-4図																																																																																																																														
特記事項	外気に直接触れる炭素鋼部については、JIS H 9300によりアルミニウム溶射を施工する。																																																																																																																														

仕様表の記載項目 (機器分類：貯蔵建屋床面走行クレーンのしゃへい容器)

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認	
(ガラス固化体貯蔵建屋)								該当する設備なし	
名	称	—	貯蔵建屋床面走行クレーン		変更前		変更後		
種	類	—	しゃへい容器付床面走行形		貯蔵建屋床面走行クレーンのしゃへい容器				
設計条件	耐震クラス	—	B (しゃへい容器はA)		しゃへい容器				
仕様	クレーン	容量 (定格荷重)	t	4					
		台数	—	1					
	しゃへい容器	主要寸法	内径		mm	1512			
			頂部	鉄部	mm	100+260		変更なし	
				ポリエチレン部	mm	180			
			胴部	鉄部	mm	340			
				ポリエチレン部	mm	250			
			全高		mm	5700			
			基数		—	1			
			添付図 (配置図, 構造図)			第 1.1-2 図及び第 2.1-1 図に示す。			
(ガラス固化体貯蔵建屋B棟)									
設計仕様	名称	貯蔵建屋床面走行クレーン							
	種類	しゃへい容器付床面走行形							
	容量 (定格荷重)	4 t							
	台数	1							
	配置図	第 1.1-1 図							
構造図	第 1.2-1 図, 第 1.2-2 図								
				<p>○耐震クラスについては、設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。</p> <p>○仕様表記載対象については、安全上重要な施設であるしゃへい容器が該当するため、貯蔵建屋床面走行クレーンに該当する記載事項は削除。</p> <p>添付図面 (配置図、構造図) については、本文添付図から添付書類に位置付け変更としたため、記載項目を削除する。</p>					

仕様表の記載項目 (機器分類：北換気筒)

既設工認				仕様表項目案				発電炉工認																																																																																																																	
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td colspan="2">六角鉄塔支持形</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td>—</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>流体の種類</td> <td>—</td> <td>空気</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仕様</td> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>出口内径</td> <td>m</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>地上の高さ</td> <td>m</td> <td>75.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料</td> <td>主要材料</td> <td>—</td> <td>SMA41BP</td> </tr> <tr> <td>支柱材</td> <td>—</td> <td>STK41</td> </tr> <tr> <td colspan="2">添付図 (構造図)</td> <td colspan="2">第 1.-1 図に示す。</td> </tr> </table>				名称		ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒		種類		六角鉄塔支持形		設計条件	耐震クラス	—	C	流体の種類	—	空気	仕様	主要寸法	出口内径	m	1.9	地上の高さ	m	75.0	主要材料	主要材料	—	SMA41BP	支柱材	—	STK41	添付図 (構造図)		第 1.-1 図に示す。		<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">変更前</td> <td colspan="2">変更後</td> </tr> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">北換気筒 (ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒)^{1) 2)}</td> <td colspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td colspan="2">六角鉄塔支持形 (制震装置付き [減衰係数：□□³⁾])⁴⁾</td> <td colspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仕様</td> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>内径⁵⁾</td> <td>m</td> <td>1.9</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>地表上の高さ⁶⁾</td> <td>m</td> <td>75.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主要材料</td> <td>—</td> <td>SMA41BP</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数⁷⁾</td> <td>—</td> <td>1</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>注記 1)：北換気筒 (ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒) の支持構造物は、再処理施設と共用する。 2)：記載の適正化を行う。既設工認には「ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒」と記載。 3)：オイルダンパの減衰係数を示す。 4)：記載の適正化を行う。既設工認には「六角鉄塔支持形」と記載。 5)：記載の適正化を行う。既設工認には「出口内径」と記載。 6)：記載の適正化を行う。既設工認には「地上の高さ」と記載。 7)：既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○発電炉の記載に併せ、設備の種類に制震装置付きダンパの仕様を記載。 ○耐震クラスについては、設備リストにて展開する方針に見直したため、仕様表記載項目からは削除する。 ○主要材料については、北換気筒に該当する材料を記載することとし、支持架構部については削除する。</p> </div>						変更前		変更後		名称		北換気筒 (ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒) ^{1) 2)}		変更なし		種類		六角鉄塔支持形 (制震装置付き [減衰係数：□□ ³⁾]) ⁴⁾		変更なし		仕様	主要寸法	内径 ⁵⁾	m	1.9	変更なし	地表上の高さ ⁶⁾	m	75.0	主要材料		—	SMA41BP	個数 ⁷⁾		—	1			<p>(16) 排気筒の名称、種類、主要寸法、材料及び個数 (内筒及び外筒の別に記載すること。)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">変更前</td> <td colspan="2">変更後</td> </tr> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">主排気筒</td> <td colspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>—</td> <td>鉄塔支持型鋼製 (制震装置付き [減衰係数：□□*¹⁾)</td> <td colspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>内径*²⁾</td> <td>mm</td> <td>4500*^{3), *4)}</td> <td colspan="2" rowspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td>地表上の高さ</td> <td>m</td> <td>140*⁴⁾</td> </tr> <tr> <td colspan="2">材料</td> <td>—</td> <td>SS400</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>—</td> <td>1</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>注記 注1：オイルダンパの減衰係数を示す。 注2：記載の適正化を行う。既工事計画書には「筒身内径」と記載。 注3：記載の適正化を行う。既工事計画書には「4.5 m」と記載 注4：公称値を示す。</p>						変更前		変更後		名称		主排気筒		変更なし		種類		—	鉄塔支持型鋼製 (制震装置付き [減衰係数：□□* ¹⁾)	変更なし		主要寸法	内径* ²⁾	mm	4500* ^{3), *4)}	変更なし		地表上の高さ	m	140* ⁴⁾	材料		—	SS400			個数		—	1		
名称		ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒																																																																																																																							
種類		六角鉄塔支持形																																																																																																																							
設計条件	耐震クラス	—	C																																																																																																																						
	流体の種類	—	空気																																																																																																																						
仕様	主要寸法	出口内径	m	1.9																																																																																																																					
		地上の高さ	m	75.0																																																																																																																					
	主要材料	主要材料	—	SMA41BP																																																																																																																					
支柱材		—	STK41																																																																																																																						
添付図 (構造図)		第 1.-1 図に示す。																																																																																																																							
		変更前		変更後																																																																																																																					
名称		北換気筒 (ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒) ^{1) 2)}		変更なし																																																																																																																					
種類		六角鉄塔支持形 (制震装置付き [減衰係数：□□ ³⁾]) ⁴⁾		変更なし																																																																																																																					
仕様	主要寸法	内径 ⁵⁾	m	1.9	変更なし																																																																																																																				
		地表上の高さ ⁶⁾	m	75.0																																																																																																																					
	主要材料		—	SMA41BP																																																																																																																					
個数 ⁷⁾		—	1																																																																																																																						
		変更前		変更後																																																																																																																					
名称		主排気筒		変更なし																																																																																																																					
種類		—	鉄塔支持型鋼製 (制震装置付き [減衰係数：□□* ¹⁾)	変更なし																																																																																																																					
主要寸法	内径* ²⁾	mm	4500* ^{3), *4)}	変更なし																																																																																																																					
	地表上の高さ	m	140* ⁴⁾																																																																																																																						
材料		—	SS400																																																																																																																						
個数		—	1																																																																																																																						

※：表中の「□□」は、マスキング対象

仕様表 作成例

発電炉 工認手続 ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領																																
	記載例 1/12																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">名称</td> <td>1) 2)</td> <td rowspan="5">変更なし</td> </tr> <tr> <td colspan="3">種類</td> <td>六角鉄塔支持形 (制震装置付き [減衰係数 : □□³⁾]) ⁴⁾</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仕 様</td> <td rowspan="2">主要 寸法</td> <td>内径 ⁵⁾</td> <td>m</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>地表上の高さ ⁶⁾</td> <td>m</td> <td>75.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>主要材料</td> <td>—</td> <td>SMA41BP</td> </tr> <tr> <td colspan="3">個数 ⁷⁾</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>				変更前	変更後	名称			1) 2)	変更なし	種類			六角鉄塔支持形 (制震装置付き [減衰係数 : □□ ³⁾]) ⁴⁾	仕 様	主要 寸法	内径 ⁵⁾	m	1.9	地表上の高さ ⁶⁾	m	75.0			主要材料	—	SMA41BP	個数 ⁷⁾			—	1	
			変更前	変更後																														
名称			1) 2)	変更なし																														
種類			六角鉄塔支持形 (制震装置付き [減衰係数 : □□ ³⁾]) ⁴⁾																															
仕 様	主要 寸法	内径 ⁵⁾	m		1.9																													
		地表上の高さ ⁶⁾	m		75.0																													
		主要材料	—		SMA41BP																													
個数 ⁷⁾			—	1																														
	<p>注記 1) : 北換気筒 (ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒) の支持構造物は、再処理施設と共用する。</p> <p>2) : 記載の適正化を行う。既設工認には「ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒」と記載。</p> <p>3) : オイルダンパの減衰係数を示す。</p> <p>4) : 記載の適正化を行う。既設工認には「六角鉄塔支持形」と記載。</p> <p>5) : 記載の適正化を行う。既設工認には「出口内径」と記載。</p> <p>6) : 記載の適正化を行う。既設工認には「地上の高さ」と記載。</p> <p>7) : 既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。</p>	記載例なし																																

①の例

発電炉 工認手続 ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)				発電炉 工認作成要領
	記載例 2/12				
			変更前	変更後	
	名称	—	モニタリングポスト		モニタリングポスト (再処理施設 ¹⁾ , MOX燃料加工施設と共用)
仕様		—	NaI(Tl)シンチレーション検出器	電離箱	変更なし
	計測範囲	μ Gy/h	〇〇~〇〇	〇〇~〇〇	
	警報動作範囲	μ Gy/h	〇〇~〇〇	〇〇~〇〇	
	検出器個数	—	〇〇	〇〇	
	表示場所	—	〇〇		
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	—		〇〇
	設置床	—			〇〇
	溢水防護上の区画番号	—			〇〇
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—			〇〇
<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 注記 1) : モニタリングポストは, 再処理施設にて設備登録を行っている。 </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px 5px; display: inline-block;">①の例</div> </div>					
					記載例なし

発電炉 工認手続 ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領																																																																																																							
	記載例 3/12	記載例 1/14																																																																																																							
	②の例	②の例																																																																																																							
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td>データ収集装置</td> <td>データ収集装置¹⁾</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td></td> <td>〇〇</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td>主要な収集データ</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	名称		データ収集装置	データ収集装置 ¹⁾	種類		〇〇	変更なし	仕様	主要な収集データ	〇〇	個数		〇〇	取付箇所	系統名 (ライン名)		〇〇	設置床		〇〇	溢水防護上の区画番号	—	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ		〇〇	<p>4 ほう酸水注入設備に係る次の事項</p> <p>4.1 ほう酸水注入系</p> <p>(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・常設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td colspan="2">ほう酸水注入ポンプ*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">ポ ン プ</td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>往復形*3</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/個</td> <td>9.78 以上 (9.78*4、*5)</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力*6</td> <td>MPa</td> <td>8.5 以上*6 (8.5*4、*6)</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>吸込側 1.04*7 吐出側 9.66*7</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> <td>66*7</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主 要 寸 法</td> <td>吸 込 内 径</td> <td>mm</td> <td>65.9*4、*7</td> </tr> <tr> <td>吐 出 内 径</td> <td>mm</td> <td>38.4*4、*7</td> </tr> <tr> <td>ケーシング厚さ</td> <td>mm</td> <td>□ (11.8*4、*7)</td> </tr> <tr> <td>た て</td> <td>mm</td> <td>1820*4、*8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">横</td> <td>mm</td> <td>2100*4、*8</td> <td rowspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>1250*4、*8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>ケーシング*9</td> <td>—</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>ケーシングカバー</td> <td>—</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td colspan="2">2*10</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取 付 箇 所</td> <td>系 統 名 (ラ イ ン 名)</td> <td>—</td> <td>ほう酸水 注入ポンプ A ほう酸水 注入系*7</td> <td>ほう酸水 注入ポンプ B ほう酸水 注入系*7</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7</td> <td>原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td></td> <td>RB-5-3 RB-5-3</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td></td> <td>EL. 39.26 m 以上 EL. 39.26 m 以上</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	名 称		ほう酸水注入ポンプ*1		ポ ン プ	種 類	—	往復形*3	容 量	m ³ /h/個	9.78 以上 (9.78*4、*5)	吐 出 圧 力*6	MPa	8.5 以上*6 (8.5*4、*6)	最 高 使 用 圧 力	MPa	吸込側 1.04*7 吐出側 9.66*7	最 高 使 用 温 度	℃	66*7	主 要 寸 法	吸 込 内 径	mm	65.9*4、*7	吐 出 内 径	mm	38.4*4、*7	ケーシング厚さ	mm	□ (11.8*4、*7)	た て	mm	1820*4、*8	横	mm	2100*4、*8	変更なし	高 さ	mm	1250*4、*8	材 料	ケーシング*9	—	□	ケーシングカバー	—	□	個 数	—	2*10		取 付 箇 所	系 統 名 (ラ イ ン 名)	—	ほう酸水 注入ポンプ A ほう酸水 注入系*7	ほう酸水 注入ポンプ B ほう酸水 注入系*7	設 置 床	—	原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7	原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		RB-5-3 RB-5-3	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		EL. 39.26 m 以上 EL. 39.26 m 以上
		変更前	変更後																																																																																																						
名称		データ収集装置	データ収集装置 ¹⁾																																																																																																						
種類		〇〇	変更なし																																																																																																						
仕様	主要な収集データ	〇〇																																																																																																							
個数		〇〇																																																																																																							
取付箇所	系統名 (ライン名)		〇〇																																																																																																						
	設置床		〇〇																																																																																																						
	溢水防護上の区画番号	—	〇〇																																																																																																						
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		〇〇																																																																																																						
		変更前	変更後																																																																																																						
名 称		ほう酸水注入ポンプ*1																																																																																																							
ポ ン プ	種 類	—	往復形*3																																																																																																						
	容 量	m ³ /h/個	9.78 以上 (9.78*4、*5)																																																																																																						
	吐 出 圧 力*6	MPa	8.5 以上*6 (8.5*4、*6)																																																																																																						
	最 高 使 用 圧 力	MPa	吸込側 1.04*7 吐出側 9.66*7																																																																																																						
	最 高 使 用 温 度	℃	66*7																																																																																																						
	主 要 寸 法	吸 込 内 径	mm	65.9*4、*7																																																																																																					
		吐 出 内 径	mm	38.4*4、*7																																																																																																					
		ケーシング厚さ	mm	□ (11.8*4、*7)																																																																																																					
		た て	mm	1820*4、*8																																																																																																					
	横	mm	2100*4、*8	変更なし																																																																																																					
		高 さ	mm		1250*4、*8																																																																																																				
	材 料	ケーシング*9	—	□																																																																																																					
		ケーシングカバー	—	□																																																																																																					
	個 数	—	2*10																																																																																																						
取 付 箇 所	系 統 名 (ラ イ ン 名)	—	ほう酸水 注入ポンプ A ほう酸水 注入系*7	ほう酸水 注入ポンプ B ほう酸水 注入系*7																																																																																																					
	設 置 床	—	原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7	原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7																																																																																																					
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		RB-5-3 RB-5-3																																																																																																					
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		EL. 39.26 m 以上 EL. 39.26 m 以上																																																																																																					
		<p>注記 1) : その他再処理設備の附属施設のうち緊急時対策建屋情報把握設備及び計測制御系統施設のうち計測制御装置と兼用する。</p>																																																																																																							
	①の例	①の例																																																																																																							
	③の例	③の例																																																																																																							

発電炉 工認手続 ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領																			
		<p>(続き)</p> <table border="1" data-bbox="1656 352 2635 575"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原 動 機</td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>誘導電動機*11</td> <td rowspan="4">変更なし</td> </tr> <tr> <td>出 力</td> <td>kW/個</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>—</td> <td>ポンプと同じ*7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：記載の適正化を行う。既工事計画書には「ポンプ」と記載。 *2：原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(ほう酸水注入系)及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(ほう酸水注入系)と兼用する。 *3：記載の適正化を行う。既工事計画書には「水平3連プランジャポンプ」と記載。記載内容は、設計図書による。 *4：公称値を示す。 *5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「163 ℓ/min」と記載。 *6：記載の適正化を行う。既工事計画書には「全揚程 870 m」と記載。 *7：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *8：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和50年11月7日付け50資庁第11107号にて認可された工事計画の添付図面「第3-18図 ほう酸水注入系ポンプ組立外形図」による。 *9：記載の適正化を行う。既工事計画書には「接液部」と記載。 *10：記載の適正化を行う。既工事計画書には「2(常用1, 予備1)」と記載。 *11：記載の適正化を行う。既工事計画書には「3相誘導電動機」と記載。</p>				変更前	変更後	原 動 機	種 類	—	誘導電動機*11	変更なし	出 力	kW/個	37	個 数	—	2	取 付 箇 所	—	ポンプと同じ*7
			変更前	変更後																	
原 動 機	種 類	—	誘導電動機*11	変更なし																	
	出 力	kW/個	37																		
	個 数	—	2																		
	取 付 箇 所	—	ポンプと同じ*7																		

発電炉 工認手続 ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領																																																																																							
	記載例 4/12	記載例 2/14																																																																																							
	③の例	③の例																																																																																							
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;"></th> <th style="width:20%;">変更前</th> <th style="width:50%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td>情報収集装置^{1) 2)}</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td>主要な収集データ</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td></td> <td>①の例</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	名称		情報収集装置 ^{1) 2)}	種類		〇〇	仕様	主要な収集データ	〇〇	個数		〇〇	取付箇所	系統名 (ライン名)	〇〇	設置床	〇〇	溢水防護上の区画番号	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ		①の例	<p>6.7 低圧代替注水系</p> <p>(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程、又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>・常設</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;"></th> <th style="width:20%;">変更前</th> <th style="width:50%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td></td> <td>常設低圧代替注水系ポンプ^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">種 類</td> <td>—</td> <td>ターボ形</td> </tr> <tr> <td></td> <td>189 以上^{*3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">容 量^{*2}</td> <td rowspan="11">m³/h/個</td> <td>150 以上^{*4}</td> </tr> <tr> <td>80 以上^{*5}</td> </tr> <tr> <td>50 以上^{*6}</td> </tr> <tr> <td>70 以上^{*7}</td> </tr> <tr> <td>180 以上^{*8}</td> </tr> <tr> <td>190 以上^{*9}</td> </tr> <tr> <td>147 以上^{*10}</td> </tr> <tr> <td>(200^{*11})</td> </tr> <tr> <td>105.9 以上^{*3}</td> </tr> <tr> <td>121.2 以上^{*4}</td> </tr> <tr> <td>109.1 以上^{*5}</td> </tr> <tr> <td>65.8 以上^{*6}</td> </tr> <tr> <td>109.7 以上^{*7}</td> </tr> <tr> <td>145.4 以上^{*8}</td> </tr> <tr> <td>129.8 以上^{*9}</td> </tr> <tr> <td>112.6 以上^{*10}</td> </tr> <tr> <td>(200^{*11})</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力^{*2}</td> <td>MPa</td> <td>吸込側 静水頭 吐出側 3.14</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度^{*2}</td> <td>℃</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">主 要 寸 法</td> <td>吸 込 内 径</td> <td>mm</td> <td>199.9^{*11}</td> </tr> <tr> <td>吐 出 内 径</td> <td>mm</td> <td>151.0^{*11}</td> </tr> <tr> <td>ケーシング厚さ</td> <td>mm</td> <td>55.0^{*11}</td> </tr> <tr> <td>た て 横</td> <td>mm</td> <td>860^{*11}</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>2291^{*11}</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>1520^{*11}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>ケーシング</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケーシング カバ ー</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	名 称		常設低圧代替注水系ポンプ ^{*1}	種 類	—	ターボ形		189 以上 ^{*3}	容 量 ^{*2}	m ³ /h/個	150 以上 ^{*4}	80 以上 ^{*5}	50 以上 ^{*6}	70 以上 ^{*7}	180 以上 ^{*8}	190 以上 ^{*9}	147 以上 ^{*10}	(200 ^{*11})	105.9 以上 ^{*3}	121.2 以上 ^{*4}	109.1 以上 ^{*5}	65.8 以上 ^{*6}	109.7 以上 ^{*7}	145.4 以上 ^{*8}	129.8 以上 ^{*9}	112.6 以上 ^{*10}	(200 ^{*11})	最高使用圧力 ^{*2}	MPa	吸込側 静水頭 吐出側 3.14	最高使用温度 ^{*2}	℃	66	主 要 寸 法	吸 込 内 径	mm	199.9 ^{*11}	吐 出 内 径	mm	151.0 ^{*11}	ケーシング厚さ	mm	55.0 ^{*11}	た て 横	mm	860 ^{*11}	高 さ	mm	2291 ^{*11}	高 さ	mm	1520 ^{*11}	材 料	ケーシング	—		ケーシング カバ ー	—	
	変更前	変更後																																																																																							
名称		情報収集装置 ^{1) 2)}																																																																																							
種類		〇〇																																																																																							
仕様	主要な収集データ	〇〇																																																																																							
個数		〇〇																																																																																							
取付箇所	系統名 (ライン名)	〇〇																																																																																							
	設置床	〇〇																																																																																							
	溢水防護上の区画番号	〇〇																																																																																							
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		①の例																																																																																						
	変更前	変更後																																																																																							
名 称		常設低圧代替注水系ポンプ ^{*1}																																																																																							
種 類	—	ターボ形																																																																																							
		189 以上 ^{*3}																																																																																							
容 量 ^{*2}	m ³ /h/個	150 以上 ^{*4}																																																																																							
		80 以上 ^{*5}																																																																																							
		50 以上 ^{*6}																																																																																							
		70 以上 ^{*7}																																																																																							
		180 以上 ^{*8}																																																																																							
		190 以上 ^{*9}																																																																																							
		147 以上 ^{*10}																																																																																							
		(200 ^{*11})																																																																																							
		105.9 以上 ^{*3}																																																																																							
		121.2 以上 ^{*4}																																																																																							
		109.1 以上 ^{*5}																																																																																							
65.8 以上 ^{*6}																																																																																									
109.7 以上 ^{*7}																																																																																									
145.4 以上 ^{*8}																																																																																									
129.8 以上 ^{*9}																																																																																									
112.6 以上 ^{*10}																																																																																									
(200 ^{*11})																																																																																									
最高使用圧力 ^{*2}	MPa	吸込側 静水頭 吐出側 3.14																																																																																							
最高使用温度 ^{*2}	℃	66																																																																																							
主 要 寸 法	吸 込 内 径	mm	199.9 ^{*11}																																																																																						
	吐 出 内 径	mm	151.0 ^{*11}																																																																																						
	ケーシング厚さ	mm	55.0 ^{*11}																																																																																						
	た て 横	mm	860 ^{*11}																																																																																						
	高 さ	mm	2291 ^{*11}																																																																																						
	高 さ	mm	1520 ^{*11}																																																																																						
材 料	ケーシング	—																																																																																							
	ケーシング カバ ー	—																																																																																							
	<p>注記 1) : 計測制御系統施設のうち計装設備 (重大事故等対処設備) と兼用する。</p> <p>2) 本設備は既存の設備である。</p>																																																																																								
	②の例	④の例																																																																																							

発電炉 工認手続
ガイド

当社施設 設工認作成要領 (案)

発電炉 工認作成要領

(続き)

			変更前	変更後
ポンプ	個数	—	—	2
		系統名 (ライン名)		常設低圧代替注水系ポンプ A 低圧代替注水系
	設置床	常設低圧代替注水系ポンプ室 EL. -18.50 m		常設低圧代替注水系ポンプ室 EL. -18.50 m
	溢水防護上の 区画番号	—		
	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	—		
原動機	種類	—	誘導電動機	
	出力	kW/個	190*11	
	個数	—	2	
	取付箇所	—	ポンプと同じ	

- 注記
- *1: 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (低圧代替注水系)、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備 (代替格納容器スプレイ冷却系、格納容器下部注水系及び低圧代替注水系) 並びに核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 (代替燃料プール注水系) と兼用。
 - *2: 重大事故等時における使用時の値を示す。
 - *3: 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (低圧代替注水系) 並びに格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備 (低圧代替注水系) として使用する場合は、**④の例** (注記②の例) の値を示す。
 - *4: 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備 (代替格納容器スプレイ冷却系) として使用する場合は値を示す。
 - *5: 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備 (格納容器下部注水系) として使用する場合は値を示す。
 - *6: 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 (代替燃料プール注水系のうち使用済燃料プール注水モード) として使用する場合は値を示す。
 - *7: 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 (代替燃料プール注水系のうち使用済燃料プールのスプレイモード) として使用する場合は値を示す。

<p>発電炉 工認手続 ガイド</p>	<p>当社施設 設工認作成要領 (案)</p>	<p>発電炉 工認作成要領</p>
	<p style="text-align: right;">記載例 5/12</p> <p>○. データ収集装置</p> <p>以下の設備は、<u>その他再処理設備の附属施設のうち緊急時対策所（緊急時対策建屋情報把握設備）</u>であり、<u>計測制御系統施設のうち計装設備（重大事故等対処設備）</u>として本設工認で兼用する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">①の例</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">②の例</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">③の例</div> </div>	<p style="text-align: right;">記載例 3/14</p> <p>6.9 代替水源供給設備</p> <p>(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>以下の設備は、<u>非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（低圧代替注水系）</u>であり、<u>非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備（代替水源供給設備）</u>として本工事計画で兼用とする。</p> <div style="margin-top: 20px;"> <p>・可搬型</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替注水大型ポンプ 可搬型代替注水中型ポンプ </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">①の例</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">②の例</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">③の例</div> </div>

発電炉 工認手続 ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)				発電炉 工認作成要領				
	記載例 6/12				記載例 5/14				
ポンプ	名称		変更前	変更後	名称		変更前	変更後	
	種類		冷却水循環ポンプ A, B	うず巻き式	種類		ろ過水貯蔵タンク*1	たて置円筒形	
	設計条件	核的制限値	L	—	変更なし	容量	m ³ /個	1500 以上 (1500*2)	
		最高使用圧力 ¹⁾	MPa	〇〇		最高使用圧力	MPa	静水頭	
		最高使用温度 ¹⁾	℃	〇〇		最高使用温度	℃	50	
		定格容量 ¹⁾	m ³ /h/個	〇〇		主 要 寸 法	胴内径	mm	13560*2
	定格揚程 ¹⁾	m	〇〇	胴板厚さ			mm	6.0 (6.0*2) 8.0 (8.0*2) 9.0 (9.0*2)	
	仕様	主要寸法	全高	mm			屋根板厚さ	mm	4.0 (4.5*2)
		主要材料	ケーシング	—			底板厚さ	mm	12.0 (12.0*2)
	個数	—	3 (予備として故障時 及び待機除外時のバック アップを2台)	保管場所： ・屋外エリア1 EL.約〇m ・屋外エリア2 EL.約〇m ・待機除外用保管場所 EL.約 〇m 上記3箇所のうち、屋外エ リア1及び屋外エリア2に それぞれ1台以上、合計3台 以上保管するとともに、残り 2台を3箇所のうちいずれ かに保管する		側マンホール管台外径	mm	318.5*2	
	取付箇所	—	—	取付箇所： 屋外 EL.〇m 第1貯水槽付近 屋外 EL.〇m 可搬型排水受 槽付近		側マンホール管台厚さ	mm	17.4*2	
	原 動	種類	—	〇〇		側マンホールふた厚さ	mm	628.0*2	
		出力	kW/個	—	高	mm	8.4 (9.0*2) 15.3 (16.0*2)		
		個数	—	〇〇	材 料	胴板	—	13262*2	
		取付箇所	—	〇〇	屋根板	—	SS400		
				底板	—	SS400			
				側マンホールふた	—	SS400			
				個 数	—	1			
				取 付 箇 所	系 統 名 (ライン名)	—	ろ過水貯蔵タンク 消火系		
					設 置 床	—	屋外 EL.11.00 m		
					溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—		
					溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—		
	注記 1) : <u>重大事故等時における使用時の値を示す。</u>				注記 *1 : <u>本設備は既存の設備である。</u> *2 : 公称値を示す。				

①の例

②の例

①の例

②の例

③の例

発電炉 工認手続 ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領																			
		<p>(続き)</p> <table border="1" data-bbox="1656 352 2635 575"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原 動 機</td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>誘導電動機*11</td> <td rowspan="4">変更なし</td> </tr> <tr> <td>出 力</td> <td>kW/個</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>—</td> <td>ポンプと同じ*7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：記載の適正化を行う。既工事計画書には「ポンプ」と記載。 *2：原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(ほう酸水注入系)及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(ほう酸水注入系)と兼用する。 *3：記載の適正化を行う。既工事計画書には「水平3連プランジャポンプ」と記載。記載内容は、設計図書による。 *4：公称値を示す。 *5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「163 ℓ/min」と記載。 *6：記載の適正化を行う。既工事計画書には「全揚程 870 m」と記載。 *7：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *8：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和50年11月7日付け 50 資庁第 11107 号にて認可された工事計画の添付図面「第 3-18 図 ほう酸水注入系ポンプ組立外形図」による。 *9：記載の適正化を行う。既工事計画書には「接液部」と記載。 *10：記載の適正化を行う。既工事計画書には「2 (常用 1, 予備 1)」と記載。 *11：記載の適正化を行う。既工事計画書には「3 相誘導電動機」と記載。</p>				変更前	変更後	原 動 機	種 類	—	誘導電動機*11	変更なし	出 力	kW/個	37	個 数	—	2	取 付 箇 所	—	ポンプと同じ*7
			変更前	変更後																	
原 動 機	種 類	—	誘導電動機*11	変更なし																	
	出 力	kW/個	37																		
	個 数	—	2																		
	取 付 箇 所	—	ポンプと同じ*7																		

発電炉 工認手続 ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領																																																																																																																																																																					
	記載例 7/12	記載例 6/14																																																																																																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>凝縮器 A, B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="12">設計条件</td> <td rowspan="2">機器の種類</td> <td>管側</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>胴側</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">標準濃度</td> <td rowspan="3">廃ガス</td> <td>$\beta \gamma$</td> <td>Bq/cm³ [normal] 〇〇</td> </tr> <tr> <td>α</td> <td>α Bq/cm³ [normal] 〇〇</td> </tr> <tr> <td>U</td> <td>g/m³ [normal] 〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">回収硝酸</td> <td>Pu</td> <td>g/m³ [normal] 〇〇</td> </tr> <tr> <td>Kr-85</td> <td>Bq/cm³ [normal] 〇〇</td> </tr> <tr> <td>$\beta \gamma$</td> <td>Bq/cm³ 〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管側</td> <td>流体の種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>胴側</td> <td>流体の種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>容量 (設計熱交換量)</td> <td>kW/個</td> <td>①の例</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管側</td> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">胴側</td> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa</td> <td>②の例</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>伝熱面積</td> <td>m²/個</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇 (□□) 2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">仕様</td> <td rowspan="6">主要寸法</td> <td rowspan="2">管側</td> <td>鏡内径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">胴側</td> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td>③の例</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>管板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>伝熱管外径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>伝熱管厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇²⁾</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>管側鏡板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>胴側鏡板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>管板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>伝熱管</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	名称	—	凝縮器 A, B		種類	—	〇〇		設計条件	機器の種類	管側	〇〇	胴側	〇〇	標準濃度	廃ガス	$\beta \gamma$	Bq/cm ³ [normal] 〇〇	α	α Bq/cm ³ [normal] 〇〇	U	g/m ³ [normal] 〇〇	回収硝酸	Pu	g/m ³ [normal] 〇〇	Kr-85	Bq/cm ³ [normal] 〇〇	$\beta \gamma$	Bq/cm ³ 〇〇	管側	流体の種類	—	〇〇	胴側	流体の種類	—	〇〇	容量 (設計熱交換量)	kW/個	①の例		管側	最高使用圧力	MPa	〇〇	最高使用温度	℃	〇〇	胴側	最高使用圧力	kPa	②の例	最高使用温度	℃	〇〇	伝熱面積	m ² /個	〇〇	〇〇 (□□) 2)	仕様	主要寸法	管側	鏡内径	mm	〇〇	鏡板厚さ	mm	〇〇	胴側	胴内径	mm	③の例	胴板厚さ	mm	〇〇	管板厚さ	mm	〇〇	伝熱管外径	mm	〇〇	伝熱管厚さ	mm	〇〇 ²⁾	全高	mm	〇〇	材料	管側鏡板	—	〇〇	胴側鏡板	—	〇〇	管板	—	〇〇	伝熱管	—	〇〇	個数	—	〇〇		取付箇所	系統名 (ライン名)	—	〇〇	設置床	—	〇〇	溢水防護上の区画番号	—	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇	<p>ロ 原子炉格納容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>スタビライザ (しゃへい壁～格納容器間)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>鋼管式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>171</td> <td>変更なし 200*1 ②の例</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>管外径</td> <td>mm</td> <td>355.6*2</td> </tr> <tr> <td>管厚さ</td> <td>mm</td> <td>35.7*4 (35.7*2)</td> </tr> <tr> <td>ガセットプレート厚さ</td> <td>mm</td> <td>50.0*5 (50.0*2, *5)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">寸法</td> <td>内側マイルシアラグ厚さ</td> <td>mm</td> <td>130.0*5 (130.0*2, *5)</td> </tr> <tr> <td>管</td> <td>—</td> <td>STKS1B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材料</td> <td>ガセットプレート</td> <td>—</td> <td>SM41B*5</td> </tr> <tr> <td>内側マイルシアラグ</td> <td>—</td> <td>SGV480 相当 (ASME SA-516 Gr. 70) *5</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>16</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 重大事故等時における使用時の値を示す。 ①の例 *2: 公称値を示す。 *3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「肉厚」と記載。 *4: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和50年10月6日付け50資片第8314号にて認可された工事計画の添付書類「III-2-22 スタビライザの強度計算書」による。 *5: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p>			変更前	変更後	名称	—	スタビライザ (しゃへい壁～格納容器間)	変更なし	種類	—	鋼管式		最高使用温度	℃	171	変更なし 200*1 ②の例	主要寸法	管外径	mm	355.6*2	管厚さ	mm	35.7*4 (35.7*2)	ガセットプレート厚さ	mm	50.0*5 (50.0*2, *5)	寸法	内側マイルシアラグ厚さ	mm	130.0*5 (130.0*2, *5)	管	—	STKS1B	材料	ガセットプレート	—	SM41B*5	内側マイルシアラグ	—	SGV480 相当 (ASME SA-516 Gr. 70) *5	個数	—	16	変更なし
		変更前	変更後																																																																																																																																																																				
名称	—	凝縮器 A, B																																																																																																																																																																					
種類	—	〇〇																																																																																																																																																																					
設計条件	機器の種類	管側	〇〇																																																																																																																																																																				
		胴側	〇〇																																																																																																																																																																				
	標準濃度	廃ガス	$\beta \gamma$	Bq/cm ³ [normal] 〇〇																																																																																																																																																																			
			α	α Bq/cm ³ [normal] 〇〇																																																																																																																																																																			
			U	g/m ³ [normal] 〇〇																																																																																																																																																																			
		回収硝酸	Pu	g/m ³ [normal] 〇〇																																																																																																																																																																			
			Kr-85	Bq/cm ³ [normal] 〇〇																																																																																																																																																																			
			$\beta \gamma$	Bq/cm ³ 〇〇																																																																																																																																																																			
	管側	流体の種類	—	〇〇																																																																																																																																																																			
		胴側	流体の種類	—	〇〇																																																																																																																																																																		
	容量 (設計熱交換量)	kW/個	①の例																																																																																																																																																																				
	管側	最高使用圧力	MPa	〇〇																																																																																																																																																																			
最高使用温度		℃	〇〇																																																																																																																																																																				
胴側	最高使用圧力	kPa	②の例																																																																																																																																																																				
	最高使用温度	℃	〇〇																																																																																																																																																																				
伝熱面積	m ² /個	〇〇	〇〇 (□□) 2)																																																																																																																																																																				
仕様	主要寸法	管側	鏡内径	mm	〇〇																																																																																																																																																																		
			鏡板厚さ	mm	〇〇																																																																																																																																																																		
		胴側	胴内径	mm	③の例																																																																																																																																																																		
			胴板厚さ	mm	〇〇																																																																																																																																																																		
		管板厚さ	mm	〇〇																																																																																																																																																																			
		伝熱管外径	mm	〇〇																																																																																																																																																																			
	伝熱管厚さ	mm	〇〇 ²⁾																																																																																																																																																																				
	全高	mm	〇〇																																																																																																																																																																				
	材料	管側鏡板	—	〇〇																																																																																																																																																																			
		胴側鏡板	—	〇〇																																																																																																																																																																			
管板		—	〇〇																																																																																																																																																																				
伝熱管		—	〇〇																																																																																																																																																																				
個数	—	〇〇																																																																																																																																																																					
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	〇〇																																																																																																																																																																				
	設置床	—	〇〇																																																																																																																																																																				
	溢水防護上の区画番号	—	〇〇																																																																																																																																																																				
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇																																																																																																																																																																				
		変更前	変更後																																																																																																																																																																				
名称	—	スタビライザ (しゃへい壁～格納容器間)	変更なし																																																																																																																																																																				
種類	—	鋼管式																																																																																																																																																																					
最高使用温度	℃	171	変更なし 200*1 ②の例																																																																																																																																																																				
主要寸法	管外径	mm	355.6*2																																																																																																																																																																				
	管厚さ	mm	35.7*4 (35.7*2)																																																																																																																																																																				
	ガセットプレート厚さ	mm	50.0*5 (50.0*2, *5)																																																																																																																																																																				
寸法	内側マイルシアラグ厚さ	mm	130.0*5 (130.0*2, *5)																																																																																																																																																																				
	管	—	STKS1B																																																																																																																																																																				
材料	ガセットプレート	—	SM41B*5																																																																																																																																																																				
	内側マイルシアラグ	—	SGV480 相当 (ASME SA-516 Gr. 70) *5																																																																																																																																																																				
個数	—	16	変更なし																																																																																																																																																																				
	<p>注記 1): 重大事故等時における使用時の値を示す。 2): 公称値を示す。 ③の例</p>																																																																																																																																																																						

発電炉 工認手続 ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)			発電炉 工認作成要領																																																																					
	記載例 8/12			記載例 1/14																																																																					
	変更前			変更後																																																																					
	名称		貯蔵区域しゃへい ¹⁾																																																																						
	種類 (主要構造)		鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)																																																																						
壁厚さ	東壁	mm	205 ¹⁾																																																																						
	西壁	mm	195 ¹⁾																																																																						
	南壁	mm	185 ¹⁾																																																																						
	北壁	mm	205 ¹⁾																																																																						
	天井	mm	190																																																																						
	主要材料		鉄筋コンクリート及び鋼材																																																																						
	個数		1 ¹⁾																																																																						
<p>注記 1) : 既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は平成4年7月6日付け4安第252号にて認可された設工認申請書の添付書類「I-3 放射線による被ばくの防止に関する計算書」による。</p> <p>2) : 既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は平成4年7月6日付け4安第 号にて認可された設工認申請書の添付書類「II-8 申請設備に係る耐震設計の基本方針」による。</p>																																																																									
	①の例			<p>4 ほう酸水注入設備に係る次の事項</p> <p>4.1 ほう酸水注入系</p> <p>(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>・常設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>ほう酸水注入ポンプ*1</th> <th>ほう酸水注入ポンプ*2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>往復形*3</td> <td>①の例</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>9.78以上 (9.78*4、*5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吐出圧力*6</td> <td>MPa</td> <td>8.5以上*6 (8.5*4、*5)</td> <td>⑥の例</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>吸込側 1.04*7 吐出側 9.66*7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>66*7</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>吸込内径</td> <td>mm</td> <td>65.9*4、*7</td> </tr> <tr> <td>吐出内径</td> <td>mm</td> <td>38.4*4、*7</td> </tr> <tr> <td>ケーシング厚さ</td> <td>mm</td> <td>11.8*4、*7</td> </tr> <tr> <td>たて横</td> <td>mm</td> <td>1820*4、*8 2100*4、*8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高さ</td> <td>mm</td> <td>1250*4、*8</td> <td>③の例</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>ケーシング*9 ケーシングカバー</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td colspan="2">2*10</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>ほう酸水注入ポンプA ほう酸水注入系*7</td> <td>ほう酸水注入ポンプB ほう酸水注入系*7</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7</td> <td>原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td></td> <td>RB-5-3 RB-5-3</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td></td> <td>EL. 39.26 m以上 EL. 39.26 m以上</td> </tr> </tbody> </table>					名称		ほう酸水注入ポンプ*1	ほう酸水注入ポンプ*2	種類	—	往復形*3	①の例	容量	m ³ /h/個	9.78以上 (9.78*4、*5)		吐出圧力*6	MPa	8.5以上*6 (8.5*4、*5)	⑥の例	最高使用圧力	MPa	吸込側 1.04*7 吐出側 9.66*7		最高使用温度	℃	66*7		主要寸法	吸込内径	mm	65.9*4、*7	吐出内径	mm	38.4*4、*7	ケーシング厚さ	mm	11.8*4、*7	たて横	mm	1820*4、*8 2100*4、*8	高さ	mm	1250*4、*8	③の例	材料	ケーシング*9 ケーシングカバー	—	個数	—	2*10		取付箇所	系統名 (ライン名)	—	ほう酸水注入ポンプA ほう酸水注入系*7	ほう酸水注入ポンプB ほう酸水注入系*7	設置床	—	原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7	原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7	溢水防護上の区画番号	—		RB-5-3 RB-5-3	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		EL. 39.26 m以上 EL. 39.26 m以上
名称		ほう酸水注入ポンプ*1	ほう酸水注入ポンプ*2																																																																						
種類	—	往復形*3	①の例																																																																						
容量	m ³ /h/個	9.78以上 (9.78*4、*5)																																																																							
吐出圧力*6	MPa	8.5以上*6 (8.5*4、*5)	⑥の例																																																																						
最高使用圧力	MPa	吸込側 1.04*7 吐出側 9.66*7																																																																							
最高使用温度	℃	66*7																																																																							
主要寸法	吸込内径	mm	65.9*4、*7																																																																						
	吐出内径	mm	38.4*4、*7																																																																						
	ケーシング厚さ	mm	11.8*4、*7																																																																						
	たて横	mm	1820*4、*8 2100*4、*8																																																																						
高さ	mm	1250*4、*8	③の例																																																																						
	材料	ケーシング*9 ケーシングカバー	—																																																																						
個数	—	2*10																																																																							
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	ほう酸水注入ポンプA ほう酸水注入系*7	ほう酸水注入ポンプB ほう酸水注入系*7																																																																					
	設置床	—	原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7	原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7																																																																					
	溢水防護上の区画番号	—		RB-5-3 RB-5-3																																																																					
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		EL. 39.26 m以上 EL. 39.26 m以上																																																																					

発電炉 工認手続 ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領																			
		<p>(続き)</p> <table border="1" data-bbox="1656 352 2635 575"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原 動 機</td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>誘導電動機*11</td> <td rowspan="4">変更なし</td> </tr> <tr> <td>出 力</td> <td>kW/個</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>—</td> <td>ポンプと同じ*7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：記載の適正化を行う。既工事計画書には「ポンプ」と記載。 *2：原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(ほう酸水注入系)及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(ほう酸水注入系)と兼用する。 *3：記載の適正化を行う。既工事計画書には「水平3連プランジャポンプ」と記載。記載内容は、設計図書による。 *4：公称値を示す。 *5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「163 ℓ/min」と記載。 *6：記載の適正化を行う。既工事計画書には「全揚程 870 m」と記載。 *7：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *8：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和50年11月7日付け 50 資庁第 11107 号にて認可された工事計画の添付図面「第 3-18 図 ほう酸水注入系ポンプ組立外形図」による。 *9：記載の適正化を行う。既工事計画書には「接液部」と記載。 *10：記載の適正化を行う。既工事計画書には「2 (常用 1, 予備 1)」と記載。 *11：記載の適正化を行う。既工事計画書には「3 相誘導電動機」と記載。</p>				変更前	変更後	原 動 機	種 類	—	誘導電動機*11	変更なし	出 力	kW/個	37	個 数	—	2	取 付 箇 所	—	ポンプと同じ*7
			変更前	変更後																	
原 動 機	種 類	—	誘導電動機*11	変更なし																	
	出 力	kW/個	37																		
	個 数	—	2																		
	取 付 箇 所	—	ポンプと同じ*7																		

①の例

⑥の例

⑤の例

④の例

発電炉 工認手続 ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領																																																																																																																																		
	記載例 9/12	記載例 1/14																																																																																																																																		
		<p>4 ほう酸水注入設備に係る次の事項</p> <p>4.1 ほう酸水注入系</p> <p>(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・常設</p>																																																																																																																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2"></td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">変更なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td colspan="2">六角鉄塔支持形（制震装置付き〔減衰係数：□□³⁾〕⁴⁾</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">仕 様</td> <td style="text-align: center;">主要寸法</td> <td style="text-align: center;">内径⁵⁾</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">1.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">地表上の高さ⁶⁾</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">75.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">主要材料</td> <td style="text-align: center;">SMA41BP</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">個数⁷⁾</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>			変更前		変更後	名称				変更なし	種類		六角鉄塔支持形（制震装置付き〔減衰係数：□□ ³⁾ 〕 ⁴⁾		仕 様	主要寸法	内径 ⁵⁾	m	1.9		地表上の高さ ⁶⁾	m	75.0			主要材料		SMA41BP			個数 ⁷⁾	-	1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">ほう酸水注入ポンプ*1</td> <td colspan="2">ほう酸水注入ポンプ*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ポ ン プ</td> <td style="text-align: center;">種 類</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td colspan="2">往復形*3</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">変更なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">容 量</td> <td style="text-align: center;">m³/h/個</td> <td colspan="2">9.78 以上 (9.78*4, *5)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">吐 出 圧 力*6</td> <td style="text-align: center;">MPa</td> <td colspan="2">8.5 以上*6 (8.5*4, *5)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">最 高 使 用 圧 力</td> <td style="text-align: center;">MPa</td> <td colspan="2">吸込側 1.04*7 吐出側 9.66*7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">最 高 使 用 温 度</td> <td style="text-align: center;">℃</td> <td colspan="2">66*7</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">主 要 寸 法</td> <td style="text-align: center;">吸 込 内 径</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td colspan="2">65.9*4, *7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">吐 出 内 径</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td colspan="2">38.4*4, *7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ケーシング厚さ</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td colspan="2">□□ (11.8*4, *7)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">た て 横</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td colspan="2">1820*4, *8 2100*4, *8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">材 料</td> <td style="text-align: center;">高 さ</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td colspan="2">1250*4, *8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ケーシング*9</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td colspan="2">□□□□</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">ケーシングカバー</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td colspan="2">□□□□</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個 数</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td colspan="2">2*10</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">取 付 箇 所</td> <td style="text-align: center;">系 統 名 (ライン名)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>ほう酸水注入ポンプA ほう酸水注入系*7</td> <td>ほう酸水注入ポンプB ほう酸水注入系*7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設 置 床</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7</td> <td>原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">溢水防護上の 区画番号</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">溢水防護上の 配慮が必要な高さ</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">RB-5-3</td> <td style="text-align: center;">RB-5-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">EL. 39.26 m 以上</td> <td style="text-align: center;">EL. 39.26 m 以上</td> </tr> </tbody> </table>			変更前		変更後		名称		ほう酸水注入ポンプ*1		ほう酸水注入ポンプ*2		ポ ン プ	種 類	-	往復形*3		変更なし	容 量	m ³ /h/個	9.78 以上 (9.78*4, *5)		吐 出 圧 力*6	MPa	8.5 以上*6 (8.5*4, *5)		最 高 使 用 圧 力	MPa	吸込側 1.04*7 吐出側 9.66*7		最 高 使 用 温 度	℃	66*7		主 要 寸 法	吸 込 内 径	mm	65.9*4, *7		吐 出 内 径	mm	38.4*4, *7		ケーシング厚さ	mm	□□ (11.8*4, *7)		た て 横	mm	1820*4, *8 2100*4, *8		材 料	高 さ	mm	1250*4, *8		ケーシング*9	-	□□□□			ケーシングカバー	-	□□□□		個 数		-	2*10		取 付 箇 所	系 統 名 (ライン名)	-	ほう酸水注入ポンプA ほう酸水注入系*7	ほう酸水注入ポンプB ほう酸水注入系*7	設 置 床	-	原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7	原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7	溢水防護上の 区画番号	-			溢水防護上の 配慮が必要な高さ	-						RB-5-3	RB-5-3				EL. 39.26 m 以上	EL. 39.26 m 以上
		変更前		変更後																																																																																																																																
名称				変更なし																																																																																																																																
種類		六角鉄塔支持形（制震装置付き〔減衰係数：□□ ³⁾ 〕 ⁴⁾																																																																																																																																		
仕 様	主要寸法	内径 ⁵⁾	m		1.9																																																																																																																															
		地表上の高さ ⁶⁾	m		75.0																																																																																																																															
		主要材料			SMA41BP																																																																																																																															
		個数 ⁷⁾	-	1																																																																																																																																
		変更前		変更後																																																																																																																																
名称		ほう酸水注入ポンプ*1		ほう酸水注入ポンプ*2																																																																																																																																
ポ ン プ	種 類	-	往復形*3		変更なし																																																																																																																															
	容 量	m ³ /h/個	9.78 以上 (9.78*4, *5)																																																																																																																																	
	吐 出 圧 力*6	MPa	8.5 以上*6 (8.5*4, *5)																																																																																																																																	
	最 高 使 用 圧 力	MPa	吸込側 1.04*7 吐出側 9.66*7																																																																																																																																	
	最 高 使 用 温 度	℃	66*7																																																																																																																																	
	主 要 寸 法	吸 込 内 径	mm	65.9*4, *7																																																																																																																																
		吐 出 内 径	mm	38.4*4, *7																																																																																																																																
		ケーシング厚さ	mm	□□ (11.8*4, *7)																																																																																																																																
		た て 横	mm	1820*4, *8 2100*4, *8																																																																																																																																
	材 料	高 さ	mm	1250*4, *8																																																																																																																																
ケーシング*9		-	□□□□																																																																																																																																	
	ケーシングカバー	-	□□□□																																																																																																																																	
個 数		-	2*10																																																																																																																																	
取 付 箇 所	系 統 名 (ライン名)	-	ほう酸水注入ポンプA ほう酸水注入系*7	ほう酸水注入ポンプB ほう酸水注入系*7																																																																																																																																
	設 置 床	-	原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7	原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7																																																																																																																																
	溢水防護上の 区画番号	-																																																																																																																																		
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	-																																																																																																																																		
			RB-5-3	RB-5-3																																																																																																																																
			EL. 39.26 m 以上	EL. 39.26 m 以上																																																																																																																																
	<p>注記 1)：北換気筒（ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒）の支持構造物は、再処理施設と共用する。</p> <p>2)：記載の適正化を行う。既設工認には「ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒」と記載。</p> <p>3)：オイルダンパの減衰係数を示す。</p> <p>4)：記載の適正化を行う。既設工認には「六角鉄塔支持形」と記載。</p> <p>5)：記載の適正化を行う。既設工認には「出口内径」と記載。</p> <p>6)：記載の適正化を行う。既設工認には「地上の高さ」と記載。</p> <p>7)：既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。</p>																																																																																																																																			

発電炉 工認手続
ガイド

当社施設 設工認作成要領 (案)

発電炉 工認作成要領

(続き)

			変更前	変更後
原 動 機	種 類	—	誘導電動機*11	変更なし
	出 力	kw/個	37	
	個 数	—	2	
	取 付 箇 所	—	ポンプと同じ*7	

①の例

- 注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ポンプ」と記載。
 *2: 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(ほう酸水注入系)及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(ほう酸水注入系)と兼用する。
 *3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「水平3連ブランチポンプ」と記載。記載内容は、設計図書による。
 *4: 公称値を示す。
 *5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「163 ℓ/min」と記載。
 *6: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「全揚程 870 m」と記載。
 *7: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。
 *8: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和50年11月7日付け 50 資庁第 11107 号にて認可された工事計画の添付図面「第 3-18 図 ほう酸水注入系ポンプ組立外形図」による。
 *9: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「接液部」と記載。
 *10: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「2 (常用1, 予備1)」と記載。
 *11: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「3 相誘導電動機」と記載。

⑥の例

⑤の例

④の例

記載例 8 / 14

(2) 機器搬出入口の名称、主要寸法及び個数

①の例

			変更前	変更後
名 称			原子炉建屋大物搬入口*1	変更なし
主 要 寸 法	た て × 横	mm	5400×4900*1, *2	
個 数	—		1*1	

- 注記 *1: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。
 *2: 公称値を示す。

①の例

発電炉 工認手続
ガイド

当社施設 設工認作成要領 (案)

記載例 10/12

		変更前	変更後	
名称		—	中型移送ポンプ	
種類		—	うず巻き式	
仕様	核的制限値	L	—	
	最高使用圧力	MPa	〇〇	
	最高使用温度	℃	〇〇	
	定格容量	m ³ /h/個	〇〇	
	定格揚程	m	〇〇	
	主要寸法	全高	mm	〇〇
	主要材料	ケーシング	—	〇〇
	個数	—	3 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)	
取付箇所		—	保管場所： ・屋外エリア1 EL. 約〇m ・屋外エリア2 EL. 約〇m ・待機除外用保管場所 EL. 約〇m 上記3箇所のうち、屋外エリア1及び屋外エリア2にそれぞれ1台以上、合計3台以上保管するとともに、残り2台を3箇所のうちいずれかに保管する。 取付箇所： 屋外 EL. 〇m 第1貯水槽付近 屋外 EL. 〇m 可搬型排水受槽付近	
原動機	種類	—	〇〇	
	出力	kW/個	〇〇	
	個数	—	〇〇	
	取付箇所	—	〇〇	

①の例

②の例

③の例

発電炉 工認作成要領

記載例 4/14

・可搬型

			変更前	変更後	
名称			—	可搬型代替注水大型ポンプ ^{*1}	
種	類	—	—	うず巻形	
		容	量 ^{*2}	m ³ /h/個	110 以上 ^{*3} 196 以上 ^{*4, *5} 50 以上 ^{*6} 70 以上 ^{*7, *8} 1338 以上 ^{*9} 130 以上 ^{*10} 80 以上 ^{*11} (1320 ^{*12} , 1380 ^{*13})
揚	程 ^{*2}	m	—	130 以上 ^{*3, *10} 59 以上 ^{*4, *6} 53 以上 ^{*4} 106 以上 ^{*7} 140 以上 ^{*8} 125 以上 ^{*9} 121 以上 ^{*11} (140 ^{*12} , 135 ^{*13})	
		最高使用圧力 ^{*2}	MPa	1.4	
最高使用温度 ^{*2}		℃	—	60	
主要寸法	吸 込 口 径	mm	—	300 ^{*12}	
	吐 出 口 径	mm	—	250 ^{*12}	
	た	て	mm	1050 ^{*12}	
	横	mm	—	1280 ^{*12}	
	高	さ	mm	—	525 ^{*12}
	車 両 全 長	mm	—	—	11920 ^{*12}
車 両 全 幅	mm	—	—	2490 ^{*12}	
車 両 高 さ	mm	—	—	3470 ^{*12}	
材 料	ケ ー シ ン グ	—	—	ダクタイル鋳鉄	

②の例

①の例

発電炉 工認手続 ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領																															
		<p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ポンプ</td> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td>3 (予備 2)</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td> 保管場所： ・可搬型重大事故等対処設備保管場所 (西側) EL. 約 23 m ・可搬型重大事故等対処設備保管場所 (南側) EL. 約 25 m ・可搬型重大事故等対処設備予備機置場 EL. 約 8 m 上記 3 箇所のうち、可搬型重大事故等対処設備保管場所 (西側) 及び可搬型重大事故等対処設備保管場所 (南側) にそれぞれ 1 台以上、合計 3 台以上保管するとともに、残り 2 台を 3 箇所のうちいずれかに保管する。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原動機</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>ディーゼル機関</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> <td>—</td> <td>847</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3 (予備 2)</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>ポンプと同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (代替水源供給設備)、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 (代替燃料プール注水系、原子炉建屋放水設備及び代替水源供給設備) 及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備 (代替格納容器スプレイ系、格納容器下部注水系、低圧代替注水系、原子炉建屋放水設備及び代替水源供給設備) と兼用する。 *2：<u>重大事故等時における使用時の値を示す。</u> *3：本系統及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他安全設備の原子炉格納容器安全設備 (低圧代替注水系) で使用する場合の値を示す。 *4：本系統、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備</p>				変更前	変更後	ポンプ	個	数	—	3 (予備 2)	取付箇所	—	—	保管場所： ・可搬型重大事故等対処設備保管場所 (西側) EL. 約 23 m ・可搬型重大事故等対処設備保管場所 (南側) EL. 約 25 m ・可搬型重大事故等対処設備予備機置場 EL. 約 8 m 上記 3 箇所のうち、可搬型重大事故等対処設備保管場所 (西側) 及び可搬型重大事故等対処設備保管場所 (南側) にそれぞれ 1 台以上、合計 3 台以上保管するとともに、残り 2 台を 3 箇所のうちいずれかに保管する。	原動機	種類	—	—	ディーゼル機関	出力	kW/個	—	847	個数	—	—	3 (予備 2)	取付箇所	—	—	ポンプと同じ
			変更前	変更後																													
ポンプ	個	数	—	3 (予備 2)																													
	取付箇所	—	—	保管場所： ・可搬型重大事故等対処設備保管場所 (西側) EL. 約 23 m ・可搬型重大事故等対処設備保管場所 (南側) EL. 約 25 m ・可搬型重大事故等対処設備予備機置場 EL. 約 8 m 上記 3 箇所のうち、可搬型重大事故等対処設備保管場所 (西側) 及び可搬型重大事故等対処設備保管場所 (南側) にそれぞれ 1 台以上、合計 3 台以上保管するとともに、残り 2 台を 3 箇所のうちいずれかに保管する。																													
原動機	種類	—	—	ディーゼル機関																													
	出力	kW/個	—	847																													
	個数	—	—	3 (予備 2)																													
	取付箇所	—	—	ポンプと同じ																													

発電炉 工認手続
ガイド

当社施設 設工認作成要領 (案)

発電炉 工認作成要領

記載例 11/12

		変更前		変更後	
名称		〇〇		〇〇	
検出器の種類	—	〇〇検出器		〇〇検出器	
表示, 操作場所	—	〇〇建屋の現場及び中央制御室		変更なし	
計測範囲	—	〇〇~〇〇	〇〇~〇〇		
警報動作範囲	—	〇〇	〇〇	— ¹⁾	変更なし
個数	—	〇〇	〇〇		
取付箇所	系統図 (ライン名)	—		〇〇	〇〇
	設置床	—		〇〇	〇〇
	溢水防護上の区画番号	—		〇〇	〇〇
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—		〇〇	〇〇

注記 1) : 警報動作が要求される検出器ではないため, 記載の適正化を行う。

①の例


記載例 13/14

ロ 原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置の名称, 検出器の種類, 計測範囲, 取付箇所 (常設及び可搬型の別を記載し, 監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数

・常設

名称		変更前		変更後	
検出器の種類	—	格納容器雰囲気放射線 モニタ (D/W) *1	格納容器雰囲気放射線 モニタ (S/C) *1	変更なし	
計測範囲	Sv/h	電離箱 10 ⁻³ ~10 ⁵ *2	—	— ^{*4}	
警報動作範囲	Sv/h	10 ⁻³ ~10 ⁵ *3	—	— ^{*4}	
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	—	変更なし	
	設置床	原子炉建屋原子炉棟 EL. 20.30 m (監視・記録は中央制御室) *5	原子炉建屋原子炉棟 EL. 2.00 m (監視・記録は中央制御室) *5	—	
取付箇所	溢水防護上の区画番号	—	—	RB-3-5*6 RB-3-6*7	—
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	EL. 20.70 m 以上	—
個数	—	2 *8	2 *8	変更なし	

①の例

<p>発電炉 工認手続 ガイド</p>	<p>当社施設 設工認作成要領 (案)</p>	<p>発電炉 工認作成要領</p>
		<p>注記</p> <ul style="list-style-type: none"> *1：記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉格納容器モニタ」と記載。 *2：S I 単位に換算したもの。 *3：記載の適正化を行う。既工事計画書には「計測範囲内で可変」と記載。 *4：警報動作が要求される検出器ではないため、記載の適正化を行う。 *5：記載の適正化を行う。既工事計画書には「ドライウエル及びサブプレッションチェンバ (監視記録部は中央制御室)」と記載。 *6：対象計器は RE-D23-N003B *7：対象計器は RE-D23-N003A *8：記載の適正化を行う。既工事計画書には「4」と記載。 <p style="text-align: center;">①の例</p> 

発電炉 工認手続
ガイド

当社施設 設工認作成要領 (案)

発電炉 工認作成要領

変更前						変更後									
名称	流体の種類	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	取付箇所	名称	流体の種類	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	取付箇所
								放水砲用 ○ 設備 ○ ホース	水	1.4	60	300A ¹⁾	2)	ポリウレタン, ポリエステル	保管場所: ○ 取付箇所: ○

注記 1): メーカーにて規定する呼び径を示す。
 2): メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産 業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。

記載例 12/12

③の例

記載例 1.4/1.4

※ 主配管 (スプレッドを含む) の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (管種及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること)。

変更前			変更後			変更後		
名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	個数	取付箇所	取付箇所
原子炉建屋放水設備	1.4 ⁶⁾	60 ⁵⁾	放水砲用 5 m, 50 mm ホース ⁷⁾	300 A ¹⁾	ポリウレタン, ポリエステル	58 ⁶⁾ (予備 4)	③の例	保管場所: ・可搬型重大事故等対応設備保管場所 (西側) 区画 約 23 m ⁸⁾ ・可搬型重大事故等対応設備保管場所 (南側) 区画 約 25 m ⁸⁾ 上記 2 箇所のどちらか 1 箇所に 58 本及び予備 4 本以上保管する。 取付箇所: ・屋外区画 約 8 m 可搬型代替注水大型ポンプ (58 本*) ・屋外区画 約 8 m 放水砲 (58 本*)
原子炉建屋放水設備	1.0 ⁶⁾	60 ⁵⁾	放水砲 ⁴⁾ , ⁹⁾	220 ⁶⁾	CG006	1 (予備 1)	②の例	保管場所: ・可搬型重大事故等対応設備保管場所 (西側) 区画 約 23 m ⁸⁾ ・可搬型重大事故等対応設備保管場所 (南側) 区画 約 25 m ⁸⁾ 上記 2 箇所にそれぞれ 1 個保管する。 取付箇所: ・屋外区画 約 8 m 原子炉建屋放水砲 (1 個)

注記 *1: 積物等物質の取除施設及び貯蔵施設のうえに使用液燃料貯蔵槽を併設し、使用材料の特性を踏まえた上で、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものとする。
 *2: 重大事故等時における使用時の呼び径を示す。
 *3: メーカーにて規定する呼び径を示す。
 *4: メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産 業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものとする。
 *5: 必要本数 58 本 (5 m: 30 本, 50 m: 20 本) 及び予備各 2 本の数量を示す。
 *6: 最長ルートである「可搬型代替注水大型ポンプ (5A 用放水ビット付)」から放水砲 (原子炉建屋南側) に搬送した場合 (5 m: 20 本, 50 m: 38 本) の本数を示す。
 *7: 放水砲寸法 (公称径): たて 460 mm, 横 1900 mm, 高さ 214 mm。
 *8: 公称径を示す。

仕様表 兼用先一覧表

主たる登録区分							兼用する登録区分							
機器名称	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項
燃料仮置きラック	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	-	-	-		使用済燃料の受入れ施設	重大事故等対処設備	臨界防止設備	-	-	-	
燃料貯蔵ラック	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	-	-	-		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	重大事故等対処設備	臨界防止設備	-	-	-	
バスケット	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	-	-	-		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	重大事故等対処設備	臨界防止設備	-	-	-	
バスケット仮置き架台(実入り用)	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	-	-	-		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	重大事故等対処設備	臨界防止設備	-	-	-	
可搬型建屋内ホース	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	重大事故等対処設備	スプレイ設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	放出抑制設備	注水設備	-	-	-	
中継槽A,B	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
計量前中間貯槽A,B	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
計量・調整槽	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
計量後中間貯槽	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
計量補助槽	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
水素掃気配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
機器圧縮空気供給配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
冷却コイル配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
冷却ジャケット配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
溶解槽A,B	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	臨界事故時水素掃気系	
エンドピース酸洗浄槽A,B	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	臨界事故時水素掃気系	
ハル洗浄槽A,B	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	臨界事故時水素掃気系	
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁(エンドピース酸洗浄槽用)	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁(ハル・洗浄槽用)	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	
冷却ジャケット配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
溶解液中間貯槽	再処理設備本体	分離施設	分離設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
溶解液供給槽	再処理設備本体	分離施設	分離設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	

仕様表 兼用先一覧表

主たる登録区分						兼用する登録区分								
機器名称	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故の発生を想定する機器	-	
第5一時貯留処理槽	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故の発生を想定する機器	-	
配管・弁	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発の再発に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	圧縮空気設備	-	
冷却コイル配管・弁	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
水素掃気配管・弁	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁(第5一時貯留処理槽用)	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁(第7一時貯留処理槽用)	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
硝酸プルトニウム貯槽	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
								その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
混合槽A,B	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
								その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
一時貯槽	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
								その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
配管・弁	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-	溶液系	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
水素掃気配管・弁	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-	溶液系	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-	溶液系	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発の再発に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
冷却ジャケット配管・弁	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-	溶液系	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-	溶液系	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
凝縮液回収系	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-	ウラン・プルトニウム混合脱硝系	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
屋外監視カメラ	計測制御系統施設	中央制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	
溶解槽圧力計	計測制御系統施設	計測制御設備	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備	-	-	-	
廃ガス洗浄塔入口圧力計	計測制御系統施設	計測制御設備	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備	-	-	-	
								計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
廃ガス洗浄塔入口圧力計	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型フィルタ差圧系	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型導出先セル圧力計	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型貯槽温度計(熱電対)	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型貯槽温度計(測温抵抗体)	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型貯槽温度計(テスター)	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	

仕様表 兼用先一覧表

主たる登録区分						兼用する登録区分								
機器名称	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項
プルトニウム濃縮缶供給槽液位計	計測制御系統施設	計測制御設備	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-
プルトニウム濃縮缶供給槽液位計	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-
供給槽ゲデオン流量計	計測制御系統施設	計測制御設備	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-
プルトニウム濃縮缶圧力計	計測制御系統施設	計測制御設備	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-
プルトニウム濃縮缶気相部温度計	計測制御系統施設	計測制御設備	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-
プルトニウム濃縮缶液相部温度計	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-
プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計	計測制御系統施設	計測制御設備	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-
廃ガス貯留設備の圧力計	計測制御系統施設	計測制御設備	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-
廃ガス貯留設備の流量計	計測制御系統施設	計測制御設備	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-
可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	使用済燃料貯蔵プールの冷却のために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-
可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	使用済燃料貯蔵プールの冷却のために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-
監視制御盤	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-
監視制御盤	計測制御系統施設	制御室	中央制御室	-	-	-	-	計測制御系統施設	制御室(重大事故時)	-	-	-	-	-
監視制御盤	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	制御室(重大事故時)	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-
安全系監視制御盤	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-
安全系監視制御盤	計測制御系統施設	制御室	中央制御室	-	-	-	-	計測制御系統施設	制御室(重大事故時)	-	-	-	-	-
安全系監視制御盤	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	制御室(重大事故時)	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-
情報把握計装設備用屋内伝送系統	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-
情報把握計装設備用屋内伝送系統	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	制御室(重大事故時)	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-
建屋間伝送無線装置	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-
建屋間伝送無線装置	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	制御室(重大事故時)	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-
前処理建屋可搬型情報収集装置	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-
分離建屋可搬型情報収集装置	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-
精製建屋可搬型情報収集装置	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-
高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-
制御建屋可搬型情報収集装置	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-
制御建屋可搬型情報表示装置	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-
第1保管庫・貯水所可搬型情報	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のフェールミス	-	-	-	-

仕様表 兼用先一覧表

主たる登録区分						兼用する登録区分								
機器名称	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項
報収集装置								その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	情報把握計装設備	可搬型重大事故等対処設備	-	-	
第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが懸念される	-	-	-	
情報把握計装設備可搬型発電機	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	情報把握計装設備	可搬型重大事故等対処設備	-	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(前処理建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(分離建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(精製建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(高レベル廃液ガラス固化建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(精製建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(前処理建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	圧縮空気設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(精製建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	圧縮空気設備	-	
機器注水配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(前処理建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(分離建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(高レベル廃液ガラス固化建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
データ表示装置	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋情報把握設備	-	-	
情報把握計装設備無線装置	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	情報把握計装設備	常設重大事故等対処設備	-	-	
北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	北換気筒	-	-	-	放射線管理施設	放射線監視設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	-	-	-	放射線管理施設	放射線監視設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
								放射線管理施設	放射線監視設備(重大事故等対処設備)	代替モニタリング設備	-	-	-	
配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)
水封安全器	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
凝縮器	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	
凝縮器	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)
高性能粒子フィルタ	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	
高性能粒子フィルタ	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)
排風機	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	
排風機	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)
主配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	
主配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)

仕様表 兼用先一覧表

主たる登録区分						兼用する登録区分								
機器名称	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項
放射能測定装置(液体シンチレーションカウンタ)	放射線管理施設	試料分析関係設備	放出管理分析設備	-	-	-		放射線管理施設	試料分析関係設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
核種分析装置	放射線管理施設	試料分析関係設備	放出管理分析設備	-	-	-		放射線管理施設	試料分析関係設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
	放射線管理施設	環境管理設備	-	-	-	-		放射線管理施設	環境試料測定設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)	放射線管理施設	環境管理設備	-	-	-	-		放射線管理施設	環境管理設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
可搬型データ表示装置	放射線管理施設	代替モニタリング設備	-	-	-	-		放射線管理施設	代替気象観測設備	-	-	-	-	
監視測定用運搬車	放射線管理施設	代替モニタリング設備	-	-	-	-		放射線管理施設	代替気象観測設備	-	-	-	-	
	放射線管理施設	環境モニタリング用代替電源設備	-	-	-	-		放射線管理施設	環境モニタリング用代替電源設備	-	-	-	-	
可搬型排気モニタリングデータ伝送装置	放射線管理施設	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	代替モニタリング設備	可搬型重大事故等対処設備	-	-	
可搬型環境モニタリングデータ伝送装置	放射線管理施設	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	代替モニタリング設備	可搬型重大事故等対処設備	-	-	
可搬型気象観測用データ伝送装置	放射線管理施設	環境管理設備	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	代替気象観測設備	可搬型重大事故等対処設備	-	-	
止水板及び蓋	その他再処理設備の附属施設	溢水防護設備	-	-	-	-		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	重大事故等対処設備	漏えい抑制設備	-	-	-	
空気圧縮機	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	-	-	
	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	-	-	
空気貯槽	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	-	-	
	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	-	-	
空気圧縮機	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-	安全圧縮空気系	再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	-	-	
	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	圧縮空気設備	-	-	
	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故時水素掃気系に関する圧縮空気設備	-	-
空気貯槽	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-	安全圧縮空気系	再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	-	-	
	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	圧縮空気設備	-	-	
	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故時水素掃気系に関する圧縮空気設備	-	-
空気圧縮機	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-	一般圧縮空気系	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	圧縮空気設備	-	-	
	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故時水素掃気系に関する圧縮空気設備	-	-
空気貯槽	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-	一般圧縮空気系	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	圧縮空気設備	-	-	
	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故時水素掃気系に関する圧縮空気設備	-	-
データ収集装置	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	緊急時対策建屋情報把握設備	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
情報収集装置	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所(重大事故等対処設備)	-	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所(重大事故等対処設備)	-	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
凝縮液回収系	その他再処理設備の附属施設	化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給系	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
冷却水循環ポンプ	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	一般冷却水系	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	冷却水設備	-	-	
受電開閉設備	その他再処理設備の附属施設	電気設備	受電開閉設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	受電開閉設備	-	-	
受電変圧器	その他再処理設備の附属施設	電気設備	受電開閉設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	受電開閉設備	-	-	
非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
前処理建屋の6.9kV非常用母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
前処理建屋の6.9kV運転予備用母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
分離建屋の6.9kV運転予備用母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
精製建屋の6.9kV運転予備用母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	

仕様表 兼用先一覧表

主たる登録区分					兼用する登録区分							
機器名称	施設区分	設備区分			系統名	設備別記載事項	施設区分	設備区分			系統名	設備別記載事項
機器注水配管・弁	その他再処理設備の附属施設	分析設備(精製建屋)	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系
機器注水配管・弁	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	安全圧縮空気系(ウラン・プルトニウム混合貯蔵建屋)	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系
機器注水配管・弁	その他再処理設備の附属施設	化学薬品貯蔵供給設備	-	-	-	化学薬品貯蔵供給系	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系
機器注水配管・弁	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備(高レベル廃液指寸固化建屋)	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系
大型移送ポンプ	その他再処理設備の附属施設	放出抑制設備	放水設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	放出抑制設備	注水設備	-	-	-
可搬型酸素濃度計	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-
可搬型二酸化炭素濃度系	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-
可搬型窒素酸化物濃度計	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-
通信連絡設備	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	重大事故等対処設備	通信連絡設備	-	-
ページング装置	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
所内携帯電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
専用回線電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
ファクシミリ	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
							その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
プロセス伝送サーバ	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	常設重大事故等対処設備	-	-
放射線管理用計算機	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	常設重大事故等対処設備	-	-
環境中継サーバ	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	常設重大事故等対処設備	-	-
総合防災盤	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	常設重大事故等対処設備	-	-
統合原子力防災ネットワークP電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
統合原子力防災ネットワークP-FAX	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
統合原子力防災ネットワークTV会議システム	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
一般加入電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
一般携帯電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
衛星携帯電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
データ伝送設備	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外データ伝送設備	常設重大事故等対処設備	-	-
データ伝送設備	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外データ伝送設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	代替通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
可搬型空気圧縮機	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	-	代替安全圧縮空気系	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	本系爆発の再発に防止するための空気の供給に使用される設備	-
可搬型建屋外ホース	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	-	代替安全圧縮空気系	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	本系爆発の再発に防止するための空気の供給に使用される設備	-
中央制御室送風機	計測制御系統設備	制御室	中央制御室	-	-	-	計測制御系統施設	制御室(重大事故時)	-	-	-	-
制御建屋の換気ダクト	計測制御系統設備	制御室	中央制御室	-	-	-	計測制御系統施設	制御室(重大事故時)	-	-	-	-
制御室送風機	計測制御系統設備	制御室	使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	-	-	-	計測制御系統施設	制御室(重大事故時)	-	-	-	-
使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の換気ダクト	計測制御系統設備	制御室	使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	-	-	-	計測制御系統施設	制御室(重大事故時)	-	-	-	-
中央制御室遮蔽	計測制御系統設備	制御室	中央制御室	-	-	-	計測制御系統施設	重大事故等対処設備	制御室	中央制御室	制御室遮蔽設備	-
制御室遮蔽	計測制御系統設備	制御室	使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	-	-	-	計測制御系統施設	重大事故等対処設備	制御室	使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	制御室遮蔽設備	-

仕様表 兼用先一覧表

主たる登録区分							兼用する登録区分							
機器名称	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項
燃料仮置きラック	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	-	-	-		使用済燃料の受入れ施設	重大事故等対処設備	臨界防止設備	-	-	-	
燃料貯蔵ラック	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	-	-	-		使用済燃料の受入れ施設	重大事故等対処設備	臨界防止設備	-	-	-	
バスケット	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	-	-	-		使用済燃料の受入れ施設	重大事故等対処設備	臨界防止設備	-	-	-	
バスケット仮置き架台(実入り用)	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	-	-	-		使用済燃料の受入れ施設	重大事故等対処設備	臨界防止設備	-	-	-	
可搬型建屋内ホース	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	重大事故等対処設備	スプレイ設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	放出抑制設備	注水設備	-	-	-	
中継槽A,B	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
計量前中間貯槽A,B	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
計量・調整槽	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
計量後中間貯槽	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
計量補助槽	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
水素掃気配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
機器圧縮空気供給配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
冷却コイル配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
冷却ジャケット配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
溶解槽A,B	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	臨界事故時水素掃気系	
エンドピース酸洗浄槽A,B	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	臨界事故時水素掃気系	
ハル洗浄槽A,B	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	臨界事故時水素掃気系	
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁(エンドピース酸洗浄槽用)	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁(ハル・洗浄槽用)	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	
冷却ジャケット配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
溶解液中間貯槽	再処理設備本体	分離施設	分離設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
溶解液供給槽	再処理設備本体	分離施設	分離設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	

仕様表 兼用先一覧表

主たる登録区分						兼用する登録区分								
機器名称	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故の発生を想定する機器	-	
第5一時貯留処理槽	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故の発生を想定する機器	-	
配管・弁	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発の再発に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	圧縮空気設備	-	
冷却コイル配管・弁	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
水素掃気配管・弁	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁(第5一時貯留処理槽用)	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁(第7一時貯留処理槽用)	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
硝酸プルトニウム貯槽	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
								その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
混合槽A,B	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
								その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
一時貯槽	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
								その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
配管・弁	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-	溶液系	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
水素掃気配管・弁	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-	溶液系	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-	溶液系	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発の再発に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
冷却ジャケット配管・弁	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-	溶液系	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-	溶液系	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
凝縮液回収系	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-	ウラン・プルトニウム混合脱硝系	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
屋外監視カメラ	計測制御系統施設	中央制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	
溶解槽圧力計	計測制御系統施設	計測制御設備	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備	-	-	-	
廃ガス洗浄塔入口圧力計	計測制御系統施設	計測制御設備	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備	-	-	-	
								計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
廃ガス洗浄塔入口圧力計	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型フィルタ差圧系	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型導出先セル圧力計	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型貯槽温度計(熱電対)	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型貯槽温度計(測温抵抗体)	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型貯槽温度計(センサー)	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	

仕様表 兼用先一覧表

主たる登録区分						兼用する登録区分								
機器名称	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項
報収集装置								その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	情報把握計装設備	可搬型重大事故等対処設備	-	-	
第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが懸念される	-	-	-	
情報把握計装設備可搬型発電機	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	情報把握計装設備	可搬型重大事故等対処設備	-	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(前処理建屋)	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(分離建屋)	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(精製建屋)	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(高レベル廃液ガラス固化建屋)	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(精製建屋)	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(前処理建屋)	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	圧縮空気設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(精製建屋)	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	圧縮空気設備	-	
機器注水配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(前処理建屋)	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(分離建屋)	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(高レベル廃液ガラス固化建屋)	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
データ表示装置	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋情報把握設備	-	-	
情報把握計装設備無線装置	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	情報把握計装設備	常設重大事故等対処設備	-	-	
北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	北換気筒	-	-		放射線管理施設	放射線監視設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	-	-		放射線管理施設	放射線監視設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
								放射線管理施設	放射線監視設備(重大事故等対処設備)	代替モニタリング設備	-	-	-	
配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	
水封安全器	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
凝縮器	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	
凝縮器	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	
高性能粒子フィルタ	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	
高性能粒子フィルタ	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	
排風機	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	
排風機	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	
主配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	
主配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	

仕様表 兼用先一覧表

主たる登録区分							兼用する登録区分							
機器名称	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項
廃ガスポット	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	
主配管	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	
主配管	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ソフアフルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	ソフアフルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	
主配管	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	-	
機器注水配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
ダクト・ダンパ	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
ダクト・ダンパ	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
ダクト・ダンパ	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	精製建屋換気設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
ダクト・ダンパ	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
ダクト・ダンパ	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
ダクト・ダンパ	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
ダクト・ダンパ	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	-	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋換気設備	-	-	
凝縮液回収系	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
セル排気フィルタユニット	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	-	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋換気設備	-	-	
グローブボックス・セル排風機	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	-	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋換気設備	-	-	
ダクト	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	-	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	-	-	
高レベル廃液混合槽A,B	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素燃焼を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
								その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
供給液槽A,B	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素燃焼を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
								その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
供給槽A,B	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素燃焼を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
								その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
凝縮液回収系	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素燃焼を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
冷却コイル配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
高レベル廃液濃縮缶	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素燃焼を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
分離建屋の第1エジェクタ凝縮器	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	

仕様表 兼用先一覧表

主たる登録区分						兼用する登録区分								
機器名称	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項
放射能測定装置(液体シンチレーションカウンタ)	放射線管理施設	試料分析関係設備	放出管理分析設備	-	-	-		放射線管理施設	試料分析関係設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
核種分析装置	放射線管理施設	試料分析関係設備	放出管理分析設備	-	-	-		放射線管理施設	試料分析関係設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
									環境試料測定設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)	放射線管理施設	環境管理設備	-	-	-	-		放射線管理施設	環境管理設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
可搬型データ表示装置	放射線管理施設	代替モニタリング設備	-	-	-	-		放射線管理施設	代替気象観測設備	-	-	-	-	
監視測定用運搬車	放射線管理施設	代替モニタリング設備	-	-	-	-		放射線管理施設	代替気象観測設備	-	-	-	-	
								放射線管理施設	環境モニタリング用代替電源設備	-	-	-	-	
可搬型排気モニタリングデータ伝送装置	放射線管理施設	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	代替モニタリング設備	可搬型重大事故等対処設備	-	-	
可搬型環境モニタリングデータ伝送装置	放射線管理施設	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	代替モニタリング設備	可搬型重大事故等対処設備	-	-	
可搬型気象観測用データ伝送装置	放射線管理施設	環境管理設備	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	代替気象観測設備	可搬型重大事故等対処設備	-	-	
止水板及び蓋	その他再処理設備の附属施設	溢水防護設備	-	-	-	-		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	重大事故等対処設備	漏えい抑制設備	-	-	-	
空気圧縮機	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	-	-	
								再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	-	-	
空気貯槽	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	-	-	
								再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	-	-	
空気圧縮機	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-	安全圧縮空気系	再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	-	-	
								放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	圧縮空気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故時水素掃気系に関する圧縮空気設備	-	-
空気貯槽	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-	安全圧縮空気系	再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	-	-	
								放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	圧縮空気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故時水素掃気系に関する圧縮空気設備	-	-
空気圧縮機	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-	一般圧縮空気系	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	圧縮空気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故時水素掃気系に関する圧縮空気設備	-	-
空気貯槽	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-	一般圧縮空気系	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	圧縮空気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故時水素掃気系に関する圧縮空気設備	-	-
データ収集装置	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	緊急時対策建屋情報把握設備	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
情報収集装置	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所(重大事故等対処設備)	-	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
								計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
凝縮液回収系	その他再処理設備の附属施設	化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給系	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
冷却水循環ポンプ	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	一般冷却水系	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	冷却水設備	-	-	
受電開閉設備	その他再処理設備の附属施設	電気設備	受電開閉設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	受電開閉設備	-	-	
受電変圧器	その他再処理設備の附属施設	電気設備	受電開閉設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する	受電開閉設備	-	-	
非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する	所内高圧系統	-	-	
ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する	所内高圧系統	-	-	
ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する	所内高圧系統	-	-	
ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する	所内高圧系統	-	-	
第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する	所内高圧系統	-	-	
第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する	所内高圧系統	-	-	
前処理建屋の6.9kV非常用母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する	所内高圧系統	-	-	
前処理建屋の6.9kV運転予備用母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する	所内高圧系統	-	-	
分離建屋の6.9kV運転予備用母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する	所内高圧系統	-	-	
精製建屋の6.9kV運転予備用母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する	所内高圧系統	-	-	

仕様表 兼用先一覧表

主たる登録区分					兼用する登録区分							
機器名称	施設区分	設備区分			系統名	設備別記載事項	施設区分	設備区分			系統名	設備別記載事項
機器注水配管・弁	その他再処理設備の附属施設	分析設備(精製建屋)	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系
機器注水配管・弁	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	安全圧縮空気系(ウラン・プルトニウム混合貯蔵建屋)	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系
機器注水配管・弁	その他再処理設備の附属施設	化学薬品貯蔵供給設備	-	-	-	化学薬品貯蔵供給系	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系
機器注水配管・弁	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備(高レベル廃液柄指寸固化建屋)	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系
大型移送ポンプ	その他再処理設備の附属施設	放出抑制設備	放水設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	放出抑制設備	注水設備	-	-	-
可搬型酸素濃度計	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-
可搬型二酸化炭素濃度系	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-
可搬型窒素酸化物濃度計	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-
通信連絡設備	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	重大事故等対処設備	通信連絡設備	-	-
ページング装置	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
所内携帯電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
専用回線電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
ファクシミリ	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
							その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
プロセス伝送サーバ	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	常設重大事故等対処設備	-	-
放射線管理用計算機	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	常設重大事故等対処設備	-	-
環境中継サーバ	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	常設重大事故等対処設備	-	-
総合防災盤	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	常設重大事故等対処設備	-	-
統合原子力防災ネットワークP電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
統合原子力防災ネットワークP-FAX	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
統合原子力防災ネットワークTV会議システム	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
一般加入電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
一般携帯電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
衛星携帯電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
データ伝送設備	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外データ伝送設備	常設重大事故等対処設備	-	-
データ伝送設備	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外データ伝送設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	代替通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
可搬型空気圧縮機	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	-	代替安全圧縮空気系	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	本系爆発の再発に防止するための空気の供給に使用する設備	-
可搬型建屋外ホース	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	-	代替安全圧縮空気系	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	本系爆発の再発に防止するための空気の供給に使用する設備	-
中央制御室送風機	計測制御系統設備	制御室	中央制御室	-	-	-	計測制御系統施設	制御室(重大事故時)	-	-	-	-
制御建屋の換気ダクト	計測制御系統設備	制御室	中央制御室	-	-	-	計測制御系統施設	制御室(重大事故時)	-	-	-	-
制御室送風機	計測制御系統設備	制御室	使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	-	-	-	計測制御系統施設	制御室(重大事故時)	-	-	-	-
使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の換気ダクト	計測制御系統設備	制御室	使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	-	-	-	計測制御系統施設	制御室(重大事故時)	-	-	-	-
中央制御室遮蔽	計測制御系統設備	制御室	使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	-	-	-	計測制御系統施設	制御室(重大事故時)	-	-	-	-
制御室遮蔽	計測制御系統設備	制御室	使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	-	-	-	計測制御系統施設	制御室(重大事故時)	-	-	-	-

仕様表記載のうち機器等の取付箇所の記載方針について

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: right;">別紙-3</p> <p style="text-align: center;">仕様表記載のうち機器等の取付箇所の記載方針について</p> <p>1. 要旨 設備に対する要求事項を踏まえ、機器等の「取付箇所」の記載として以下に記載方針をまとめた。</p> <p>2. 設工認における取付箇所の記載事項について 再処理施設及び加工施設においては、仕様表記載事項や記載項目を整理した原子力規制委員会が定めたガイド類が存在しないため、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」(以下、「手続きガイド」)というの機器等の仕様に関する記載要求範囲を参照し、記載事項を整理するものとする。 手続きガイドに記載される「取付箇所」への記載要求は以下の通り。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(抜粋) 常設の機器等(可搬型の機器等の一部で通常運転時から使用箇所に取り付けている機器等を含む。)については、属する系統の機能の独立性及び位置的分散を示すために十分な配置を説明する記載とする必要があり、また、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、防護区画との関係及び据付高さ等を記載する必要がある。</p> </div> <p>3. 記載方針 上記、手続きガイドを参考に、仕様表の「取付箇所」記載方針を次に記載する。 なお、火災防護対象機器の取り扱いについても、本資料で明確化する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙-3</p> <p style="text-align: center;">要目表記載のうち機器等の取付箇所の記載方針について</p> <p>1. 要旨 別表第二の記載要求事項のうち、機器等の「取付箇所」の記載として以下に記載方針をまとめた。</p> <p>2. 発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド記載内容について 「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」(以下、「手続きガイド」)というの機器等の仕様に関する記載要求範囲として記載される「取付箇所」への記載要求は以下の通り。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(抜粋) 常設の機器等(可搬型の機器等の一部で通常運転時から使用箇所に取り付けている機器等を含む。)については、属する系統の機能の独立性及び位置的分散を示すために十分な配置を説明する記載とする必要があり、また、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、防護区画との関係及び据付高さ等を記載する必要がある。</p> </div> <p>3. 記載方針 上記、手続きガイドに基づき、要目表の「取付箇所」記載方針を次に記載する。なお、火災防護対象機器の取り扱いについても、本資料で明確化する。</p>	

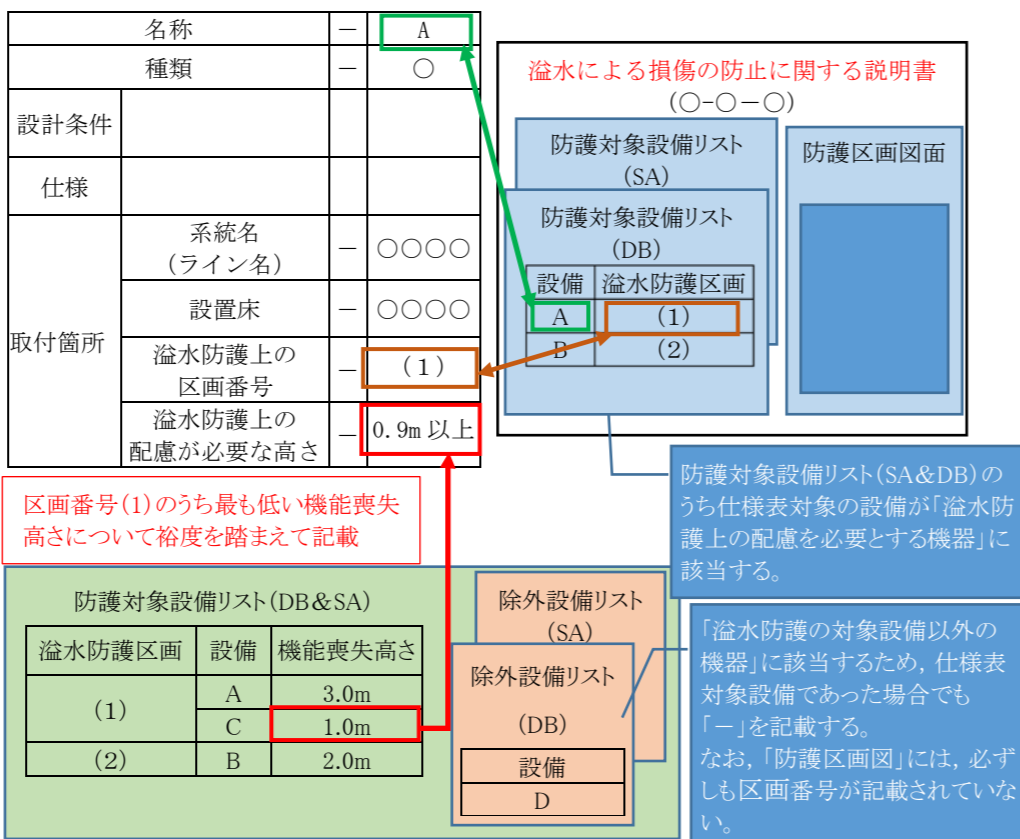
発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: center;">仕様表記載のうち機器等の取付箇所の記載方針について</p> <p>1. 「属する系統の機能の独立性」について</p> <p>常設機器等の「属する系統の機能の独立性」については、添付図面の「系統図」で示す。そのため、仕様表の取付箇所の欄には、当該機器が接続する系統名（ライン名）の記載欄を設け、その欄に取り付ける系統名（「〇〇〇ライン」等と表記する。）を記載する。</p> <p>また、系統図側には、施設名及び設備系統名が識別できるよう「施設区分名」と「設備（系統）区分名」を図面名称欄に記載し、仕様表と図面が繋がる記載とする。</p> <p>なお、〇〇ポンプA, B や〇〇弁A, B, C などの機器の「個数」が複数個あるものについては、その機器毎に「系統名」を記載する。また、系統に接続していないもの（例：クレーン等）については「－」で示す。</p> <p style="text-align: right;">（記載例①参照）</p> <p>2. 「位置的分散」について</p> <p>常設機器等の「位置的分散」は、添付図面の「配置図」で示す。</p> <p>そのため、仕様表の取付箇所欄には、当該機器を設置する「設置床」の記載欄を設け、その欄に「建屋の名称」及び機器等の「設置床レベル」を記載する。</p> <p>また、「配置図」側には、機器配置が識別できるよう「建屋の名称」及び「設置床レベル」を図面に記載し、仕様表と図面が繋がる記載とする。</p> <p>なお、「設置床レベル」の表記方法については、事業変更許可申請書に準じる。</p> <p style="text-align: right;">（記載例②参照）</p> <p>3. 「溢水防護上の配慮が必要な機器等」について</p> <p>3.1 防護区画との関係について</p> <p>溢水防護上の配慮を必要とする機器等と溢水防護区画との関係が分かるように仕様表の取付箇所の欄には、その機器が設置される「溢水防護上の区画番号」を記載する。</p> <p>なお、「〇〇施設の溢水による損傷の防止に関する説明書」に「防護区画番号」を示した「防護対処設備リスト」と「防護区画図面」を添付することでそれらの関係性を示す。</p> <p>また、「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法については図1及び図2に示す。</p> <p style="text-align: right;">（記載例③参照）</p>	<p style="text-align: center;">仕様表記載のうち機器等の取付箇所の記載方針について</p> <p>1. 「属する系統の機能の独立性」について</p> <p>常設機器等の「属する系統の機能の独立性」については、添付図面の「系統図」で示す。そのため、要目表の取付箇所の欄には、当該機器が接続する系統名（ライン名）の記載欄を設け、その欄に取り付ける系統名（「〇〇〇ライン」等と表記する。）を記載する。</p> <p>また、系統図側には、施設名及び設備系統名が識別できるよう「施設区分名」と「設備（系統）区分名」を図面名称欄に記載し、要目表と図面が繋がる記載とする。</p> <p>なお、〇〇ポンプA, B や〇〇弁A, B, C などの機器の「個数」が複数個あるものについては、その機器毎に「系統名」を記載する。また、系統に接続していないもの（例：クレーン等）については「－」で示す。7</p> <p style="text-align: right;">（記載例①参照）</p> <p>2. 「位置的分散」について</p> <p>常設機器等の「位置的分散」は、添付図面の「配置図」で示す。</p> <p>そのため、要目表の取付箇所欄には、当該機器を設置する「設置床」の記載欄を設け、その欄に「建屋の名称」及び機器等の「設置床レベル」を記載する。</p> <p>また、「配置図」側には、機器配置が識別できるよう「建屋の名称」及び「設置床レベル」を図面に記載し、要目表と図面が繋がる記載とする。</p> <p>なお、「設置床レベル」の表記方法については、設置変更許可申請書に準じる。</p> <p style="text-align: right;">（記載例②参照）</p> <p>3. 「溢水防護上の配慮が必要な機器等」について</p> <p>3.1 防護区画との関係について</p> <p>溢水防護上の配慮を必要とする機器等と溢水防護区画との関係が分かるように要目表の取付箇所の欄には、その機器が設置される「溢水防護上の区画番号」を記載する。</p> <p>なお、「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」に「防護区画番号」を示した「防護対処設備リスト」と「防護区画図面」を添付することでそれらの関係性を示す。</p> <p>また、「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法については図1及び図2に示す。</p> <p style="text-align: right;">（記載例③参照）</p>	

1. グランドルールの考え方について
 ・現状のグランドルールのうち、「溢水防護上の区画番号」および「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方針の主な個所は以下のとおり。

「溢水防護上の区画番号」について
 ③ 「〇〇施設 溢水による損傷の防止に関する説明書」の「防護対象設備リスト」及び「防護区画図面」との関連付けを行うため、仕様表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。
 なお、溢水防護上の対象設備以外の機器は「-」とする。

「溢水防護上の配慮が必要な高さ」について
 ④ 溢水防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定したうえで、裕度を設定して仕様表へ「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。
 なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。

・上記のルールを踏まえた「溢水防護上の区画番号」および「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載するために用いる資料構成と仕様表記載の流れのイメージ図を第1図に示す。



図〇 「溢水防護上の区画番号」と「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法

1. グランドルールの考え方について
 ・現状のグランドルールのうち、「溢水防護上の区画番号」および「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方針の主な個所は以下のとおり。(先行 PWR と同様)

「溢水防護上の区画番号」について
 ③ 「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」の「防護対象設備リスト」及び「防護区画図面」との関連付けを行うため、要目表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。
 なお、溢水防護上の対象設備以外の機器は「-」とする。

「溢水防護上の配慮が必要な高さ」について
 ④ 溢水防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定したうえで、裕度を設定して要目表へ「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。
 なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。

・上記のルールを踏まえた「溢水防護上の区画番号」および「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載するために用いる資料構成と要目表記載の流れのイメージ図を第1図に示す。

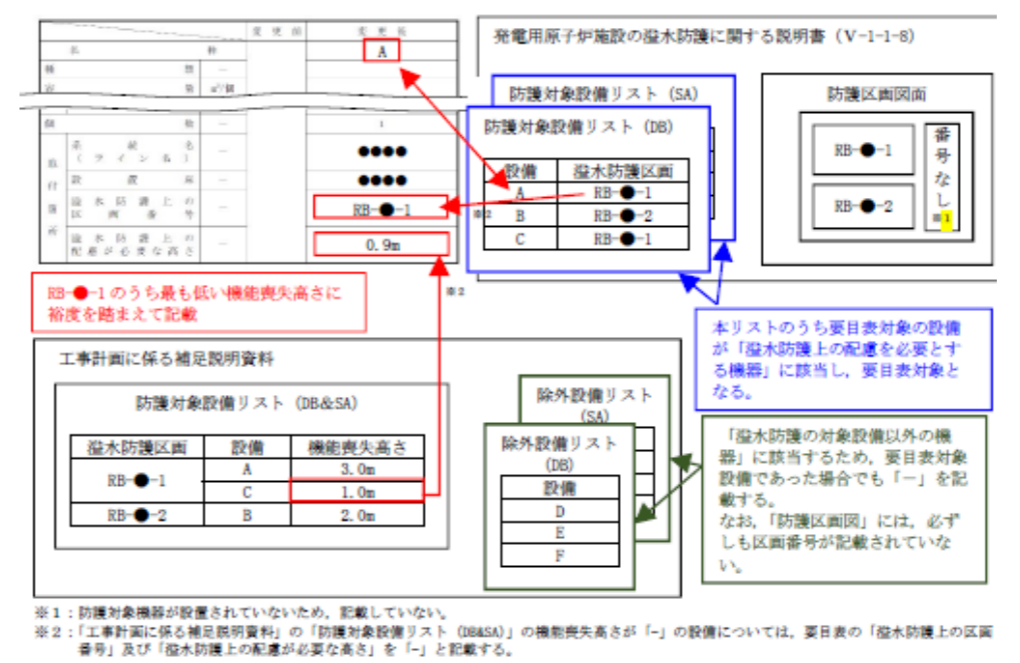
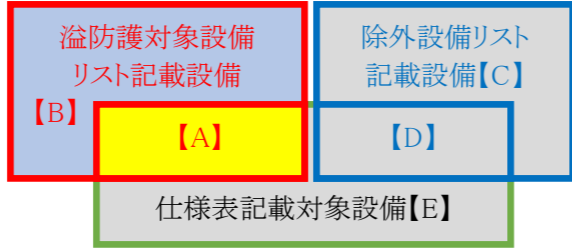
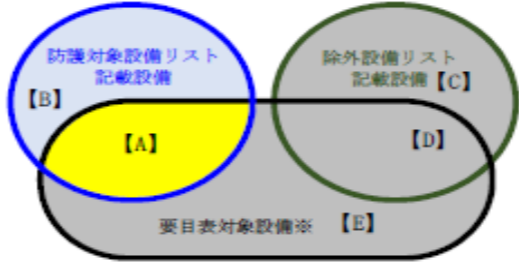
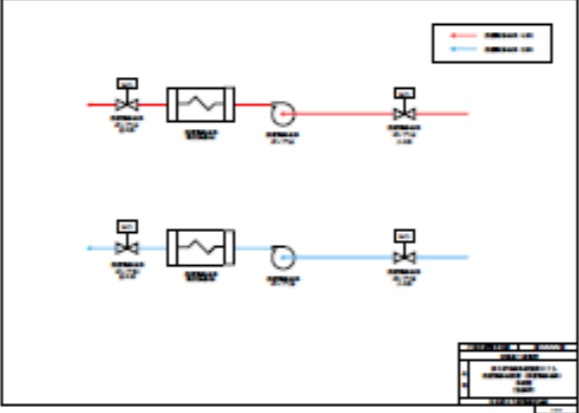
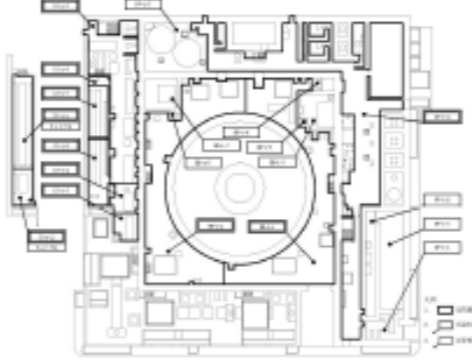
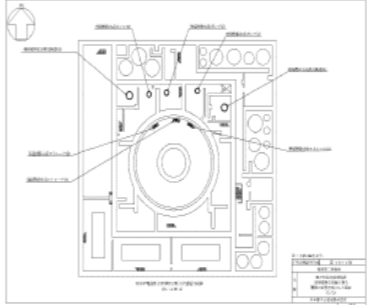



図1 「溢水防護上の区画番号」と「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																				
	<p>・「溢水防護上の配慮を必要とする機器」と「溢水防護の対象設備以外の機器」の考え方</p>  <p> 【A】 : 「溢水防護上の配慮を必要とする機器」 (仕様表記載対象)【A】 【B】 : 仕様表記載対象ではない溢水防護対象設備【B】 (グランドルール上の「溢水防護の対象設備以外の機器」) 【C】 : 「溢水防護の対象設備以外の機器」【C】【D】【E】 </p> <p>・仕様表の整理フロー ※1: 以下に該当する設備は評価対象外としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再処理許可基準規則 第11条、加工許可基準規則第11条の法令要求対象機器 SA 設備 <p>①溢水により機能喪失しない。(静的機器等) ②動作機能の喪失により安全機能に影響しない。 ③他の設備で代替できる。</p> <pre> graph TD Start["【A】+【B】+【C】+【D】"] --> Dec1{"溢水影響評価から除外可能。*1"} Dec1 -- YES --> Box1["説明書 防護対象設備リスト 記載設備 【A】+【B】"] Dec1 -- NO --> Box2["説明書 除外設備リスト 記載設備 【C】+【D】"] Box1 --> Dec2{"仕様表記載対象と重複していない"} Dec2 -- YES --> Box3["仕様表記載対象ではない防護設備 【B】"] Dec2 -- NO --> Box4["溢水防護上の配慮を必要とする機器 【A】"] </pre> <table border="1" data-bbox="557 1591 1507 1885"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>「溢水防護上の区画番号」</th> <th>溢水防護上の配慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>区画番号を記載する。</td> <td>区画内で最も低い機能喪失高さを記載する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">仕様表記載対象ではない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">仕様表記載対象ではない。</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>「-」を記載する。</td> <td>「-」を記載する。</td> </tr> <tr> <td>(参考: E)</td> <td>(「-」を記載する。)</td> <td>(「-」を記載する。)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図2 仕様表の整理フロー</p>	分類	「溢水防護上の区画番号」	溢水防護上の配慮が必要な高さ	A	区画番号を記載する。	区画内で最も低い機能喪失高さを記載する。	B	仕様表記載対象ではない。		C	仕様表記載対象ではない。		D	「-」を記載する。	「-」を記載する。	(参考: E)	(「-」を記載する。)	(「-」を記載する。)	<p>・「溢水防護上の配慮を必要とする機器」と「溢水防護の対象設備以外の機器」の考え方</p>  <p> 【A】 : 「溢水防護上の配慮を必要とする機器」 (要目表対象)【A】 【B】 : 要目表対象ではない防護対象設備【B】 (グランドルール上の「溢水防護の対象設備以外の機器」) 【C】 : 「溢水防護の対象設備以外の機器」【C】【D】【E】 ※ 別表第二の範囲を示す。 </p> <p>・要目表の整理フロー ※1: 以下に該当する設備は評価対象外としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置許可基準規則 第9条の法令要求対象機器 SA 設備 <p>①溢水により機能喪失しない。(静的機器等) ②原子炉格納容器内耐震境使用の設備である。 ③動作機能の喪失により安全機能に影響しない。 ④他の設備で代替できる。</p> <p>※2: 「溢水源がない区画」とは溢水源となる設備がなく、かつ消火活動も想定していない区画を指す。</p> <pre> graph TD Start["【A】+【B】+【C】+【D】"] --> Dec1{"溢水影響評価から除外可能。*1"} Dec1 -- YES --> Box1["説明書 除外設備リスト 記載設備 【C】+【D】"] Dec1 -- NO --> Box2["説明書 防護対象設備リスト 記載設備 【A】+【B】"] Box2 --> Dec2{"要目表対象と重複していない"} Dec2 -- YES --> Box3["要目表対象ではない防護設備 【B】"] Dec2 -- NO --> Box4["溢水防護上の配慮を必要とする機器 【A】"] </pre> <table border="1" data-bbox="1537 1591 2487 1885"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>「溢水防護上の区画番号」</th> <th>溢水防護上の配慮が必要な高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>区画番号を記載する。</td> <td>区画内で最も低い機能喪失高さを記載する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">要目表対象ではない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">要目表対象ではない。</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>「-」を記載する。</td> <td>「-」を記載する。</td> </tr> <tr> <td>(参考: E)</td> <td>(「-」を記載する。)</td> <td>(「-」を記載する。)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図2 要目表の整理フロー</p>	分類	「溢水防護上の区画番号」	溢水防護上の配慮が必要な高さ	A	区画番号を記載する。	区画内で最も低い機能喪失高さを記載する。	B	要目表対象ではない。		C	要目表対象ではない。		D	「-」を記載する。	「-」を記載する。	(参考: E)	(「-」を記載する。)	(「-」を記載する。)	
分類	「溢水防護上の区画番号」	溢水防護上の配慮が必要な高さ																																					
A	区画番号を記載する。	区画内で最も低い機能喪失高さを記載する。																																					
B	仕様表記載対象ではない。																																						
C	仕様表記載対象ではない。																																						
D	「-」を記載する。	「-」を記載する。																																					
(参考: E)	(「-」を記載する。)	(「-」を記載する。)																																					
分類	「溢水防護上の区画番号」	溢水防護上の配慮が必要な高さ																																					
A	区画番号を記載する。	区画内で最も低い機能喪失高さを記載する。																																					
B	要目表対象ではない。																																						
C	要目表対象ではない。																																						
D	「-」を記載する。	「-」を記載する。																																					
(参考: E)	(「-」を記載する。)	(「-」を記載する。)																																					

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3.2 据付高さ等</p> <p>据付高さ等について、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、その機器等が設置される溢水防護上の区画のうち、機能喪失高さの裕度が最も低いものを選定し、その区画の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として設定する。</p> <p>「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の設定には、機能喪失高さのマーヅンを加えた値で設定し、仕様表の記載としては、そのマーヅンを加えた値に「以上」を付記して表記する。</p> <p>また、溢水防護上の配慮が必要ない設備については「-」を記載する。</p> <p>なお、溢水防護上の配慮が必要な高さについては、追加要求事項として要目表の「変更後」も欄に記載する。</p> <p style="text-align: right;">(記載例④参照)</p>	<p>3.2 据付高さ等</p> <p>据付高さ等について、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、その機器等が設置される溢水防護上の区画のうち、機能喪失高さの裕度が最も低いものを選定し、その区画の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として設定する。</p> <p>また、溢水防護上の配慮が必要ない設備については「-」を記載する。</p> <p>なお、溢水防護上の配慮が必要な高さについては、追加要求事項として要目表の「変更後」も欄に記載する。</p> <p style="text-align: right;">(記載例④参照)</p> <p>4. 「火災防護対象機器」についての扱い</p> <p>火災防護対象機器の設置位置と「火災区域」又は「火災区画」との関係性について、以下の整理とする。</p> <p>(1) 「火災区域」及び「火災区画」の識別として、火災防護設備の要目表に「火災区域」及び「火災区画」の「名称」と「番号」を記載し、また添付図面においても、図中にそれら区域及び区画の「番号」を記載することで火災防護上の「区域」及び「区画」を識別する。</p> <p>(2) 火災防護対象機器について、添付書類「V-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」に「機器リスト」を添付し、そのリスト中に火災防護対象機器の「機器名称」と、その機器が設置される「火災区域番号」又は「火災区画番号」を記載することで、「火災防護対象機器」と「火災区域」及び「火災区画」との関係性が分かる記載とする。</p>	<p>・火災防護対象機器は仕様表作成対象外のため、記載しない。</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p data-bbox="706 275 1359 302">仕様表記載のうち機器等の取付箇所の記載方針について</p> <p data-bbox="557 380 1507 478"> 属する系統の機能の独立性 ・独立性は添付図面の系統図にて示す。なお、機器が設置される系統について「設備 (系統名)」で記載し、系統図とリンクさせる。 </p> <p data-bbox="557 1146 1507 1245"> 防護区画との関係 ・溢水防護上の配慮を必要とする機器等の仕様表の取付箇所欄には、その機器が設置される「溢水防護上の区画番号」を記載する。 </p>	<p data-bbox="1679 275 2332 302">要目表記載のうち機器等の取付箇所の記載方針について</p> <div data-bbox="1567 348 2303 947"> <p data-bbox="1626 365 1947 392">属する系統の機能の独立性</p> <p data-bbox="1581 443 2279 516"> ・独立性は系統図にて示す。なお、機器が設置される系統について「設備 (系統名)」で記載し、系統図とリンクさせる。 </p>  </div> <div data-bbox="1567 1104 2303 1692"> <p data-bbox="1626 1121 1843 1148">防護区画との関係</p> <p data-bbox="1581 1199 2279 1272"> ・溢水防護上の配慮を必要とする機器等の要目表の取付箇所欄には、その機器が設置される「溢水防護上の区画番号」を記載する。 </p>  </div>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>据付高さ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水防護対象機器等が設置される溢水防護区画のうち、機能喪失高さの裕度が最も低いものを選定し、その区画の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として設定する。 <p>なお、「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の設定には、機能喪失高さにマージンを加えた値で設定し、仕様表の記載としては、そのマージンを加えた値に「以上」を付記して標記する。</p> <p>位置的分散</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設の機器等の「位置的分散」は、添付図面の「配置図」で示す。 <p>仕様表の取付箇所欄には「配置図」とリンクできるよう、当該機器が設置される「設置床」の記載欄を設け、その欄に「建屋の名称」及び機器の「設置床レベル」を記載する。</p> <p>また、「配置図」側には、図面中に「建屋の名称」及び「設置床レベル」を記載する。</p>	<div data-bbox="1576 296 2332 909" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">据付高さ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水防護対象機器等が設置される溢水防護区画のうち、機能喪失高さの裕度が最も低いものを選定し、その区画の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として設定する。 <p>なお、「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の設定には、機能喪失高さにマージンを加えた値で設定し、要目表の記載としては、そのマージンを加えて値に「以上」を付記して表記する。</p> </div> <div data-bbox="1552 1010 2472 1455" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">位置的分散</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設の機器等の「位置的分散」は、添付図面の「配置図」で示す。 <p>要目表の取付箇所欄には「配置図」とリンクできるよう、当該機器が設置される「設置床」の記載欄を設け、その欄に「建屋の名称」及び機器の「設置床レベル」を記載する。</p> <p>また、「配置図」側には、図面中に「建屋の名称」及び「設置床レベル」を記載する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">イメージ図</p> </div>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																																																																																																																																
	記載例	記載例																																																																																																																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>—</td> <td>冷却水循環ポンプ A, B</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">設計条件</td> <td>核 的 制 限 値</td> <td>L</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>定 格 容 量</td> <td>m³/h/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">仕様</td> <td rowspan="2">ポンプ</td> <td>定 格 揚 程</td> <td>m</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>吸込口径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>全 高</td> <td>Mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料</td> <td>ケ ー シ ン グ</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td></td> <td>①の例</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td></td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td></td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td></td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td></td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原動機</td> <td>種</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>出 力</td> <td>kW/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	名	称	—	冷却水循環ポンプ A, B	種	類	—	〇〇	設計条件	核 的 制 限 値	L	〇〇	最 高 使 用 圧 力	MPa	〇〇	最 高 使 用 温 度	℃	〇〇	定 格 容 量	m ³ /h/個	〇〇	仕様	ポンプ	定 格 揚 程	m	〇〇	主要寸法	吸込口径	mm	〇〇	吐出口径	mm	〇〇	全 高	Mm	〇〇	主要材料	ケ ー シ ン グ		〇〇	個 数		①の例	取付箇所	系統名 (ライン名)		〇〇 〇〇	設置床		〇〇 〇〇	溢水防護上の区画番号		〇〇 〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ		〇〇 〇〇	原動機	種	—	〇〇	出 力	kW/個	〇〇	個 数	—	〇〇	取 付 箇 所	—	〇〇	<p style="text-align: center;">東海第二_事業者ヒアリング_第1313回_H30年10月5日</p> <p style="text-align: center;">記載例</p> <p>4 ほう酸水注入設備に係る次の事項</p> <p>4.1 ほう酸水注入系</p> <p>(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・常設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>ほう酸水注入ポンプ*1</td> <td>ほう酸水注入ポンプ*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>往復形*3</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/個</td> <td>9.78 以上 (9.78*4, *5)</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>8.5 以上*6 (8.5*4, *5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>吸込側 1.04*7 吐出側 9.66*7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> <td>66*7</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>吸 込 内 径</td> <td>mm</td> <td>65.9*4, *7</td> </tr> <tr> <td>吐 出 内 径</td> <td>mm</td> <td>38.4*4, *7</td> </tr> <tr> <td>ケーシング厚さ</td> <td>mm</td> <td>11.8*4, *7</td> </tr> <tr> <td>た て</td> <td>mm</td> <td>1820*4, *8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ポンプ</td> <td>横</td> <td>mm</td> <td>2100*4, *8</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>1250*4, *8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>ケーシング*9</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケーシングカバー</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2*10</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系 統 名 (ライン名)</td> <td>ほう酸水注入ポンプA ほう酸水注入系*7</td> <td>ほう酸水注入ポンプB ほう酸水注入系*7</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>RB-5-3</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>EL. 39.26 m 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2-別 3-7</p>			変更前	変更後	名	称	ほう酸水注入ポンプ*1	ほう酸水注入ポンプ*2	種	類	—	往復形*3	容 量	m ³ /h/個	9.78 以上 (9.78*4, *5)	吐 出 圧 力	MPa	8.5 以上*6 (8.5*4, *5)		最 高 使 用 圧 力	MPa	吸込側 1.04*7 吐出側 9.66*7		最 高 使 用 温 度	℃	66*7		主要寸法	吸 込 内 径	mm	65.9*4, *7	吐 出 内 径	mm	38.4*4, *7	ケーシング厚さ	mm	11.8*4, *7	た て	mm	1820*4, *8	ポンプ	横	mm	2100*4, *8	高 さ	mm	1250*4, *8	材 料	ケーシング*9	—		ケーシングカバー	—		個 数	—	2*10		取付箇所	系 統 名 (ライン名)	ほう酸水注入ポンプA ほう酸水注入系*7	ほう酸水注入ポンプB ほう酸水注入系*7	設 置 床	—	原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7	溢水防護上の区画番号	—	RB-5-3	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	EL. 39.26 m 以上	
		変更前	変更後																																																																																																																																																
名	称	—	冷却水循環ポンプ A, B																																																																																																																																																
種	類	—	〇〇																																																																																																																																																
設計条件	核 的 制 限 値	L	〇〇																																																																																																																																																
	最 高 使 用 圧 力	MPa	〇〇																																																																																																																																																
	最 高 使 用 温 度	℃	〇〇																																																																																																																																																
	定 格 容 量	m ³ /h/個	〇〇																																																																																																																																																
仕様	ポンプ	定 格 揚 程	m	〇〇																																																																																																																																															
		主要寸法	吸込口径	mm	〇〇																																																																																																																																														
	吐出口径		mm	〇〇																																																																																																																																															
	全 高		Mm	〇〇																																																																																																																																															
	主要材料	ケ ー シ ン グ		〇〇																																																																																																																																															
		個 数		①の例																																																																																																																																															
取付箇所	系統名 (ライン名)		〇〇 〇〇																																																																																																																																																
	設置床		〇〇 〇〇																																																																																																																																																
	溢水防護上の区画番号		〇〇 〇〇																																																																																																																																																
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		〇〇 〇〇																																																																																																																																																
原動機	種	—	〇〇																																																																																																																																																
	出 力	kW/個	〇〇																																																																																																																																																
	個 数	—	〇〇																																																																																																																																																
	取 付 箇 所	—	〇〇																																																																																																																																																
		変更前	変更後																																																																																																																																																
名	称	ほう酸水注入ポンプ*1	ほう酸水注入ポンプ*2																																																																																																																																																
種	類	—	往復形*3																																																																																																																																																
	容 量	m ³ /h/個	9.78 以上 (9.78*4, *5)																																																																																																																																																
吐 出 圧 力	MPa	8.5 以上*6 (8.5*4, *5)																																																																																																																																																	
最 高 使 用 圧 力	MPa	吸込側 1.04*7 吐出側 9.66*7																																																																																																																																																	
最 高 使 用 温 度	℃	66*7																																																																																																																																																	
主要寸法	吸 込 内 径	mm	65.9*4, *7																																																																																																																																																
	吐 出 内 径	mm	38.4*4, *7																																																																																																																																																
	ケーシング厚さ	mm	11.8*4, *7																																																																																																																																																
	た て	mm	1820*4, *8																																																																																																																																																
ポンプ	横	mm	2100*4, *8																																																																																																																																																
	高 さ	mm	1250*4, *8																																																																																																																																																
材 料	ケーシング*9	—																																																																																																																																																	
	ケーシングカバー	—																																																																																																																																																	
個 数	—	2*10																																																																																																																																																	
取付箇所	系 統 名 (ライン名)	ほう酸水注入ポンプA ほう酸水注入系*7	ほう酸水注入ポンプB ほう酸水注入系*7																																																																																																																																																
	設 置 床	—	原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7																																																																																																																																																
	溢水防護上の区画番号	—	RB-5-3																																																																																																																																																
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	EL. 39.26 m 以上																																																																																																																																																

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考														
		<p style="text-align: center;">東海第二_事業者ヒアリング_第1313回_H30年10月5日</p> <p>(続き)</p> <table border="1" data-bbox="1736 457 2407 611"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">原 動 機</td> <td>種 類</td> <td>誘導電動機*11</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>出 力</td> <td>kW/個 37</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>ポンプと同じ*7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ポンプ」と記載。 *2: 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(ほう酸水注入系)及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(ほう酸水注入系)と兼用する。 *3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「水平3連ブランチャポンプ」と記載。記載内容は、設計図書による。 *4: 公称値を示す。 *5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「163 ℓ/min」と記載。 *6: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「全揚程 870 m」と記載。 *7: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *8: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和50年11月7日付け 資庁第 11107 号にて認可された工事計画の添付図面「第 3-18 図 ほう酸水注入系ポンプ組立外形図」による。 *9: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「接液部」と記載。 *10: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「2 (常用1, 予備1)」と記載。 *11: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「3 相誘導電動機」と記載。</p> <p style="text-align: center;">2-別 3-8</p>			変 更 前	変 更 後	原 動 機	種 類	誘導電動機*11	変更なし	出 力	kW/個 37	個 数	2	取 付 箇 所	ポンプと同じ*7	
		変 更 前	変 更 後														
原 動 機	種 類	誘導電動機*11	変更なし														
	出 力	kW/個 37															
	個 数	2															
	取 付 箇 所	ポンプと同じ*7															

可搬型主配管の仕様表に記載する「個数」の記載方法と「個数」及び「取付箇所」に
注記を記載する際の基本的な記載ルールについて

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																								
	<p style="text-align: right;">別紙 4</p> <p>可搬型主配管の仕様表に記載する「個数」の記載方法と「個数」及び「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な記載ルールについて</p> <p>1. 要旨 可搬型主配管に係る「個数」の記載方法及び「個数」, 「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な記載方法について以下にまとめる。</p> <p>2. 「個数」の記載方法 2.1 「個数」欄には, 「技術基準規則で要求される必要な容量を賄える個数」(以下「必要数」という。)と「故障時バックアップの個数」を記載する。</p> <p>その際, 必要数は括弧外に記載し, 予備は括弧を付し, そのカッコ内に「故障時バックアップ」の記載と個数を示す。</p> <p>例:</p> <table border="1" data-bbox="557 1020 1507 1146"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●● (故障時バックアップ□□)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">●●: 必要数 □□: 故障時バックアップ数</p> <p>※…故障時バックアップの表示は括弧内に「故障時バックアップ」の記載と個数を付す。</p> <p>なお, 「個数」には, 単位を記載しないが, 管種を識別するため「取付箇所」欄に記載する場合は以下の表記とする。</p> <p>① 可搬型ホースについては「本」 ② 可搬型鋼管については「台」</p> <p>2.2 可搬型主配管は, 使用方法により適用する技術基準規則が異なり, それにより必要数及び故障時バックアップ数も変わることから, 個々の基本的な記載パターンを以下に定める。</p> <p>2.2.1 基準要求が $2n + \alpha$ のもの (例: 「建屋外」から「建屋内」に水を供給するための可搬型ホース等)</p> <p>(1) 単一の長さの可搬型主配管の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要数には, $2n$の本数(台数)を括弧外に記載する。 故障時バックアップ数には, αの本数(台数)に括弧を付して記載する。 	名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所					●● (故障時バックアップ□□)		<p style="text-align: right;">別紙 4</p> <p>可搬型主配管の要目表に記載する「個数」の記載方法と「個数」及び「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な記載ルールについて</p> <p>1. 要旨 別表第二の改正により可搬型主配管の要目表に「個数」が追加されたことを受け, その「個数」への記載方法及び「個数」, 「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な記載方法について以下にまとめる。</p> <p>2. 「個数」の記載方法 2.1 「個数」欄には, 「技術基準規則で要求される必要な容量を賄える個数」(以下「必要数」という。)と「バックアップの個数」(以下「予備」という。)を記載する。</p> <p>その際, 必要数は括弧外に記載し, 予備は括弧を付し, そのカッコ内に「予備」の記載と個数を示す。</p> <p>例:</p> <table border="1" data-bbox="1537 1020 2487 1146"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●● (予備□□)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">●●: 必要数 □□: 予備数</p> <p>※…予備の表示は括弧内に「予備」の記載と個数を付す。</p> <p>なお, 「個数」には, 単位を記載しないが, 管種を識別するため「取付箇所」欄に記載する場合は以下の表記とする。</p> <p>① 可搬型ホースについては「本」 ② 可搬型鋼管については「台」</p> <p>2.2 可搬型主配管は, 使用方法により適用する技術基準規則が異なり, それにより必要数及び予備数も変わることから, 個々の基本的な記載パターンを以下に定める。</p> <p>2.2.1 基準要求が $2n + \alpha$ のもの (例: 「建屋外」から「建屋内」に水を供給するための可搬型ホース等)</p> <p>(1) 単一の長さの可搬型主配管の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要数には, $2n$の本数(台数)を括弧外に記載する。 予備数には, αの本数(台数)に括弧を付して記載する。 	名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所					●● (予備□□)		<p>・別表第2に相当するものがないため, 記載見直し。</p> <p>・常設設備における「予備」の扱いと区別するため, 読み替えは行わない。(以降, 省略。)</p>
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																						
				●● (故障時バックアップ□□)																							
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																						
				●● (予備□□)																							

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																								
	<p>(2) 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要数には、ホース長さごとに必要となる本数を合算した値 (2n) を括弧外に記載する。 故障時バックアップ数には、ホース長さごとの故障時バックアップ本数を合算した値 (α) に括弧を付して記載する。 <p>2.2.2 基準要求が n + α のもの (例:「建屋内」のみ使用する可搬型ホース等)</p> <p>(1) 単一の長さの可搬型主配管の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要数には、nの本数(台数)を括弧外に記載する。 故障時バックアップ数には、αの本数(台数)に括弧を付して記載する。 <p>(2) 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要数には、ホース長さごとに必要となる本数を合算した値(n)を括弧外に記載する。 故障時バックアップ数には、ホース長さごとの予備本数を合算した値(α)に括弧を付して記載する。 <p>3. 「個数」及び「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な表記方法</p> <p>3.1 「個数」への注記方法 以下に示す「3.1.1」～「3.1.4」</p> <p>3.1.1 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合は、長さごとに必要となる数がかかるように注記を記載する。 <p>例:</p> <table border="1" data-bbox="557 1423 1507 1549"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 5m, 10m, 50m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●● (故障時バックアップ□□) *1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 必要本数●●本 (5m: ●本, 10m: ●本, 50m: ●本) 及び故障時バックアップ各1本の数量を示す。</p>	名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所	〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●● (故障時バックアップ□□) *1		<p>(2) 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要数には、ホース長さごとに必要となる本数を合算した値 (2n) を括弧外に記載する。 予備数には、ホース長さごとの予備本数を合算した値 (α) に括弧を付して記載する。 <p>2.2.2 基準要求が n + α のもの (例:「建屋内」のみ使用する可搬型ホース等)</p> <p>(1) 単一の長さの可搬型主配管の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要数には、nの本数(台数)を括弧外に記載する。 予備数には、αの本数(台数)に括弧を付して記載する。 <p>(2) 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要数には、ホース長さごとに必要となる本数を合算した値(n)を括弧外に記載する。 予備数には、ホース長さごとの予備本数を合算した値(α)に括弧を付して記載する。 <p>3. 「個数」及び「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な表記方法</p> <p>3.1 「個数」への注記方法 以下に示す「3.1.1」～「3.1.4」の場合には、個数に注記を記載する。</p> <p>3.1.1 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合は、長さごとに必要となる数がかかるように注記を記載する。 <p>例:</p> <table border="1" data-bbox="1534 1423 2484 1549"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 5m, 10m, 50m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●● (予備□□) *1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 必要本数●●本 (5m: ●本, 10m: ●本, 50m: ●本) 及び予備各1本の数量を示す。</p>	名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所	〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●● (予備□□) *1		
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																						
〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●● (故障時バックアップ□□) *1																							
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																						
〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●● (予備□□) *1																							

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																																																								
	<p>3.1.2 設備を兼用する複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する 場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備 (系統) 区分によって, 組み合わせる本数 (台数) が異なるものは, 各設備 (系統) 区分で必要となる数がわかるように注記を記載する。 <p>例:</p> <table border="1" data-bbox="557 527 1507 646"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用 圧力</th> <th>最高使用 温度</th> <th>主要 寸法</th> <th>個数</th> <th>取付 箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 5m, 10m, 50m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●● (故障時バック アップ□□) *2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *2: 〇〇施設のうち△△設備 (□□系) としての必要本数●●本 (5m: ●本, 10m: ●本, 50m: ●本) と●●施設のうち▲▲設備 (■系) としての必要本数●●本 (5m: ●本, 10m: ●本, 50m: ●本) を合わせた数量及び故障時バックアップ各 1 本の数量を示す。</p> <p>3.1.3 機器に専属するホースの場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器の専属ホースであることがわかるように, 専属する機器名が判別可能なよう注記で記載する。 <p>例:</p> <table border="1" data-bbox="557 1098 1507 1192"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用 圧力</th> <th>最高使用 温度</th> <th>主要 寸法</th> <th>個数</th> <th>取付 箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 5m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●●*3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *3: 〇〇ポンプの保有数と同じ数量を示す。</p> <table border="1" data-bbox="557 1283 1507 1436"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用 圧力</th> <th>最高使用 温度</th> <th>主要 寸法</th> <th>個数</th> <th>取付 箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△△ 給油ライン接続用 19.5m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●●*4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *4: △△1 台あたりの数量を示す。</p>	名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所	〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●● (故障時バック アップ□□) *2		名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所	〇〇用 5m ホース				●●*3		名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所	△△ 給油ライン接続用 19.5m ホース				●●*4		<p>3.1.2 設備を兼用する複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する 場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備 (系統) 区分によって, 組み合わせる本数 (台数) が異なるものは, 各設備 (系統) 区分で必要となる数がわかるように注記を記載する。 <p>例:</p> <table border="1" data-bbox="1531 527 2481 646"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用 圧力</th> <th>最高使用 温度</th> <th>主要 寸法</th> <th>個数</th> <th>取付 箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 5m, 10m, 50m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●● (予備□□) *2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *2: 〇〇施設のうち△△設備 (□□系) としての必要本数●●本 (5m: ●本, 10m: ●本, 50m: ●本) と●●施設のうち▲▲設備 (■系) としての必要本数●●本 (5m: ●本, 10m: ●本, 50m: ●本) を合わせた数量及び予備各 1 本の数量を示す。</p> <p>3.1.3 機器に専属するホースの場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器の専属ホースであることがわかるように, 専属する機器名が判別可能なよう注記で記載する。 <p>例:</p> <table border="1" data-bbox="1531 1098 2481 1192"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用 圧力</th> <th>最高使用 温度</th> <th>主要 寸法</th> <th>個数</th> <th>取付 箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 5m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●●*3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *3: 〇〇ポンプの保有数と同じ数量を示す。</p> <table border="1" data-bbox="1531 1283 2481 1436"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用 圧力</th> <th>最高使用 温度</th> <th>主要 寸法</th> <th>個数</th> <th>取付 箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△△ 給油ライン接続用 19.5m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●●*4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *4: △△1 台あたりの数量を示す。</p>	名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所	〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●● (予備□□) *2		名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所	〇〇用 5m ホース				●●*3		名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所	△△ 給油ライン接続用 19.5m ホース				●●*4		
名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所																																																																						
〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●● (故障時バック アップ□□) *2																																																																							
名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所																																																																						
〇〇用 5m ホース				●●*3																																																																							
名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所																																																																						
△△ 給油ライン接続用 19.5m ホース				●●*4																																																																							
名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所																																																																						
〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●● (予備□□) *2																																																																							
名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所																																																																						
〇〇用 5m ホース				●●*3																																																																							
名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所																																																																						
△△ 給油ライン接続用 19.5m ホース				●●*4																																																																							

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																																
	<p>3.1.4 2セットで技術基準規則要求を満たす設備に使用するホースの場合 (1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 2セットで基準要求を満たす設備に使用するホースは、1セット分の必要本数及び故障時バックアップ数と必要なセット数を注記で記載する。 <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="557 491 1504 764"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇 給油ライン 接続用 4 m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●●*5 (故障時バックアップ□□)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *5：必要本数 15 本を 2 セットに故障時バックアップ 1 本の数量を示す。</p> <p>3.2 「取付箇所」への注記方法 以下に示す「3.2.1」の場合には、取付箇所に注記を記載する。</p> <p>3.2.1 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合 (1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 最長敷設ルートにおけるホース長さごとの必要本数を記載する。 <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="557 1167 1504 1440"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 0.5m, 1m, 2m, 3m, 5m, 10m, 20m, 50m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>取付箇所： △△～□□接 続口 (52 本 *6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *6：最長のルートである「●●～▲▲」に敷設した場合 (0.5m：1 本，1m：2 本，2m：5 本，3m：1 本，5m：3 本，10m：8 本，50m：32 本) の数量を示す。</p> <p>4. 各可搬型主配管の個数の内訳 可搬型主配管のうち、複数の使用方法等により内訳の説明を要する可搬型主配管は、設定根拠に関する説明書又は設定根拠に関する説明書の補足説明資料に示す。</p>	名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所	〇〇 給油ライン 接続用 4 m ホース				●●*5 (故障時バックアップ□□)		名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所	〇〇用 0.5m, 1m, 2m, 3m, 5m, 10m, 20m, 50m ホース					取付箇所： △△～□□接 続口 (52 本 *6)	<p>3.1.4 2セットで技術基準規則要求を満たす設備に使用するホースの場合 (1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 2セットで基準要求を満たす設備に使用するホースは、1セット分の必要本数及び予備数と必要なセット数を注記で記載する。 <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="1534 491 2481 764"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇 給油ライン 接続用 4 m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●●*5 (予備□□)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *5：必要本数 15 本を 2 セットに予備 1 本の数量を示す。</p> <p>3.2 「取付箇所」への注記方法 以下に示す「3.2.1」の場合には、取付箇所に注記を記載する。</p> <p>3.2.1 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合 (1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 最長敷設ルートにおけるホース長さごとの必要本数を記載する。 <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="1534 1167 2481 1440"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 0.5m, 1m, 2m, 3m, 5m, 10m, 20m, 50m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>取付箇所： △△～□□接 続口 (52 本 *6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *6：最長のルートである「●●～▲▲」に敷設した場合 (0.5m：1 本，1m：2 本，2m：5 本，3m：1 本，5m：3 本，10m：8 本，50m：32 本) の数量を示す。</p> <p>4. 各可搬型主配管の個数の内訳 可搬型主配管のうち、複数の使用方法等により内訳の説明を要する可搬型主配管は、設定根拠に関する説明書又は設定根拠に関する説明書の補足説明資料に示す。</p>	名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所	〇〇 給油ライン 接続用 4 m ホース				●●*5 (予備□□)		名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所	〇〇用 0.5m, 1m, 2m, 3m, 5m, 10m, 20m, 50m ホース					取付箇所： △△～□□接 続口 (52 本 *6)	
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																																														
〇〇 給油ライン 接続用 4 m ホース				●●*5 (故障時バックアップ□□)																																															
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																																														
〇〇用 0.5m, 1m, 2m, 3m, 5m, 10m, 20m, 50m ホース					取付箇所： △△～□□接 続口 (52 本 *6)																																														
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																																														
〇〇 給油ライン 接続用 4 m ホース				●●*5 (予備□□)																																															
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																																														
〇〇用 0.5m, 1m, 2m, 3m, 5m, 10m, 20m, 50m ホース					取付箇所： △△～□□接 続口 (52 本 *6)																																														

設工認作成要領における最高使用圧力／温度の扱いについて

1. 事業変更許可申請書の記載内容

事業変更許可申請書における放射線分解により発生する水素による爆発及びT B P等の錯体の急激な分解反応に関する環境条件等（最高使用圧力／温度）の記載は以下のとおり。

（本文）

- ✓ 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。
- ✓ 放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びりん酸三ブチル（以下「T B P」という。）又はその分解生成物であるりん酸二ブチル、りん酸一ブチル（以下「T B P等」という。）と硝酸、硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体（以下「T B P等の錯体」という。）による急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。

（添付書類六）

- ✓ 重大事故等時の温度、圧力、湿度、放射線の影響として、以下の条件を考慮しても機能を喪失することはなく、必要な機能を有効に発揮することができる設計とする。各重大事故等時の環境条件は以下のとおり。

(1) 水素爆発

水素の燃焼による温度及び圧力の上昇、並びに外部からの圧縮空気の供給圧力を考慮し、以下を使用条件とする。また、同時に発生するおそれのある「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の使用条件も考慮する。

温度 蒸発乾固との同時発生 130℃※
50℃※

圧力 水素爆発の同時発生を想定する貯槽 0.5MPa※
圧縮空気供給系統等 0.69MPa等※

※ 主要な数値のみ抜粋

(2) T B P等の錯体による急激な分解反応

T B P等の錯体による急激な分解反応が発生した時の温度及び圧力、当該事象発生後の温度及び圧力を考慮し、以下を条件とする。

温度 プルトニウム濃縮缶気相部 370℃※

圧力 プルトニウム濃縮缶気相部 0.84MPa※

※ 主要な数値のみ抜粋

2. 爆発等による荷重の取り扱い

- ✓ 水素爆発及びT B P等の錯体の急激な分解反応によって構造物に生じる荷重は、気相部を伝達する衝撃波（パルス状）であり、構造物に静的に負荷される荷重とは影響が異なる。
- ✓ 一般的な強度評価に用いられる静的に負荷される荷重による応力は、力のつり合いにより生じる。一方、衝撃波による応力は、その衝撃波への構造物の応答により生じるものであり、衝撃波が示す圧力の大きさを単純に応力が定まるものではない。（衝撃波による応力の算出には動的な解析（衝撃解析）を必要）。
- ✓ 従って、衝撃波が示す圧力は、通常の仕様表に記載される圧力とは意味合いが異なる。
- ✓ 以上を考慮し、仕様表には静的に負荷される荷重としての圧力を記載する。

3. 設工認への記載方針

設工認における、基本設計方針、仕様表及び添付書類（耐圧強度計算書）における水素爆発及びT B P等の錯体の急激な分解反応に関する環境条件等（最高使用圧力／温度）の記載方針を以下のとおりとする。

(1) 基本設計方針

ADRB本文記載事項に合わせて、「水素爆発等の瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする」旨を記載する。

(2) 仕様表

水素爆発及びT B P等の錯体の急激な分解反応に由来する圧力／温度を除く当該設備において最も厳しい条件を記載する。（「2. 爆発等による荷重の取り扱い」参照）

(3) 添付書類

耐圧強度計算書において、水素爆発及びT B P等錯体の急激な分解反応による圧力／温度条件の設定根拠を記載する。また、この条件における衝撃解析を実施し、健全性が維持されることを示す。

以上

再処理施設における耐圧強度評価を行う対象の考え方について

1. はじめに

再処理施設において、既認可では以下の対象について、耐圧強度評価を行っていた。

- ・事業指定申請書で安全上重要な施設として定めたもの（容器及び管並びにこれらを支持する構造物）
- ・再処理第1種機器～第5種機器に属するもの
- ・放射性物質を内包し、内容積が10m³以上の容器
- ・ウラン又はウランの化合物をウラン量で500Kg以上内包する容器
- ・海洋放出管理系に属するもの

2. 耐圧強度評価対象の考え方

(1) 事業指定申請書で安全上重要な施設として定めたもの

技術基準第6条に「再処理施設の安全を確保する上で重要なものの材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならぬ。」と記載されているため、事業指定申請書で「安全上重要な施設」として申請されている容器及び管等を耐圧強度評価対象として選定した。

(2) 再処理第1種機器～第5種機器に属するもの

核燃料施設は、多量の核燃料物質や核分裂生成物を取り扱うため、これらに対する機器の閉じ込め機能が重要であるため、再処理規則の「溶接検査を受ける再処理施設」と定められている放射能濃度を基に定めている溶接の機種区分を耐圧強度評価対象として選定した。

(3) 放射性物質を内包し、内容積が10m³以上の容器

過去の折衝の中で、溶接検査対象外であっても使用済燃料プールのような大型容器は強度評価対象とするべきとの議論を踏まえ、これを準用して耐圧強度評価対象として選定した。

なお、放射性物質の定義は、37Bq/cm³を超える放射能濃度としている。

(4) ウラン又はウランの化合物をウラン量で500Kg以上内包する容器

再処理規則の「溶接検査を受ける再処理施設」では、「ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器であって、その内包するウランの量が五百キログラム以上のもの」と規定されており、液体状に限定した溶接検査となっているが、過去の折衝の中で、ウラン又はウラン化合物を内包する固体（粉末も含む）に対しても強度評価対象とすべきとの議論を踏まえ、液体状に限定することなく、耐圧強度計算対象として選定した。

(5) 海洋放出管理系に属するもの

事業指定申請書では、安全上重要な施設として申請はされていないが、事業指定申請書の添付書類の中で、「海洋放出管を経て、沖合3kmの海中に放出する」旨記載さ

れているため、放出経路維持の観点から海洋放出管理系に属する機器の閉じ込めが重要と考え、耐圧 強度計算対象として選定した。

以上

再処理施設等の設工認における管継手の記載方針について

1. はじめに

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド（以下、「工認手続きガイド」という。）では、「本流が流れる箇所の管継手も主配管とし、要目表に記載する必要があるが、クラス3管、重大事故等クラス3管又は発電用火力設備に関する技術基準を定める省令を準用する管に接続する管継手であって、JIS規格若しくは設計・建設規格に適合し、管と同等以上の肉厚を有するもの又はそれらと同等の保安水準の確保が達成できるものにあつては、要目表への記載を必要としないこととする。また、クラス1管、クラス2管、重大事故等クラス1管又は重大事故等クラス2管であつて、母管から分岐する主配管に接続するための管台については、要目表に明記することとする。」と記載されている。

2. 再処理施設に対する材料及び構造に関する要求について

発電炉では、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」において、各機器がその機能を果たすうえで考慮すべき使用条件に応じて設定された機器等の区分毎に材料及び構造に関する要求が規定されており、通常運転時及び設計基準事故時における使用条件が高温、高圧となる原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器（クラス1機器）、工学的安全施設のうち直接系に属する機器等（クラス2機器）については、材料及び構造に関する特別な要求が規定されている。

一方、再処理施設においては、安全機能を有する施設を含む全ての機器の通常運転時、設計基準事故時における使用条件は、低温、低圧で、各機器に求められる機能に係わらず有意な差がないことから、「再処理施設の技術基準に関する規則」においても機器等の区分に応じた構造上の要求はなく、安全機能を有する施設を含む全ての機器は、当時の「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」（昭和55年10月30日 通商産業省告示第501号）の第4種機器（現行クラス3機器）に対する材料及び構造に関する要求を考慮し、設計している。（建設時 第2回 設工認にて認可済み）

また、重大事故等時における各機器の使用条件も設計基準事故時と有意な差はなく、重大事故等対処施設に対しても発電炉のような特別な要求はない。

3. 仕様表への管継手の記載方針について

(1) 再処理施設

再処理施設では、高放射能流体、高濃度硝酸を含む溶液等に対し、閉じ込めが要求される安全上重要な設備がある。このうち、特に放射性物質の保有量が大きく漏えい時の影響が大きな使用済燃料溶解槽、プルトニウム溶液蒸発缶、高放射性廃液蒸発缶、高放射性廃液貯槽を再処理第1種機器としており、これに附属する管を再処理第1種管とし、再処理第1種管の継手を仕様表に注記で記載する。（記載例を別

紙1に示す) また、既認可と同様に異材継手などJIS規格外の管継手は仕様表へ記載する。(記載例を別紙1に示す)

なお、それ以外の管継手については、J I S規格若しくは設計・建設規格に適合し、管と同等以上の肉厚を有するもの又はそれらと同等の保安水準の確保が達成できるものにあつては、仕様表への記載を必要としないこととする。

(2) 廃棄物管理施設

廃棄物管理施設においては、溶接の機種区分に該当する設備がないことから、管継手については仕様表へ記載しないこととする。

(3) 加工施設

加工施設においては、再処理施設と同様に放射性物質の保有量の観点から加工第1種機器に属する加工第1種管の管継手を仕様表の注記へ記載する。また、それ以外の管継手については、J I S規格若しくは設計・建設規格に適合し、管と同等以上の肉厚を有するもの又はそれらと同等の保安水準の確保が達成できるものにあつては、仕様表への記載を必要としないこととする。

4. 仕様表への管台の記載方針について

管継手の仕様を記載する管であつて、母管から分岐する主配管に接続するための管台については、仕様表に注記で記載する。(記載例を別紙1に示す)

以上

変更前									変更後								
名	称	設計条件			仕様			備考	名称	流体の種類	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	主要材料	配管番号	
		流体の種類	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	主要材料	備考									
○	○○ ~ ○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○ ¹⁾ ~ ○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	
																	○○
設	○○	入口	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	
		異材接合部				○○	○○	○○									
		出口				○○	○○	○○									
備	○○	○○	○○	○○	内管	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	内管	○○	○○	○○	○○
					外管	○○	○○	○○					外管	○○	○○	○○	

1) JIS 規格等に適合した継手類を含む。

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】 <精査中>
<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: center;">3 設工認申請における基本設計方針の作成要領</p> <p>1. 目的 「基本設計方針」の基本的な作成要領について定める。</p> <p>2. 基本設計方針の資料構成</p> <p>(1) 基本設計方針の資料構成は、「設工認申請における資料作成に当たっての基本的考え方」に基づき、技術基準規則の要求を満たすための基本的な設計方針を記載する構成とする。</p> <p>(2) 基本設計方針の記載は、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第二条、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」第四条及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第三条の二の二に記載の施設区分順に「施設（系統）」ごとに作成する。</p> <p>(3) 基本設計方針を作成するにあたり、技術基準規則への適合性を逐条的に示すために、「条文」ごとに基本設計方針を作成した上で、その内容を基に、「施設（系統）」ごとの基本設計方針（以下「基本設計方針」という。）に再構成するための方針を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">また、事業変更許可との整合性を説明するため、系統構成や主要設備について整理し、設備の設計方針として組み込む。</p> <p>a. 逐条的に示した基本設計方針を条文単位で、各施設（系統）に共通する設計方針と、施設固有の設計方針とに分類し、前者を「共通項目」、後者を「個別項目」とする。</p> <p style="text-align: center;">なお、事業変更許可との整合のために整理した、設備の系統構成及び主要設備に関する基本設計方針は「個別項目」に展開する。</p> <p>b. 基本設計方針の構成は、上記の「共通項目」を第1章、「個別項目」を第2章とする。共通項目と個別項目の構成については以下に示す。</p> <p>【共通項目の基本構成について】</p> <p>c. 共通項目の記載単位は基本的には技術基準規則の条文単位とするが、自然現象、設備に対する要求等の要求内容が同じものについては、複数条文を同一項目にまとめて記載する。また、記載順序は技術基準規則の条項順を基本とする。共通項目の章立てについて別紙1に示す。</p>	<p style="text-align: center;">3 工事計画認可申請における基本設計方針の作成要領</p> <p>1. 目的 「基本設計方針」の基本的な作成要領について定める。</p> <p>2. 基本設計方針の資料構成</p> <p>(1) 基本設計方針の資料構成は、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」に記載される「基本設計方針、適用基準及び適用規格」に基づき、技術基準規則の要求を満たすための基本的な設計方針を記載する構成とする。</p> <p>(2) 基本設計方針の記載は、別表第二の施設登場順に「施設（系統）」ごとに作成する。（例：「原子炉本体の基本設計方針」→「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針」→「原子炉冷却系統施設の基本設計方針」…）</p> <p>(3) 基本設計方針を作成するにあたり、技術基準規則への適合性を逐条的に示すために、「条文」ごとに基本設計方針を作成した上で、その内容を基に、「施設（系統）」ごとの基本設計方針（以下「基本設計方針」という。）に再構成するための方針を以下に示す。</p> <p>a. 逐条的に示した基本設計方針を条文単位で、各施設（系統）に共通する設計方針と、施設固有の設計方針とに分類し、前者を「共通項目」、後者を「個別項目」とする。</p> <p>b. 基本設計方針の構成は、上記の「共通項目」を第1章、「個別項目」を第2章とする。共通項目と個別項目の構成については以下に示す。</p> <p>【共通項目の基本構成について】</p> <p>c. 共通項目の記載単位は基本的には技術基準規則の条文単位とするが、自然現象、設備に対する要求等の要求内容が同じものについては、複数条文を同一項目にまとめて記載する。また、記載順序は技術基準規則の条項順を基本とする。共通項目の章立てについて別紙1に示す。</p> <p>d. 共通項目は「原子炉冷却系統施設」（以下「原冷」という）のみに記載し、その他の施設の共通項目に関する基本設計方針は原冷の記載を適宜呼び込む。</p>	<p>・許可との整合性の観点から、許可本文に記載の設計方針について、個別項目に漏れなく展開することを明記。</p> <p>・基本設計方針は全施設の共通項目、個別項目をまとめて記載することから施設間での呼び込みは行わない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>d. 共通項目のうち、以下の条文については個別項目の基本設計方針を呼び込む (再処理施設の例※) 「火災等による損傷の防止」, 「再処理施設内における溢水による損傷の防止」及び「再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」の基本設計方針はそれぞれ火災防護設備, 溢水防護設備, 化学薬品防護設備の基本設計方針を呼び込む。 <u>※火災防護設備等の設備区分が存在しないウラン濃縮施設については, 共通項目に記載する。</u></p> <p>【個別項目の基本構成について】</p> <p>e. 個別項目の記載内容は, 逐条的に示した各基本設計方針の中で, 当該施設に該当する内容を集約して記載する。個別項目の章立てについて別紙1に示す。</p> <p>f. 各施設の「個別項目」の章立てについては, 事業変更許可申請書の設備項目を基に項目及びその順序を構成する。ただし, 技術基準規則等の要求も踏まえながら, 記載項目, 順序などは必要により変更する。個別項目の章立てと事業変更許可申請書との比較表を別紙2に示す。</p> <p>g. 「個別項目」の事業変更許可申請書の設備項目を基にした各項目については, 更に各設備の系統等ごとに章立てを行い記載する。</p> <p>h. 説明性を考慮し, 章立ては極力細分化する。</p>	<p>e. 原冷の共通項目のうち, 「火災」及び「溢水等」の基本設計方針はそれぞれ火災防護設備, 浸水防護施設の基本設計方針を呼び込む。</p> <p>【個別項目の基本構成について】</p> <p>f. 個別項目の記載内容は, 逐条的に示した各基本設計方針の中で, 当該施設に該当する内容を集約して記載する。個別項目の章立てについて別紙1に示す。</p> <p>g. 各施設の「個別項目」の章立てについては, 別表第二中欄の「設備別記載事項」の設備項目を基に項目及びその順序を構成する。ただし, 技術基準規則等の要求も踏まえながら, 記載項目, 順序などは必要により変更する。個別項目の章立てと別表第二との比較表を別紙2に示す。</p> <p>h. 「個別項目」の別表第二中欄の「設備別記載事項」の設備項目を基にした各項目については, 更に各設備の系統等ごとに章立てを行い記載する。</p> <p>i. 説明性を考慮し, 章立ては極力細分化する。</p>	<p>・設備区分が存在しない場合の展開方針を明確化</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(4) 基本設計方針のフォーマットは、変更前後の形式とする。なお、記載内容として技術基準規則の要求事項又は事業変更許可からの設計要求事項（以下「技術基準規則の要求事項等」という。）に変更がないものは、「手続き対象外」であることがわかるよう「記載の適正化」として「変更前」に記載する。また、技術基準規則の要求事項が変更又は追加となったものに対する記載は「変更後」に記載し、「手続き対象」であることを識別する。具体的な方針は以下のとおり。(別紙3参照)</p> <p>a. 文頭に、事業指定基準規則及びその解釈並びに技術基準規則で定義していないものについて用語の定義を記載する。「用語の定義」に記載するものは、共通項目のうち各施設に該当する用語のみとする。</p> <p>b. 「一部技術基準規則の要求事項等が変更又は追加となったもの」に対する記載は、「変更前」に変更前の要求に対する基本設計方針を記載し、「変更後」に変更後の要求に対する基本設計方針を記載する。</p> <p>c. 「技術基準規則の要求事項等に変更のないもの」については「変更前」に基本設計方針を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。「1.」、「2.」等の項目のなかで一部でも変更のあるものは、文章が「変更前」と「変更後」で細切れにならないよう、その項目全体を「変更後」に記載する。</p> <p>d. 「技術基準規則の要求事項等が新たに追加となったもの」については、「変更前」に「-」を記載し、「変更後」に新たに基本設計方針を記載する。</p> <p>e. 「技術基準規則の要求事項等が新たに追加になったもの」でも、電気設備のように既認可設工認にて設計方針が述べられ、以前から実施しているものについては「変更前」にも記載する。</p> <p>(5) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の記載の組合せ方</p> <p>基本的にはDB、SAはまとめて記載する。(設計基準対象の施設と重大事故等対処設備に要求される条文のうち、双方の「共通事項」として扱える条文については、極力まとめる。) また、DBとSAを分けて記載する必要がある場合は、原則、DB・SAの順序で記載する。</p> <p>一つの設備や機能が、逐条的に示した基本設計方針の複数条文に記載されている場合は、極力まとめる。</p> <p>その他説明性を考慮し、類似項目は極力まとめた記載とする。</p>	<p>(4) 基本設計方針のフォーマットは、変更前後の形式とする。なお、記載内容として技術基準規則の要求事項に変更がないものは、「手続き対象外」であることがわかるよう「記載の適正化」として「変更前」に記載する。また、技術基準規則の要求事項が変更又は追加となったものに対する記載は「変更後」に記載し、「手続き対象」であることを識別する。具体的な方針は以下のとおり。(別紙3参照)</p> <p>a. 文頭に、設置許可基準規則及び技術基準規則並びにこれらの解釈で定義していないものについて用語の定義を記載する。「用語の定義」に記載するものは、共通項目のうち各施設に該当する用語のみとする。</p> <p>b. 「一部技術基準規則の要求事項が変更又は追加となったもの」に対する記載は、「変更前」に変更前の要求に対する基本設計方針を記載し、「変更後」に変更後の要求に対する基本設計方針を記載する。</p> <p>c. 「技術基準規則の要求事項に変更のないもの」については「変更前」に基本設計方針を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。「1.」、「2.」等の項目のなかで一部でも変更のあるものは、文章が「変更前」と「変更後」で細切れにならないよう、その項目全体を「変更後」に記載する。</p> <p>d. 「技術基準規則の要求事項が新たに追加となったもの」については、「変更前」に「-」を記載し、「変更後」に新たに基本設計方針を記載する。</p> <p>e. 「技術基準規則の要求事項が新たに追加になったもの」でも、「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」等の規格基準の要求等で、以前から実施しているものについては「変更前」にも記載する。</p> <p>(5) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の記載の組合せ方</p> <p>基本的にはDB、SAはまとめて記載する。(設計基準対象施設と重大事故等対処設備に要求される条文のうち、双方の「共通事項」として扱える条文については、極力まとめる。) また、DBとSAを分けて記載する必要がある場合は、原則、DB・SAの順序で記載する。</p> <p>一つの設備や機能が、逐条的に示した基本設計方針の複数条文に記載されている場合は、極力まとめる。</p> <p>その他説明性を考慮し、類似項目は極力まとめた記載とする。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3. 基本設計方針の具体的な記載方法について</p> <p>(1) 基本設計方針の具体的な記載方法について示す。</p> <p>a. 具体的な記載方法</p> <div data-bbox="795 407 1552 579" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(a) 基本設計方針の記載は、原則、事業変更許可本文をベースに記載する。 また、技術基準規則及び解釈の要求事項への適合を網羅するよう記載する。</p> </div> <p>基本設計方針の記載内容は、「事業変更許可」での約束事項を「設工認」での約束事項として整合性を確保する観点も踏まえて、事業変更許可本文をベースに記載する。</p> <p>さらに、技術基準規則への適合性を示すにあたり、詳細設計としての記載が必要であるという観点と事業変更許可本文の記載事項不足分をカバーする観点から、事業変更許可添付六の(添付五)記載を引用して基本設計方針に記載する。</p> <p>また、技術基準規則及び解釈に記載される要求事項を基本的に網羅して記載するが、記載するにあたり、「解釈」の中には「〇〇とは…」などのように「定義」が記載されている場合があり、その中に設置要求のある「設備」等が含まれることもあるため、その内容程度に応じて、記載要否を判断する。</p> <div data-bbox="795 1142 1552 1314" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(b) 基本設計方針の記載順は、原則、技術基準規則条文の記載順とする。ただし、それにより事業変更許可本文側が細切れになり、見にくくなる場合は、文章の繋がりを考え再構成することも可とする。</p> </div> <div data-bbox="795 1339 1552 1386" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(c) 自主的に設置したものは原則記載しない。</p> </div> <p>b. 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項</p> <div data-bbox="795 1474 1552 1701" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本設計方針のみに記載する設備 (仕様表対象外)のうち、技術基準規則及び解釈で性能・機能が要求されている設備については、別紙4の「基本設計方針に記載すべき機器仕様及び設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い明確にすべき(必要な)性能・機能又は仕様を整理(選定)し、基本設計方針に記載する。</p> </div> <p>また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」で説明する場合は、当該説明書の別添に記載する。</p>	<p>3. 基本設計方針の具体的な記載方法について</p> <p>(1) 基本設計方針の具体的な記載方法について示す。</p> <p>a. 具体的な記載方法</p> <div data-bbox="1697 407 2454 579" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(a) 基本設計方針の記載は、原則、設置変更許可本文をベースに記載する。 また、技術基準規則及び解釈の要求事項への適合を網羅するよう記載する。</p> </div> <p>基本設計方針の記載内容は、「設置変更許可」での約束事項を「工事計画認可」での約束事項として整合性を確保する観点も踏まえて、設置変更許可本文をベースに記載する。</p> <p>さらに、技術基準規則への適合性を示すにあたり、詳細設計としての記載が必要であるという観点と設置変更許可本文の記載事項不足分をカバーする観点から、設置変更許可添付八の記載を引用して基本設計方針に記載する。</p> <p>また、技術基準規則及び解釈に記載される要求事項を基本的に網羅して記載するが、記載するにあたり、「解釈」の中には「〇〇とは…」などのように「定義」が記載されている場合があり、その中に設置要求のある「設備」等が含まれることもあるため、その内容程度に応じて、記載要否を判断する。</p> <div data-bbox="1697 1142 2454 1314" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(b) 基本設計方針の記載順は、原則、技術基準規則条文の記載順とする。ただし、それにより設置変更許可本文側が細切れになり、見にくくなる場合は、文章の繋がりを考え再構成することも可とする。</p> </div> <div data-bbox="1697 1339 2454 1386" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(c) 自主的に設置したものは原則記載しない。</p> </div> <p>b. 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項</p> <div data-bbox="1697 1474 2454 1701" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本設計方針のみに記載する設備 (要目表対象外)のうち、技術基準規則及び解釈で性能・機能が要求されている設備については、別紙4の「基本設計方針に記載すべき機器仕様及び設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い明確にすべき(必要な)性能・機能又は仕様を整理(選定)し、基本設計方針に記載する。</p> </div> <p>また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」の別添に記載する。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>c. 兼用する設備の記載 兼用する設備については、兼用先が明確になるよう記載する。</p> <div data-bbox="765 331 1537 451" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(a) ある設備を複数の施設で使用する場合には、兼用設備として記載する。ただし、他の施設で登録した設備を、間接的に使用する設備に関しては、施設区分の兼用はしない。</p> </div> <p>例：代替可溶性中性子吸収材緊急供給系に関する計装設備（臨界検知用放射線検出器，可搬型放射線レベル計等）は、計装設備のみで登録し、代替可溶性中性子吸収材緊急供給系との兼用としない。</p> <div data-bbox="765 703 1537 892" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(b) 兼用する設備のうち、主登録施設（以下「主施設」という。）では仕様表対象設備であるが、兼用先の施設（以下「従施設」という。）では仕様表対象外となる設備 従施設の基本設計方針に、兼用設備リストとして整理する。</p> </div> <div data-bbox="765 903 1537 1197" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(b) 兼用する設備のうち、兼用先すべてで仕様表対象外であり、基本設計方針にのみ記載する設備 兼用先の施設名を基本設計方針の本文中（原則として、兼用設備名称の後に括弧書き）に記載するが、主施設と従施設を区別するため、主施設と従施設の兼用先の記載を以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主施設（従施設の設備と兼用） ・従施設（主施設の設備を従施設の設備として兼用） <p>なお、2以上の施設で兼用する場合は、主施設には兼用するすべての従施設（複数施設）を記載し、従施設には兼用する主施設のみを記載する。</p> </div> <p>d. 可搬型設備の記載 基本設計方針のみに記載する設備（仕様表対象外）は、基本設計方針の中で常設又は可搬型を明確にする必要があるため、可搬型設備については、名称の前に「可搬型である」と明示する。 ただし、以下のように可搬型であることが明らかな設備を除く。</p> <div data-bbox="765 1554 1537 1659" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(a) 名称に「可搬型」が含まれているもの。 例：可搬型発電機</p> </div>	<p>c. 兼用する設備の記載 兼用する設備については、兼用先が明確になるよう記載する。</p> <div data-bbox="1662 331 2433 514" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(a) ある設備を複数の施設で使用する場合には、兼用設備として記載する。ただし、他の施設で登録した設備を、間接的に使用する情報提供系，サポート系（補機冷却系，換気空調系及び電源系）に関しては、施設区分の兼用はしない。</p> </div> <p>例：緊急時対策所で居住性を確保するための緊急時対策所エリアモニタ，緊急時対策所非常用送風機等（技術基準規則第76条要求）は、放射線管理施設のみで登録し、緊急時対策所との兼用としない。</p> <div data-bbox="1662 703 2433 892" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(b) 兼用する設備のうち、主登録施設（以下「主施設」という。）では要目表対象設備であるが、兼用先の施設（以下「従施設」という。）では要目表対象外となる設備 従施設の基本設計方針に、兼用設備リストとして整理する。</p> </div> <div data-bbox="1662 903 2433 1197" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(c) 兼用する設備のうち、兼用先すべてで要目表対象外であり、基本設計方針にのみ記載する設備 兼用先の施設名を基本設計方針の本文中（原則として、兼用設備名称の後に括弧書き）に記載するが、主施設と従施設を区別するため、主施設と従施設の兼用先の記載を以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主施設（従施設の設備と兼用） ・従施設（主施設の設備を従施設の設備として兼用） <p>なお、2以上の施設で兼用する場合は、主施設には兼用するすべての従施設（複数施設）を記載し、従施設には兼用する主施設のみを記載する。</p> </div> <p>d. 可搬型設備の記載 基本設計方針のみに記載する設備（要目表対象外）は、基本設計方針の中で常設又は可搬型を明確にする必要があるため、可搬型設備については、名称の前に「可搬型である」と明示する。 ただし、以下のように可搬型であることが明らかな設備を除く。</p> <div data-bbox="1662 1554 2433 1659" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(a) 名称に「可搬型」，「携帯型」等が含まれているもの。 例：可搬型照明（SA），携行型有線通話装置</p> </div>	<p>・当社施設の例に見直し</p> <p>・当社施設は名称に携行型が付く設備はないため削除</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(b) 文中に「配備」, 「保管」, 「(使用時等に) 設置」を用いているもの。(なお, 常設設備については, 「設置」を用いる。)</p>	<p>(b) 文中に「配備」, 「保管」, 「(使用時等に) 設置」を用いているもの。(なお, 常設設備については, 「設置」を用いる。)</p>	
	<p>例: ○○を△ 台、保管する。 例: ○○は, …使用時に設置できる設計とする。</p>	<p>例: 障害物を除去可能なホイールローダを2 台 (予備2 台) 保管, 使用する。 例: 汚濁防止膜は, …使用時に連結して設置できる設計とする。</p>	
	<p>(c) 常設と可搬型が混在する設備については, 個別検討し記載する。</p>	<p>(c) 常設と可搬型が混在する設備については, 個別検討し記載する。</p>	
	<p>e. 第1章 共通項目における基本的設計と個別設計の記載 「第1章 共通項目」には, 原則として基本的設計のみを記載し, 個別設計への展開は「第2章 個別項目」に記載する。ただし, 基本設計方針で明確にすべき個別設計を記載する施設 (系統) 区分が個別項目にない場合は, 共通項目に, 個別設計の設備がわかるように記載する。</p>	<p>e. 第1章 共通項目における基本的設計と個別設計の記載 「第1章 共通項目」には, 原則として基本的設計のみを記載し, 個別設計への展開は「第2章 個別項目」に記載する。ただし, 基本設計方針で明確にすべき個別設計を記載する施設 (系統) 区分が個別項目にない場合は, 共通項目に, 個別設計の設備がわかるように記載する。</p>	
	<p>f. その他 (a) 項目の付番は下記のとおりとする。</p>	<p>f. その他 (a) 項目の付番は下記のとおりとする。</p>	
	<p>【付番の例】 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.2.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 a. … b. … (a) … (b) … イ. … ロ. … (イ) … (ロ) …</p>	<p>【付番の例】 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.2.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 a. … b. … (a) … (b) … イ. … ロ. … (イ) … (ロ) …</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																																				
	4. 具体的記載を行うにあたっての注意事項	4. 具体的記載を行うにあたっての注意事項																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>仕様表に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>用語は, 事業指定及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により事業指定基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>事業変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>添付六のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・事業指定基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>仕様が仕様表で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない</td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	1	基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。	2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。	3	文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。	4	「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)	5	仕様表 に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。	6	基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。	7	用語は, 事業指定 及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により 事業指定 基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。	8	事業 変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。	9	添付六のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・ 事業指定 基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。	10	「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。	11	基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。	12	仕様が 仕様表 で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>要目表に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>用語は, 設置許可及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により設置許可基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>設置変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>添付八のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・設置許可基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>仕様が要目表で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない</td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	1	基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。	2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。	3	文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。	4	「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)	5	要目表 に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。	6	基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。	7	用語は, 設置許可 及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により 設置許可 基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。	8	設置 変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。	9	添付八のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・ 設置許可 基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。	10	「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。	11	基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。	12	仕様が 要目表 で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない	
番号	注意事項																																																						
1	基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。																																																						
2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。																																																						
3	文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。																																																						
4	「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)																																																						
5	仕様表 に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。																																																						
6	基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。																																																						
7	用語は, 事業指定 及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により 事業指定 基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。																																																						
8	事業 変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。																																																						
9	添付六のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・ 事業指定 基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。																																																						
10	「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。																																																						
11	基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。																																																						
12	仕様が 仕様表 で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない																																																						
番号	注意事項																																																						
1	基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。																																																						
2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。																																																						
3	文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。																																																						
4	「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)																																																						
5	要目表 に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。																																																						
6	基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。																																																						
7	用語は, 設置許可 及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により 設置許可 基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。																																																						
8	設置 変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。																																																						
9	添付八のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・ 設置許可 基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。																																																						
10	「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。																																																						
11	基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。																																																						
12	仕様が 要目表 で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない																																																						

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="664 275 765 327">番号</th> <th data-bbox="765 275 1543 327">注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="664 327 765 642">13</td> <td data-bbox="765 327 1543 642"> <p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="795 411 866 485">①</td> <td data-bbox="866 411 1543 485">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 485 866 642">②</td> <td data-bbox="866 485 1543 642">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 642 765 873">14</td> <td data-bbox="765 642 1543 873"> <p>事業変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が仕様表で明確な場合は記載しない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 873 765 1020">15</td> <td data-bbox="765 873 1543 1020"> <p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、仕様表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 1020 765 1136">16</td> <td data-bbox="765 1020 1543 1136"> <p>基本設計方針の記載のうち、設工認で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 1136 765 1367">17</td> <td data-bbox="765 1136 1543 1367"> <p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	13	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="795 411 866 485">①</td> <td data-bbox="866 411 1543 485">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 485 866 642">②</td> <td data-bbox="866 485 1543 642">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 設工認 の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 設工認 の対象とする。	14	<p>事業変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が仕様表で明確な場合は記載しない。</p>	15	<p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、仕様表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p>	16	<p>基本設計方針の記載のうち、設工認で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p>	17	<p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1555 275 1656 327">番号</th> <th data-bbox="1656 275 2445 327">注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1555 327 1656 642">13</td> <td data-bbox="1656 327 2445 642"> <p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1685 411 1757 485">①</td> <td data-bbox="1757 411 2445 485">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 485 1757 642">②</td> <td data-bbox="1757 485 2445 642">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 642 1656 873">14</td> <td data-bbox="1656 642 2445 873"> <p>設置変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が要目表で明確な場合は記載しない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 873 1656 1020">15</td> <td data-bbox="1656 873 2445 1020"> <p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、要目表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 1020 1656 1136">16</td> <td data-bbox="1656 1020 2445 1136"> <p>基本設計方針の記載のうち、工事計画で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 1136 1656 1367">17</td> <td data-bbox="1656 1136 2445 1367"> <p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	13	<p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1685 411 1757 485">①</td> <td data-bbox="1757 411 2445 485">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 485 1757 642">②</td> <td data-bbox="1757 485 2445 642">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 工事計画 の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 工事計画 の対象とする。	14	<p>設置変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が要目表で明確な場合は記載しない。</p>	15	<p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、要目表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p>	16	<p>基本設計方針の記載のうち、工事計画で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p>	17	<p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>	
番号	注意事項																																		
13	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="795 411 866 485">①</td> <td data-bbox="866 411 1543 485">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 485 866 642">②</td> <td data-bbox="866 485 1543 642">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 設工認 の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 設工認 の対象とする。																														
①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 設工認 の対象とする。																																		
②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 設工認 の対象とする。																																		
14	<p>事業変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が仕様表で明確な場合は記載しない。</p>																																		
15	<p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、仕様表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p>																																		
16	<p>基本設計方針の記載のうち、設工認で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p>																																		
17	<p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>																																		
番号	注意事項																																		
13	<p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1685 411 1757 485">①</td> <td data-bbox="1757 411 2445 485">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 485 1757 642">②</td> <td data-bbox="1757 485 2445 642">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 工事計画 の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 工事計画 の対象とする。																														
①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 工事計画 の対象とする。																																		
②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 工事計画 の対象とする。																																		
14	<p>設置変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が要目表で明確な場合は記載しない。</p>																																		
15	<p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、要目表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p>																																		
16	<p>基本設計方針の記載のうち、工事計画で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p>																																		
17	<p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>																																		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 304 742 388">番号</th> <th data-bbox="742 304 1543 388">注意事項</th> </tr> </thead> <tr> <td data-bbox="667 388 742 504">18</td> <td data-bbox="742 388 1543 504">事業変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、設工認申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 504 742 1123">19</td> <td data-bbox="742 504 1543 1123"> <p>技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守することを要求される場合は、基本設計方針に記載する。 なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の審査ガイドは今後の改訂による最新基準への適合を踏まえ、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。 ・特定の版を使用する場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。 ・上記以外の法令、規格及び基準や計算で使用する許容値等の引用規格は、必要に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし、基本設計方針に記載しない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1123 742 1207">20</td> <td data-bbox="742 1123 1543 1207">J E A C等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1207 742 1386">21</td> <td data-bbox="742 1207 1543 1386"> 表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「事業変更許可添付六に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 (添付六(添付五)の記載は、基本、規制対象外として扱う。) </td> </tr> </table>	番号	注意事項	18	事業変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、 設工認 申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。	19	<p>技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守することを要求される場合は、基本設計方針に記載する。 なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の審査ガイドは今後の改訂による最新基準への適合を踏まえ、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。 ・特定の版を使用する場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。 ・上記以外の法令、規格及び基準や計算で使用する許容値等の引用規格は、必要に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし、基本設計方針に記載しない。 	20	J E A C等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。	21	表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「 事業 変更許可添付六に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 (添付六(添付五)の記載は、基本、規制対象外として扱う。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1573 304 1647 388">番号</th> <th data-bbox="1647 304 2433 388">注意事項</th> </tr> </thead> <tr> <td data-bbox="1573 388 1647 504">18</td> <td data-bbox="1647 388 2433 504">設置変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、工事計画認可申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 504 1647 1134">19</td> <td data-bbox="1647 504 2433 1134"> 技術基準規則の解釈に示された指針・N I S A文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1721 588 1795 703">(1)</td> <td data-bbox="1795 588 2418 703">設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1721 703 1795 987">(2)</td> <td data-bbox="1795 703 2418 987">監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1721 987 1795 1123">(3)</td> <td data-bbox="1795 987 2418 1123">解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じて、上位の表題でも可能)で記載する。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 1134 1647 1218">20</td> <td data-bbox="1647 1134 2433 1218">J E A C等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 1218 1647 1396">21</td> <td data-bbox="1647 1218 2433 1396"> 表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「設置変更許可添付八に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 (添付八の記載は、基本、規制対象外として扱う。) </td> </tr> </table>	番号	注意事項	18	設置 変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、 工事計画認可 申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。	19	技術基準規則の解釈に示された指針・N I S A文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1721 588 1795 703">(1)</td> <td data-bbox="1795 588 2418 703">設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1721 703 1795 987">(2)</td> <td data-bbox="1795 703 2418 987">監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1721 987 1795 1123">(3)</td> <td data-bbox="1795 987 2418 1123">解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じて、上位の表題でも可能)で記載する。</td> </tr> </table>	(1)	設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。	(2)	監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。)	(3)	解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じて、上位の表題でも可能)で記載する。	20	J E A C等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。	21	表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「 設置 変更許可添付八に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 (添付八の記載は、基本、規制対象外として扱う。)	<p>1. 【基本的考え方】に合わせて修正</p>
番号	注意事項																												
18	事業変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、 設工認 申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。																												
19	<p>技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守することを要求される場合は、基本設計方針に記載する。 なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の審査ガイドは今後の改訂による最新基準への適合を踏まえ、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。 ・特定の版を使用する場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。 ・上記以外の法令、規格及び基準や計算で使用する許容値等の引用規格は、必要に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし、基本設計方針に記載しない。 																												
20	J E A C等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。																												
21	表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「 事業 変更許可添付六に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 (添付六(添付五)の記載は、基本、規制対象外として扱う。)																												
番号	注意事項																												
18	設置 変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、 工事計画認可 申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。																												
19	技術基準規則の解釈に示された指針・N I S A文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1721 588 1795 703">(1)</td> <td data-bbox="1795 588 2418 703">設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1721 703 1795 987">(2)</td> <td data-bbox="1795 703 2418 987">監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1721 987 1795 1123">(3)</td> <td data-bbox="1795 987 2418 1123">解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じて、上位の表題でも可能)で記載する。</td> </tr> </table>	(1)	設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。	(2)	監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。)	(3)	解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じて、上位の表題でも可能)で記載する。																						
(1)	設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。																												
(2)	監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。)																												
(3)	解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じて、上位の表題でも可能)で記載する。																												
20	J E A C等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。																												
21	表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「 設置 変更許可添付八に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 (添付八の記載は、基本、規制対象外として扱う。)																												
	<p>5. 「事業指定基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係について</p> <p>基本設計方針の作成にあたり「事業指定基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係を示すフローを以下に示す。 なお、基本設計方針の作成にあたっては、品質保証のプロセスを経て作成する。</p>	<p>5. 「設置許可基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係について</p> <p>基本設計方針の作成にあたり「設置許可基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係を示すフローを以下に示す。 なお、基本設計方針の作成にあたっては、品質保証のプロセスを経て作成する。</p>																											

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考										
	<p>事業指定基準規則及び技術基準規則と設工認申請書基本設計方針及び添付書類の関係を示すフロー</p> <p>【設備の詳細設計】 事業指定基準規則</p> <p>事業指定基準規則と技術基準規則の要求事項を比較し、設工認申請書への取組の有無を検討する。</p> <p>技術基準への適合性確認 (品質保証プロセス) 「技術基準規則」の要求事項に対する適合性を原則基本設計方針に記載する。 記載内容は「事業変更許可申請書本文」の記載を基本とし、技術基準規則への適合性を示すため詳細設計として必要な記載については、「添付六」の記載についても考慮する。 技術基準規則、事業変更許可申請書本文並びに事業変更許可申請書添付六と基本設計方針を対比する「要求事項との対比表」により適合性を示す。</p> <table border="1" data-bbox="1291 1039 1380 1501"> <tr> <td>技術基準規則</td> <td>基本設計方針</td> <td>事業変更許可本文</td> <td>事業変更許可添付六</td> <td>備考</td> </tr> </table> <p>添付書類等への取組</p> <p>設工認申請書基本設計方針</p> <p>詳細設計である技術基準規則の要求事項に対して品質保証のプロセスにて選定した記載内容にした従い基本的な設計方針を記載する</p> <p>保安規定</p> <p>社内規定</p>	技術基準規則	基本設計方針	事業変更許可本文	事業変更許可添付六	備考	<p>設置許可基準規則及び技術基準規則と工事計画認可申請書基本設計方針及び添付書類の関係を示すフロー</p> <p>【プラントの基本設計方針】 設置許可基準規則及び解釈</p> <p>設置許可基準規則と技術基準規則の要求事項を比較し、工事計画認可申請書への取組の有無を検討する。</p> <p>設備の細設計及び解釈 設置許可基準規則及びその解釈の要求事項に対する適合性を原則基本設計方針に記載する。 記載内容は、「設置変更許可申請書本文」の記載を基本とし、技術基準規則及びその解釈への適合性を示すため詳細設計として必要な記載については、「添付八」の記載についても考慮する。 技術基準規則及びその解釈、設置変更許可申請書本文並びに設置変更許可申請書添付八と基本設計方針を対比する「要求事項との対比表」により適合性を示す。</p> <table border="1" data-bbox="2300 913 2389 1501"> <tr> <td>技術基準規則</td> <td>基本設計方針</td> <td>設置変更許可本文</td> <td>設置変更許可添付八</td> <td>備考</td> </tr> </table> <p>添付書類等への取組</p> <p>工事計画認可申請書基本設計方針</p> <p>詳細設計である技術基準規則の要求事項に対して品質保証のプロセスにて選定した記載内容に従い基本的な設計方針を記載する</p> <p>保安規定</p> <p>社内規定</p>	技術基準規則	基本設計方針	設置変更許可本文	設置変更許可添付八	備考	
技術基準規則	基本設計方針	事業変更許可本文	事業変更許可添付六	備考									
技術基準規則	基本設計方針	設置変更許可本文	設置変更許可添付八	備考									

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>6. 基本設計方針に添付する「主要設備リスト」及び「兼用設備リスト」のフォーマットについて</p> <p>施設ごとの主要な設備（仕様表記載設備、安全上重要な施設、重大事故等対処施設等）について、設計基準対象施設と重大事故等対処設備との使用区分を識別するため耐震重要度分類、機器の種類、設備分類を記載した「表1 主要設備リスト」を添付する。</p> <p>また、兼用する設備のうち兼用先の施設/設備（系統）区分において主要設備リストに記載されない設備（仕様表記載対象外設備）については、「表2 兼用設備リスト」に示す。</p> <p>(1) 主要設備リストの資料構成 主要設備リストのフォーマットは、基本設計方針と同様に変更前後の形式とし、記載順については仕様表の記載順とする。設備リストの「設備（系統）区分」及び「機器区分」については、事業変更許可申請書の設備名及び機器名を記載し、「名称」は仕様表の名称と整合性を図る。</p> <p>(2) 兼用設備リストの資料構成 兼用設備リストには、主要設備リストのフォーマットに「主たる機能の施設/設備（系統）区分」の項目を追加する。「主たる機能の施設/設備（系統）区分」には兼用設備の主たる機能を使用する施設/設備（系統）区分（主施設）を記載する。</p> <p>(3) 設計基準対象施設の記載内容 当該設備（系統）区分において、設計基準対象の施設として使用する各設備については、「耐震重要度分類」及び「機器の種類」を記載する。 耐震重要度分類は技術基準規則の規定による。</p> <p>また、耐震重要度B、Cの設備のうち、事業指定基準規則の解釈（別記2）や発電炉における審査ガイドによって基準地震動による評価が必要となる設備等についてはそれぞれ略語を定義し、通常の耐震重要度B、Cの設備と区別する。略語の定義について次の表に示す。</p>	<p>6. 基本設計方針に添付する「主要設備リスト」及び「兼用設備リスト」のフォーマットについて</p> <p>施設ごとの主要な設備（要目表記載設備）について、設計基準対象施設と重大事故等対処設備との使用区分を識別するため耐震重要度分類、機器クラス、設備分類を記載した「表1 主要設備リスト」を添付する。</p> <p>また、兼用する設備のうち兼用先の施設/設備（系統）区分において主要設備リストに記載されない設備（要目表記載対象外設備）については、「表2 兼用設備リスト」に示す。</p> <p>(1) 主要設備リストの資料構成 主要設備リストのフォーマットは、基本設計方針と同様に変更前後の形式とし、記載順については要目表の記載順とする。設備リストの「設備（系統）区分」及び「機器区分」については、別表第二の設備別記載事項の設備名及び機器名を記載し、「名称」は要目表の名称と整合性を図る。</p> <p>(2) 兼用設備リストの資料構成 兼用設備リストには、主要設備リストのフォーマットに「主たる機能の施設/設備（系統）区分」の項目を追加する。「主たる機能の施設/設備（系統）区分」には兼用設備の主たる機能を使用する施設/設備（系統）区分（主施設）を記載する。</p> <p>(3) 設計基準対象施設の記載内容 当該設備（系統）区分において、設計基準対象施設として使用する各設備については、「耐震重要度分類」及び「機器クラス」を記載する。 耐震重要度分類は技術基準規則の規定による。なお、耐震重要度Sの設備のうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については要求事項が異なるため、S*として通常の耐震重要度Sの設備と区別する。</p> <p>また、耐震重要度B、Cの設備のうち、設置許可基準規則の解釈（別記2）や審査ガイドの要求によって基準地震動による評価が必要となる設備等についてはそれぞれ略語を定義し、通常の耐震重要度B、Cの設備と区別する。略語の定義について次の表に示す。</p>	<p>・仕様表記載設備、安全上重要な施設、重大事故等対処施設等には、仕様表記載設備、安重、SA設備、1.2Ss対象設備、波及的影響を考慮する設備、説明書で評価を行う設備（既認可含む）、ADRB記載設備が含まれる。</p> <p>・当社施設においては、該当設備無し。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考
	(特殊な耐震重要度B, Cの施設)		(特殊な耐震重要度B, Cの施設)		
	略語	注記の記載	略語	注記の記載	設備の例
	B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S _d に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの	B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S _d に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの	燃料プール 冷却浄化系 熱交換器
	B-2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	B-2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	燃料取替機
	C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	B-3	Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して使用済燃料プールの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの	-
	C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水・薬品伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの	C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	-
			C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの	原子炉建屋 原子炉棟 水密扉
			C-3	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して非常時における海水の取水機能を保持できる設計とするもの	取水構造物
			<p>機器クラス区分のうち、クラス1～4機器、原子炉格納容器及び炉心支持構造物については技術基準規則の規定による。発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するものについては「火力技術基準」とする。</p> <p>容器、管、ポンプ、弁又は支持構造物のうちクラスを持たない機器については、「Non」とする。容器、管、ポンプ、弁又は支持構造物以外のもは「-」と記載する。また、当該設備（系統）区分において、設計基準対象施設として使用しないものについても「-」と記載する。</p> <p>火災防護設備及び浸水防護設備等は、防護対象が設計基準対象施設及び重大事故等対処設備である場合、設計基準対象施設として分類する。</p> <p>これら設備リストに記載する「略語の定義」について別紙6に示す。</p>		
		<p>火災防護設備及び溢水防護設備等は、防護対象が設計基準対象施設及び重大事故等対処設備である場合、設計基準対象施設として分類する。</p> <p>これら設備リストに記載する「略語の定義」について別紙6に示す。</p>			<p>・当社施設該当なし</p>
		<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px;">別紙6は別途添付</div>			

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(4) 重大事故等対処設備の記載内容 当該設備（系統）区分において、重大事故等対処設備として使用する各設備については、変更後の「設備分類」を記載する。「設備分類」については設置変更許可添付六との整合性を図る。なお、重大事故等対処設備のうち常設耐震重要重大事故等対処設備を「常設耐震」、常設耐震重要重大事故等対処以外の重要重大事故等対処設備を「常設」、可搬型重要重大事故等対処設備を「可搬」とする。また、1.2Ssの評価対象設備の場合は「〇〇／1.2Ss」と併記する。</p> <p>(5) 主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例 主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例を別紙5に示す。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; background-color: yellow; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙5は別途添付</p>	<p>(4) 重大事故等対処設備の記載内容 当該設備（系統）区分において、重大事故等対処設備として使用する各設備については、変更後の「設備分類」及び「重大事故等機器クラス」を記載する。「設備分類」及び「重大事故等機器クラス」については設置変更許可添付八との整合性を図る。なお、重大事故防止設備のうち可搬型のものを「可搬／防止」、重大事故緩和設備のうち可搬型のものを「可搬／緩和」とし、それ以外の可搬型重大事故等対処設備を「可搬／その他」とする。「重大事故等機器クラス」において、容器、管、ポンプ、弁又は支持構造物以外のものは「-」と記載する。また、当該設備（系統）区分において、重大事故等対処設備として使用しないものについても「-」と記載する。</p> <p>(5) 主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例 主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例を別紙5に示す。</p>	<p>・当社施設に置き換え修正 (1.2Ssについても明確化)</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	別紙1	別紙1	
	基本設計方針目次 (記載例: 再処理施設)	基本設計方針目次	
	第1章 共通項目	第1章 共通項目	
	1. 核燃料物質の臨界防止 (第4条)	1. 地盤等	敷地関係で まとめた
	2. 安全機能を有する施設の地盤 (第5条)	1.1 地盤 (第4条, 第49条) 1.2 急傾斜地の崩壊の防止 (第10条)	
	3. 自然現象	2. 自然現象	自然現象で まとめた
	3.1 地震による損傷の防止 (第6条)	2.1 地震による損傷の防止 (第5条, 第50条)	
	3.1.1 耐震設計	2.1.1 耐震設計	
	3.2 津波による損傷の防止 (第7条)	2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針	自然現象で まとめた
	3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 (第8条)	2.2 津波による損傷の防止 (第6条, 第51条)	
	3.3.1 外部からの衝撃により防護すべき施設	2.3 外部からの衝撃による損傷の防止 (第7条, 第54条)	
	3.3.2 設計方針	2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設	設備に対す る要求でま まとめた
	4. 閉じ込めの機能 (第10条)	2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重の組合せ	
	5. 火災等による損傷の防止 (第11条)	2.3.3 設計方針	
	6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止 (第12条)	3. 火災	設備に対す る要求でま まとめた
	7. 再処理施設内における科学薬品の漏えいによる損傷の防止 (第13条)	3.1 火災による損傷の防止 (第11条, 第52条)	
	8. 遮蔽 (第27条)	溢水等	設備に対す る要求でま まとめた
	9. 設備に対する要求	4.1 溢水等による損傷の防止 (第12条, 第54条)	
	9.1 安全機能を有する施設 (第16条)	5. 設備に対する要求	設備に対す る要求でま まとめた
	9.2 材料及び構造 (第17条)	5.1 安全設備, 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 (第14条, 第15条, 第54条)	
	9.3 搬送設備 (第18条)	5.1.1 通常運転時の一般要求	設備に対す る要求でま まとめた
	10. その他	5.1.2 多様性, 位置的分散等	
	10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止 (第9条)	5.1.3 悪影響防止等	設備に対す る要求でま まとめた
	10.2 安全避難通路等 (第14条)	5.1.4 容量等	
		5.1.5 環境条件等	設備に対す る要求でま まとめた
		5.1.6 操作性及び試験・検査性	
		5.2 材料及び構造等 (第17条, 第55条)	設備に対す る要求でま まとめた
		5.2.1 材料について	
		5.2.2 構造及び強度について	
		5.2.3 主要な耐圧部の溶接部 (溶接金属部及び熱影響部をいう。) について	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止 (第18条, 第56条)</p> <p>5.4 耐圧試験等 (第21条, 第58条)</p> <p>5.5 安全弁等 (第20条, 第57条)</p> <p>5.6 逆止め弁 (第30条)</p> <p>5.7 内燃機関 (第48条, 第78条)</p> <p>5.7.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>5.7.2 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>5.8 電気設備の設計条件 (第48条, 第78条)</p> <p>5.8.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>5.8.2 可搬型重大事故等対処設備</p> <hr/> <p>6. その他</p> <p>6.1 立ち入りの防止 (第8条)</p> <p>6.2 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 (第9条)</p> <p>6.3 安全避難通路等 (第13条)</p> <p>6.4 放射性物質による汚染の防止 (第41条)</p>	<p>設備に対する要求でまとめた</p> <hr/> <p>その他でまとめた</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>第2章 個別項目</p> <p>○使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 (第19条)</p> <p>○再処理設備本体</p> <p>2. 再処理設備本体</p> <p>2.1 せん断処理施設</p> <p>2.2 溶解施設</p> <p>2.3 分離施設</p> <p>2.4 精製施設</p> <p>2.5 脱硝施設</p> <p>2.6 酸及び溶媒の回収施設</p> <p>○製品貯蔵設備</p> <p>3. 製品貯蔵施設 (第19条)</p> <p>○計測制御系統施設</p> <p>4. 計測制御系統施設 (第20, 22, 23, 47, 48条)</p> <p>○放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>5. 放射性廃棄物の廃棄施設 (第24, 25, 28条)</p> <p>○放射線管理施設</p> <p>6. 放射線管理施設 (第21, 49条)</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>○原子炉本体</p> <p>1. 炉心等 (第23, 24条)</p> <p>2. 原子炉圧力容器</p> <p>2.1 原子炉圧力容器本体 (第14, 17, 23, 27条)</p> <p>2.2 監視試験片 (第22条)</p> <p>3. 流体振動等による損傷の防止 (第19条)</p> <p>○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>1. 燃料取扱設備 (第26条)</p> <p>2. 燃料貯蔵設備 (第26条)</p> <p>3. 計測装置等 (第34, 47, 69, 73条)</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 (第26, 69, 70, 71条)</p> <p>4.1 燃料プール冷却浄化系</p> <p>4.2 代替燃料プール注水系</p> <p>4.2.1 使用済燃料プール注水</p> <p>4.2.2 使用済燃料プールスプレイ</p> <p>4.3 代替燃料プール冷却系</p> <p>4.4 原子炉建屋放水設備</p> <p>4.4.1 大気への拡散抑制</p> <p>4.4.2 海洋への拡散抑制</p> <p>4.5 使用済燃料プールの水質維持</p> <p>4.6 使用済燃料プール接続配管</p> <p>4.7 水源, 代替水源供給設備</p> <p>4.7.1 重大事故等の収束に必要な水源</p> <p>4.7.2 代替水源供給設備</p> <p>○原子炉冷却系統施設 (蒸気タービンを除く。)</p> <p>1. 原子炉冷却材 (第25条)</p> <p>2. 原子炉冷却材再循環設備 (第33条)</p> <p>2.1 原子炉冷却材再循環系</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>○その他再処理設備の附属施設</p> <p>7. その他再処理設備の附属施設</p> <p>7.1 電気設備 (第29, 46条)</p> <p>7.2 圧縮空気設備</p> <p>7.3 給水処理設備</p> <p>7.4 冷却水設備</p> <p>7.5 分析設備</p> <p>7.6 化学薬品貯蔵供給設備</p> <p>7.7 火災防護設備</p> <p>7.8 竜巻防護対策設備</p> <p>7.9 溢水防護設備</p> <p>7.10 化学薬品防護設備</p> <p>7.11 補機駆動用燃料補給設備</p> <p>7.12 放出抑制設備</p> <p>7.13 緊急時対策所 (第30, 50条)</p> <p>7.14 通信連絡設備 (第31, 51条)</p>	<p>3. 原子炉冷却材の循環設備 (第20, 27, 28, 32, 33, 57, 61条)</p> <p>3.1 主蒸気系, 復水給水系等</p> <p>3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ</p> <p>3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等</p> <p>3.4 逃がし安全弁の機能</p> <p>3.4.1 逃がし安全弁の容量</p> <p>3.4.2 過渡時自動減圧機能</p> <p>3.4.3 逃がし安全弁 (操作対象弁) の機能回復</p> <p>3.4.4 原子炉冷却材の漏えい量抑制</p> <p>4. 残留熱除去設備 (第26, 33, 61, 62, 63, 71条)</p> <p>4.1 残留熱除去系</p> <p>4.2 格納容器圧力逃がし装置</p> <p>4.3 耐圧強化ベント系</p> <p>4.4 水源, 代替水源供給設備</p> <p>5. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (第32, 60, 61, 62, 71条)</p> <p>5.1 高圧炉心スプレイ系及び低圧炉心スプレイ系</p> <p>5.2 原子炉隔離時冷却系</p> <p>5.3 低圧注水系</p> <p>5.4 ほう酸水注入系</p> <p>5.5 高圧代替注水系</p> <p>5.6 低圧代替注水系</p> <p>5.6.1 低圧代替注水系 (常設) による原子炉注水</p> <p>5.6.2 低圧代替注水系 (可搬型) による原子炉注水</p> <p>5.7 代替循環冷却系</p> <p>5.8 水源, 代替水源供給設備</p> <p>原子炉冷却材補給設備 (第33, 61条)</p> <p>6.1 原子炉隔離時冷却系</p> <p>7. 原子炉補機冷却設備 (第33, 62, 63, 64, 65, 66, 69条)</p> <p>7.1 残留熱除去系海水系</p> <p>7.2 緊急用海水系</p> <p>8. 原子炉冷却材浄化設備 (第29, 33条)</p> <p>8.1 原子炉冷却材浄化系</p> <p>9. 原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えいを監視する装置 (第28条)</p> <p>10. 流体振動等による損傷の防止 (第19条)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 蒸気タービン <ul style="list-style-type: none"> 1. 蒸気タービン (第31条) <ul style="list-style-type: none"> 1.1 蒸気タービン本体 1.2 蒸気タービンの付属設備 ○ 計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> 1. 計測制御系統施設 (第33, 36, 37, 59条) <ul style="list-style-type: none"> 1.1 反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 1.2 制御棒及び制御棒駆動系 1.3 再循環流量制御系 1.4 ほう酸水注入系 1.5 原子炉圧力制御系 1.6 原子炉給水制御系 2. 計測装置等 (第34, 47, 67, 68, 73条) <ul style="list-style-type: none"> 2.1 計測装置 <ul style="list-style-type: none"> 2.1.1 通常運転時, 運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測 2.1.2 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の計測 2.1.3 格納容器フィルタベント設備排気経路内の水素濃度の計測 2.1.4 原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした水素濃度の計測 2.1.5 静的触媒式水素再結合器の作動状態監視 2.2 警報装置等 2.3 計測結果の表示, 記録及び保存 2.4 電源喪失時の計測 3. 安全保護装置等 (第35, 38, 59, 61条) <ul style="list-style-type: none"> 3.1 安全保護装置 <ul style="list-style-type: none"> 3.1.1 安全保護装置の機能及び構成 3.1.2 安全保護装置の不正アクセス行為等の被害の防止 3.2 ATWS緩和設備 (代替制御棒挿入機能) 3.3 ATWS緩和設備 (代替再循環系ポンプトリップ機能) 3.4 過渡時自動減圧機能 3.5 自動減圧機能作動阻止 3.6 試験及び検査 	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>4. 通信連絡設備 (第46, 47, 76, 77条)</p> <p>4.1 通信連絡設備 (発電所内)</p> <p>4.2 通信連絡設備 (発電所外)</p> <p>5. 制御用空気設備 (第61条)</p> <p>5.1 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>○ 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>1. 廃棄物貯蔵設備, 廃棄物処理設備 (第29, 39, 40, 41条)</p> <p>1.1 廃棄物貯蔵設備</p> <p>1.2 廃棄物処理設備</p> <p>1.3 汚染拡大防止</p> <p>1.3.1 流体状の放射性廃棄物の漏えいし難い構造及び漏えいの拡大防止</p> <p>1.3.2 固体状の放射性廃棄物の汚染拡大防止</p> <p>1.4 排水路</p> <p>2. 警報装置等 (第47条)</p> <p>○ 放射線管理施設</p> <p>1. 放射線管理施設</p> <p>1.1 放射線管理用計測装置 (第34, 47, 67, 69, 73, 75, 76条)</p> <p>1.1.1 プロセスモニタリング設備</p> <p>1.1.2 エリアモニタリング設備</p> <p>1.1.3 固定式周辺モニタリング設備</p> <p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備</p> <p>1.1.5 環境測定装置</p> <p>2. 換気設備, 生体遮蔽装置等</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 (第38, 74, 76条)</p> <p>2.2 換気設備 (第14, 38, 43, 74, 76条)</p> <p>2.2.1 中央制御室換気系</p> <p>2.2.2 緊急時対策所換気系</p> <p>2.2.3 原子炉建屋常用換気系</p> <p>2.2.4 タービン建屋換気系</p> <p>2.2.5 廃棄物処理棟換気系</p> <p>2.2.6 廃棄物処理建屋換気系</p> <p>2.2.7 サービス建屋換気系</p> <p>2.2.8 固体廃棄物作業建屋換気系</p> <p>2.3 生体遮蔽装置等 (第38, 42, 63, 65, 67, 74, 76条)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>○ 原子炉格納施設</p> <p>1. 原子炉格納容器</p> <p>1.1 原子炉格納容器本体等 (第44, 63, 64, 65, 66条)</p> <p>1.2 原子炉格納容器隔離弁 (第44 条)</p> <p>2. 原子炉建屋</p> <p>2.1 原子炉建屋原子炉棟等 (第26, 44, 68, 74条)</p> <p>3. 圧力低減設備その他の安全設備</p> <p>3.1 真空破壊装置 (第20, 57, 63, 64, 65, 66条)</p> <p>3.2 原子炉格納容器安全設備 (第14, 44, 64, 65, 66, 70条)</p> <p>3.2.1 格納容器スプレイ冷却系</p> <p>3.2.2 サプレッション・プール冷却系</p> <p>3.2.3 ほう酸水注入系</p> <p>3.2.4 代替格納容器スプレイ冷却系</p> <p>3.2.5 代替循環冷却系</p> <p>3.2.6 格納容器下部注水系</p> <p>3.2.7 ペDESTAL排水系</p> <p>3.2.8 高圧代替注水系</p> <p>3.2.9 低圧代替注水系</p> <p>3.2.10 原子炉建屋放水設備</p> <p>3.3 放射性物質濃度制御設備 (第14, 26, 43, 44, 68, 74条)</p> <p>3.3.1 原子炉建屋ガス処理系</p> <p>3.4 可燃性ガス濃度制御設備 (第44, 63, 65, 67, 68条)</p> <p>3.4.1 可燃性ガス濃度制御系</p> <p>3.4.2 水素濃度抑制系</p> <p>3.4.3 窒素ガス代替注入系</p> <p>3.5 原子炉格納容器調気設備 (第44, 67条)</p> <p>3.5.1 不活性ガス系</p> <p>3.6 圧力逃がし装置 (第65, 67条)</p> <p>3.6.1 格納容器圧力逃がし装置</p> <p>3.7 水源, 代替水源供給設備 (第71条)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>○ 非常用電源設備</p> <p>1. 非常用電源設備の電源系統</p> <p>1.1 非常用電源系統 (第45条)</p> <p>1.2 代替所内電気系統 (第72条)</p> <p>2. 交流電源設備</p> <p>2.1 非常用交流電源設備 (第45, 72条)</p> <p>2.2 常設代替交流電源設備 (第72条)</p> <p>2.3 緊急時対策所用発電機 (第76条)</p> <p>2.4 可搬型代替交流電源設備 (第72条)</p> <p>2.5 窒素供給装置用電源車 (第63, 65, 67条)</p> <p>3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備</p> <p>3.1 常設直流電源設備 (第16, 45, 72条)</p> <p>3.2 可搬型代替直流電源設備 (第72条)</p> <p>3.3 緊急時対策所用蓄電池 (第76条)</p> <p>3.4 可搬型蓄電池 (第61条)</p> <p>3.5 計測制御用電源設備 (第45条)</p> <p>4. 燃料設備</p> <p>4.1 軽油貯蔵タンクから非常用ディーゼル発電機等への給油 (第45, 72条)</p> <p>4.2 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油 (第72条)</p> <p>4.3 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機への給油 (第76条)</p> <p>4.4 可搬型設備用軽油タンク</p> <p>○ 常用電源設備 (第45条)</p> <p>1. 保安電源設備</p> <p>1.1 発電所構内における電気系統の信頼性確保</p> <p>1.1.1 機器の損壊, 故障その他の異常の検知と拡大防止</p> <p>1.1.2 1相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復</p> <p>1.2 電線路の独立性及び物理的分離</p> <p>1.3 発電用原子炉施設への電力供給確保</p> <p>○ 補助ボイラー (第48条)</p> <p>1. 所内ボイラ</p> <p>1.1 所内ボイラの機能</p> <p>1.2 所内ボイラの設計条件から各機器への給油 (第63, 65, 67, 72条)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災防護設備 (第11, 52条) 1. 火災防護設備の基本設計方針 ○ 浸水防護施設 (第6, 12, 51, 54条) 1. 津波による損傷の防止 <ul style="list-style-type: none"> 1.1 耐津波設計の基本方針 1.2 入力津波の設定 1.3 津波防護対策 1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 <ul style="list-style-type: none"> 溢水防護等の基本方針 2.2 防護すべき設備の設定 2.3 溢水源及び溢水量の設定 2.4 溢水防護区画及び溢水経路の設定 2.5 防護すべき設備を内包する建屋内及びエリア内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 2.6 防護すべき設備を内包する建屋外及びエリア外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 2.7 管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価及び防護設計方針 2.8 溢水防護上期待する浸水防護施設の構造強度設計 ○ 補機駆動用燃料設備 (第11, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 69, 70, 71条) 1. 補機駆動用燃料設備 ○ 非常用取水設備 (第6, 33, 62, 63, 64, 65, 66, 69, 70, 71条) 1. 非常用取水設備の基本設計方針 ○ 緊急時対策所 (第46, 76条) 1. 緊急時対策所 <ul style="list-style-type: none"> 1.1 緊急時対策所の設置等 	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	(省略)	各施設の基本設計方針記載事項と技術基準規則の各条文との対比一覧表 (省略)	・最終ページに添付

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考																								
	別紙 2		別紙 2																										
	<p>再処理施設の基本設計方針 第2章 個別項目 目次</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">基本設計方針 第2章 個別項目</th> <th style="width: 50%;">事業変更許可申請書 目次 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</td> <td> 四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (1) 構造 i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料の受入れ施設 (b) 使用済燃料の貯蔵施設 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (2) 主要な設備及び機器の種類 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料受入れ設備 (b) 使用済燃料貯蔵設備 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (3) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力 (i) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類 (a) 濃縮度 (b) 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間 (c) 使用済燃料集合体最高燃焼度 (d) 使用済燃料集合体の照射前の構造 </td> </tr> </tbody> </table>		基本設計方針 第2章 個別項目	事業変更許可申請書 目次 (参考)	1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (1) 構造 i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料の受入れ施設 (b) 使用済燃料の貯蔵施設 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (2) 主要な設備及び機器の種類 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料受入れ設備 (b) 使用済燃料貯蔵設備 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (3) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力 (i) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類 (a) 濃縮度 (b) 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間 (c) 使用済燃料集合体最高燃焼度 (d) 使用済燃料集合体の照射前の構造	<p>原子炉本体の基本設計方針 第2章 個別項目 目次</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">基本設計方針 第2章 個別項目</th> <th style="width: 50%;">実用炉規則別表第二 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 炉心等</td> <td>1. 炉型式、定格熱出力等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 炉心 (1) 炉心形状 (2) 燃料材の種類等 (3) 燃料材の最高温度 (4) 熱的制限値 (5) 炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 反射材</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉压力容器</td> <td>4. 原子炉压力容器</td> </tr> <tr> <td> 2.1 原子炉压力容器本体</td> <td> (1) 原子炉压力容器</td> </tr> <tr> <td> 2.2 監視試験片</td> <td> (2) 原子炉压力容器支持構造物</td> </tr> <tr> <td></td> <td> (3) 原子炉压力容器附属構造物</td> </tr> <tr> <td></td> <td> (4) 原子炉压力容器内部構造物</td> </tr> <tr> <td>3. 流体振動等による損傷の防止</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		基本設計方針 第2章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)	1. 炉心等	1. 炉型式、定格熱出力等		2. 炉心 (1) 炉心形状 (2) 燃料材の種類等 (3) 燃料材の最高温度 (4) 熱的制限値 (5) 炉心支持構造物		3. 反射材	2. 原子炉压力容器	4. 原子炉压力容器	2.1 原子炉压力容器本体	(1) 原子炉压力容器	2.2 監視試験片	(2) 原子炉压力容器支持構造物		(3) 原子炉压力容器附属構造物		(4) 原子炉压力容器内部構造物	3. 流体振動等による損傷の防止		
基本設計方針 第2章 個別項目	事業変更許可申請書 目次 (参考)																												
1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (1) 構造 i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料の受入れ施設 (b) 使用済燃料の貯蔵施設 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (2) 主要な設備及び機器の種類 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料受入れ設備 (b) 使用済燃料貯蔵設備 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (3) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力 (i) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類 (a) 濃縮度 (b) 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間 (c) 使用済燃料集合体最高燃焼度 (d) 使用済燃料集合体の照射前の構造																												
基本設計方針 第2章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)																												
1. 炉心等	1. 炉型式、定格熱出力等																												
	2. 炉心 (1) 炉心形状 (2) 燃料材の種類等 (3) 燃料材の最高温度 (4) 熱的制限値 (5) 炉心支持構造物																												
	3. 反射材																												
2. 原子炉压力容器	4. 原子炉压力容器																												
2.1 原子炉压力容器本体	(1) 原子炉压力容器																												
2.2 監視試験片	(2) 原子炉压力容器支持構造物																												
	(3) 原子炉压力容器附属構造物																												
	(4) 原子炉压力容器内部構造物																												
3. 流体振動等による損傷の防止																													

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考
	<p>基本設計方針 第2章 個別項目</p>	<p>事業変更許可申請書 目次 (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> (ii) 最大受入能力及び最大貯蔵能力 <ul style="list-style-type: none"> (a) 最大受入能力 (b) 最大貯蔵能力 (4) 主要な核的制限値 <ul style="list-style-type: none"> (i) 単一ユニット <ul style="list-style-type: none"> (a) 燃料取出し装置及び燃料取扱装置 (ii) 複数ユニット <ul style="list-style-type: none"> (a) 燃料取出し装置及び燃料取扱装置 (b) 燃料仮置きラックのラック格子中心間最小距離 (c) 燃料貯蔵ラックのラック格子中心間最小距離 (d) バスケットの格子中心間最小距離 <p>ニ. 再処理設備本体の構造及び設備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) せん断処理施設 <ul style="list-style-type: none"> (i) 構造 (ii) 主要な設備及び機器の種類 <ul style="list-style-type: none"> (a) 燃料供給設備 (b) せん断処理設備 (iii) せん断処理する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大処理能力 <ul style="list-style-type: none"> (a) せん断処理する使用済燃料の種類 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 濃縮度 (ロ) 冷却期間 (ハ) 使用済燃料集合体最高燃焼度 (ニ) 使用済燃料集合体の照射前の構造 (b) 最大処理能力 <ul style="list-style-type: none"> (イ) BWR使用済燃料集合体処理時 (ロ) PWR使用済燃料集合体処理時 (iv) 主要な核的制限値 <ul style="list-style-type: none"> (a) 単一ユニット (b) 複数ユニット 	<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針 第2章 個別項目 目次</p> <p>基本設計方針 第2章 個別項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 燃料取扱設備 2. 燃料貯蔵設備 3. 計測装置等 4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 <ul style="list-style-type: none"> 4.1 燃料プール冷却浄化系 4.2 代替燃料プール注水系 <ul style="list-style-type: none"> 4.2.1 使用済燃料プール注水 <ul style="list-style-type: none"> 4.2.1.1 代替燃料プール注水系 (注水ライン) を使用した使用済燃料プール注水 <ul style="list-style-type: none"> (1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン) (2) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン) 	<p>実用炉規則別表第二 (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 燃料取扱設備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器 (2) 原子炉ウエル (3) 使用済燃料運搬用容器 2. 新燃料貯蔵設備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 新燃料貯蔵庫 (2) 新燃料貯蔵ラック 3. 使用済燃料貯蔵設備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 使用済燃料貯蔵槽 (2) 使用済燃料運搬用容器ピット (3) 使用済燃料貯蔵ラック (4) 破損燃料貯蔵ラック (5) 制御棒貯蔵ラック (6) 制御棒貯蔵ハンガ (7) 使用済燃料貯蔵用容器 (8) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置 (9) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置 4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 熱交換器 (2) ポンプ (3) 容器 (4) 貯蔵槽 (5) スキマサージ槽 (6) ろ過装置 (7) 主要弁 (8) 主配管 	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考
	<p>基本設計方針 第2章 個別項目</p> <p>3. 2 溶解施設</p>	<p>事業変更許可申請書 目次 (参考)</p> <p>(2) 溶解施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>(a) 設計基準対象の施設</p> <p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p>(イ) 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系</p> <p>(ロ) 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 設計基準対象の施設</p> <p>(イ) 溶解設備</p> <p>(ロ) 清澄・計量設備</p> <p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p>(イ) 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系</p> <p>(ロ) 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系</p> <p>(iii) 溶解する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大溶解能力</p> <p>(a) 溶解する使用済燃料の種類</p> <p>(イ) 濃縮度</p> <p>(ロ) 冷却期間</p> <p>(ハ) 使用済燃料集合体最高燃焼度</p> <p>(ニ) 使用済燃料集合体の照射前の構造</p> <p>(b) 最大溶解能力</p> <p>(イ) BWR使用済燃料集合体処理時</p> <p>(ロ) PWR使用済燃料集合体処理時</p> <p>(iv) 主要な核的, 熱的及び化学的制限値</p> <p>(a) 主要な核的制限値</p> <p>(イ) 単一ユニット</p> <p>(ロ) 複数ユニット</p> <p>(b) 主要な熱的制限値</p> <p>(c) 主要な化学的制限値</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針</p> <p>第2章 個別項目 目次</p> <p>基本設計方針 第2章 個別項目</p> <p>4. 2. 1. 2 代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) を使用した使用済燃料プール注水</p> <p>(1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド)</p> <p>(2) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド)</p> <p>4. 2. 1. 3 代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル) を使用した使用済燃料プール注水</p> <p>4. 2. 2 使用済燃料プールのスプレイ</p> <p>4. 2. 2. 1 代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) を使用した使用済燃料プールのスプレイ</p> <p>(1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド)</p> <p>(2) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド)</p> <p>4. 2. 2. 2 代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル) を使用した使用済燃料プールのスプレイ</p>	<p>実用炉規則別表第二 (参考)</p> <p>(以下、省略)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	基本設計方針比較表 省略 (実例とともに、別途添付) 別紙3	基本設計方針比較表 (省略) 別紙3	

発電炉 工認手続き ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: center;">別紙 4</p> <p style="text-align: center;">基本設計方針に記載すべき機器仕様及び 設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー</p> <p style="text-align: center;">(注1) 事業変更許可申請書本文、添付書類又は技術基準規則の要求より抽出した設備又はその性能機能 (注2) 「性能・機能」とは、技術基準規則要求に適合させるために必要な役割など、定性的に記載できるものとする。 (注3) 「仕様」とは、容量、時間、効率、伝達率、個数等に関する定量的な数値とする。 (注4) 「基本設計方針で仕様を明確にする」とは以下のとおりである。 ・技術基準規則で仕様要求があるもの ・技術基準規則で定量的な機能が要求されている機器のうち、仕様表で要求機能が確認できないもの ・事業変更許可申請書本文に仕様を記載しているもの (注5) 既認可から変更のない仕様情報については設定根拠に関する説明書の作成は不要とする。</p>	<p style="text-align: center;">別紙 4</p> <p style="text-align: center;">基本設計方針に記載すべき機器仕様及び 設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー</p> <p style="text-align: center;">(注1) 設置変更許可本文 (五号、十号)、添付八、添付十、まとめ資料又は技術基準規則の要求より抽出した設備又はその性能機能 (注2) 「性能・機能」とは、技術基準規則要求に適合させるために必要な役割など、定性的に記載できるものとする。 (注3) 「仕様」とは、容量、時間、効率、伝達率、個数等、に関する定量的な数値とする。 (注4) 「基本設計方針で仕様を明確にする」とは以下の通りである。 ・技術基準規則で仕様要求があるもの。 ・技術基準規則で定量的な機能が要求されている機器のうち、要目表で要求機能が確認できないもの。 ・設置変更許可本文に仕様を記載しているもの。(例：汚濁防止膜の長さ) (注5) 別表第二下欄の設定根拠の要求項目機器であっても、性能・機能以外の要求のみにより申請対象となり、 従前から要求されている性能・機能に変更がない機器については、設定根拠に関する説明書は不要とする。</p>	<p>・当社施設 は別表がないため、記載を見直し</p>

<p>発電炉 工認手続きガイド</p>	<p>当社施設 設工認作成要領 (案)</p> <p>※比較を省略 (同対応を実施)</p>	<p>発電炉 工認作成要領</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>STEP1-0 : 技術基準規則要求設備 (機器) の抽出</p> <p>「工事計画添付書類取表」を使用し、技術基準規則要求 (要目表対象外含む。) 設備 (機器) を全て抽出する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: center;">E</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: center;">G</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">工事計画添付書類取表</p> <p>※ 設計変更許可本文 (五号, 十号), 添付八, 添付十, まとめ資料又は技術基準規則の要求より抽出。</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">基本設計方針→機器仕様を記載する機器の選定順序について</p> <p>STEP1-2 : 基本設計方針記載の設定根拠作成対象設備の選定 (色分け)</p> <p>a : 基本設計方針に記載している設備について、選定フローにより抽出する。(分類ごとに色分け)</p> <p>b : 基本設計方針記載内容と技術基準要求機器リスト (STEP2資料) とのリンクが分かるように、色分けした箇所に番号を付ける。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">基本設計方針</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更前</td> <td style="text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: center;">E</td> </tr> </table> </div> </div> <p>STEP2 : 基本設計方針→機器仕様を記載する機器の選定</p> <p>STEP1-0②で抽出された設備から、基本設計方針→機器仕様を記載する必要がある機器を選定する。選定にあたっては、以下の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事計画添付書類取表からB, C, D, E, F, Gに整理された設備を「技術基準要求機器リスト (ヒアリング用)」に反映する。その際、「関連条文」, 「DB/SA」, 及び「系統」の情報も合わせて記載する。 2. STEP1-2bの番号と機器リスト記載の機器がリンクするように番号を記載する。 3. STEP1-2aの基本設計方針を基に、技術基準要求機器リストを作成する。 4. 基本設計方針に記載する内容を具体的に記載する。機器仕様を記載する設備は、仕様を記載する。選定フローにてB, C, D, Eとなった機器に対して、関係する資料名を記載する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">【技術基準要求機器リスト】 (ヒアリング用)</th> <th colspan="2">B</th> <th colspan="2">C</th> <th colspan="2">D</th> <th colspan="2">E</th> </tr> <tr> <td>申請対象設備</td> <td>DB/関連</td> <td>基本設計方針</td> <td>選定</td> <td>性能・機能</td> <td>明瞭にする</td> <td>基本設計方針</td> <td>必要がある仕様</td> <td>記載内容</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>系統</td> <td>SA</td> <td>基本文</td> <td>基本文</td> <td>基本文</td> <td>基本文</td> <td>基本文</td> <td>基本文</td> <td>基本文</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>機器名</td> <td>機器名</td> <td>リンク番号</td> <td>リンク番号</td> <td>リンク番号</td> <td>リンク番号</td> <td>リンク番号</td> <td>リンク番号</td> <td>リンク番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">2.項</td> <td colspan="2">3.項</td> <td colspan="2">4.項</td> <td colspan="2">5.項</td> </tr> </table> <p>STEP3 : 工事計画認可申請補正書への添付</p> <p>工事計画認可申請補正書に添付するフォーマットに編集し、「設定根拠に関する説明書」の別添とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">設定根拠に関する説明書</th> <th colspan="2">技術基準要求機器リスト</th> </tr> <tr> <td>設定根拠に関する説明書</td> <td>設定根拠に関する説明書</td> <td>申請対象設備</td> <td>明瞭にする</td> </tr> <tr> <td>設定根拠に関する説明書</td> <td>設定根拠に関する説明書</td> <td>施設</td> <td>必要がある仕様</td> </tr> <tr> <td>設定根拠に関する説明書</td> <td>設定根拠に関する説明書</td> <td>区分</td> <td>記載内容</td> </tr> <tr> <td>設定根拠に関する説明書</td> <td>設定根拠に関する説明書</td> <td>機器名</td> <td>資料名</td> </tr> <tr> <td>設定根拠に関する説明書</td> <td>設定根拠に関する説明書</td> <td>内容</td> <td>仕様</td> </tr> <tr> <td>設定根拠に関する説明書</td> <td>設定根拠に関する説明書</td> <td>仕様の記載</td> <td>仕様の記載</td> </tr> <tr> <td>設定根拠に関する説明書</td> <td>設定根拠に関する説明書</td> <td>個別の設備</td> <td>個別の設備</td> </tr> <tr> <td>設定根拠に関する説明書</td> <td>設定根拠に関する説明書</td> <td>個別の設備</td> <td>個別の設備</td> </tr> </table> <p>B : 基本設計方針にのみ記載する設備で個別の説明書に記載 C : 基本設計方針にのみ記載する設備で設定根拠説明書の別添作成 D : 基本設計方針にのみ記載する設備で個別の説明書に記載</p>	A	B	C	D	E	F	G	基本設計方針		変更前	変更後	B	C	D	E	【技術基準要求機器リスト】 (ヒアリング用)		B		C		D		E		申請対象設備	DB/関連	基本設計方針	選定	性能・機能	明瞭にする	基本設計方針	必要がある仕様	記載内容	備考	施設	系統	SA	基本文	基本文	基本文	基本文	基本文	基本文	基本文	区分	機器名	機器名	リンク番号	リンク番号	リンク番号	リンク番号	リンク番号	リンク番号	リンク番号			2.項		3.項		4.項		5.項		設定根拠に関する説明書		技術基準要求機器リスト		設定根拠に関する説明書	設定根拠に関する説明書	申請対象設備	明瞭にする	設定根拠に関する説明書	設定根拠に関する説明書	施設	必要がある仕様	設定根拠に関する説明書	設定根拠に関する説明書	区分	記載内容	設定根拠に関する説明書	設定根拠に関する説明書	機器名	資料名	設定根拠に関する説明書	設定根拠に関する説明書	内容	仕様	設定根拠に関する説明書	設定根拠に関する説明書	仕様の記載	仕様の記載	設定根拠に関する説明書	設定根拠に関する説明書	個別の設備	個別の設備	設定根拠に関する説明書	設定根拠に関する説明書	個別の設備	個別の設備
A	B	C	D	E	F	G																																																																																																	
基本設計方針																																																																																																							
変更前	変更後																																																																																																						
B	C																																																																																																						
D	E																																																																																																						
【技術基準要求機器リスト】 (ヒアリング用)		B		C		D		E																																																																																															
申請対象設備	DB/関連	基本設計方針	選定	性能・機能	明瞭にする	基本設計方針	必要がある仕様	記載内容	備考																																																																																														
施設	系統	SA	基本文	基本文	基本文	基本文	基本文	基本文	基本文																																																																																														
区分	機器名	機器名	リンク番号	リンク番号	リンク番号	リンク番号	リンク番号	リンク番号	リンク番号																																																																																														
		2.項		3.項		4.項		5.項																																																																																															
設定根拠に関する説明書		技術基準要求機器リスト																																																																																																					
設定根拠に関する説明書	設定根拠に関する説明書	申請対象設備	明瞭にする																																																																																																				
設定根拠に関する説明書	設定根拠に関する説明書	施設	必要がある仕様																																																																																																				
設定根拠に関する説明書	設定根拠に関する説明書	区分	記載内容																																																																																																				
設定根拠に関する説明書	設定根拠に関する説明書	機器名	資料名																																																																																																				
設定根拠に関する説明書	設定根拠に関する説明書	内容	仕様																																																																																																				
設定根拠に関する説明書	設定根拠に関する説明書	仕様の記載	仕様の記載																																																																																																				
設定根拠に関する説明書	設定根拠に関する説明書	個別の設備	個別の設備																																																																																																				
設定根拠に関する説明書	設定根拠に関する説明書	個別の設備	個別の設備																																																																																																				

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																																																																																																																																																															
	<p>※比較を省略 (同対応を実施)</p>	<p style="text-align: center;">別紙5 設備リスト記載例 (1/4)</p> <p style="text-align: center;">表1 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の主要設備リスト (1/48)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備区分</th> <th rowspan="2">系統名</th> <th rowspan="2">機器区分</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="3">変更前</th> <th colspan="3">変更後</th> </tr> <tr> <th>耐震重要度分類</th> <th>機器クラス</th> <th>重大事故等対処設備*</th> <th>耐震重要度分類</th> <th>機器クラス</th> <th>重大事故等対処設備*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">原子炉冷却材循環設備</td> <td rowspan="15">原子炉冷却材循環系</td> <td>ポンプ</td> <td>再循環系ポンプ</td> <td>S</td> <td>クラス1</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器</td> <td>原子炉圧力容器</td> <td>S</td> <td>クラス1</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>再循環系ポンプ吸込管分岐点</td> <td>再循環系ポンプ吸込管分岐点</td> <td>S</td> <td>クラス1</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>再循環系ポンプ吸込管分岐点</td> <td>再循環系ポンプ吸込管分岐点</td> <td>S</td> <td>クラス1</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>弁</td> <td>弁 B35-F023A</td> <td>S</td> <td>クラス1</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器</td> <td>原子炉圧力容器</td> <td>S</td> <td>クラス1</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>弁</td> <td>弁 B35-F023B</td> <td>S</td> <td>クラス1</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>弁</td> <td>弁 B35-F023A, B</td> <td>S</td> <td>クラス1</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>再循環系ポンプA, B</td> <td>再循環系ポンプA, B</td> <td>S</td> <td>クラス1</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>再循環系ポンプA, B</td> <td>再循環系ポンプA, B</td> <td>S</td> <td>クラス1</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>弁</td> <td>弁 B35-F067A, B</td> <td>S</td> <td>クラス1</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>弁</td> <td>弁 B35-F067A, B</td> <td>S</td> <td>クラス1</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>再循環系ポンプA, B吐出管合流点</td> <td>再循環系ポンプA, B吐出管合流点</td> <td>S</td> <td>クラス1</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>再循環系ポンプA, B吐出管合流点</td> <td>再循環系ポンプA, B吐出管合流点</td> <td>S</td> <td>クラス1</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>主配管</td> <td>マニホールド管</td> <td>S</td> <td>クラス1</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主蒸気系</td> <td rowspan="5">原子炉冷却材の循環設備</td> <td>容器</td> <td>自動減圧機能用アキュムレータ</td> <td>S</td> <td>クラス3</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>常設/耐震/防止 SAクラス2</td> </tr> <tr> <td>主蒸気流量制限器</td> <td>逃がし安全弁制御用アキュムレータ</td> <td>S</td> <td>クラス3</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>安全弁及び逃がし弁</td> <td>逃がし安全弁制御用アキュムレータ</td> <td>S</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>制限器</td> <td>液出制限器</td> <td>S</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>安全弁及び逃がし弁</td> <td>B22-F013D, E, J, M, N, P, U</td> <td>S</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>変更なし</td> <td>常設/耐震/防止</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(以下、省略)</p>	設備区分	系統名	機器区分	名称	変更前			変更後			耐震重要度分類	機器クラス	重大事故等対処設備*	耐震重要度分類	機器クラス	重大事故等対処設備*	原子炉冷却材循環設備	原子炉冷却材循環系	ポンプ	再循環系ポンプ	S	クラス1	-	変更なし	-	-	原子炉圧力容器	原子炉圧力容器	S	クラス1	-	変更なし	-	-	再循環系ポンプ吸込管分岐点	再循環系ポンプ吸込管分岐点	S	クラス1	-	変更なし	-	-	再循環系ポンプ吸込管分岐点	再循環系ポンプ吸込管分岐点	S	クラス1	-	変更なし	-	-	弁	弁 B35-F023A	S	クラス1	-	変更なし	-	-	原子炉圧力容器	原子炉圧力容器	S	クラス1	-	変更なし	-	-	弁	弁 B35-F023B	S	クラス1	-	変更なし	-	-	弁	弁 B35-F023A, B	S	クラス1	-	変更なし	-	-	再循環系ポンプA, B	再循環系ポンプA, B	S	クラス1	-	変更なし	-	-	再循環系ポンプA, B	再循環系ポンプA, B	S	クラス1	-	変更なし	-	-	弁	弁 B35-F067A, B	S	クラス1	-	変更なし	-	-	弁	弁 B35-F067A, B	S	クラス1	-	変更なし	-	-	再循環系ポンプA, B吐出管合流点	再循環系ポンプA, B吐出管合流点	S	クラス1	-	変更なし	-	-	再循環系ポンプA, B吐出管合流点	再循環系ポンプA, B吐出管合流点	S	クラス1	-	変更なし	-	-	主配管	マニホールド管	S	クラス1	-	変更なし	-	-	主蒸気系	原子炉冷却材の循環設備	容器	自動減圧機能用アキュムレータ	S	クラス3	-	変更なし	常設/耐震/防止 SAクラス2	主蒸気流量制限器	逃がし安全弁制御用アキュムレータ	S	クラス3	-	変更なし	-	安全弁及び逃がし弁	逃がし安全弁制御用アキュムレータ	S	-	-	変更なし	-	制限器	液出制限器	S	-	-	変更なし	-	安全弁及び逃がし弁	B22-F013D, E, J, M, N, P, U	S	-	-	変更なし	常設/耐震/防止	
設備区分	系統名	機器区分					名称	変更前			変更後																																																																																																																																																																							
			耐震重要度分類	機器クラス	重大事故等対処設備*	耐震重要度分類		機器クラス	重大事故等対処設備*																																																																																																																																																																									
原子炉冷却材循環設備	原子炉冷却材循環系	ポンプ	再循環系ポンプ	S	クラス1	-	変更なし	-	-																																																																																																																																																																									
		原子炉圧力容器	原子炉圧力容器	S	クラス1	-	変更なし	-	-																																																																																																																																																																									
		再循環系ポンプ吸込管分岐点	再循環系ポンプ吸込管分岐点	S	クラス1	-	変更なし	-	-																																																																																																																																																																									
		再循環系ポンプ吸込管分岐点	再循環系ポンプ吸込管分岐点	S	クラス1	-	変更なし	-	-																																																																																																																																																																									
		弁	弁 B35-F023A	S	クラス1	-	変更なし	-	-																																																																																																																																																																									
		原子炉圧力容器	原子炉圧力容器	S	クラス1	-	変更なし	-	-																																																																																																																																																																									
		弁	弁 B35-F023B	S	クラス1	-	変更なし	-	-																																																																																																																																																																									
		弁	弁 B35-F023A, B	S	クラス1	-	変更なし	-	-																																																																																																																																																																									
		再循環系ポンプA, B	再循環系ポンプA, B	S	クラス1	-	変更なし	-	-																																																																																																																																																																									
		再循環系ポンプA, B	再循環系ポンプA, B	S	クラス1	-	変更なし	-	-																																																																																																																																																																									
		弁	弁 B35-F067A, B	S	クラス1	-	変更なし	-	-																																																																																																																																																																									
		弁	弁 B35-F067A, B	S	クラス1	-	変更なし	-	-																																																																																																																																																																									
		再循環系ポンプA, B吐出管合流点	再循環系ポンプA, B吐出管合流点	S	クラス1	-	変更なし	-	-																																																																																																																																																																									
		再循環系ポンプA, B吐出管合流点	再循環系ポンプA, B吐出管合流点	S	クラス1	-	変更なし	-	-																																																																																																																																																																									
		主配管	マニホールド管	S	クラス1	-	変更なし	-	-																																																																																																																																																																									
主蒸気系	原子炉冷却材の循環設備	容器	自動減圧機能用アキュムレータ	S	クラス3	-	変更なし	常設/耐震/防止 SAクラス2																																																																																																																																																																										
		主蒸気流量制限器	逃がし安全弁制御用アキュムレータ	S	クラス3	-	変更なし	-																																																																																																																																																																										
		安全弁及び逃がし弁	逃がし安全弁制御用アキュムレータ	S	-	-	変更なし	-																																																																																																																																																																										
		制限器	液出制限器	S	-	-	変更なし	-																																																																																																																																																																										
		安全弁及び逃がし弁	B22-F013D, E, J, M, N, P, U	S	-	-	変更なし	常設/耐震/防止																																																																																																																																																																										

各施設の基本設計方針記載事項と技術基準規則の各条文との対比一覧表

条文	設計基準対象施設																												重大事故等対処施設																						
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51			
技術基準規則 追加要求事項 (○有)		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
分類	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	共通	共通	個別	個別	個別	個別	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別			
共通項目 / 再処理施設の種類の																																																			
使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設																																																			
1. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設	1.1	使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の基本設計方針																																																	
2. 再処理設備本体																																																			
2.1	せん断処理施設	2.1.1 せん断設備の基本設計方針																																																	
2.2	溶解施設	2.2.1 溶解施設の基本設計方針																																																	
2.3	分離施設	2.3.1 分離施設の基本設計方針																																																	
2.4	精製施設	2.4.1 精製施設の基本設計方針																																																	
2.5	脱硝施設	2.5.1 脱硝施設の基本設計方針																																																	
2.6	酸及び溶媒の回収施設	2.6.1 酸及び溶媒の回収施設																																																	
製品貯蔵施設																																																			
3.	製品貯蔵施設	3.1 製品貯蔵施設の基本設計方針																																																	
計測制御系統施設																																																			
4.	計測制御系統施設	4.2 計測制御系統施設の基本設計方針																																																	
放射性廃棄物の廃棄施設																																																			
5.	放射性廃棄物の廃棄施設	5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針																																																	

各施設の基本設計方針記載事項と技術基準規則の各条文との対比一覧表

条文	設計基準対象施設																															重大事故等対処施設																				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51				
技術基準規則 追加要求事項 (〇有)		〇	〇	〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇		〇													〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇						
分類	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	共通	共通	個別	個別	個別	個別	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別					
共通項目 / 再処理施設の種類の	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	共通	共通	個別	個別	個別	個別	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別				
放射線管理施設																																																				
6. 放射線管理施設	6.1 放射線管理施設の基本設計方針																																																			
その他再処理設備の附属施設																																																				
個別項目	7.1 電気設備の基本設計方針																																																			
	7.2 圧縮空気設備の基本設計方針																																																			
	7.3 給水処理設備の基本設計方針																																																			
	7.4 冷却水設備の基本設計方針																																																			
	7.5 蒸気供給設備の基本設計方針																																																			
	7.6 分析設備の基本設計方針																																																			
	7.7 化学薬品貯蔵供給設備の基本設計方針																																																			
	7.8 火災防護設備の基本設計方針																																																			
	7.9 竜巻防護対象施設の基本設計方針																																																			
	7.10 溢水防護設備の基本設計方針																																																			
	7.11 化学薬品防護設備の基本設計方針																																																			
	7.12 補機駆動用燃料補給設備の基本設計方針																																																			
	7.13 放出抑制設備の基本設計方針																																																			
	7.14 緊急時対策所の基本設計方針																																																			
	7.15 通信連絡設備の基本設計方針																																																			

※ 個別項目については、事業変更許可申請書との整合性の観点から、事業変更許可申請書本文（添付含む）に記載の「系統構成及び主要設備」の内容を展開する。

各施設の基本設計方針記載事項と技術基準規則の各条文との対比一覧表

条文		設計基準対象施設																					
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
		臨界の防止	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入	閉じ込め	火災	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	計測制御系統施設	放射線管理施設	受入施設又は管理施設	処理施設及び廃棄施設	汚染の防止	遮蔽	換気設備	予備電源	通信連絡設備等		
技術基準規則 追加要求事項 (○有)			○	○		○	○		○	○										○	○		
分類		共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	共通	共通	個別	個別	共通		
共通項目／廃棄物管理施設の種類の種類																							
共通項目 (廃棄物管理設備本体にまとめて記載)	1. 核燃料物質の臨界防止	○																					
	2. 地盤		○																				
	3. 自然現象	3.1 地震による損傷の防止			○																		
		3.2 津波による損傷の防止				○																	
		3.3 外部からの衝撃による損傷の防止					○																
	4. 閉じ込めの機能	4.1 閉じ込め							○														
		4.2 放射性廃棄物による汚染の防止に係る基本設計方針															○						
	5. 火災等による損傷の防止									●	火災防護設備の基本設計方針に基づく設計												
	6. 遮蔽																	○					
	7. 設備に対する要求事項	7.1 安全機能を有する施設									○												
7.2 材料及び構造											○												
7.3 搬送設備												○											
8. その他	8.1 廃棄物管理施設への不法な侵入等の防止							○															
	8.2 安全難通路等																				○		
個別項目	1. 廃棄物管理設備本体																						
	1.1 処理施設	1.1.1 処理設備の基本設計方針																					
	1.2 管理施設	1.2.1 管理施設の基本設計方針													○		○						
	放射性廃棄物の受入施設																						
	2. 放射性廃棄物の受入施設	2.1 放射性廃棄物の受入施設の基本設計方針																					
	計測制御系統施設																						
	3. 計測制御系統施設	3.1 計測制御系統施設の基本設計方針												○									
	放射線管理施設																						
	4. 放射線管理施設	4.1 放射線管理施設の基本設計方針													○								
	その他廃棄物管理設備の附属施設																						
	5. その他廃棄物管理設備の附属施設	5.1 気体廃棄物の廃棄施設の基本設計方針															○			○			
		5.2 液体廃棄物の廃棄施設の基本設計方針															○						
		5.3 固体廃棄物の廃棄施設の基本設計方針															○						
		5.4 火災防護設備の基本設計方針									○												
		5.5 電気設備の基本設計方針																			○		
5.6 通信連絡設備の基本設計方針																						○	
5.7 圧縮空気設備の基本設計方針																							
5.8 給水処理設備の基本設計方針																							
5.9 蒸気供給設備の基本設計方針																							

※ 個別項目については、事業変更許可申請書との整合性の観点から、事業変更許可申請書本文（添付含む）に記載の「系統構成及び主要設備」の内容を展開する。

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【準拠規格及び基準】 <精査中>
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																								
<p>Q. 基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>適用基準及び適用規格については、各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等とする。</p>	<p>4 設工認申請に記載する準拠すべき法令、規格及び基準について</p> <p>1. 発電用原子炉施設のガイドにおける規定 本要領において参考とする「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」によれば、工事計画に記載する必要がある適用基準及び適用規格については、「各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。」とされ、記載対象とする基準及び規格については、「技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準」となっており、「具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等」と示されている。</p> <p>2. 記載すべき法令、規格及び基準の考え方</p> <table border="1" data-bbox="647 716 1534 1461"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>対象法令、規格及び基準*</th> <th>記載要否</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】</td> <td>記載する</td> <td>炉規制関係法令は、適合すべき技術基準規則の上位法令であり、事業変更許可（指定）申請書でも準拠すべき法令として明記されていることから、事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>関係他法令 【建築基準法，消防法他】</td> <td>記載する</td> <td>技術基準規則への適合のために、各設備の設計・製作にあたって、具体的な評価方法を規定した法令であり、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>許可基準規則（解釈含む）</td> <td>記載する</td> <td>事業変更許可（指定）申請書において、設計及び工事、検査での準拠すべき法令として明記されていることから、事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお、解釈は適用が自明であることから事業許可（指定）と同様に記載しない。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>技術基準規則（解釈含む）</td> <td>記載する</td> <td>事業変更許可（指定）申請書において、設計及び工事、検査での準拠すべき法令として明記されていることから、事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお、解釈は適用が自明であることから事業許可（指定）と同様に記載しない。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	対象法令、規格及び基準*	記載要否	理由	1	炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】	記載する	炉規制関係法令は、適合すべき技術基準規則の上位法令であり、 事業変更許可（指定）申請書でも準拠すべき法令として明記されていることから、事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。	2	関係他法令 【建築基準法，消防法他】	記載する	技術基準規則への適合のために、各設備の設計・製作にあたって、具体的な評価方法を規定した法令であり、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。	3	許可基準規則（解釈含む）	記載する	事業変更許可（指定）申請書において、設計及び工事、検査での準拠すべき法令として明記されていることから、 事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお、解釈は適用が自明であることから事業許可（指定）と同様に記載しない。	4	技術基準規則（解釈含む）	記載する	事業変更許可（指定）申請書において、設計及び工事、検査での準拠すべき法令として明記されていることから、 事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお、解釈は適用が自明であることから事業許可（指定）と同様に記載しない。	<p>4 工事計画認可申請に記載する適用基準及び適用規格について</p> <p>1. ガイド規定 「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」によれば、工事計画に記載する必要がある適用基準及び適用規格については、「各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。」とされ、記載対象とする基準及び規格については、「技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準」となっており、「具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等」と示されている。</p> <p>2. 記載すべき適用基準及び適用規格の考え方</p> <table border="1" data-bbox="1635 722 2522 1425"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象基準・規格*</th> <th>記載要否</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】</td> <td>記載しない</td> <td>炉規制関係法令は、適合すべき技術基準規則の上位法令であり、設計・製作に適用する基準及び規格に該当しないため記載しない。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>関係他法令 【建築基準法，消防法他】</td> <td>記載する</td> <td>技術基準規則への適合のために、各設備の設計・製作にあたって、具体的な評価方法を規定した法令であり、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>設置許可基準規則（解釈含む）</td> <td>記載しない</td> <td>設置許可基準規則に適合するものとして許可を受けた設置許可に従って工事計画認可を受けるため、適用が自明であることから記載しない。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>炉規制法及び電事法の各技術基準 【原子炉，火力設備，電気設備】</td> <td>記載しない</td> <td>現行の各技術基準は、適合することが条件であって、適用が自明であることから、記載しない。</td> </tr> </tbody> </table>		対象基準・規格*	記載要否	理由	1	炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】	記載しない	炉規制関係法令は、適合すべき技術基準規則の上位法令であり、 設計・製作に適用する基準及び規格に該当しないため記載しない。	2	関係他法令 【建築基準法，消防法他】	記載する	技術基準規則への適合のために、各設備の設計・製作にあたって、具体的な評価方法を規定した法令であり、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。	3	設置許可基準規則（解釈含む）	記載しない	設置許可基準規則に適合するものとして許可を受けた設置許可に従って工事計画認可を受けるため、適用が自明であることから記載しない。	4	炉規制法及び電事法の各技術基準 【原子炉，火力設備，電気設備】	記載しない	現行の各技術基準は、適合することが条件であって、適用が自明であることから、記載しない。	<p>炉規制関係法令、技術基準規則等について、適用は自明であるが、事業許可（指定）において、設計及び工事、検査での準拠すべき法令として明記されていることから、事業許可（指定）との整合性を踏まえ記載する。</p>
No.	対象法令、規格及び基準*	記載要否	理由																																								
1	炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】	記載する	炉規制関係法令は、適合すべき技術基準規則の上位法令であり、 事業変更許可（指定）申請書でも準拠すべき法令として明記されていることから、事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。																																								
2	関係他法令 【建築基準法，消防法他】	記載する	技術基準規則への適合のために、各設備の設計・製作にあたって、具体的な評価方法を規定した法令であり、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。																																								
3	許可基準規則（解釈含む）	記載する	事業変更許可（指定）申請書において、設計及び工事、検査での準拠すべき法令として明記されていることから、 事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお、解釈は適用が自明であることから事業許可（指定）と同様に記載しない。																																								
4	技術基準規則（解釈含む）	記載する	事業変更許可（指定）申請書において、設計及び工事、検査での準拠すべき法令として明記されていることから、 事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお、解釈は適用が自明であることから事業許可（指定）と同様に記載しない。																																								
	対象基準・規格*	記載要否	理由																																								
1	炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】	記載しない	炉規制関係法令は、適合すべき技術基準規則の上位法令であり、 設計・製作に適用する基準及び規格に該当しないため記載しない。																																								
2	関係他法令 【建築基準法，消防法他】	記載する	技術基準規則への適合のために、各設備の設計・製作にあたって、具体的な評価方法を規定した法令であり、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。																																								
3	設置許可基準規則（解釈含む）	記載しない	設置許可基準規則に適合するものとして許可を受けた設置許可に従って工事計画認可を受けるため、適用が自明であることから記載しない。																																								
4	炉規制法及び電事法の各技術基準 【原子炉，火力設備，電気設備】	記載しない	現行の各技術基準は、適合することが条件であって、適用が自明であることから、記載しない。																																								

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【準拠規格及び基準】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)				発電炉 工認作成要領				備考	
	No.	対象法令、規格及び基準*	記載要否	理由		対象基準・規格*	記載要否	理由	<p>・再処理、加工の技術基準解釈は、「材料及び構造」の解釈であり、技術基準規則と一体で適用することが自明であることから、許可（指定）と同様に記載しない。</p> <p>・また、再処理、加工の技術基準解釈で引用されている規格は、JSME、JISのみであり、適合性判断に必要なものはNo.8 JIS規格、ASME等、No.9 学協会規格に基づき記載される。</p> <p>・実用炉に係る内容であるため削除。</p>	
	5	原子力安全委員会指針及び専門部会報告書、NISA文書等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため、原子力安全委員会指針及び専門部会報告書、NISA文書等について記載する。		各技術基準の解釈 【原子炉、火力設備、電気設備】	記載する	各技術基準に定められる技術的要件を満足する技術的内容は、各技術基準の解釈に限定されるものではないため、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。 なお、解釈に引用されている適用基準及び適用規格についても下記のとおり適宜記載する。		
	6	審査基準 【実用炉の火災防護に係る審査基準】	記載する (枠外)	適合性判断のために参考とする実用炉の基準を明確化するため「法令、規格及び基準」としてではなく、参考として枠外に記載する。		原子力安全委員会指針及び専門部会報告書、NISA文書等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため、原子力安全委員会指針及び専門部会報告書、NISA文書等について記載する。		
	7	ガイド 【竜巻、津波、外部火災他】	記載する (枠外)	適合性判断のための評価基準を明確化するため「法令、規格及び基準」としてではなく、参考として枠外に記載する。		審査基準 【火災防護に係る審査基準】	記載する	該当する「火災防護に係る審査基準」は、技術基準規則解釈に記載されており、適合性判断のための評価基準を明確化するため記載する。		
	8	JIS規格、ASME等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するためJIS規格等について記載する。(技術基準規則解釈に引用されるものを含む)		ガイド 【竜巻、津波、外部火災他】	記載する (枠外)	適合性判断のための評価基準を明確化するため「適用基準及び適用規格」としてではなく、参考として枠外に記載する。		
	9	学協会規格 【JSME, JEAG, JEAC】	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため、各設備の設計・製作に適用する学協会規格を記載する。(技術基準規則解釈に引用されるものを含む) なお、記載にあたり、各学協会規格に引用される基準・規格については、当該学協会規格に包絡されるため記載しない。		JIS規格、ASME等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するためJIS規格等については、該当No.を含めて記載する。 なお、記載にあたり、既設設備においては、告示501号及びJSMEにおいて適用JISが明記され、既に適正に適用されていることから、JSME材に該当しないJIS材を使用している部分等について記載する。		
	* 設置時、改造時等に適用した過去の法令、規格及び基準を含む。					* 設置時、改造時等に適用した過去の適用基準及び適用規格を含む。				
	10	学協会規格 【JSME, JEAG, JEAC】	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため、各設備の設計・製作に適用する学協会規格を記載する。 なお、記載にあたり、各学協会規格に引用される基準・規格については、当該学協会規格に包絡されるため記載しない。		学協会規格 【JSME, JEAG, JEAC】	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため、各設備の設計・製作に適用する学協会規格を記載する。 なお、記載にあたり、各学協会規格に引用される基準・規格については、当該学協会規格に包絡されるため記載しない。		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【準拠規格及び基準】＜精査中＞
 ＜比較検討＞

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3. 記載様式</p> <p>(1) 変更前</p> <p>新設の施設／設備については「－」を記載する。</p> <p>変更申請する施設／設備の「変更前」については、既設の設工認に記載のある法令，規格及び基準を記載する。</p> <p>なお，既設の設工認には，許可基準規則等について，適用が自明であることから記載されていない場合があるが，「 記載すべき法令，規格及び基準の考え方」を踏まえ，記載の適正化として「変更前」に追記する。</p> <p>(2) 変更後</p> <p>「2. 記載すべき法令，規格及び基準の考え方」に基づき，該当する法令，規格及び基準を記載する。なお，法令，規格及び基準に変更がない場合は，「変更後」に「－」を記載する。</p>	<p>3. 記載様式</p> <p>(1) 変更前</p> <p>工事計画書への適用基準及び適用規格の記載要求については，平成17年の電気事業法施行規則の改正で別表第三に規定された。</p> <p>この記載要求が規定される以前の工事計画書については，適用基準及び適用規格の記載がないことから，工事計画書記載事項だけでは変更前の適用基準及び適用規格を確認できない。</p> <p>従って，変更前については，下記について記載する。</p> <p>① 平成17年以降の工事計画書に記載のある適用基準及び適用規格</p> <p>② 建設時より工認審査の前提とされていた「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（通商産業省告示501号）」</p> <p>③ 技術基準対象条文の解釈を含めて記載のある適用基準及び適用規格のうち，省令62号及びその解釈・解説に引用されている適用基準及び適用規格を基本に，実際に適用していた基準及び規格</p> <p>(2) 変更後</p> <p>上記（変更前）に記載のとおり，平成17年の電気事業法施行規則改正以降，工事計画書へ適用基準及び適用規格を記載していることから，変更後については，平成17年の施行規則改正以降の工事計画書を含めて，適用基準及び適用規格を記載する。</p> <p>具体的には下記について記載する。</p> <p>① 技術基準対象条文の解釈を含めて，記載のある適用基準及び適用規格のうち，現状設備に適用しているもの</p> <p>② 今回の変更に伴って適用する基準及び規格</p> <p>③ 平成17年以降の工事計画書に記載のある適用基準及び適用規格のうち，現在も適用しているもの</p>	<p>・実用炉特有の内容であるため記載を変更</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【準拠規格及び基準】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																																																																																																																																			
	<p>記載方法 (記載整理)</p> <p>各施設/設備に係る法令、規格及び基準を明確化する観点から、施設/設備単位で「準拠すべき主な法令、規格及び基準表」を整理、作成する。「準拠すべき主な法令、規格及び基準表」の記載例を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【2.No.9 学協会規格】 各設備の設計・製作に適用する学協会規格 (JEAG等) を記載する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【2.No.8 JIS等】 評価基準を明確化するため J I S 規格等を記載する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【2.No.2 関係他法令】 具体的な評価方法等を規定した建築基準法等の関係法令を記載する。</p> </div> <p>第1.1.1.1-1表 準拠すべき主な法令、規格及び基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>準拠すべき主な法令、規格及び基準</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th> </tr> <tr> <th></th> <th>炉規法</th><th>炉規法施行令</th><th>廃棄物管理規則</th><th>廃棄物管理施設設計許可基準規則</th><th>廃棄物管理施設設計技術基準規則</th><th>日本産業規格 (JIS)</th><th>JEAG 4601</th><th>日本建築学会「鋼構造設計基準」</th><th>J S M E 規格</th><th>クレールン安全規格</th><th>クレールン構造規格</th><th>日本建築学会各種構造設計及び計算規程</th><th>日本電機工業会規格 (J E M)</th><th>日本電線工業会規格 (J C S)</th><th>告示 8 号</th><th>建築基準法</th><th>建築基準法施行令</th><th>消防法</th><th>消防法施行令</th><th>安衛法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 / 設備区分</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="21" style="text-align: center;"><イ. 廃棄物管理設備本体></td> </tr> <tr> <td>管理施設</td> <td>ガラス固化体貯蔵建屋</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス固化体貯蔵建屋B棟</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス固化体貯蔵設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 炉規法 : 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年6月10日 法律第166号) 炉規法施行令 : 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 (昭和32年11月21日 政令第324号) 廃棄物管理規則 : 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 (昭和63年11月7日 総理府令第47号) 廃棄物管理施設設計許可基準規則 : 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年原子力規制委員会規則第31号) 廃棄物管理施設設計技術基準規則 : 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則 (令和2年3月17日 原子力規制委員会規則第10号) J E A G 4 6 0 1 : 原子力発電所耐震設計技術指針 (重要度分類・許容応力幅JEAG4601・補-1984, JEAG4601-1987, JEAG4601-1991 追補版) JSME規格 : 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005年版 (2007年追補版を含む)) JSME S NC-12005/2007 告示 8 号 : 核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示 (平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号) 消防法 : 消防法 (昭和23年 7月 24日 法律第186号) 安衛法 : 労働安全衛生法 (昭和47年 6月8日 法律第 57号)</p> <p>注2) 上記の他「原子力発電所の電巻影響評価ガイド」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」を参照する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【2.No.6, 7 審査基準, ガイド】 適合性判断のために参考とした審査基準, ガイドを枠外に記載する。</p> </div>	準拠すべき主な法令、規格及び基準	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		炉規法	炉規法施行令	廃棄物管理規則	廃棄物管理施設設計許可基準規則	廃棄物管理施設設計技術基準規則	日本産業規格 (JIS)	JEAG 4601	日本建築学会「鋼構造設計基準」	J S M E 規格	クレールン安全規格	クレールン構造規格	日本建築学会各種構造設計及び計算規程	日本電機工業会規格 (J E M)	日本電線工業会規格 (J C S)	告示 8 号	建築基準法	建築基準法施行令	消防法	消防法施行令	安衛法	施設 / 設備区分																					<イ. 廃棄物管理設備本体>																					管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋	○	○	○	○	○	○					○			○	○	○	○	○	○		ガラス固化体貯蔵建屋B棟	○	○	○	○	○	○					○			○	○	○	○	○	○		ガラス固化体貯蔵設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	<p>4. 記載方法 (記載整理)</p> <p>工事計画への適用基準及び適用規格の記載方法については、基本設計方針検討にて作成した各施設と技術基準規則の各条文との対比一覧表に基づき、「共通条文」該当の適用基準及び適用規格については、基本設計方針のまとめ方と同様に「原子炉冷却系統施設」に記載することを基本とし、火災に関するものは「火災防護設備」、浸水に関するものは「浸水防護施設」に記載する。残りの「個別条文」については該当の施設区分毎に記載し、同一の基準及び規格が共通条文と個別条文両方に該当する場合は、双方に重複して記載する。但し、「共通条文」の適用基準及び適用規格のうち、複数の施設に適用されない場合は、適用する施設の「個別条文」として整理する。さらに、「共通条文」で「原子炉冷却系統施設」「火災防護設備」「浸水防護施設」に該当しない場合も、適用する施設に「個別条文」として整理する。</p> <p>なお、工事計画の添付書類 (各種説明書) における適用基準及び適用規格については、当該添付書類中に記載がある内容に係る適用基準及び適用規格のうち、「2. 記載すべき適用基準及び適用規格の考え方」に基づくものを記載する。ただし、当該添付書類中に具体的な記載がなく、関係する添付書類を引用しているだけの場合は、関係する添付書類中の記載内容に係る適用基準・適用規格は記載しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載フォーマットは再処理施設の既認可と整合を図ったものとする。 共通、個別にかかわらず、適用するものを全て記載する。
準拠すべき主な法令、規格及び基準	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20																																																																																																																																		
	炉規法	炉規法施行令	廃棄物管理規則	廃棄物管理施設設計許可基準規則	廃棄物管理施設設計技術基準規則	日本産業規格 (JIS)	JEAG 4601	日本建築学会「鋼構造設計基準」	J S M E 規格	クレールン安全規格	クレールン構造規格	日本建築学会各種構造設計及び計算規程	日本電機工業会規格 (J E M)	日本電線工業会規格 (J C S)	告示 8 号	建築基準法	建築基準法施行令	消防法	消防法施行令	安衛法																																																																																																																																		
施設 / 設備区分																																																																																																																																																						
<イ. 廃棄物管理設備本体>																																																																																																																																																						
管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋	○	○	○	○	○	○					○			○	○	○	○	○	○																																																																																																																																		
	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	○	○	○	○	○	○					○			○	○	○	○	○	○																																																																																																																																		
	ガラス固化体貯蔵設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○																																																																																																																																		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の考え方】＜精査中＞
 ＜比較検討＞

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
<p>(3) 添付書類</p> <p>規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種別に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものについて添付する必要がある。</p>	<p>設工認申請書に添付する添付書類の考え方について</p> <p>1. 要旨 新規制基準への適合性確認審査に係る設工認申請を行うにあたり、添付書類の添付の考え方を以下に示す。</p> <p>2. 添付書類の添付を行うにあたっての考え方について (1) 添付書類の添付を行うにあたり、法令上の整理と今回の申請における添付書類の添付方針について以下に示す。 a. 法令上の整理 設工認に添付書類を添付すべきものとして、再処理施設、加工施設、廃棄物管理施設それぞれの事業に関する規則において、「当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十四条第一項の指定若しくは法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十六条の二の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。」と規定されている。（上記の記載は再処理規則における記載であるため、加工施設、廃棄物管理施設においてはそれぞれの事業に関する規則の記載に読み替える。） なお、新規制基準前の規則において要求されていた設工認の添付書類（例 再処理施設：1. 核燃料物質の臨界防止，2. 放射線による被ばくの防止，3. 火災及び爆発の防止，4. 主要な再処理施設の耐震性，5. 主要な容器及び管の耐圧強度および耐食性）については、新規制基準による既認可の添付書類記載事項に係る変更の有無を踏まえ、従来構成どおり技術基準適合のための説明書類として添付し、新規追加書類をその他の添付書類に組み込むことも可とする。 また、設工認に係る手続きが必要な内容とは、「認可の申請又は届出に係る設計及び工事の計画の内容」であり、大別すると「基本設計方針」の変更と「設備ごとの仕様に関する記載事項（仕様表）」の変更と考える。これらの変更内容に関する説明書類として必要な添付書類を添付するものである。 ここで、「認可の申請又は届出に係る設計及び工事の計画の内容」に係るものを以下に整理する。</p>	<p>5 工事計画認可申請書に添付する添付書類の考え方について</p> <p>1. 要旨 新規制基準への適合性確認審査に係る工事計画認可申請を行うにあたり、添付書類の添付の考え方を以下に示す。</p> <p>2. 添付書類の添付を行うにあたっての考え方について (1) 添付書類の添付を行うにあたり、法令上の整理と今回の申請における添付書類の添付方針について以下に示す。 a. 法令上の整理 実用炉規則別表第二において、工事計画に添付書類を添付すべきものとして「認可の申請又は届出に係る工事の計画の内容に係るものに限る。」と規定されている。</p> <p>工事計画に係る手続き上の「工事の内容」とは、大別すると実用炉規則別表第二の中欄における「基本設計方針」の変更と「設備ごとに機器等の単位で定められている仕様に関する記載要求事項（要目表）」の変更と考える。</p> <p>ここで、「認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るもの」を以下に整理する。</p>	<p>・別表第二に相当するものがないため、規則記載に見直し</p> <p>・旧添付書類の構成を一部踏襲しつつ、必要な添付書類を拡充する考えを可とする</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>(3) 添付書類 規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種類に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものについて添付する必要がある。</p>			<p>・別表第二及び工認手続きガイドに相当するものがないため、見直し</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>(3) 添付書類 規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種別に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものについて添付する必要がある。</p> <p>例えば、送電関係の変更に伴い常用電源設備の変圧器等の設計及び工事の計画の届出を行う際には、全体に係る添付書類である送電関係一覧図が必要である。一方、送電関係の変更にない場合には当該書類の添付は不要である。</p> <p>また、第9条第3項及び第12条第3項において、品質マネジメントシステムに関して説明した書類の添付が規定されている。</p> <p>なお、複数の添付書類で記載内容が重複する場合など、いずれかひとつの書類に記載内容をまとめた方が分かりやすいと考えられる場合は、ひとつにまとめた書類の名称等を他の書類に記載することにより、ひとつの書類に記載内容をまとめてもよいこととする。</p>	<p>b. 今回の申請における添付書類の添付方針について</p> <p>今回の「認可の申請又は届出に係る設計及び工事の方法の内容に係るもの」に対する添付書類の添付方針について以下に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」＝「基本設計方針の変更に該当するもの」に対して適合するために必要な設備について関連する添付書類を添付する。</p> </div> <p>「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」の具体例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処施設の要求事項が追加となったもの (再処理施設の技術基準規則 第32条～第51条が該当) (加工施設の技術基準規則 第26条～第39条が該当 : MOX燃料加工施設のみ) ・ 設計基準対象の施設の要求事項が追加となったもの (例: 溢水防護設備, 火災防護設備等) ・ 設計基準対象の施設の要求事項が変更となったもの (例: 耐震基準変更等) <p>重大事故等対処施設は、新規登録であるため関連する全ての書類が必要となるが、そのうち、既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので使用する条件等が変わらず、既設工認の添付書類等を読み込みできるものは、添付書類中にその旨を記載し、設計基準対象の施設とのリンクを明確にした書類を添付する。</p> <p>設計基準対象の施設について、基本設計方針の変更により適合性を確認する必要があるもので、既設工認に登録があるものは、添付図面は添付せず、既設工認の登録情報(認可年月日、図面番号等)を目次に記載する。</p> <p>なお、複数の添付書類で記載内容が重複する場合など、いずれかひとつの書類に記載内容をまとめた方が分かりやすいと考えられる場合は、ひとつにまとめた書類の名称等を他の書類に記載することにより、ひとつの書類に記載内容をまとめてもよいこととする</p>	<p>b. 今回の申請における添付書類の添付方針について</p> <p>今回の「認可の申請に係る工事の内容に関係あるもの」に対する添付書類の添付方針について以下に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」＝「基本設計方針の変更に該当するもの」に対して適合するために必要な設備について関連する添付書類を添付する。</p> </div> <p>「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」の具体例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処施設の要求事項が追加となったもの (第49条～第78条が該当) ・ 設計基準対象施設の要求事項が追加となったもの (例: 溢水防護設備, 火災防護設備等) ・ 設計基準対象施設の要求事項が変更となったもの (例: 耐震基準変更, 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大等) <p>重大事故等対処施設は、新規登録であるため関連する全ての書類が必要となるが、そのうち、既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので使用する条件等が変わらず、既工事計画書の添付書類等を読み込みできるものは、添付書類中にその旨を記載し、設計基準対象施設とのリンクを明確にした書類を添付する。</p> <p>設計基準対象施設について、基本設計方針の変更により適合性を確認する必要があるもので、既工事計画書に登録があるものは、添付図面は添付せず、既工事計画書の登録情報(認可年月日、図面番号等)を目次に記載する。</p>	<p>・ 工認手続きガイドの反映</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>「技術基準規則の要求事項に変更がないもの」＝「基本設計方針の変更がないもの」に対して既に適合している設備については、添付書類は添付しない。</p> <p>技術基準規則の要求事項に変更がないもの＝基本設計方針の「変更前」にあたる部分については、今回の「認可の申請に係る設計及び工事の方法の内容に係るもの」に該当しないため既設の設備において既に基本設計方針の記載事項を満たしていることから関連する添付書類は添付しない。</p> <p>例外として、技術基準規則の変更はないが事業指定基準規則の要求事項で変更がある場合は添付書類を添付する。</p> <p>例：「閉じ込めの機能」に要求される堰について、条文要求に変更がないことから「今回の申請に係る設計及び工事の方法の内容に係るもの」に該当しないため添付書類は添付しない。</p> <p>ただし、第12条「〇〇施設*内における溢水による損傷の防止」の要求を満たすために堰を溢水防護上期待する場合は「溢水防護に関する説明書」に「堰」について記載する必要がある。</p> <p>※〇〇施設は、当該要求事項がある施設名称に読み替える。</p> <p>個別条文で技術基準規則の要求事項に変更がない設備でも、共通条文で技術基準規則の要求事項の変更により適合性を確認する必要がある記載事項*については妥当性を確認するため関連する添付書類を添付する。</p> <p>※技術基準規則第6条「地震による損傷の防止」が変更されたことにより地震による安全機能が損なわれないことを説明する「耐震性に関する説明書」等</p>	<p>「技術基準規則の要求事項に変更がないもの」＝「基本設計方針の変更がないもの」に対して既に適合している設備については、添付書類は添付しない。</p> <p>技術基準規則の要求事項に変更がないもの＝基本設計方針の「変更前」にあたる部分については、今回の「認可の申請に係る工事の内容に係るもの」に該当しないため既設の設備において既に基本設計方針の記載事項を満たしていることから関連する添付書類は添付しない。</p> <p>例外として、技術基準規則の変更はないが設置許可基準規則の要求事項で変更がある場合は添付書類を添付する。</p> <p>例：「廃棄設備」に要求される堰について、条文要求に変更がないことから「今回の申請に係る工事の内容に係るもの」に該当しないため添付書類は添付しない。</p> <p>ただし、第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」の要求を満たすために堰を溢水防護上期待する場合は「溢水防護に関する説明書」に「堰」について記載する必要がある。</p> <p>例外：原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大部については、技術基準規則条文上の変更はないが、設置許可基準規則の要求事項である原子炉冷却材圧力バウンダリの定義において「変更」があることから、「基本設計方針の変更」＝「申請対象」として扱う。</p> <p>個別条文で技術基準規則の要求事項に変更がない設備でも、共通条文で技術基準規則の要求事項の変更により適合性を確認する必要がある記載事項については妥当性を確認するため関連する添付書類を添付する。</p> <p>例：原子炉冷却系統施設として条文要求が変更されていない「原子炉冷却材浄化系再生熱交換器」だが、技術基準規則第5条「地震による損傷防止」が変更されたことにより地震による安全機能が損なわれないことを説明する「耐震性に関する説明書」に原子炉冷却材浄化系再生熱交換器を記載する。</p>	<p>・本例は該当がないため削除</p> <p>・具体的設備ではなく、共通方針の形式にて記載</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<div data-bbox="780 268 1626 422" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「技術基準規則の要求事項に変更はないが、事業変更許可申請書の要求事項の追加または変更があるもの」に対して事業変更許可申請書に示す設計方針に適合するために必要な設備等については、関連する添付書類を添付する。</p> </div> <p>「技術基準規則の要求事項に変更はないが、事業変更許可申請書の要求事項の追加または変更があるもの」＝「技術基準規則の解釈の明確化等により要求事項に適合するために必要な設備の範囲等が変更となったもの」であることから、事業変更許可申請書に示す設計方針に適合するために必要な設備等について関連する添付書類のうち変更があるものを添付する。対象となる設備の具体例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに設置するもの (遠隔消火設備, 温度センサ) ・ 既設設備のうち, 新たに規制対象となるもの (給気系の機器, 生産系インターロックの安全系インターロックへの変更等) ・ 設備更新・増設等 (新型遠心分離機への更新, 廃棄物建屋の増設等) 		<p>「技術基準規則の要求に変更はないが、事業変更許可で変更があるもの」の考え方を追加</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3. 技術基準規則の各条文へ対応する添付書類の整理について 技術基準規則に規定される各条文の要求事項と添付書類との関連性と、その適合性の説明に必要な添付書類を「技術基準規則と設工認申請書の添付書類との紐付き表」(以下「紐付き表」という。)として整理する。</p> <p>紐付き表への整理概要を以下に示す。</p> <div data-bbox="682 472 1543 1260" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">紐付き表への整理概要</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 45%;">技術基準規則からの要求事項</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">基本設計方針の変更</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 45%;">仕様表記載事項の変更</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">基本設計方針記載事項の詳細説明に必要な添付書類</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 45%;">仕様表記載事項の詳細説明に必要な添付書類</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">技術基準規則の各条文の要求事項に対する添付書類</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> </div> <div style="border: 3px double black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">各条文の要求事項の適合性に必要な添付書類を紐付き表へ整理</div> </div>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>以下に示す考え方のもと、各条文への適合性説明に必要な添付書類を紐付き表に整理する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「条文要求事項を満足させるために必要な設備＝設備リストへ抽出した設備」が条文(解釈, ガイド含む)で直接要求される事項に対して、適合することを説明するために必要な添付書類を『当該条文に必要な添付書類』として整理する。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>例：技術基準規則第8条第1項（外部衝撃による損傷の防止）において、「安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を行う恐れがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。」と記載がある。 この要求事項へ適合させるために必要な措置における適合を正説明するために、「〇〇施設*の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」を添付する。 ※〇〇施設は、当該要求事項がある施設名称に読み替える。</p> </div> <p>ただし、重大事故等対処設備に関する条文のうち再処理施設の技術基準規則第38条～第51条および加工施設の技術基準規則第32条～第39条については、非常用電源設備等必ずしも条文に直接的に施設要求が明記されていない設備についても、当該条文への適合性を説明する上で必要な設備として整理する。 施設要求が明記されていない設備については都度、判断を要する。以下にその判断基準の一例を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【再処理施設の技術基準規則第38～51条への適合性判断の基準】 【加工施設の技術基準規則32～39条への適合性判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再処理施設の技術基準規則第38～51条（加工施設の技術基準規則32～39条）は想定事象に対処するために必要な設備を『施設することを要求』している条文のため基本的には系統図、配置図等の図面により施設されていることを説明する。 ・個別では直接的に要求の読めない共通事項（強度・耐震等）は、それらの条文側で適合性を確認するため、個別条文としての添付書類は省略する。 </div>	<p>以下に示す考え方のもと、各条文への適合性説明に必要な添付書類を紐付き表に整理する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「条文要求事項を満足させるために必要な設備＝設備リストへ抽出した設備」が条文（解釈，ガイド含む）で直接要求される事項に対して、適合することを説明するために必要な添付書類を『当該条文に必要な添付書類』として整理する。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>例：技術基準規則第61条（原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）の解釈1(2)c)において、「減圧用の弁は、想定される重大事故等が発生した場合の環境条件において確実に作動すること。」と記載がある。 条文の直接要求として下線部が該当し、この要求事項へ適合させるために必要な弁である「逃がし安全弁」における適合性を説明するため、「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」を添付する。</p> </div> <p>ただし、重大事故等対処設備に関する条文のうち技術基準規則第59条～第77条については、非常用電源設備等必ずしも条文に直接的に施設要求が明記されていない設備についても、当該条文への適合性を説明する上で必要な設備として整理する。</p> <p>施設要求が明記されていない設備については都度、判断を要する。以下にその判断基準の一例を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【技術基準規則第59～77条への適合性判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則第59～77条は想定事象に対処するために必要な設備を『施設することを要求』している条文のため基本的には系統図、配置図等の図面により施設されていることを説明する。 ・個別では直接的に要求の読めない共通事項（強度・耐震・安全弁等）は、それらの条文側で適合性を確認するため、個別条文としての添付書類は省略する。 </div>	<p>・解釈に該当するものがないため削除</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)				発電炉 工認作成要領				備考																												
<p>1) 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段(規則第6条で定める変更に係るもの)の規定により届け出たところによる設計及び工事であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを示す必要がある。なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に拘束される。</p> <p>3) 設計及び工事に係る品質 「3. (2) 設計及び工事に係る記載した設計に係る品質管理 おうとしている管理の計画について品質管理の方法、組織等について設計に係る記載事項として いる事項及びその審査に関する 専門の相互関係、設計開発の各 に組織の外部の者との情報の伝 達。工事及び検査に係る記載事 項として明確にする事項及び の体制として組織内外の部門間 性、資源管理及び物品の状態保 険に必要のプロセスを踏まえ 測定、妥当性確認及び検査等に サビリティ等に関する事項を含 の伝達等に関する事項等を含む</p>	再処理施設に係る設工認添付書類の記載内容及び添付要否の考え方について				工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について (1/6)				<p>・別表がないため、当社の考える設工認添付書類を縦軸とし、それぞれに対しガイドを参考に記載内容を展開するとともに、今後申請する新規制基準における添付の有無と要否の考え方を整理する。</p>																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">添付書類名称</th> <th rowspan="2">添付書類の記載内容</th> <th colspan="2">今回の添付有無</th> <th rowspan="2">添付要否の考え方</th> </tr> <tr> <th>DB</th> <th>SA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書</td> <td>法第44条第1項の指定若しくは第44条の4第1項の許可を受けたところ又は第44条の4第2項の規定により届け出たところによる設計及び工事であることが法第45条第3項第1号で認可基準として規定されており、当該</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>事業変更許可申請書の許可事項が、設工認としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性</td> </tr> </tbody> </table>	添付書類名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無		添付要否の考え方	DB	SA		(1) 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	法第44条第1項の指定若しくは第44条の4第1項の許可を受けたところ又は第44条の4第2項の規定により届け出たところによる設計及び工事であることが法第45条第3項第1号で認可基準として規定されており、当該	○	○	事業変更許可申請書の許可事項が、設工認としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">添付書類名称</th> <th colspan="2">今回の添付の有無</th> <th rowspan="2">添付書類の添付の考え方</th> </tr> <tr> <th>DB</th> <th>SA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>送電関係一覧図</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>保安電源設備等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合</td> <td></td> <td></td> <td>急傾斜地崩壊危険区域の対象がないため添付しない。</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	添付書類名称	今回の添付の有無		添付書類の添付の考え方	DB	SA		送電関係一覧図	○	×	保安電源設備等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。		急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合			急傾斜地崩壊危険区域の対象がないため添付しない。	
添付書類名称	添付書類の記載内容			今回の添付有無			添付要否の考え方																														
		DB	SA																																		
(1) 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	法第44条第1項の指定若しくは第44条の4第1項の許可を受けたところ又は第44条の4第2項の規定により届け出たところによる設計及び工事であることが法第45条第3項第1号で認可基準として規定されており、当該	○	○	事業変更許可申請書の許可事項が、設工認としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性																																	
施設区分	添付書類名称	今回の添付の有無		添付書類の添付の考え方																																	
		DB	SA																																		
	送電関係一覧図	○	×	保安電源設備等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。																																	
	急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合			急傾斜地崩壊危険区域の対象がないため添付しない。																																	
<p>(発電炉の内容および4事業における添付書類の構成を確認・調整中)</p>																																					
	<p>各段階における監視測定、妥当性確認及び検査等に関する事項(記録、識別管理、トレーサビリティ等に関する事項を含む。)並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。</p>							<p>出力に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。</p> <p>発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 ○ ○ 設置変更許可の許可事項が、工事計画としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性の確認のため添付する。</p> <p>排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書 × × 通常運転時における排気中及び排水中の放射性物質の濃度に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。</p> <p>人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書 × × 人が常時勤務する中央制御室、事務所等における線量に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。</p> <p style="text-align: center;">(以下、省略)</p>																													

発電炉工認 添付書類										技術基準との対応		
										D B	S A	
VI	-1	-9								その他発電用原子炉の附属施設の説明書	45,48	63,65,67,72,76~78
VI	-1	-9	-1							非常用発電設備の説明書		
VI	-1	-9	-1	-1						非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	45,48	63,65,67,72,76~78
VI	-1	-9	-2							常用電源設備の説明書		
VI	-1	-9	-2	-1						常用電源設備の健全性に関する説明書	45,48	-
VI	-1	-9	-2	-2						三相短絡容量計算書	-	-
VI	-1	-9	-3							緊急時対策所の説明書		
VI	-1	-9	-3	-1						緊急時対策所の機能に関する説明書	46,47	76,77
VI	-1	-9	-3	-2						緊急時対策所の居住性に関する説明書	46	76
VI	-1	-10								設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書		
VI	-2									耐震性に関する説明書	4,5	49,50
VI	-2	-1								耐震設計の基本方針		
(省略)												
VI	-2	別添	1							火災防護設備の耐震性についての計算書		
VI	-2	別添	2							溢水防護に係る施設の耐震性に関する説明書		
VI	-2	別添	3							可搬型重大事故等対処設備等の耐震性に関する説明書		
VI	-3									強度に関する説明書	17	55
VI	-3	-1								強度計算の基本方針		
(省略)												
VI	-3	別添	1							電巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書		
VI	-3	別添	2							火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書		
VI	-3	別添	2	-2	-1					防護対策施設の強度計算書		
VI	-3	別添	3							津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書		
VI	-3	別添	4							発電用火力設備の技術基準による強度に関する説明書		
VI	-3	別添	5							非常用発電装置（可搬型）の強度に関する説明書		
VI	-3	別添	6							炉心支持構造物の強度に関する説明書		
VI	-3	別添	7							原子炉圧力容器内部構造物の強度計算書		
VI	-4									その他計算書		
VI	-4	-1								安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書	20	57
VI	-4	-2								生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書	-	-
VI	-4	-2	-1							中央制御室の生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書	38,42	54,74
VI	-4	-2	-2							緊急時対策所の遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書	-	76
VI	-5									計算機プログラム（解析コード）の概要		
VI	-6									図面		
VI	-6	1	-1							送電関係一覧図		
VI	-6	1	-2							工場又は事業所の概要を明示した地形図		
VI	-6	1	-3							主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図		
VI	-6	1	-4							単線結線図		
VI	-6	1	-5							環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面		
VI	-6	1	-6							通信連絡設備の取付箇所を明示した図面		
VI	-6	1	-7							安全避難通路を明示した図面		
VI	-6	1	-8							非常用照明の取付箇所を明示した図面		

日本原燃再処理設工認 添付書類										技術基準との対応		
										D B	S A	
VI	-1	-5								その他再処理設備の附属施設に関する説明書	-	-
VI	-1	-5	-1							電気設備に関する説明書	29	46
VI	-1	-5	-1	-1						非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	29	46
VI	-1	-5	-1	-2						保安電源設備の健全性に関する説明	29	46
(2)												
添付IV										設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	-	-
IV	-1									主要な再処理施設の耐震性に関する説明書	5,6	32,33
IV	-1									主要な再処理施設の耐震性に関する基本方針	5,6	32,33
(省略)												
IV	別添	1								火災防護設備の耐震性についての計算書		
IV	別添	2								溢水及び薬品防護に係る施設の耐震性に関する説明書		
IV	別添	3								可搬型重大事故等対処設備等の耐震性に関する説明書		
添付V										主要な容器及び管の耐圧強度及び耐食性に関する説明書	17	37
V	-1									主要な容器及び管の耐圧強度及び耐食性に関する設計の基本方針	17	37
(省略)												
添付I										核燃料物質の臨界防止に関する説明書	4	42
添付II										放射線による被ばくの防止に関する説明書	27	48,50
VI	-2									再処理施設に関する図面		
VI	-2	-1								構内配置図		
VI	-2	-2								平面図及び断面図		
VI	-2	-4								機器配置図		
VI	-2	-3	-1							単線結線図		
VI	-2	-5								構造図		
VI	-1	-1	-8	別添	1					通信連絡設備の取付箇所を明示した図面		
VI	-1	-1	-9	別添	1					安全避難通路を明示した図面		
VI	-1	-1	-10	別添	1					非常用照明の取付箇所を明示した図面		

添付の有無	備考
○	
○	
○	
○	
×	項目のみであるため作成対象外
○	
×	発電炉特有の説明書であることから作成対象外
×	項目のみであるため作成対象外
○	VI-1-3-1 制御室及び緊急時対策所の機能に関する説明書で説明する。
○	VI-1-3-2 制御室及び緊急時対策所の居住性に関する説明書で説明する。
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	電巻への配慮に関する説明書に記載
○	火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書に記載
○	
○	
○	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書に記載
×	発電炉特有の説明書であることから作成対象外
×	発電炉特有の説明書であることから作成対象外
×	発電炉特有の説明書であることから作成対象外
×	発電炉特有の説明書であることから作成対象外
○	再処理特有の説明書、重大事故時のSFP臨界評価を含む
×	その他計算書の作成がないため（表紙頁）
×	発電炉特有の説明書であることから作成対象外
○	制御室及び緊急時対策所の遮蔽評価を含む
○	添付IIを含む
○	添付IIを含む
○	
○	各説明書にて展開
○	各設備の平面図断面図、系統図、配置図、構造図を格納
×	送電線は対象外。ただし、外部電源からの2回線受電については単線結線図にて明示する。
○	
○	
○	
○	
○	各施設の構造図にて展開
○	VI-1-1-8で説明する
○	VI-1-1-9で説明する
○	VI-1-1-10で説明する

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領】 <精査中>
<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考												
<p>(3) 添付書類 規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種別に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものについて添付する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">6 設工認申請における添付書類の作成要領</p> <p>設工認申請にあたり、原子力規制委員会規則では、各施設の申請に係る設計及び工事の計画が炉規法に定める各施設において、許可を受けたところ又は規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに各施設の申請に係る設計及び工事の計画が炉規法で定める各施設の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の各施設の申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付することを要求している。</p> <p>この添付書類は、設工認申請した施設（以下「当該施設」という。）の技術基準規則及び解釈への適合性を示すための書類であることに鑑み、当該施設の詳細設計の考え方、技術基準規則及び解釈への適合性を示すため、各添付書類に共通する作成要領を以下にまとめる。</p> <p>なお、記載構成については、原則として先行プラントで認可実績のある発電炉工認を参考に作成を行うものとする。また、特記事項のある書類については添付書類として別途記載する。</p> <p>1. 基本的な構成^{※1} 添付書類の章立ての基本的な構成は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 基本方針（技術基準規則及び解釈等の要求項目を含む。） 3. 評価（該当する場合） 4. 施設の詳細設計方針 <p>(以下、必要に応じ添付する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算機プログラム（解析コード）の概要等 <p>※1：書類内容に応じて、各章立ての中の分類を分けることも可とする。</p> <p>2. 具体的な記載内容及び記載にあたっての留意事項 「1. 基本的な構成」の章立て構成に基づく具体的な記載内容及び記載にあたっての留意事項を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="474 1249 1469 1900"> <thead> <tr> <th>章^{※2}</th> <th>具体的な記載内容及び留意事項^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全般的な留意事項</td> <td>基本設計方針及び仕様表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する^{※3}。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。</td> </tr> <tr> <td>1. 概要</td> <td>(1) 説明書類の目的や位置付け^{※4}を記載する。 (記載例：再処理施設の設工認) 本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第十一条に基づき、火災又は爆発により廃棄物管理施設の安全性を損なわないよう、火災区域及び火災区画に対して、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。 また、再処理施設における火災防護対策を具体化するに当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）を参考と</td> </tr> </tbody> </table>	章 ^{※2}	具体的な記載内容及び留意事項 ^{※2}	全般的な留意事項	基本設計方針及び仕様表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する ^{※3} 。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。	1. 概要	(1) 説明書類の目的や位置付け ^{※4} を記載する。 (記載例：再処理施設の設工認) 本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第十一条に基づき、火災又は爆発により廃棄物管理施設の安全性を損なわないよう、火災区域及び火災区画に対して、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。 また、再処理施設における火災防護対策を具体化するに当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）を参考と	<p style="text-align: center;">6 工事計画認可申請における添付書類の作成要領</p> <p>工事計画認可申請にあたり、実用炉規則では、別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添付することを要求している。</p> <p>この添付書類は、工事計画認可申請した施設（以下「当該施設」という。）の技術基準規則及び解釈への適合性を示すための書類であることに鑑み、当該施設の詳細設計の考え方、技術基準規則及び解釈への適合性を示すため、各添付書類に共通する作成要領を以下にまとめる。</p> <p>なお、特記事項のある書類については添付書類として別途記載する。</p> <p>1. 基本的な構成^{※1} 添付書類の章立ての基本的な構成は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 基本方針（技術基準規則及び解釈等の要求項目を含む。） 3. 評価（該当する場合） 4. 施設の詳細設計方針 <p>別添（必要に応じ添付する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算機プログラム（解析コード）の概要等 <p>※1：書類内容に応じて、各章立ての中の分類を分けることも可とする。</p> <p>2. 具体的な記載内容及び記載にあたっての留意事項 「基本的な構成」の章立て構成に基づく具体的な記載内容及び記載にあたっての留意事項を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1573 1249 2567 1900"> <thead> <tr> <th>章^{※2}</th> <th>具体的な記載内容及び留意事項^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全般的な留意事項</td> <td>基本設計方針及び要目表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する^{※3}。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。</td> </tr> <tr> <td>1. 概要</td> <td>(1) 説明書類の目的や位置付け^{※4}を記載する。 (記載例) 本書類は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第26条第1項第4号及び第7号並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に基づき、燃料取扱いに使用するクレーン、装置等の燃料取扱設備における、燃料集合体の落下防止対策及び使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）又は重量物の落下により破損しないことについて説明するものである。併せて、技術基準規則第26条第2項第4号ニ及びその解釈に基づき、燃料取扱設備等の重量</td> </tr> </tbody> </table>	章 ^{※2}	具体的な記載内容及び留意事項 ^{※2}	全般的な留意事項	基本設計方針及び要目表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する ^{※3} 。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。	1. 概要	(1) 説明書類の目的や位置付け ^{※4} を記載する。 (記載例) 本書類は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第26条第1項第4号及び第7号並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に基づき、燃料取扱いに使用するクレーン、装置等の燃料取扱設備における、燃料集合体の落下防止対策及び使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）又は重量物の落下により破損しないことについて説明するものである。併せて、技術基準規則第26条第2項第4号ニ及びその解釈に基づき、燃料取扱設備等の重量	<p>・規則の違いによる見直し</p> <p>・記載構成については、原則、発電炉工認を参照することを明記</p> <p>・記載例を濃縮事業許可の実例に見直し (なお、濃縮工場で爆発は発生しない)</p>
章 ^{※2}	具体的な記載内容及び留意事項 ^{※2}														
全般的な留意事項	基本設計方針及び仕様表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する ^{※3} 。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。														
1. 概要	(1) 説明書類の目的や位置付け ^{※4} を記載する。 (記載例：再処理施設の設工認) 本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第十一条に基づき、火災又は爆発により廃棄物管理施設の安全性を損なわないよう、火災区域及び火災区画に対して、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。 また、再処理施設における火災防護対策を具体化するに当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）を参考と														
章 ^{※2}	具体的な記載内容及び留意事項 ^{※2}														
全般的な留意事項	基本設計方針及び要目表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する ^{※3} 。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。														
1. 概要	(1) 説明書類の目的や位置付け ^{※4} を記載する。 (記載例) 本書類は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第26条第1項第4号及び第7号並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に基づき、燃料取扱いに使用するクレーン、装置等の燃料取扱設備における、燃料集合体の落下防止対策及び使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）又は重量物の落下により破損しないことについて説明するものである。併せて、技術基準規則第26条第2項第4号ニ及びその解釈に基づき、燃料取扱設備等の重量														

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考
	章※2 1. 概要 (前項の続き) 2. 基本方針	具体的な記載内容及び留意事項※2 して廃棄物管理施設の特徴及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。 ※4 : a. 条文に対応することを示す宣言だけではなく、直接的な要求に対する説明に関連した特殊な内容を示すことの宣言 b. 既設工認の読み込みや他の説明書との関連を示す宣言 (1) 当該添付書類で説明している全体の流れがわかる概要を記載する。 (例：再処理施設の設工認) 火災防護に関する説明書 再処理施設において、冷却及び遮蔽に係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。具体的には、…火災防護対象設備を設置する火災区域及び火災区画に対して、廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、以下に示す火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。… 2.1 火災発生防止 廃棄物管理施設の火災及び爆発の発生防止として、廃棄物管理施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除及び漏えい防止対策を講ずる設計とする。また、…防止する設計とする。… (2) 当該施設の設置にあたって評価が必要な場合に、事業変更許可での評価結果を用いる場合は、その評価結果及びそれを踏まえた設計方針を記載する。 (3) 今後、評価する場合は評価時期、評価方法及び条件、評価結果に応じてとる措置といった評価方針を記載する。 (4) 当該施設に係る技術基準規則及び解釈の要求を記載する。 (5) 事業変更許可申請書の本文記載事項のうち、技術基準規則及び解釈に対応条文のない事業許可基準規則要求を受けた約束事項があればそれを記載する。 (6) 上記以外で関連する規格要求等がある場合も記載する。	章※2 1. 概要 (前項の続き) 2. 基本方針	具体的な記載内容及び留意事項※2 物が落下しても使用済燃料プールの機能が損なわれないことを説明する。 ※4 : a. 条文に対応することを示す宣言だけではなく、直接的な要求に対する説明に関連した特殊な内容を示すことの宣言 b. 既工認の読み込みや他の説明書との関連を示す宣言 (1) 当該添付書類で説明している全体の流れがわかる概要を記載する。 (例) 火災防護に関する説明書 東海第二発電所における設計基準対象施設及び重大事故等対処施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性や重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないよう、設計基準対象施設のうち、火災防護上重要な機器等並びに重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。 2.1 火災発生防止 発電用原子炉施設内の火災発生防止として、発火性又は引火性物質を内包する設備に対し、漏えい及び拡大の防止対策、防爆対策、設置上の考慮、換気及び発火性又は引火性物質の貯蔵量を必要な量にとどめる対策を行う。また、…防止する設計とする。… (2) 当該施設の設置にあたって評価が必要な場合に、設置変更許可での評価結果を用いる場合は、その評価結果及びそれを踏まえた設計方針を記載する。 (3) 今後、評価する場合は評価時期、評価方法及び条件、評価結果に応じてとる措置といった評価方針を記載する。 (4) 当該施設に係る技術基準規則及び解釈の要求を記載する。 (5) 設置変更許可申請書の本文記載事項のうち、技術基準規則及び解釈に対応条文のない設置許可基準規則要求を受けた約束事項があればそれを記載する。 (6) 上記以外で関連する規格要求等がある場合も記載する。	
	3. 評価	(1) 「2. 基本方針」(2)又は(3)項で記載した評価に関する内容の詳細を記載する。 (2) 評価や解析を行うにあたっては、評価や解析の基本方針、評価方法、前提条件、評価結果の記載順を基本とした構成とする。 <留意事項> 事業許可基準規則への適合性確認として実施した有効性評価にて性能評価を行ったものについては、「有効性評価において性能を有していることを確認した」旨を記載する。この時、評価条件に合致していることも記載する。	3. 評価	(1) 「2. 基本方針」(2)又は(3)項で記載した評価に関する内容の詳細を記載する。 (2) 評価や解析を行うにあたっては、評価や解析の基本方針、評価方法、前提条件、評価結果の記載順を基本とした構成とする。 <留意事項> 設置許可基準規則への適合性確認として実施した有効性評価にて性能評価を行ったものについては、「有効性評価において性能を有していることを確認した」旨を記載する。この時、評価条件に合致していることも記載する。	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考
	<p>章※2</p> <p>3. 評価 (前項の続き)</p> <p>4. 施設の 詳細設計方針</p> <p>その他、必要に応じ添付する書類</p>	<p>具体的な記載内容及び留意事項※2</p> <p>評価解析を行うにあたり、結果を導くまでの過程を後から検証できるように、前提条件、使用する計算式及び入力値等を明確にするとともに、出典元も記載する。 ガイド等に準ずる場合、準ずる旨の記載だけでなく、評価や確認した内容も記載する。</p> <p>(1) 当該施設の基本設計方針及び要目表記載事項に係る詳細設計方針を記載する。 (2) 原則として、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設計方針を融合させた記載とする。 ※5 (3) 融合が困難な場合は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の両方に共通する大枠の考え方を記載した上で、それぞれ特徴的なものを個別に記載する。 ※5 (4) 「3. 評価」も考慮した上で、技術基準規則及び解釈並びに事業許可基準規則を受けて事業変更許可本文に記載している約束事項等の要求に対して、基本設計方針及び仕様表の記載事項が適合していることを記載する。 <留意事項> 構造、仕様及び設置場所（取付位置）等、変更が生じた際に性能に影響があると考えられるものは記載する。</p> <p>事業変更許可時に作成した「整理資料」については、設工認申請書の説明書類として添付することの可否を検討する。必要と判断した場合であっても、そのまま添付するのではなく、必要な情報を整理した上で添付する。この時、原則として文章部分は本文側に含ませ、図表のみを添付する。ただし、設工認本文を補足する上で全体を添付する必要がある場合は、上記によらなくてもよいこととする。 書類を添付する場合は、原則として添付書類本文の章立て等の説明のまとまり（最小単位）に対して一つまでとし、書類番号を文章に溶け込ませてリンク先を明確にする※6。また、複数の書類が該当する場合は、書類の構成を見直し、上記の原則に従う。 各計算書作成の基本方針及び評価に用いた計算機プログラム（解析コード）についての説明を添付する。 <留意事項> 別添の中に、さらに別紙や添付資料を付けるような、多重階層的な構成は、極力避ける。 ※6： (記載例) ○○については、別添1「○○○○」に示す。</p>	<p>章※2</p> <p>3. 評価 (前項の続き)</p> <p>4. 施設の 詳細設計方針</p> <p>別添</p>	<p>具体的な記載内容及び留意事項※2</p> <p>評価解析を行うにあたり、結果を導くまでの過程を後から検証できるように、前提条件、使用する計算式及び入力値等を明確にするとともに、出典元も記載する。 ガイド等に準ずる場合、準ずる旨の記載だけでなく、評価や確認した内容も記載する。</p> <p>(1) 当該施設の基本設計方針及び要目表記載事項に係る詳細設計方針を記載する。 (2) 原則として、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設計方針を融合させた記載とする。 (3) 融合が困難な場合は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の両方に共通する大枠の考え方を記載した上で、それぞれ特徴的なものを個別に記載する。 (4) 「3. 評価」も考慮した上で、技術基準規則及び解釈並びに設置許可基準規則を受けて設置変更許可本文に記載している約束事項等の要求に対して、基本設計方針及び要目表の記載事項が適合していることを記載する。 <留意事項> 構造、仕様及び設置場所（取付位置）等、変更が生じた際に性能に影響があると考えられるものは記載する。</p> <p>設置変更許可時に作成した「まとめ資料」については、工事計画認可申請書の説明書類として添付することの可否を検討する。必要と判断した場合であっても、そのまま添付するのではなく、必要な情報を整理した上で添付する。この時、原則として文章部分は本文側に含ませ、図表のみを添付する。ただし、工事計画書本文を補足する上で全体を添付する必要がある場合は、上記によらなくてもよいこととする。 別添を添付する場合は、原則として添付書類本文の章立て等の説明のまとまり（最小単位）に対して一つまでとし、別添番号を文章に溶け込ませてリンク先を明確にする※5。また、複数の別添が該当する場合は、別添の構成を見直し、上記の原則に従う。 各計算書作成の基本方針及び評価に用いた計算機プログラム（解析コード）についての説明を添付する。 <留意事項> 別添の中に、さらに別紙や添付資料を付けるような、多重階層的な構成は、極力避ける。 ※5： (記載例) 屋外に設置又は保管している重大事故等対処設備は、竜巻の影響を受けることから全ての重大事故等対処設備を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 屋外に設置する具体的な重大事故等対処設備については、別添1「屋外に設置する重大事故等対処設備の抽出」に示す。</p>	<p>・必ずしも別添としないケースも考えられるため、表現を見直し</p> <p>・濃縮は、計算機プログラムのコード説明は耐震Sクラス相当の評価のみ記載する方針。</p>
	<p>※2：書類全体の構成として、上記に示す標準的なパターン以外に、「3. 評価」又は「4. 施設の詳細設計方針」がないパターンや、分冊構成として詳細に記載するパターンもあるため、添付書類で説明する内容に応じて最適なパターンを選択するなど、柔軟に対応することとする。</p>		<p>※2：書類全体の構成として、上記に示す標準的なパターン以外に、「3. 評価」又は「4. 施設の詳細設計方針」がないパターンや、分冊構成として詳細に記載するパターンもあるため、添付書類で説明する内容に応じて最適なパターンを選択するなど、柔軟に対応することとする。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>※5：重大事故等対処設備が存在しない場合は適用外とする。</p> <p>3. 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領については、以下に別紙として記載する。</p> <p>(1) 別紙 1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の作成要領 (2) 別紙 2 設工認申請書のうち当社施設の事業変更許可との整合性に関する説明書の作成要領 (3) 別紙 3 東海第二発電所 耐震評価を行っている各施設の工認添付書類記載の整理について (4) 別紙 4 火災，自然現象，溢水，化学薬品，可搬評価に係る耐震評価の方針書及び計算書の作成要領</p>	<p>3. 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領については、以下に別紙として記載する。</p> <p>(1) 別紙 1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の作成要領 (2) 別紙 2 工事計画認可申請書のうち発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書の作成要領 (3) 別紙 3 東海第二発電所 強度に関する説明書の記載上の整理について (4) 別紙 4 東海第二発電所 耐震評価を行っている各施設の工認添付書類記載の整理について (5) 別紙 5 火災，自然現象，溢水，可搬評価に係る強度・耐震評価の方針書及び計算書の作成要領</p>	<p>設工認では、技術基準第17条及び第37条の規定を満たすことを説明した「主要な容器及び管の耐圧強度及び耐食性に関する説明書」を作成する。一方で、技術基準第17条及び第37条の要求以外で強度に関する計算を行う自然現象等のような特殊な場合があるが、それらの強度計算は関連する説明書（「再処理施設における自然現象等による損傷の防止に関する説明書」等）に展開するため、別紙3は削除。</p>

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>3) 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</p> <p>要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して説明することとする。</p> <p>また、基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様（容量、最高使用圧力、最高使用温度又は個数等）について設定根拠に関して説明することとする。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は、設工認申請書の添付書類である「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」（以下「設定根拠説明書」という。）の作成にあたっての作成要領を示す。</p> <p>2. 設定根拠説明書の位置付け</p> <p>設定根拠説明書の記載内容は、仕様表記載事項のうち以下に示す項目について、仕様表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して記載し、技術基準規則への適合性を説明する書類としている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>容量、最高使用圧力、最高使用温度、個数、加熱面積、伝熱面積、吐出圧力、原動機の出力、外径、漏えい率及び除去効率等</p> </div> <p>また、基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様（容量、最高使用圧力、最高使用温度、個数等）について、「3 設工認申請書における基本設計方針の作成要領（別紙4）」の「基本設計方針に記載すべき機器仕様及び設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い抽出し、設定根拠説明書の別添1で「技術基準規則要求機器リスト」を作成する。選定された設備について、設定根拠書を作成する設備は、別添2に「設定根拠説明書（別添）」として仕様設定根拠を記載する。</p> <p>3. 設定根拠説明書の構成 設定根拠説明書は、再処理規則等に記載の施設区分ごとに作成し、その施設区分ごとに各設備をまとめて作成するものとし、構成は下記とする。</p> <p>(1) 表紙 (2) 各設定値に対するその根拠についての説明</p>	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は、工事計画認可申請書に添付書類として要求される「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」（以下「設定根拠説明書」という。）の作成にあたっての作成要領を示す。</p> <p>2. 設定根拠説明書の位置付け 工事計画認可申請を行うにあたり、別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げられる書類を添付する必要があるが、そのうち発電用原子力施設に共通の添付書類として「設定根拠説明書」がある。 この設定根拠説明書の記載内容は、別表第二の中欄に記載される設備別記載事項のうち以下に示す別表第二の下欄の項目について、要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して記載し、技術基準規則への適合性を説明する書類としている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、個数、再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、慣性定数、回転速度半減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力並びに設計温度</p> </div> <p>また、基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様（容量、最高使用圧力、最高使用温度、個数等）について、「3 工事計画認可申請における基本設計方針の作成要領（別紙4）」の「基本設計方針に記載すべき機器仕様及び設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い抽出し、設定根拠説明書の別添1で「技術基準規則要求機器リスト」を作成する。選定された設備について、設定根拠書を作成する設備は、別添2に「設定根拠説明書（別添）」として仕様設定根拠を記載する。</p> <p>3. 設定根拠説明書の構成 設定根拠説明書は、別表第二で規定される施設区分ごとに作成し、その施設区分ごとに各設備をまとめて作成するものとし、構成は下記とする。</p> <p>(1) 表紙 (2) 各設定値に対するその根拠についての説明</p>	<p>・別表第二がないことを踏まえた修正</p> <p>・当社仕様表記載項目を踏まえた修正</p>

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>4. 設定根拠説明書の作成方針 設定根拠説明書の作成にあたり設備共通部分の作成方針を以下に示す。設定根拠説明書は仕様表の記載に併せて、1設備につき「一つ」とする。 なお、個別設備の作成方針は「7. 設定根拠説明の対象項目と作成方針」にて記載する。</p> <p>a. 記載順序 各設定根拠説明書の記載の順序は、仕様表の記載順に準ずる。</p> <p>b. 既認可から仕様の変更のない設備 耐震クラスの記載の適正化, 溢水防護上の配慮が必要な高さの記載の適正化として仕様表作成し、既認可から仕様の変更のない設備については設定根拠説明書を作成しない。</p> <p>c. 設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用する場合 複数の設備（系統）区分の機能を持つ設備で、設計基準対象施設と重大事故等対処設備の両方の機能を持つものは、仕様表の記載に併せて、設計基準対象施設の設備（系統）区分にて設定根拠説明書を作成する。記載にあたっては、設備（系統）区分ごとに内容を記載する。 (記載例①参照)</p>	<p>4. 設定根拠説明書の作成方針 設定根拠説明書の作成にあたり設備共通部分の作成方針を以下に示す。設定根拠説明書は要目表の記載に併せて、1設備につき「一つ」とする。 なお、個別設備の作成方針は「7. 設定根拠説明の対象項目と作成方針」にて記載する。</p> <p>a. 記載順序 各設定根拠説明書の記載の順序は、別表第二中欄の記載順序に準拠し、以下の順とする。 (a) 装置類（以下の設備に属さない設備） (b) 熱交換器 (c) ポンプ (d) 容器（ガスボンベを含む） (e) 貯蔵槽 (f) ろ過装置 (g) 安全弁及び逃がし弁 (h) 主要弁 (i) 主配管 (j) 再結合装置並びに電熱器 (k) 送風機 (l) 排風機 (m) フィルタ</p> <p>b. 技術基準規則第五条及び第十二条の変更のみで申請対象となる設備 (a) 技術基準規則第五条変更に伴う申請対象設備 既存の設備であり、技術基準規則第五条変更に伴う申請対象設備として、新たな耐震Sクラス設備、共振のおそれのある耐震Bクラス設備の記載の適正化として、要目表を作成する設備については、設定根拠説明書を作成しない。 (b) 技術基準規則第十二条変更に伴う申請対象設備 既設設備であり、技術基準規則第十二条変更に伴う申請対象設備として、溢水防護上の配慮が必要な高さの記載の適正化として、要目表を作成する設備については設定根拠説明書を作成しない。</p> <p>c. 設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用する場合 複数の設備（系統）区分の機能を持つ設備で、設計基準対象施設と重大事故等対処設備の両方の機能を持つものは、要目表の記載に併せて、設計基準対象施設の設備（系統）区分にて設定根拠説明書を作成する。記載にあたっては、設備（系統）区分ごとに内容を記載する。 (記載例①参照)</p>	<p>・別表第二がないことを踏まえた修正</p>

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>d. 重大事故等対処設備として複数の設備（系統）区分で兼用する場合 重大事故等対処設備の機能のみを持つ設備で、複数の設備（系統）区分の機能を持つものは、仕様表の記載に併せて、一つの設備（系統）区分にて設定根拠説明書を作成する。記載にあたっては、設備（系統）区分ごとに内容を記載する。 (記載例②参照)</p> <p>e. 概要説明 各設備の設定根拠説明書の冒頭で、概要説明として以下の内容を記載する。</p> <p>(a) 設計基準対象の施設 設計基準対象の施設として以下の内容を記載する。既設工認において、既に設定根拠説明書を作成している設備については、その設定根拠説明書と呼込む。 (記載例③参照)</p> <p>なお、記載については発電炉工認における記載内容を基本とし、当社施設のプラント設計に合わせた設計方針を記載する。 ・設計基準対象施設として、各設備について要求される機能（設備仕様を設定する際の条件等）を記載する。 (記載例④参照)</p> <p>(b) 重大事故等対処設備 ・原則、各設備に要求されている技術基準規則の各条文の要求事項を記載する。 (記載例⑤参照)</p> <p>〔各設備に要求されている条文は、事業変更許可申請書の「重大事故等対処設備の設備分類等」にて分類している事業許可基準規則の各条文に対応する技術基準規則の条文とする。〕</p> <p>・上記要求事項に対して、要求される機能を満足する上で、必要な系統構成等を記載する。 (記載例⑥参照)</p> <p>〔系統構成等を記載するにあたっては、原則、基本設計方針に記載する機能喪失を想定する設備、使用する設備、系統構成等を記載する。複数の条文に対して、系統構成等が同じである場合は、まとめて記載するが、記載項目が多岐に亘る場合には、箇条書きで記載する。〕</p>	<p>d. 重大事故等対処設備として複数の設備（系統）区分で兼用する場合 重大事故等対処設備の機能のみを持つ設備で、複数の設備（系統）区分の機能を持つものは、要目表の記載に併せて、一つの設備（系統）区分にて設定根拠説明書を作成する。記載にあたっては、設備（系統）区分ごとに内容を記載する。 (記載例②参照)</p> <p>e. 概要説明 各設備の設定根拠説明書の冒頭で、概要説明として以下の内容を記載する。</p> <p>(a) 設計基準対象施設 設計基準対象施設として以下の内容を記載する。既工事計画書において、既に設定根拠説明書を作成している設備については、その設定根拠説明書と呼込む。 (記載例③参照)</p> <p>なお、記載については最新プラントの記載内容を基本とし、東海第二発電所のプラント設計に合わせた設計方針を記載する。 ・設計基準対象施設として、各設備について要求される機能（設備仕様を設定する際の条件等）を記載する。 (記載例④参照)</p> <p>(b) 重大事故等対処設備 ・原則、各設備に要求されている技術基準規則の各条文の要求事項を記載する。 (記載例⑤参照)</p> <p>〔各設備に要求されている条文は、設置変更許可申請書の「重大事故等対処設備の設備分類等」にて分類している設置許可基準規則の各条文に対応する技術基準規則の条文とする。〕</p> <p>・上記要求事項に対して、要求される機能を満足する上で、必要な系統構成等を記載する。 (記載例⑥参照)</p> <p>〔系統構成等を記載するにあたっては、原則、基本設計方針に記載する機能喪失を想定する設備、使用する設備、系統構成等を記載する。複数の条文に対して、系統構成等が同じである場合は、まとめて記載するが、記載項目が多岐に亘る場合には、箇条書きで記載する。〕</p>	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(c) 配管 配管については設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の系統概略を記載する。 (記載例⑦参照)</p> <p>(d) 重大事故等時に流路として使用する設備 重大事故等時に設計基準対象施設の一部を流路として使用する設備については設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の系統概略を記載する。</p> <p>5. 設定根拠説明書内で記載する「同様の使用方法」の定義 設計基準対象施設として使用する設備を重大事故等時においても使用する場合の設定根拠説明書内に記載する「設計基準対象施設と同様の使用方法」とは、各設備の記載内容（容量、圧力、温度等）のうち、設計基準対象施設として使用する場合の設計条件と変わらない場合^(注)に使用する。 ただし、対象配管の上流に当該設備の設定の根拠となる設備（冷却器、ポンプ等）がある場合には、その設備の重大事故等時における使用圧力、使用温度を基に配管の重大事故等時の根拠を記載する。 (注) 重大事故等時の条件が設計基準対象施設の設計段階にて基とした条件（系統構成、流体の種類等）と同じ。 (記載例⑧参照)</p> <p>6. 重大事故等時に使用する場合の圧力及び温度について 重大事故等対処設備については、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度に関して記載することから、施設区分の冒頭の設定根拠の最高使用圧力及び最高使用温度の項目にて注記を付記し、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度であることを記載した上で以降省略する旨を記載する。</p>	<p>(c) 配管 配管については設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の系統概略を記載する。 (記載例⑦参照)</p> <p>(d) 重大事故等時に流路として使用する設備 重大事故等時に設計基準対象施設の一部を流路として使用する設備については設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の系統概略を記載する。</p> <p>5. 設定根拠説明書内で記載する「同様の使用方法」の定義 設計基準対象施設として使用する設備を重大事故等時においても使用する場合の設定根拠説明書内に記載する「設計基準対象施設と同様の使用方法」とは、各設備の記載内容（容量、圧力、温度等）のうち、設計基準対象施設として使用する場合の設計条件と変わらない場合^(注)に使用する。 ただし、対象配管の上流に当該設備の設定の根拠となる設備（冷却器、ポンプ等）がある場合には、その設備の重大事故等時における使用圧力、使用温度を基に配管の重大事故等時の根拠を記載する。 (注) 重大事故等時の条件が設計基準対象施設の設計段階にて基とした条件（系統構成、流体の種類等）と同じ。 (記載例⑧参照)</p> <p>6. 重大事故等時に使用する場合の圧力及び温度について 重大事故等対処設備については、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度に関して記載することから、施設区分の冒頭の設定根拠の最高使用圧力及び最高使用温度の項目にて注記を付記し、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度であることを記載した上で以降省略する旨を記載する。</p>	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																												
	<p>7. 設定根拠説明の対象項目と作成方針 (a) 共通設備の作成方針 (記載例⑨参照)</p> <table border="1" data-bbox="647 401 1531 1696"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">熱交換器</td> <td>容量</td> <td>kW/個</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。 複数の設備 (系統) 区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。 新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。 既工認対象の既設設備については、設工認本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 </td> </tr> <tr> <td>伝熱面積</td> <td>m²</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を満たすのに必要な伝熱面積の算出方法の概要及び算出結果を記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 </td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (管側)</td> <td>MPa</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。 </td> </tr> </tbody> </table>	設備	項目	単位	作成方針	熱交換器	容量	kW/個	<ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。 複数の設備 (系統) 区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。 新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。 既工認対象の既設設備については、設工認本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 	伝熱面積	m ²	<ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を満たすのに必要な伝熱面積の算出方法の概要及び算出結果を記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 	最高使用圧力 (管側)	MPa	<ul style="list-style-type: none"> 最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。 	<p>7. 設定根拠説明の対象項目と作成方針 (a) 共通設備の作成方針 (記載例⑨参照)</p> <table border="1" data-bbox="1626 401 2510 1696"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">熱交換器</td> <td>容量</td> <td>kW/個</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。 複数の設備 (系統) 区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。 新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。 既工事計画書対象の既設設備については、工事計画書本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 </td> </tr> <tr> <td>伝熱面積</td> <td>m²</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を満たすのに必要な伝熱面積の算出方法の概要及び算出結果を記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 </td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (管側)</td> <td>MPa</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。 </td> </tr> </tbody> </table>	設備	項目	単位	作成方針	熱交換器	容量	kW/個	<ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。 複数の設備 (系統) 区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。 新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。 既工事計画書対象の既設設備については、工事計画書本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 	伝熱面積	m ²	<ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を満たすのに必要な伝熱面積の算出方法の概要及び算出結果を記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 	最高使用圧力 (管側)	MPa	<ul style="list-style-type: none"> 最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。 	
設備	項目	単位	作成方針																												
熱交換器	容量	kW/個	<ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。 複数の設備 (系統) 区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。 新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。 既工認対象の既設設備については、設工認本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 																												
	伝熱面積	m ²	<ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を満たすのに必要な伝熱面積の算出方法の概要及び算出結果を記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 																												
	最高使用圧力 (管側)	MPa	<ul style="list-style-type: none"> 最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。 																												
設備	項目	単位	作成方針																												
熱交換器	容量	kW/個	<ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。 複数の設備 (系統) 区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。 新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。 既工事計画書対象の既設設備については、工事計画書本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 																												
	伝熱面積	m ²	<ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を満たすのに必要な伝熱面積の算出方法の概要及び算出結果を記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 																												
	最高使用圧力 (管側)	MPa	<ul style="list-style-type: none"> 最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。 																												

以降、当社施設の設備に適宜見直しのうえ修正中

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙2】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">当社事業変更許可との整合性に関する説明書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は、設工認に添付書類として要求される「廃棄物管理事業変更許可との整合性に関する説明書」(以下「説明書」という。)の作成にあたっての作成要領を示す。</p> <p>2. 基本方針 設工認が変更許可申請書の基本方針に従った詳細設計であることを、変更許可申請書との整合性により説明する。 変更許可申請書との整合性は、変更許可申請書「本文^{※1}」と設工認のうち「基本設計方針」及び「仕様表」について説明するとともに、変更許可申請書「本文^{※2}」に記載する解析条件についても整合性を説明する。</p> <p>また、変更許可申請書「添付書類^{※3}」のうち「本文^{※1}」に係る設備設計を記載している箇所については、変更許可申請書「本文^{※1}」の関連情報として記載する。 (記載例①参照)</p> <p>本資料は、本設工認の申請範囲に対する許可との整合性を示す資料であるため、申請範囲外に関する設工認は記載しない。</p> <p style="text-align: center;">※1 再処理・廃棄物：(四号), 濃縮・加工 (三号) (以下同様) ※2 再処理：(八号), 加工：(六号), 廃棄物・濃縮 (対象なし) (以下同様) ※3 再処理：六, 廃棄物・濃縮・加工：五 (以下同様)</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は、以下のとおり。 ・表紙 ・目次 ・概要 ・基本方針 ・説明書の構成 ・廃棄物管理事業変更許可との整合性</p> <p>(2) 「廃棄物管理事業変更許可との整合性」内の文章構成は変更許可申請書「本文^{※1}」に記載された順とする。 (記載例②参照)</p> <p>また、様式は比較表形式とし、左欄から変更許可申請書「本文^{※1}」、変更許可申請書「添付書類^{※3}」、「設工認」、「整合性」及び「備考」を記載する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は、工事計画認可申請書(以下「工事の計画」という。)に添付書類として要求される「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」(以下「説明書」という。)の作成にあたっての作成要領を示す。</p> <p>2. 基本方針 工事の計画が設置変更許可申請書の基本方針に従った詳細設計であることを、設置変更許可申請書との整合性により説明する。 設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文 (五号)」と工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」(以下「要目表」という。)について説明するとともに、設置変更許可申請書「本文 (十号)」に記載する解析条件についても整合性を説明する。</p> <p>また、設置変更許可申請書「添付書類八」のうち「本文 (五号)」に係る設備設計を記載している箇所については、設置変更許可申請書「本文 (五号)」の関連情報として記載する。 (記載例①参照)</p> <p>本資料は、本工事計画の申請範囲に対する許可との整合性を示す説明書であるため、申請範囲外に関する工事の計画は記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は、以下のとおり。 ・表紙 ・目次 ・概要 ・基本方針 ・説明書の構成 ・発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p>(2) 「発電用原子炉の設置の許可との整合性」内の文章構成は設置変更許可申請書「本文 (五号)」に記載された順とする。 (記載例②参照)</p> <p>また、様式は比較表形式とし、左欄から設置変更許可申請書「本文 (五号)」, 設置変更許可申請書「添付書類八」, 「工事の計画」, 「整合性」及び「備考」を記載する。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙2】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>なお、変更許可申請書「本文^{*2}」については、変更許可申請書「本文^{*1}」内の該当箇所に挿入する。 (記載例③参照)</p> <p>(3) 「設工認」に基本設計方針を記載する場合は、施設区分、番号及び表題を記載し、「基本設計方針」であることも記載する。 さらに、「基本設計方針」が共通項目の場合にはその旨も記載する。 (記載例④参照)</p> <p>また、仕様表を記載する場合は、施設区分を記載し、「仕様表」であることも記載する。 (記載例⑤参照)</p> <p>(4) 変更許可申請書と設工認との整合性確認については、変更許可申請書「本文^{*1}」と同等の「設工認」の記載箇所に実線のアンダーラインを引く。 (記載例⑥参照)</p> <p>また、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引き、「設工認」が変更許可申請書「本文^{*1}」と整合していることを「整合性」欄に記載する。 (記載例⑦参照)</p> <p>整合性の結果については、変更許可申請書「本文」の各項目（イ、ロ、ハ、…）の冒頭に整合結果を総括して記載する。 変更許可申請書「本文^{*2}」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。 (記載例⑧a参照)</p> <p>また、「本文^{*1}」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄外に記載する場合は別途、二重枠囲みにより記載する。 (記載例⑧b参照)</p> <p>なお、整合性を説明する記載の例は表1のとおり。</p> <p>(5) 設備の兼用について整合性を説明する場合、設工認の欄には兼用している設備の主登録先の仕様表等を記載し、変更許可申請書の兼用記載との整合性を示す。 (記載例⑨参照)</p>	<p>なお、設置変更許可申請書「本文（十号）」については、設置変更許可申請書「本文（五号）」内の該当箇所に挿入する。 (記載例③参照)</p> <p>(3) 「工事の計画」に基本設計方針を記載する場合は、施設区分、番号及び表題を記載し、「基本設計方針」であることも記載する。 さらに、「基本設計方針」が共通項目の場合にはその旨も記載する。 (記載例④参照)</p> <p>また、要目表を記載する場合は、施設区分を記載し、「要目表」であることも記載する。 (記載例⑤参照)</p> <p>(4) 設置変更許可申請書と工事の計画との整合性確認については、設置変更許可申請書「本文（五号）」と同等の「工事の計画」の記載箇所に実線のアンダーラインを引く。 (記載例⑥参照)</p> <p>また、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引き、「工事の計画」が設置変更許可申請書「本文（五号）」と整合していることを「整合性」欄に記載する。 (記載例⑦参照)</p> <p>整合性の結果については、設置変更許可申請書「本文」の各項目（イ、ロ、ハ、…）の冒頭に整合結果を総括して記載する。 設置変更許可申請書「本文（十号）」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。 (記載例⑧a参照)</p> <p>また、「本文（五号）」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄外に記載する場合は別途、二重枠囲みにより記載する。 (記載例⑧b参照)</p> <p>なお、整合性を説明する記載の例は表1のとおり。</p> <p>(5) 設備の兼用について整合性を説明する場合、工事の計画の欄には兼用している設備の主登録先の要目表等を記載し、設置変更許可申請書の兼用記載との整合性を示す。 (記載例⑨参照)</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙2】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本設計方針」又は変更許可申請書「添付書類※³」の段落の一部を抜粋する場合、「中略」と記載して抜粋であることを明示する。 <p style="text-align: right;">(記載例⑩参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明書中のほかの箇所を指す場合は、変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。(例：変更許可申請書 (本文) 「二. (1) せん断処理設備」に示す。) <p style="text-align: right;">(記載例⑪参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整合性を説明するために、記載箇所を明示する必要がある場合又は同じ段落に複数の説明箇所がある場合には、該当箇所に番号を記載する。(例：ロー①) <p style="text-align: right;">(記載例⑫参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更許可申請書「添付書類※³」については、上記(4)において設工認にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。 <p style="text-align: right;">(記載例⑬参照)</p>	<p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本設計方針」又は設置変更許可申請書「添付書類八」の段落の一部を抜粋する場合、「中略」と記載して抜粋であることを明示する。 <p style="text-align: right;">(記載例⑩参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明書中のほかの箇所を指す場合は、設置変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。(例：設置変更許可申請書 (本文) 「二. (3) (ii) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」に示す。) <p style="text-align: right;">(記載例⑪参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整合性を説明するために、記載箇所を明示する必要がある場合又は同じ段落に複数の説明箇所がある場合には、該当箇所に番号を付記する。(例：ロー①) <p style="text-align: right;">(記載例⑫参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置変更許可申請書「添付書類八」については、上記(4)において工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。 <p style="text-align: right;">(記載例⑬参照)</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙2】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																								
	<p>表1 整合性の記載パターン (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="706 258 1130 300">ケース</th> <th data-bbox="1130 258 1552 300">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="706 300 1130 401">各項の整合性結果 (記載例⑭参照)</td> <td data-bbox="1130 300 1552 401">変更許可申請書 (本文) 第〇号△項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 401 1130 606">設工認の記載が変更許可申請書 (本文) の記載と同義 (同一設備又は含む) 記載となっている場合 (記載例⑮参照)</td> <td data-bbox="1130 401 1552 606">設工認の「〇〇」は、(必要に応じて理由を記載) 変更許可申請書 (本文) の「△△」 [の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 606 1130 774">変更許可申請書 (本文) の記載を設工認では具体的に [詳細に] 記載している場合 (記載例⑯参照)</td> <td data-bbox="1130 606 1552 774">設工認の「〇〇」は、[必要に応じて理由を記載] 変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 774 1130 980">同一機器 (〇〇) で設備 (系統) 区分が設工認 (設備名) と変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)</td> <td data-bbox="1130 774 1552 980">「〇〇」は、変更許可申請書 (本文) における「設備名」を設工認の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 980 1130 1081">変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)</td> <td data-bbox="1130 980 1552 1081">変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 1081 1130 1182">今回の設工認の対象外の事項 (記載例⑳)</td> <td data-bbox="1130 1081 1552 1182">変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「〇〇」は、本設工認の対象外である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 1182 1130 1283">変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例㉑参照)</td> <td data-bbox="1130 1182 1552 1283">変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 1283 1130 1425">単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合</td> <td data-bbox="1130 1283 1552 1425">(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇MPa=△△kg/cm²G</td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 1425 1130 1526">運用のため保安規定で対応する事項</td> <td data-bbox="1130 1425 1552 1526">変更許可申請書 (本文) の「〇〇」は、保安規定にて対応する。</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	記載例	各項の整合性結果 (記載例⑭参照)	変更許可申請書 (本文) 第〇号△項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。	設工認の記載が 変更許可申請書 (本文) の記載と同義 (同一設備又は含む) 記載となっている場合 (記載例⑮参照)	設工認の「〇〇」は、(必要に応じて理由を記載) 変更許可申請書 (本文) の「△△」 [の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。	変更許可申請書 (本文) の記載を設工認では具体的に [詳細に] 記載している場合 (記載例⑯参照)	設工認の「〇〇」は、[必要に応じて理由を記載] 変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。	同一機器 (〇〇) で設備 (系統) 区分が設工認 (設備名) と 変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)	「〇〇」は、 変更許可申請書 (本文) における「設備名」を設工認の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。	変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)	変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。	今回の 設工認 の対象外の事項 (記載例⑳)	変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「〇〇」は、本設工認の対象外である。	変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例㉑参照)	変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。	単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇MPa=△△kg/cm ² G	運用のため保安規定で対応する事項	変更許可申請書 (本文) の「〇〇」は、保安規定にて対応する。	<p>表1 整合性の記載パターン (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1676 258 2101 300">ケース</th> <th data-bbox="2101 258 2525 300">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1676 300 2101 401">各項の整合性結果 (記載例⑭参照)</td> <td data-bbox="2101 300 2525 401">設置変更許可申請書 (本文) 第五号〇項において、工事の計画の内容は、以下の通り整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1676 401 2101 606">工事の計画の記載が設置変更許可申請書 (本文) の記載と同義 [同一設備又は含む] 記載となっている場合 (記載例⑮参照)</td> <td data-bbox="2101 401 2525 606">工事の計画の「〇〇」は、[必要に応じて理由を記載] 設置変更許可申請書 (本文) の「△△」 [の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1676 606 2101 774">設置変更許可申請書 (本文) の記載を工事の計画では具体的に [詳細に] 記載している場合 (記載例⑯参照)</td> <td data-bbox="2101 606 2525 774">工事の計画の「〇〇」は、[必要に応じて理由を記載] 設置変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1676 774 2101 980">同一機器 (〇〇) で設備 (系統) 区分が工事の計画 (設備名) と設置変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)</td> <td data-bbox="2101 774 2525 980">「〇〇」は、設置変更許可申請書 (本文) における「設備名」を工事の計画の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1676 980 2101 1081">設置変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)</td> <td data-bbox="2101 980 2525 1081">設置変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1676 1081 2101 1182">今回の工事の計画の対象外の事項 (記載例⑳参照)</td> <td data-bbox="2101 1081 2525 1182">設置変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「〇〇」は、本工事計画の対象外である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1676 1182 2101 1283">設置変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例㉑参照)</td> <td data-bbox="2101 1182 2525 1283">設置変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1676 1283 2101 1425">単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合</td> <td data-bbox="2101 1283 2525 1425">(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇 MPa=△△ kg/cm²G</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1676 1425 2101 1526">運用のため保安規定で対応する事項</td> <td data-bbox="2101 1425 2525 1526">設置変更許可申請書 (本文) の「〇〇」は、保安規定にて対応する。</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	記載例	各項の整合性結果 (記載例⑭参照)	設置変更許可申請書 (本文) 第五号〇項において、工事の計画の内容は、以下の通り整合している。	工事の計画の記載が 設置変更許可申請書 (本文) の記載と同義 [同一設備又は含む] 記載となっている場合 (記載例⑮参照)	工事の計画の「〇〇」は、[必要に応じて理由を記載] 設置変更許可申請書 (本文) の「△△」 [の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。	設置変更許可申請書 (本文) の記載を工事の計画では具体的に [詳細に] 記載している場合 (記載例⑯参照)	工事の計画の「〇〇」は、[必要に応じて理由を記載] 設置変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。	同一機器 (〇〇) で設備 (系統) 区分が工事の計画 (設備名) と 設置変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)	「〇〇」は、 設置変更許可申請書 (本文) における「設備名」を工事の計画の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。	設置変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)	設置変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。	今回の 工事の計画 の対象外の事項 (記載例⑳参照)	設置変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「〇〇」は、本工事計画の対象外である。	設置変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例㉑参照)	設置変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。	単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇 MPa=△△ kg/cm ² G	運用のため保安規定で対応する事項	設置変更許可申請書 (本文) の「〇〇」は、保安規定にて対応する。	
ケース	記載例																																										
各項の整合性結果 (記載例⑭参照)	変更許可申請書 (本文) 第〇号△項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。																																										
設工認の記載が 変更許可申請書 (本文) の記載と同義 (同一設備又は含む) 記載となっている場合 (記載例⑮参照)	設工認の「〇〇」は、(必要に応じて理由を記載) 変更許可申請書 (本文) の「△△」 [の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。																																										
変更許可申請書 (本文) の記載を設工認では具体的に [詳細に] 記載している場合 (記載例⑯参照)	設工認の「〇〇」は、[必要に応じて理由を記載] 変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。																																										
同一機器 (〇〇) で設備 (系統) 区分が設工認 (設備名) と 変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)	「〇〇」は、 変更許可申請書 (本文) における「設備名」を設工認の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。																																										
変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)	変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。																																										
今回の 設工認 の対象外の事項 (記載例⑳)	変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「〇〇」は、本設工認の対象外である。																																										
変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例㉑参照)	変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。																																										
単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇MPa=△△kg/cm ² G																																										
運用のため保安規定で対応する事項	変更許可申請書 (本文) の「〇〇」は、保安規定にて対応する。																																										
ケース	記載例																																										
各項の整合性結果 (記載例⑭参照)	設置変更許可申請書 (本文) 第五号〇項において、工事の計画の内容は、以下の通り整合している。																																										
工事の計画の記載が 設置変更許可申請書 (本文) の記載と同義 [同一設備又は含む] 記載となっている場合 (記載例⑮参照)	工事の計画の「〇〇」は、[必要に応じて理由を記載] 設置変更許可申請書 (本文) の「△△」 [の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。																																										
設置変更許可申請書 (本文) の記載を工事の計画では具体的に [詳細に] 記載している場合 (記載例⑯参照)	工事の計画の「〇〇」は、[必要に応じて理由を記載] 設置変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。																																										
同一機器 (〇〇) で設備 (系統) 区分が工事の計画 (設備名) と 設置変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)	「〇〇」は、 設置変更許可申請書 (本文) における「設備名」を工事の計画の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。																																										
設置変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)	設置変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。																																										
今回の 工事の計画 の対象外の事項 (記載例⑳参照)	設置変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「〇〇」は、本工事計画の対象外である。																																										
設置変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例㉑参照)	設置変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。																																										
単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇 MPa=△△ kg/cm ² G																																										
運用のため保安規定で対応する事項	設置変更許可申請書 (本文) の「〇〇」は、保安規定にて対応する。																																										

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙2】
<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	再処理事業変更許可との整合性に関する説明書 (例)	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 (例)	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙2】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>3. 説明書の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>4. 再処理事業変更許可との整合性</p> <p style="color: red;">四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p style="color: red;">A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p style="color: red;">●イ 再処理管理施設の位置</p> <p style="color: red;">(1) 敷地の面積及び形状・・・・・・・・・・・・・・・・・・イ-〇</p> <p style="color: red;">(2) 敷地内における主要な廃棄物管理施設の位置・・・・イ-〇</p> <p style="color: red;">ロ 再処理施設の一般構造</p> <p style="color: red;">(1) 核燃料物質の臨界防止に関する構造・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(2) 放射線の遮蔽に関する構造・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(4) 火災及び爆発の防止に関する構・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(5) 耐震構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(6) 耐津波構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(7) その他の主要な構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>記載例② 変更許可申請書の本文四号の順番に記載する。</p> </div>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>3. 説明書の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p>五 発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備</p> <p style="color: red;">●イ 発電用原子炉施設の位置</p> <p style="color: red;">(1) 敷地の面積及び形状・・・・・・・・・・・・・・・・・・イ-1</p> <p style="color: red;">(2) 敷地内における主要な発電用原子炉施設の位置・・・・イ-〇</p> <p style="color: red;">ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p style="color: red;">(1) 耐震構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-1</p> <p style="color: red;">(i) 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p style="color: red;">(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p style="color: red;">(2) 耐津波構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計</p> <p style="color: red;">(ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計</p> <p style="color: red;">(iii) 重大事故等対処施設の基準津波を超え敷地に 遡上する津波の耐津波設計</p> <p style="color: red;">(3) その他の主要な構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(i) a. 設計基準対象施設</p> <p style="color: red;">(ii) b. 重大事故等対処施設</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>記載例② 設置変更許可申請書の本文五号の順番に記載する。</p> </div>	<p>・</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙2】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 構造 (2) 主要な設備及び機器の種類 (3) 受け入れ, 又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力 (4) 主要な核的制限値 <p>ニ. 再処理設備本体の構造及び設備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) せん断処理施設 (2) 溶解施設 (3) 分離施設 (4) 精製施設 (5) 脱硝施設 (6) 酸及び溶媒の回収施設 <p>ホ. 製品貯蔵施設の構造及び設備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 構造 (2) 主要な設備及び機器の種類 (3) 貯蔵する製品の種類及びその種類ごとの最大貯蔵能力 (4) 主要な核的制限値 <p>ヘ. 計測制御系統施設の設備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 核計装設備の種類 (2) 主要な安全保護回路の種類 (1) 主要な工程計装設備の種類 (2) その他の主要な事項 <p>ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 気体廃棄物の廃棄施設 (2) 液体廃棄物の廃棄施設 (3) 固体廃棄物の廃棄施設 <p>チ. 放射線管理施設の設備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 屋内管理用の主要な設備の種類 (2) 屋外管理用の主要な設備の種類 <p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備 (2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (3) 主要な試験施設の構造及び設備 (4) その他の主要な事項 	<p>ハ. 原子炉本体の構造及び設備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 発電用原子炉の炉心 <ul style="list-style-type: none"> (i) 構造 (ii) 燃料体の最大挿入量 (iii) 主要な核的制限値 (iv) 主要な熱的制限値 (2) 燃料体 <ul style="list-style-type: none"> (i) 燃料材の種類 (ii) 燃料被覆材の種類 (iii) 燃料要素の構造 (iv) 燃料集合体の構造 (v) 最高燃焼度 (3) 減速材及び反射材の種類 (4) 原子炉容器 <ul style="list-style-type: none"> (i) 構造 (ii) 最高使用圧力及び最高使用温度 (5) 放射線遮蔽体の構造 (6) その他の主要な事項 <p>ニ核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 核燃料物質取扱設備の構造 (2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力 <ul style="list-style-type: none"> (i) 新燃料貯蔵施設 (ii) 使用済燃料貯蔵施設 (3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力 <ul style="list-style-type: none"> (i) 燃料プール冷却浄化系 (ii) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 <p>(以下、省略)</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙2】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>1. 概要 本資料は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。) 第51条の5第1項の許可を受けたところによる設工認であることが、法第51条の7第3項1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 設計及び工事の計画が再処理事業変更許可申請書(以下「変更許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、変更許可申請書との整合性により示す。 変更許可申請書との整合性は、変更許可申請書「本文(四号)」と設工認のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」(以下「仕様表」という。)について示すとともに、変更許可申請書「本文(八号)」に記載する解析条件についても整合性を示す。 また、変更許可申請書「添付書類六」のうち「本文(四号)」に係る詳細設計を記載している箇所については、変更許可申請書「本文(四号)」の関連情報として記載する。 なお、設置変更許可申請書の基本方針に記載がなく、設工認において詳細設計を行う場合は、設置変更許可申請書に抵触するものではないため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「変更許可申請書(本文)」、「設置変更許可申請書(添付書類六)」、「設工認」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の記載順は、変更許可申請書「本文(四号)」に記載する順とする。なお、「本文(八号)」については、「本文(四号)」内の該当箇所に挿入する。 (3) 変更許可申請書と設工認の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設工認が変更許可申請書と整合していることを明示する。 (4) 変更許可申請書「本文(八号)」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。変更許可申請書「本文(四号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性欄」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。 (5) 設置変更許可申請書「添付書類六」については、上記(3)において工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。</p>	<p>1. 概要 本資料は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。) 第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる工事の計画であることが、法第43の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 工事の計画が東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(以下「設置変更許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、設置変更許可申請書との整合性により示す。 設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文(五号)」と工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」(以下「要目表」という。)について示すとともに、設置変更許可申請書「本文(十号)」に記載する解析条件についても整合性を示す。 また、設置変更許可申請書「添付書類八」のうち「本文(五号)」に係る詳細設計を記載している箇所については、設置変更許可申請書「本文(五号)」の関連情報として記載する。 なお、設置変更許可申請書の基本方針に記載がなく、工事の計画において詳細設計を行う場合は、設置変更許可申請書に抵触するものではないため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「設置変更許可申請書(本文)」、「設置変更許可申請書(添付書類八)」、「工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の記載順は、設置変更許可申請書「本文(五号)」に記載する順とする。なお、「本文(十号)」については、「本文(五号)」内の該当箇所に挿入する。 (3) 設置変更許可申請書と工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、工事の計画が設置変更許可申請書と整合していることを明示する。 (4) 設置変更許可申請書「本文(十号)」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性欄」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。 (5) 設置変更許可申請書「添付書類八」については、上記(3)において工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙2】

<比較検討>

発電炉

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>イ 発電用原子炉施設の位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発電用原子炉施設の位置の記述を以下のとおり変更する。 <p>(1) 敷地の面積及び形状</p> <p>発電用原子炉施設を設置する敷地は、東京の北方約130km、大戸市の東北約15kmの地点で太平洋に面して位置し、敷地の大部分は、標高約8mでほぼ平坦な面であり、敷地の西部には標高約20mで平坦な面が分布する。</p> <p>なお、敷地の標高については、2011年東北地方太平洋沖地震発生前の標高値を記載している。</p> <p>敷地内の地質は、先第三系、新第三系及び第四系からなっている。</p> <p>東海第二発電所の敷地の広さは約75万㎡であり、そのうち、約1万㎡は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から土地の権利を得て発電用原子炉施設を設置する。</p> <p>記載例② 設置変更許可申請書の本文五号の順番に記載する。</p> <p>地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「耐震重要施設」という。)は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(以下「基準地震動S₁」という。)による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動S₂による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない(1)-(1)ことを含む、基準地震動S₃による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</p>	<p>記載例③ 各項毎に、項の冒頭に整合結果を統括して記載する。</p> <p>記載例① 本文五号の設備設計に該当する添付書類八を記載する。</p> <p>記載例④ 基本設計方針の該当番号及び表題を記載する。</p> <p>1.3.1 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>1.3.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>(3) 建物・構築物については、耐震重要度分類の各クラスに応じて規定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>記載例⑤ 「工事の計画」と同等の設置変更許可申請書「添付書類八」の記載箇所を実線のアンダーライン、異なる箇所に破線のアンダーラインを引く。</p> <p>記載例⑥ 設置変更許可申請書「本文(五号)」と同等の「工事の計画」の記載箇所を実線のアンダーラインを引く。</p>	<p>記載例⑧ 今回の工事の計画の対象外の事項である場合</p> <p>記載例④ 工事の計画の該当箇所が記載されている施設区分を記載する。</p> <p>記載例④ 工事の計画の該当箇所が基本設計方針の場合には「(基本設計方針)」と記載する。</p> <p>【原子炉冷却システム施設】 (基本設計方針)「共通項目」</p> <p>記載例④ 工事の計画の該当箇所が基本設計方針の場合には「(基本設計方針)」と記載する。</p> <p>1. 地盤等</p> <p>1.1 地盤</p> <p>設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「耐震重要施設」という。)の建物・構築物、屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物について、若しくは、重大事故等対策施設のうち、常設耐震重要重大事故等対策施設又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対策施設については、自重や運転時の荷重等に加え、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(以下「基準地震動S₁」という。)による地震力が作用した場合においても接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動S₂による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない(1)-(1)地盤として、設置(変更)許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>ここで、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)第五号イ項において、工事の計画の<u>(1)-(1)</u>は、以下の通り整合している。</p> <p>設置変更許可申請書(本文)において許可を受けた「敷地の面積及び形状」は、本工事計画の対象外である。</p> <p>工事の計画の(1)-(1)は、設置変更許可申請書(本文)の(1)-(1)と同義であり整合している。</p> <p>記載例⑨ 工事の計画が設置変更許可申請書の記載と異なるが、同義である場合</p>	

G-別2-15

当社施設

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五) 該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>イ、加工施設の位置</p> <p>本施設を設置する敷地は、青森県上北郡六ヶ所村に位置し、標高60m前後の弥栄平(いやさかたい)と呼ばれる台地にあり、北東部が尾駁沼に面している。敷地内の地質は、新第三紀層及びこれを覆う第四紀層からなっている。敷地に近い主な都市は、三沢市(南約30km)、むつ市(北北西約40km)、十和田市(南南西約40km)、八戸市(南南東約50km)及び青森市(西南西約50km)である。</p> <p>(イ) 敷地の面積及び形状</p> <p>敷地の面積は、約390万㎡である。</p> <p>敷地の形状は、北東部を一部欠き、西側が緩い円弧状の長方形に近い部分と、その南東端から東に向かう帯状の部分からなり、帯状の部分は途中で二股に分かれている。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「耐震重要施設」という。)及びそれらを支持する建物・構築物は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(以下「基準地震動」という。)による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない(1)-(1)ことも含む、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>記載例② 変更許可申請書の本文三号の順番に記載する</p>	<p>記載例④ 各項毎に、項の冒頭に整合結果を統括して記載する。</p> <p>記載例① 本文三号の設計条件に該当する添付書類八を記載する。</p> <p>記載例④ 基本設計方針の該当番号及び表題を記載する。</p> <p>ホ. 耐震設計</p> <p>(イ) 安全機能を有する施設の耐震設計</p> <p>(3) 基礎地盤の支持性能</p> <p>① 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができ、地盤に設置する。</p> <p>記載例③ 「設工認」と同等の変更許可申請書「添付書類五」の記載箇所を実線のアンダーライン、異なる箇所に破線のアンダーラインを引く。</p> <p>記載例⑥ 変更許可申請書「本文(三号)」と同等の「設工認」の記載箇所を実線のアンダーラインを引く。</p>	<p>記載例⑧ 今回の設工認の対象外の事項である場合</p> <p>記載例④ 設工認の該当箇所が基本設計方針の場合には「(基本方針設計)」と記載する。</p> <p>(基本設計方針)「施設共通」</p> <p>1. 地盤等</p> <p>1.1 地盤</p> <p>安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「安全上重要な施設」という。)及びそれらを支持する建物・構築物は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動」という。)による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない(1)-(1)地盤として、事業許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>廃棄物管理施設及び再処理施設は、「本文三号」を「本文四号」に読み替える。以降同じ。</p>	<p>変更許可申請書(本文)第三号において、設計及び設工認の内容は、以下のとおり整合している。</p> <p>変更許可申請書(本文)において許可を受けた「加工施設の位置」及び「(イ) 敷地の面積及び形状」の敷地の面積及び形状は、本設計及び工事の計画の対象外である。</p> <p>設計及び工事の計画の(1)-(1)は、事業変更許可申請書(本文)の(1)-(1)と同義であり整合している。</p> <p>記載例⑨ 工事の計画が設置変更許可申請書の記載と異なるが、同義である場合</p>	

<比較検討>

発電炉

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>記載例⑧ 整合性を説明するために記載箇所を明示する必要がある場合には番号を付記する。</p> <p>b. 格納容器スプレイ冷却系 ③(3)(i)b.①再循環回路の破断のような原子炉冷却材喪失時に、サブプレッション・チェンバのプール水を熱交換機（原子炉停止時冷却系と同じ熱交換機を使用する）で冷却し、ドライウェル及びサブプレッション・チェンバ内にスプレイすることによって、原子炉格納容器内の温度及び圧力上昇を防止する。③(3)(i)b.②なお、熱交換機の冷却水には海水を使用する。</p> <p>記載例⑨ 記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引き、「工事の計画」が設置変更許可申請書「本文（五号）」と整合していることを「整合性」欄に記載する。</p>	<p>9.1.1.4.1.4 格納容器スプレイ冷却系 格納容器スプレイ冷却系は、冷却材喪失事故後、サブプレッション・チェンバ内のプール水をドライウェル内及びサブプレッション・チェンバ内にスプレイすることによって、原子炉格納容器内の温度、圧力を低減し、原子炉格納容器内に浮遊している放射性物質が濃まらざることを保つものである。ドライウェル内にスプレイされた水は、水位がベント管口に達した後はベント管を通じて、サブプレッション・チェンバ内に戻り、サブプレッション・チェンバ内にスプレイされた水とともに残留熱除去系の熱交換機で冷却された後、再びスプレイされる。 <中略> この熱交換機は、残留熱除去系海水ポンプによって、直接海水で冷却される。 <中略></p> <p>記載例⑩ 段落の一部記載を抜粋する場合、<中略>と記載する。</p>	<p>【原子炉格納施設】（基本設計方針） 3.2 原子炉格納容器安全設備 3.2.1 格納容器スプレイ冷却系 ③(3)(i)b.①原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設設備の損壊又は故障の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全係を損なうことを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備として、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）を設ける。 ③(3)(i)b.②残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配置の最も過熱な状態を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力、温度が最高使用圧力、最高使用温度を越えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに上げて低減維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。 <中略> ③(3)(i)b.③残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配置の最も過熱な状態を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力、温度が最高使用圧力、最高使用温度を越えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに上げて低減維持することにより、放射性物質の濃度を減少させる設計とする。 <中略></p> <p>【原子炉冷却系統施設】（基本設計方針） 7. 原子炉補機冷却設備 7.1 残留熱除去系海水系 (1) 系統構成 <中略> ③(3)(i)b.④残留熱除去系海水系は、残留熱除去系海水系ポンプを設置し、残留熱除去系熱交換機に冷却用海水を供給することにより、非常時に動的機器の単一故障及び外部電源喪失を仮定した場合でも、残留熱除去設備、非常用炉心冷却設備等の機器から発生する熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送が可能な設計とする。 <中略></p>	<p>工事の計画の③(3)(i)b.①は、設置変更許可申請書（本文）の③(3)(i)b.①を具体的に記載しており整合している。</p> <p>記載例⑩ 工事の計画が設置変更許可申請書の記載を具体的に記載している場合</p> <p>工事の計画の③(3)(i)b.②は、設置変更許可申請書（本文）の③(3)(i)b.②と同義であり整合している。</p>	

6-別2-16

当社施設

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五) 該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>・液化操作時に①大気圧以上の圧力となる中間製品容器は②耐圧気密性を有する均質槽に収納するとともに、中間製品容器と接続する③高压配管部は当該配管を覆うカバー（以下「配管カバー」という。）を設置する設計とする。</p> <p>記載例⑦ 記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引き、「設工認」が変更許可申請書「本文（三号）」と整合していることを「整合性」欄に記載する。</p>	<p>また、建屋には窓等の開口部を設けないようにするとともに、配管等の壁貫通部は、鉄板を設置する等の処理をして放射線を遮蔽する設計とする。 本施設は、従事者の作業環境上、特別な遮蔽を必要としないが、以下の管理区域における線量管理及び作業管理により、従事者への放射線影響を可能な限り低減する設計とする。</p> <p>記載例⑩ 段落の一部記載を抜粋する場合、<中略>と記載する。</p>	<p>(1) 本施設は、通常時において直接線及びスカイシャイン線による本施設周辺の線量が十分に低減できるようにするため、取り扱う放射性物質の量を考慮し、放射線の低減効果のある建屋、設備及び機器に核燃料物質等を収納する設計とする。また、建屋には窓等の開口部を設けないようにするとともに、配管等の壁貫通部は、鉄板を設置する等の処理をして放射線を遮蔽する設計とする。 また、建屋には窓等の開口部を設けないようにするとともに、配管等の壁貫通部は、鉄板を設置する等の処理をして放射線を遮蔽する設計とする。</p> <p>e. その他の放射線防護設備 ④従事者及び一時立入者の放射線防護のため、放射線防護具類を備える。 <中略></p>	<p>設計及び設工認の①は、変更許可申請書（本文）の①の具体的な記載であり整合している。</p> <p>記載例⑩ 設工認が変更許可申請書の記載を具体的に記載している場合</p>	

<比較検討>

発電炉

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考												
<p>【常設重大事故等対処設備】 常設低圧代替注水系ポンプ ③(ii)b-④(「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に常設用原子炉を冷却するための設備」、「原子炉格納容器内の冷却等のための設備」、「原子炉格納容器下部の腐蝕防止を冷却するための設備」及び「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」と兼用)。 個数 2 容量 約 200m³/h/個 全揚程 約 200m</p> <p>(本文十号) 低圧代替注水系 (常設) による原子炉注水流量 378m³/h (原子炉注水と格納容器スプレィを同時に実施する場合は、230m³/hにて原子炉へ注水) ・記載箇所 ハ(2)(ii)b.(a)(u-7) ハ(2)(ii)b.(d)(d-1)(d-1-7) ハ(2)(ii)b.(d)(d-2)(d-2-9) ハ(2)(ii)b.(f)(f-6) ハ(2)(ii)b.(g)(g-7) ハc.(u)(u-1)(u-1-8) ハc.(a)(a-2)(a-2-8)</p>	<p>(1) 常設低圧代替注水系ポンプ 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に常設用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・原子炉格納容器下部の腐蝕防止を冷却するための設備 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 型式 ターボ形 個数 2 容量 約 200m³/h/個 全揚程 約 200m 最高使用圧力 3.14MPa [gauge] 最高使用温度 65℃ 材料 炭素鋼</p>	<p>【原子炉冷却系統施設】(要目表)</p> <table border="1"> <tr> <th>記号</th> <th>名称</th> <th>仕様</th> <th>設置場所</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>常設低圧代替注水系ポンプ</td> <td>ターボ形</td> <td>2号カスケード室</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>常設低圧代替注水系ポンプ</td> <td>ターボ形</td> <td>2号カスケード室</td> </tr> </table> <p>記載例⑤ 工事の計画の該当箇所が要目表の場合には「(要目表)」と記載する。</p> <p>記載例⑥ 工事の計画の該当箇所が記載されている施設区分を記載する。</p> <p>「常設低圧代替注水系ポンプ」は、設置変更許可申請書(本文)における③(ii)b-④を工事の計画における主たる符号として「原子炉冷却系統施設」のうち「非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備」に整理しており整合している。</p> <p>記載例⑦ 同一機器で設備(系統)区分が工事の計画と設置変更許可申請書(本文)で異なる場合</p>	記号	名称	仕様	設置場所	1	常設低圧代替注水系ポンプ	ターボ形	2号カスケード室	2	常設低圧代替注水系ポンプ	ターボ形	2号カスケード室		
記号	名称	仕様	設置場所													
1	常設低圧代替注水系ポンプ	ターボ形	2号カスケード室													
2	常設低圧代替注水系ポンプ	ターボ形	2号カスケード室													

6-別2-17

当社施設

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五) 該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																												
<p>①カスケード設備及び高周波電源設備の主要な機器の種類及び個数並びに主な仕様は次表に示すとおりである。</p> <p>【カスケード設備】</p> <table border="1"> <tr> <th>主要な機器</th> <th>個数</th> <th>設置場所</th> <th>主な仕様</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">遠心分離機</td> <td>1組 (注1)</td> <td>2Aカスケード室</td> <td rowspan="3">[仕様表]</td> </tr> <tr> <td>1組 (注1)</td> <td>2Bカスケード室</td> </tr> <tr> <td>1組 (注1)</td> <td>2Cカスケード室</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要配管</td> <td>一式 (注2)</td> <td>2Aカスケード室 2A中間室</td> <td rowspan="3">[仕様表]</td> </tr> <tr> <td>一式 (注2)</td> <td>2Bカスケード室 2B中間室</td> </tr> <tr> <td>一式 (注2)</td> <td>2Cカスケード室 2C中間室</td> </tr> </table>	主要な機器	個数	設置場所	主な仕様	遠心分離機	1組 (注1)	2Aカスケード室	[仕様表]	1組 (注1)	2Bカスケード室	1組 (注1)	2Cカスケード室	主要配管	一式 (注2)	2Aカスケード室 2A中間室	[仕様表]	一式 (注2)	2Bカスケード室 2B中間室	一式 (注2)	2Cカスケード室 2C中間室	<p>記載例⑤ 設工認の該当箇所が記載されている施設区分を記載する。</p> <p>記載例⑥ 設工認の該当箇所が仕様表の場合、「(仕様表)」と記載する。</p>	<p>①濃縮工程は高周波インバータ装置、遠心分離機、主要配管によって構成する。</p> <p>●濃縮施設 カスケード設備 遠心分離機】(仕様表)</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <td>遠心分離機</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <td></td> </tr> <tr> <th>耐震クラス</th> <td></td> </tr> <tr> <th>最高使用圧力</th> <td></td> </tr> <tr> <th>最高使用温度</th> <td>℃</td> </tr> <tr> <th>核燃料物質の状態</th> <td></td> </tr> <tr> <th rowspan="7">主要寸法</th> <td>内径</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>薄内部肉厚</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>厚内部肉厚</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>下端板外径</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>下端板外周部肉厚</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>上フランジ肉厚</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <th rowspan="3">主要材料</th> <td>上フランジ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下フランジ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック配管</td> <td></td> </tr> <tr> <th>個数</th> <td>機</td> </tr> <tr> <th>取付箇所</th> <td>2号カスケード室</td> </tr> <tr> <th>特記事項</th> <td></td> </tr> </table>	名称	遠心分離機	種類		耐震クラス		最高使用圧力		最高使用温度	℃	核燃料物質の状態		主要寸法	内径	mm	高さ	mm	薄内部肉厚	mm	厚内部肉厚	mm	下端板外径	mm	下端板外周部肉厚	mm	上フランジ肉厚	mm	主要材料	上フランジ		下フランジ		ブロック配管		個数	機	取付箇所	2号カスケード室	特記事項		<p>①設計及び工事の計画の①は、事業変更許可申請書(本文)の①を具体的に記載しており整合している。</p>	
主要な機器	個数	設置場所	主な仕様																																																													
遠心分離機	1組 (注1)	2Aカスケード室	[仕様表]																																																													
	1組 (注1)	2Bカスケード室																																																														
	1組 (注1)	2Cカスケード室																																																														
主要配管	一式 (注2)	2Aカスケード室 2A中間室	[仕様表]																																																													
	一式 (注2)	2Bカスケード室 2B中間室																																																														
	一式 (注2)	2Cカスケード室 2C中間室																																																														
名称	遠心分離機																																																															
種類																																																																
耐震クラス																																																																
最高使用圧力																																																																
最高使用温度	℃																																																															
核燃料物質の状態																																																																
主要寸法	内径	mm																																																														
	高さ	mm																																																														
	薄内部肉厚	mm																																																														
	厚内部肉厚	mm																																																														
	下端板外径	mm																																																														
	下端板外周部肉厚	mm																																																														
	上フランジ肉厚	mm																																																														
主要材料	上フランジ																																																															
	下フランジ																																																															
	ブロック配管																																																															
個数	機																																																															
取付箇所	2号カスケード室																																																															
特記事項																																																																

<比較検討>

発電炉

設備変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(n) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料集合体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料集合体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備) 適合のための設計方針</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料集合体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料集合体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p><中略></p>	<p>記載例⑩ 説明書中の他の箇所を指す場合は、設置変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。</p> <p>記載例⑪ 設置変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合</p>	<p>設置変更許可申請書 (本文)「三(3)(ii) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」に示す。</p>	
<p>(o) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料集合体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p>	<p>(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備) 適合のための設計方針</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料集合体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として、放水設備及び汚濁防止膜を設ける。</p> <p><中略></p>		<p>設置変更許可申請書 (本文)「リ(3)(ii)e. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」に示す。</p>	
<p>(p) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>(重大事故等の収束に必要な水の供給設備) 適合のための設計方針</p> <p>重大事故等の収束に必要な水を有する水源を確保するとともに、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な水を供給するための重大事故等対処設備として、代替水貯槽、西側淡水貯水設備、サブプレッション・プール、ほう酸水貯蔵タンク、水の補給設備及び注水の必要な箇所への供給設備を設ける。</p> <p><中略></p>		<p>設置変更許可申請書 (本文)「二(3)(ii)f. 重大事故等の収束に必要な水の供給設備」に示す。</p>	

6-別2-18

当社施設

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五) 該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(7) 廃棄施設</p> <p>本施設には、通常時において、周辺監視区域外の空気中及び周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、本施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設を設ける設計とする。また、本施設の放射性廃棄物の保管廃棄施設は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>(8) 放射線管理施設</p> <p>④放射線から従事者を防護するため、放射線管理施設を設ける設計とする。放射線管理施設には、放射線被ばくを監視及び管理するため、従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う施設を設ける。</p>	<p>(1)</p> <p>・2号中間室、付着ウラン回収廃棄物室の扉については、没水高さを軽減するために水が流し易い扉にする。</p> <p>(8) 溢水防護対策</p> <p>・2号中間室、付着ウラン回収廃棄物室の扉については、没水高さを軽減するために水が流出し易い扉にする。</p>	<p>g. 閉じ込め機能に係る負圧維持に必要な気体廃棄物の廃棄設備のうち1号中間室系排風機、1号均質室系排風機、1号発生回収室系排風機及び2号発回均質棟系排風機並びにこれらの排気系統に属する排気フィルタユニット等は中央操作棟2階の排気室に設置する。排気室は排風機等が没水により機能喪失に至らないように、溢水が滞留せず中央操作棟1階へ流出する構造とする。</p> <p>記載例⑩ 説明書中の他の箇所を指す場合は、変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。</p> <p>h. 2号中間室、付着ウラン回収廃棄物室の扉については、没水高さを極力軽減するために水が流出し易い扉にする。</p>	<p>変更許可申請書 (本文) の③は、変更許可申請書 (本文) の「(イ) 核燃料物質の臨界防止に関する構造」に示す。</p> <p>記載例⑪ 事業変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所説明する場合</p>	

<比較検討>

発電炉

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(3) その他の主要な構造 (1) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設 (a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>①(3)(i)a.(a)-①安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても②(3)(i)a.(a)-②安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>上記に加え、③(3)(i)a.(a)-③重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、③(3)(i)a.(a)-③当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により③(3)(i)a.(a)-③当該重要安全施設に作用する③(3)(i)a.(a)-④衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせる。</p> <p>記載例⑧ 設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性に関する説明を整合性の欄外に記載する場合は、二重枠囲みにより記載する。</p>	<p>1.1 安全設計の基本方針 1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.4 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象(地震及び津波を除く。)については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。また、これらの自然現象について関連して発生する自然現象も含める。これらの事象について、海外の評価基準を考慮の上、発電所及びその周辺での発生可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包括性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>安全施設は、これらの自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>整合性 工事の計画の③(3)(i)a.(a)-③の「外部事象防護対象施設」及び③(3)(i)a.(a)-④-1の「上記以外の設計基準対象施設」は、設置変更許可申請書(本文)の③(3)(i)a.(a)-①の「安全施設」を示している。</p>	<p>【原子炉冷却系統施設】 (基本設計方針)「共通項目」</p> <p>2. 自然現象 2.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>①(3)(i)a.(a)-①設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、発電所敷地で想定される風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、②(3)(i)a.(a)-②その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、既用中における運転管理等の運用上の適切な措置を講じる。</p> <p><中略></p> <p>記載例⑨ 設置変更許可申請書(本文)で詳細設計を不要としている事項の場合</p> <p>2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設 設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち、③(3)(i)a.(a)-④「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機械(以下「外部事象防護対象施設」という。)とする。また、外部事象防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設についても考慮する。さらに、重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃より防護すべき施設に含める。③(3)(i)a.(a)-④-1「上記以外の設計基準対象施設」については、③(3)(i)a.(a)-④-2「機能を維持すること若しくは機能を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること」安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>工事の計画の③(3)(i)a.(a)-①の「設計基準対象施設」は、設置変更許可申請書(本文)の③(3)(i)a.(a)-①の「安全施設」を含んでおり整合している。</p> <p>工事の計画の③(3)(i)a.(a)-②は、設置変更許可申請書(本文)の③(3)(i)a.(a)-②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設置変更許可申請書で設計上の考慮を不要としている。</p> <p>③(3)(i)a.(a)-④-2の「上記以外の設計基準対象施設」の設計は、③(3)(i)a.(a)-②の「安全施設」を具体的に記載しており整合している。</p>	

6-別 2-19

当社施設

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五) 該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>④ 落雷 濃縮工場の特徴から安全を確保する上で、常時機能維持が必要な動的機能はなく、落雷に伴う直撃雷と間接雷の影響を受け、本施設を監視・制御する計測制御設備が機能喪失したとしても、UF₆を鋼製の容器、配管に密封して取り扱うことにより閉じ込め機能及び臨界安全性を確保することができる。</p> <p>したがって、必ずしも落雷対策は必要としないが、可能な限りプラント状態の監視を継続できるようにするため、本施設の敷地及び敷地周辺で観測された落雷の最新の知見を踏まえ、落雷から計測制御設備及び電気設備を防護する設計とする。</p> <p>a. 防護対象施設 濃縮工場の特徴から安全を確保する上で常時機能維持が必要な動的機器はなく、UF₆を鋼製の容器等に密封して取り扱うことにより閉じ込め機能を確保することができるため、落雷に伴う直撃雷及び間接雷により、計測制御設備が機能喪失したとしても、閉じ込め機能に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>③ 防護設計の基本方針 外部火災の種類と規模(設計荷重)の設定で算定した外部火災荷重に対して、防護設計を講じる。</p> <p>a. 森林火災及び近隣工場等火災に対しては、その重畳を考慮しても敷地内への火災の延焼が防止できるよう、外部火災影響評価ガイドに基づき防火帯幅を設定する。</p> <p>b. 建屋外壁のコンクリート厚さを踏まえて離隔距離を確保すること等により、熱影響が建屋内へ伝達しない設計とする。</p> <p><中略></p> <p>c. 敷地内に消防自動車等の消火設備を配備するとともに、通報連絡者及び初期消火活動のため自衛消防隊を本施設内に常駐させる。また、火災発生時の対応については、火災防護計画を定める方針とする。火災防護計画の具体的な内容としては、散水により防火帯外側、建屋外壁等へ熱影響を緩和する等の措置を講じる方針とする。</p>	<p>記載例⑩ 変更許可申請書(本文)で詳細設計を不要としている事項</p> <p>c. 防護設計の基本方針 外部火災の種類と規模(設計荷重)の設定で算定した外部火災荷重に対して、防護設計を講じる。</p> <p>(a) 森林火災及び近隣工場等火災に対しては、その重畳を考慮しても敷地内への火災の延焼が防止できるよう、外部火災影響評価ガイドに基づき防火帯幅を設定する。</p> <p>(b) 建屋外壁のコンクリート厚さを踏まえて離隔距離を確保すること等により、熱影響が建屋内へ伝達しない設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)で設計上の考慮は不要としている。</p>	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 3</p> <p style="text-align: center;">当社施設 耐震評価を行っている各施設の 設工認添付書類記載の整理について</p> <p>1. 基本的な考え方 当社各施設の技術基準規則に係る「火災防護設備」, 「溢水防護設備」, 「化学薬品防護設備」のうち, 基準地震動S_sに対して機能を保持している設備については, その耐震計算方法が当社各施設の技術基準規則の「地震による損傷の防止」における要求に基づき実施する耐震計算方法と共通であることから, これらの設備の耐震計算書を当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」にまとめる。 また, 当社各施設の技術基準規則の「可搬型重大事故等対処設備」についても同様に, 基準地震動S_sに対して機能を保持していることの評価を実施していることから, その耐震計算書を当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」にまとめる。 ただし, 上記の設備は当社各施設の技術基準規則「地震による損傷の防止」以外への適合性を説明する上で, 基準地震動S_sに対する耐震性を確認しているものであることから, 当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」の別添として整理する。</p> <p>2. 整理方針 (1) 当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」 ○ 添付書類「耐震性に関する説明書」は, 当社各施設の「地盤」並びに「地震による損傷の防止」の条文に適合することを説明することを基本とする。 ○ 上記条文以外への適合性を説明する各資料にて, 基準地震動S_sに対して機能を保持している以下の設備の耐震計算書については, 当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」の別添として示す旨を, 当社各施設の添付書類「耐震設計の基本方針」に記載する。 ・火災防護設備 ・溢水防護設備 ・化学薬品防護設備 ・可搬型重大事故等対処設備 ○機能維持評価における機能確認済加速度について, 添付書類「機能維持の検討方針」に施設共通となる機能確認済加速度を記載する。また, これとは異なる機能確認済加速度として, 加振試験等を実施して得られたものを適用する場合には, 各計算書に加振試験等の方法と得られた機能確認済加速度を明記する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 4</p> <p style="text-align: center;">東海第二発電所 耐震評価を行っている各施設の 工認添付書類記載の整理について</p> <p>1. 基本的な考え方 技術基準規則第11条, 第52条に係る「火災防護設備」, 第12条に係る「溢水防護に係る設備」のうち, 基準地震動S_sに対して機能を保持している設備については, その耐震計算方法が第5条及び第50条に基づき実施する耐震計算方法と共通であることから, これらの設備の耐震計算書を添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」にまとめる。 また, 第54条, 第76条に係る「可搬型重大事故等対処設備」についても同様に, 基準地震動S_sに対して機能を保持していることの評価を実施していることから, その耐震計算書を添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」にまとめる。 5条又は第50条(地震による損傷の防止)以外への適合性を説明する上で, 基準地震動S_sに対する耐震性を確認しているものであることから, 添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」の別添として整理する。</p> <p>2. 整理方針 (1) 添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」 ○ 添付書類V-2は, 第4条及び第49条(地盤)並びに第5条及び第50条(地震による損傷の防止)に適合することを説明することを基本とする。 ○ 上記条文以外への適合性を説明する各資料にて, 基準地震動S_sに対して機能を保持している以下の設備の耐震計算書については, 添付書類V-2の別添として示す旨を, 添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に記載する。 ・火災防護設備 ・溢水防護に係る設備 ・可搬型重大事故等対処設備 機能維持評価における機能確認済加速度について, 添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」に施設共通となる機能確認済加速度を記載する。また, これとは異なる機能確認済加速度として, 加振試験等を実施して得られたものを適用する場合には, 各計算書に加振試験等の方法と得られた機能確認済加速度を明記する。</p>	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(2) 添付書類「火災及び爆発の防止に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災防護設備の個別の設計方針については、添付書類「火災及び爆発の防止に関する説明書」に記載する。 ○ 火災防護設備は機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類「耐震性に関する説明書」の別添に示す。 <p>(3) 添付書類「再処理 (又は加工) 施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 溢水防護に係る設備の個別の設計方針については、添付書類「再処理 (又は加工) 施設内における溢水による損傷の防護に関する説明書」に記載する。 ○ 地震起因による溢水量の算出に当たって、耐震B、Cクラス機器のうち基準地震動S_sに対して耐震性が確保されているものについては溢水源として想定しないこととし、添付書類「再処理施設 (又は加工) 施設内における溢水による損傷の防護に関する説明書」に対象設備を整理する。これらの耐震評価方法及び結果については添付書類「耐震性に関する説明書」の別添に示す。 ○ 地下水の流入による溢水に対して必要な排水設備について、基準地震動S_sに対して機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類「耐震性に関する説明書」の別添に示す。 ○ ウラン濃縮加工施設の溢水防護に係る設備である溢水遮断弁については、遮断弁の損傷が地震起因の溢水量の算出において影響を及ぼさないことから、添付書類の「耐震性に関する説明書」にて、耐震要求のある機器とまとめて示す。 <p>(4) 添付書類「再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (3) 溢水防護の方針に準ずる。 <p>(5) 添付書類「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 可搬型重大事故等対処設備の個別の設計方針については、添付書類「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の別添に記載する。 ○ 可搬型重大事故等対処設備については、基準地震動S_sに対して機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類「耐震性に関する説明書」の別添に示す。 	<p>(2) 添付書類「V-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災防護設備の個別の設計方針については、添付書類V-1-1-7に記載する。 ○ 火災防護設備は機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類V-2の別添に示す。 <p>(3) 添付書類「V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 溢水防護に係る設備の個別の設計方針については、添付書類V-1-1-8に記載する。 ○ 地震起因による溢水量の算出に当たって、耐震B、Cクラス機器のうち基準地震動S_sに対して耐震性が確保されているものについては溢水源として想定しないこととし、添付書類V-1-1-8に対象設備を整理する。これらの耐震評価方法及び結果については添付書類V-2の別添に示す。 なお、スロッシング及び想定破損に関する説明は、添付書類V-1-1-9に記載する。 ○ 地下水の流入による溢水に対して必要な排水設備について、基準地震動S_sに対して機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類V-2の別添に示す。 <p>(4) 添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 可搬型重大事故等対処設備の個別の設計方針については、添付書類V-1-1-6の別添2に記載する。 ○ 可搬型重大事故等対処設備については、基準地震動S_sに対して機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類V-2の別添に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スロッシング及び想定破損について、当社は溢水評価項目のカテゴリに含めて説明することから、削除 ・当社特有である化学薬品漏えいに関する説明書の扱いを明確化

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 4</p> <p style="text-align: center;">火災, 自然現象, 溢水, 化学薬品, 可搬評価に係る耐震評価 の方針書及び計算書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は, 別添資料とする当社各施設の技術基準規則の「地震による 損傷の防止」対象外の耐震評価に係る方針書及び計算書の作成要領を示 す。</p> <p>なお, 本要領を適用するものは, 火災防護の耐震別添, 溢水防護の耐 震別添, 化学薬品防護の耐震別添及び可搬の耐震別添とする。</p> <p>2. 各評価に係る添付書類及び耐震評価の別添資料の構成 火災, 溢水, 化学薬品, 可搬評価に係る評価書並びに別添資料として 作成する耐震に係る方針書及び評価書に関する構成は, 以下のとおりと する。</p> <p>(1) 各評価に係る添付書類は, 基本設計方針を受けて各評価に対する防 護設計の考え方を具体化する。各評価の添付書類は, 基本方針, 評価 対象施設の選定, 施設の設計方針 (①) 等で構成する。施設の設計方 針 (①) には, 耐震評価の方針を記載し, 各施設に関する要求機能, 性能目標, 評価方針, 荷重条件等を示す。</p> <p>(2) 別添資料とする耐震評価の基本方針 (②) は, 施設の設計方針 (①) 又は当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」で整理さ れる耐震評価の各方針又は方法 (④) を受けて, 個別の施設の耐震評 価の方針を示すものであり, 耐震評価に必要な事項のうち, 各施設の 評価に共通する荷重及び荷重の組合せ, 許容限界, 評価方法等を記載 する。</p> <p>(3) 別添資料とする耐震計算書 (③) は, 耐震評価の基本方針 (②) を 受けて個別施設の評価結果を示すものであり, 施設ごとに実際に用い る評価条件, 評価方法, 評価結果等を記載する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 5</p> <p style="text-align: center;">火災, 自然現象, 溢水, 可搬評価に係る強度・耐震評価 の方針書及び計算書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は, 別添資料とする自然現象等の荷重を考慮した技術基準規則 第17条及び第55条対象外の強度評価に係る方針書及び計算書の作成要 領, 並びに技術基準規則第5条及び第50条対象外の耐震評価に係る方針書 及び計算書の作成要領を示す。</p> <p>なお, 本要領を適用するものは, 火災防護の耐震別添, 津波の強度別 添, 溢水の強度及び耐震別添, 可搬の耐震別添, 竜巻の強度別添, 並び に火山の強度別添とする。</p> <p>2. 各評価に係る添付書類及び強度・耐震評価の別添資料の構成 火災, 自然現象, 溢水, 可搬評価に係る評価書並びに別添資料として 作成する強度・耐震に係る方針書及び評価書に関する構成は, 以下のと おりとする。</p> <p>(1) 各評価に係る添付書類は, 基本設計方針を受けて各評価に対する防 護設計の考え方を具体化する。各評価の添付書類は, 基本方針, 評価 対象施設の選定, 施設の設計方針 (①) 等で構成する。施設の設計方 針 (①) には, 強度・耐震評価の方針を記載し, 各施設に関する要求 機能, 性能目標, 評価方針, 荷重条件等を示す。</p> <p>(2) 別添資料とする強度・耐震評価の基本方針 (②) は, 施設の設計方 針 (①) 又は添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」で整理される耐 震評価の各方針又は方法 (④) を受けて, 個別の施設の強度・耐震評 価の方針を示すものであり, 強度・耐震評価に必要な事項のうち, 各 施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ, 許容限界, 評価方法等 を記載する。</p> <p>(3) 別添資料とする強度・耐震計算書 (③) は, 強度・耐震評価の基本 方針 (②) を受けて個別施設の評価結果を示すものであり, 施設ごと に実際に用いる評価条件, 評価方法, 評価結果等を記載する。</p>	<p>・自然現象等に係 る強度評価につ いては別添資料 とせずに、関連 する説明書にて 説明するため削 除。</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>3. 強度評価の基本方針 (②) の作成方針</p> <p>別添資料として作成する強度評価の基本方針は、自然現象等の各評価書における施設の設計方針 (①) を受けて、個別の強度評価方針を示すものであり、強度評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。他の添付書類に関連付けして説明する場合、関連付けが可能であること理由を含めて、関連付けの内容を記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則に適合する設計とするために、各評価対象施設が要求される強度を有することを説明する。 ・別添資料全体の構成について記載する。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、(技術基準規則) 第〇〇条及び(解釈) に適合する設計とするため、資料〇〇のうち資料〇〇「〇〇」に基づき、〇〇施設が、〇〇に対して構造健全性を維持する(又は、要求される機能を保持可能な構造強度を有する、等) ことを確認するための強度計算方針について説明するものである。</p> <p>〇〇施設の具体的な計算の方法及び結果は、別添〇〇に示す。</p> <p>2. 強度評価の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度計算書の全体の構成を記載する。 <p>(記載例：全体の流れ)</p> <p>強度評価は、「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設(設備)を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す〇〇荷重と組み合わせすべき他の荷重による組合せ荷重(による応力等)が許容限界内にあることを「4. 強度評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> <p>2.1 評価対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象施設、構造計画を引用し、配置概要及び評価対象部位を記載する。 <p>2.2 評価方針(竜巻評価等、評価項目、評価内容が多岐にわたるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し、何の設備に何の評価項目(計算式等)が適用されるかを分かるように、評価対象部位単位で評価項目との関連を示す。また、適用の考え方をルール化する。更に、3.以降の評価内容を説明する。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・強度評価については強度計算書の別添資料とせずに、関連する説明書にて説明するため削除。

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び荷重の組合せの考え方を引用し、想定する全ての荷重を記載し、強度計算において考慮すべき荷重の組合せを設定する。 ・ 上位文書である施設の設計方針で構造強度上の性能目標及び評価方針を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を設定する。 ・ 計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 <p>4. 強度評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強度評価の基本方針、強度計算方法の考え方等を記載。 ・ 計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる強度評価の算定式を記載する。併せて、モデル化の考え方、モデルの諸元、境界条件等を記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 <p>(記載例：構造強度評価)</p> <p>評価対象施設（設備）を対象として、「想定する荷重（による応力等）」が許容限界内にあることを[使用する評価方法]により確認する。</p> <p>5. 適用規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価に用いる適用規格を記載する。 	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3. 耐震評価の基本方針 (②) の作成方針</p> <p>別添資料として作成する耐震評価の基本方針は、自然現象等の各評価書の施設の設計方針 (①) 又は当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」で整理される耐震評価の各方針・方法 (④) を受けて、個別の施設の耐震評価の方針を示すものであり、耐震評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。他の添付書類に関連付けして説明する場合、関連付けが可能であることの理由を含めて関連付けの内容を記載する。</p> <p>なお、具体的な記載内容として、再処理施設の記載例を示し、その他の加工施設は再処理施設の記載例を基に施設の特徴を踏まえた作成方針を個別に定める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(記載例：再処理施設)</p> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則に適合する設計とするために、各評価対象施設が要求される耐震性を有することを説明する。 ・評価対象施設が、技術基準規則の第6条及び第33条の対象ではないことを記載する。 <p style="margin-top: 10px;">・別添資料全体の構成について記載する。</p> <p>(記載例)</p> <p>本資料は、(技術基準規則) 第〇〇条及び(解釈) に適合する設計とするため、資料〇〇のうち資料〇〇「〇〇」にて設定する耐震〇クラスの〇〇施設が、基準地震動S_sによる地震力に対して耐震性を有することを確認するための耐震計算方針について説明するものである。〇〇施設への基準地震動S_sによる地震力に対する耐震性の要求は、技術基準規則の第〇〇条及び第〇〇条の対象ではない。</p> <p>〇〇施設の具体的な計算の方法及び結果は、別添〇〇に示す。</p> <p>2. 耐震評価の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震方針書の全体の構成を記載する。 <p>(記載例：全体の流れ)</p> <p>耐震評価は、「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設(設備)を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す〇〇荷重と組み合わせすべき他の荷重による組合せ荷重(による応力等)が許容限界内にあることを「4. 耐震評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> </div>	<p>4. 耐震評価の基本方針 (②) の作成方針</p> <p>別添資料として作成する耐震評価の基本方針は、自然現象等の各評価書の施設の設計方針 (①) 又は添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」で整理される耐震評価の各方針・方法 (④) を受けて、個別の施設の耐震評価の方針を示すものであり、耐震評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。他の添付書類に関連付けして説明する場合、関連付けが可能であることの理由を含めて関連付けの内容を記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則に適合する設計とするために、各評価対象施設が要求される耐震性を有することを説明する。 ・評価対象施設が、技術基準規則の第5条及び第50条の対象ではないことを記載する。 ・評価対象施設の耐震重要度分類を記載(耐震B又はCクラスの施設が、基準地震動S_sによる地震力に対して耐震性を有することを確認する旨を記載)する。 ・別添資料全体の構成について記載する。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、(技術基準規則) 第〇〇条及び(解釈) に適合する設計とするため、資料〇〇のうち資料〇〇「〇〇」にて設定する耐震〇クラスの〇〇施設が、基準地震動S_sによる地震力に対して耐震性を有することを確認するための耐震計算方針について説明するものである。〇〇施設への基準地震動S_sによる地震力に対する耐震性の要求は、技術基準規則の第〇〇条及び第〇〇条の対象ではない。</p> <p>〇〇施設の具体的な計算の方法及び結果は、別添〇〇に示す。</p> <p>2. 耐震評価の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震方針書の全体の構成を記載する。 <p>(記載例：全体の流れ)</p> <p>耐震評価は、「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設(設備)を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す〇〇荷重と組み合わせすべき他の荷重による組合せ荷重(による応力等)が許容限界内にあることを「4. 耐震評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> </div>	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>2.1 評価対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象施設及び上位文書である施設の設計方針又は耐震設計の方針・方法で設定する構造計画を引用し、配置概要及び評価対象部位を記載する。 <p>2.2 評価方針（可搬評価等、評価項目、評価内容が多岐にわたるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し、何の設備に何の評価項目（計算式、減衰率等）が適用されるかを分かるように、評価対象部位単位で評価項目との関連を示す。また、適用の考え方をルール化する。更に、3.以降の評価内容を説明する。（可搬評価のように、評価内容が多岐にわたる場合。） <p>3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び上位文書である耐震計算の方針・方法で設定する荷重の組合せの考え方を引用し、記載する。 上位文書である施設の設計方針で設定する構造強度上の性能目標及び評価方針を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を設定する。 計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 <p>4. 耐震評価方法</p> <p>4.1 地震応答解析</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震応答解析の基本方針、地震応答解析に用いる入力地震動、解析方法及び解析モデル、設計用減衰定数、実施した試験概要等の順番で、評価内容が具体的に分かるように記載する。 適用寸法の考え方（公称値、下限値等）を記載する。 <p>4.2 応力評価（又は耐震評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> 応力評価（又は耐震評価）の基本方針、評価方法の考え方等を記載する。 計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる応力評価（又は耐震評価）の算定式を記載する。併せて、モデル化の考え方、モデルの諸元、境界条件等を記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 	<p>2.1 評価対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象施設及び上位文書である施設の設計方針又は耐震設計の方針・方法で設定する構造計画を引用し、配置概要及び評価対象部位を記載する。 <p>2.2 評価方針（可搬評価等、評価項目、評価内容が多岐にわたるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し、何の設備に何の評価項目（計算式、減衰率等）が適用されるかを分かるように、評価対象部位単位で評価項目との関連を示す。また、適用の考え方をルール化する。更に、3.以降の評価内容を説明する。（可搬評価のように、評価内容が多岐にわたる場合。） <p>3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び上位文書である耐震計算の方針・方法で設定する荷重の組合せの考え方を引用し、記載する。 上位文書である施設の設計方針で設定する構造強度上の性能目標及び評価方針を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を設定する。 計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 <p>4. 耐震評価方法</p> <p>4.1 地震応答解析</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震応答解析の基本方針、地震応答解析に用いる入力地震動、解析方法及び解析モデル、設計用減衰定数、実施した試験概要等の順番で、評価内容が具体的に分かるように記載する。 適用寸法の考え方（公称値、下限値等）を記載する。 <p>4.2 応力評価（又は耐震評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> 応力評価（又は耐震評価）の基本方針、評価方法の考え方等を記載する。 計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる応力評価（又は耐震評価）の算定式を記載する。併せて、モデル化の考え方、モデルの諸元、境界条件等を記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(記載例：構造強度評価) 評価対象施設（設備）を対象として、[想定する荷重（による応力等）]が許容限界内にあることを[使用する評価方法]により確認する。</p> <p>4.3 機能維持評価 ・各設備で要求される動的機能，電氣的機能等の機能維持の評価方針，実施した試験概要等を記載する。</p> <p>(記載例：機能維持評価) 評価対象施設（設備）が，[想定する荷重（による加速度等）]に対して，機能を保持（維持）することを，機能維持評価により確認する。</p> <p>4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの考慮 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ評価の方針を記載する。 ・2方向の評価方法，評価結果については，別添〇〇として記載する関連付けを記載する。</p>	<p>(記載例：構造強度評価) 評価対象施設（設備）を対象として，[想定する荷重（による応力等）]が許容限界内にあることを[使用する評価方法]により確認する。</p> <p>4.3 機能維持評価 ・各設備で要求される動的機能，電氣的機能等の機能維持の評価方針，実施した試験概要等を記載する。</p> <p>(記載例：機能維持評価) 評価対象施設（設備）が，[想定する荷重（による加速度等）]に対して，機能を保持（維持）することを，機能維持評価により確認する。</p> <p>4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの考慮 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ評価の方針を記載する。 ・2方向の評価方法，評価結果については，別添〇〇として記載する関連付けを記載する。</p> <p>5. 適用規格 ・評価に用いる適用規格を記載する。</p>	<p>・当社施設は、設工認本文の「準拠基準及び規格」にて各設備単位で適用規格を明確化することから、削除。</p>

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>5. 別添強度計算書 (③) の記載要領</p> <p>別添資料として作成する強度計算書は、自然現象等特殊な荷重を考慮した評価を実施することから、評価方針、評価方法及び評価結果等を記載することとしており、J S M E規格に基づいた添付書類の強度計算書とは構成が異なる。従って、別添資料とする強度計算書は、同様の構成となる耐震計算書を参考に基本的に以下の構成とする。</p> <p>なお、評価内容に応じ、該当がない項目については記載不要とし、記載項目の順序が前後することは可とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である強度評価の方針書の評価方針を引用し、強度評価の目的及び範囲を明確にする。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、資料〇〇別添〇〇「〇〇」に示すとおり、〇〇 (個別施設) が〇〇 (ハザード) においても、〇〇機能の維持を考慮して、主要な構造部材が構造健全性を有すること (又は、主要な構造部材が〇〇機能を保持可能な構造強度を有すること、等) を確認するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である強度評価の方針書に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定していることを記載する。 <p>2.1 位置 (又は配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、施設の位置 (又は配置) を記載する。 ・位置によって評価の条件が変更となるものは、施設の配置図を記載する。 <p>2.2 構造概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、施設の構造図、部位、寸法を記載する。 ・評価対象施設が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載する部材は構造図中で明示する。 <p>2.3 評価方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重条件、許容限界等を引用し、評価の方針として、「3. 強度評価方法」以降で実施する評価方法の内容を記載する。 <p>2.4 適用規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別評価に用いる適用規格を記載する。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・強度評価については強度計算書の別添資料とせずに、関連する説明書にて説明するため削除。

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>3. 強度評価方法</p> <p>3.1 記号の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価に使用する記号の定義を記載する。過去の工事計画書の例にならない、記号の定義は、記号表として記載するか、あるいは当該式の下に記載する。 <p>3.2 評価対象部位</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。 同じ評価方法で評価する部位が複数あり、代表部位で記載する場合は、最も評価が厳しくなる部位を選定していることを説明する。 <p>3.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し、施設の評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>3.4 許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している許容限界を引用し、施設の評価対象部位ごとに許容限界を記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>3.5 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法、計算式、解析手法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式、解析手法、試験結果等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>4. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の妥当性を確認する上で必要となる、設計条件、評価用加速度、機器要目等の評価条件を記載する。計算書の前段で記載する評価条件についても、必要により再掲する。 <p>(記載例) 添付書類〇〇、〇〇の耐震計算書フォーマットに記載される評価条件</p> <p>5. 強度評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果、許容値等を記載する。 	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>6. 別添耐震計算書 (③) の記載要領 別添資料として作成する各耐震計算書は、基本的に以下の構成とする。ただし、該当がない項目については、記載不要とする。剛構造評価と応力評価 (又は耐震評価) が一連の評価となる場合等は、必要によりまとめて記載する。評価内容等に応じて、記載項目の順序は前後する。</p> <p>なお、具体的な記載内容として、再処理施設の記載例を示し、その他の加工施設は再処理施設の記載例を基に施設の特徴を踏まえた作成方針を個別に定める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(記載例：再処理施設)</p> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書の評価方針を引用し、耐震評価の目的及び範囲を明確にする。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、別添資料〇〇「〇〇」に示すとおり、〇〇 (個別施設) が基準地震動 S_s による地震力に対しても〇〇機能を維持するために、耐震性を有することを確認するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定していることを記載する。 <p>(記載例)</p> <p>〇〇設備は、資料〇〇別添〇〇「〇〇」に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定している。</p> <p>2.1 位置 (又は配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、評価対象部位、寸法を記載する。 評価対象部位が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載される部位は、構造図中で明示する。 <p>(記載例)</p> <p>〇〇設備の構造は、別添〇〇「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、〇〇設備の構造計画を第〇〇表に、外観図を第〇〇図に示す。</p> <p>2.2 構造概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、構造図、部位、寸法を記載する。 評価対象部位が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載される部位は、構造図中で明示する。 </div>	<p>6. 別添耐震計算書 (③) の記載要領 別添資料として作成する各耐震計算書は、基本的に以下の構成とする。ただし、該当がない項目については、記載不要とする。地震応答解析と応力評価 (又は耐震評価) が一連の評価となる場合等は、必要によりまとめて記載する。評価内容等に応じて、記載項目の順序は前後する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書の評価方針を引用し、耐震評価の目的及び範囲を明確にする。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、別添資料〇〇「〇〇」に示すとおり、〇〇 (個別施設) が基準地震動 S_s による地震力に対しても〇〇機能を維持するために、耐震性を有することを確認するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定していることを記載する。 <p>(記載例)</p> <p>〇〇設備は、資料〇〇別添〇〇「〇〇」に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定している。</p> <p>2.1 位置 (又は配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、評価対象部位、寸法を記載する。 評価対象部位が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載される部位は、構造図中で明示する。 <p>(記載例)</p> <p>〇〇設備の構造は、別添〇〇「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、〇〇設備の構造計画を第〇〇表に、外観図を第〇〇図に示す。</p> <p>2.2 構造概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、構造図、部位、寸法を記載する。 評価対象部位が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載される部位は、構造図中で明示する。 </div>	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(記載例) ○○設備の構造は、別添○○「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、○○設備の構造計画を第○○表に、外観図を第○○図に示す。</p> <p>2.3 評価方針 ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重条件、許容限界等を引用し、評価の方針として、「3. 地震応答解析」以降で実施する評価方法の内容を記載する。</p> <p>2.4 適用規格 ・個別評価に用いる適用規格を記載する。</p> <p>3. 地震応答解析 (又は固有値解析) 3.1 基本方針 ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している解析方針を引用し、解析の流れが分かるように、地震応答解析 (又は固有値解析) の目的、考え方等を記載する。</p> <p>3.2 解析方法 (又は固有振動数の計算方法) ・適用する解析方法、計算機プログラム (解析コード)、適用寸法の考え方 (公称値、下限値等)、実施した試験の内容等を記載する。</p> <p>3.3 設計用地震力 ・地震応答解析に用いる地震力、減衰定数等を記載する。減衰定数を引用する場合は、引用元の資料名を記載する。 ・入力地震力に床応答曲線を用いる場合は、機器の設置位置を記載する。</p> <p>3.4 解析モデル及び諸元 ・解析モデル、解析モデルの考え方、解析モデルの諸元、境界条件等を記載する。</p> <p>3.5 地震応答解析結果 (又は固有値解析結果) ・地震応答解析 (又は固有値解析) の結果 (固有値、モード図、応力解析の入力となる荷重、変位、加速度等) を記載する。</p>	<p>(記載例) 2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、○○設備の構造計画を第○○表に、外観図を第○○図に示す。</p> <p>2.3 評価方針 ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重条件、許容限界等を引用し、評価の方針として、「3. 地震応答解析」以降で実施する評価方法の内容を記載する。</p> <p>2.4 適用規格 ・個別評価に用いる適用規格を記載する。</p> <p>3. 地震応答解析 (又は固有値解析) 3.1 基本方針 ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している解析方針を引用し、解析の流れが分かるように、地震応答解析 (又は固有値解析) の目的、考え方等を記載する。</p> <p>3.2 解析方法 (又は固有振動数の計算方法) ・適用する解析方法、計算機プログラム (解析コード)、適用寸法の考え方 (公称値、下限値等)、実施した試験の内容等を記載する。</p> <p>3.3 設計用地震力 ・地震応答解析に用いる地震力、減衰定数等を記載する。減衰定数を引用する場合は、引用元の資料名を記載する。 ・入力地震力に床応答曲線を用いる場合は、機器の設置位置を記載する。</p> <p>3.4 解析モデル及び諸元 ・解析モデル、解析モデルの考え方、解析モデルの諸元、境界条件等を記載する。</p> <p>3.5 地震応答解析結果 (又は固有値解析結果) ・地震応答解析 (又は固有値解析) の結果 (固有値、モード図、応力解析の入力となる荷重、変位、加速度等) を記載する。</p>	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>4. 応力評価 (又は耐震評価)</p> <p>4.1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し、評価の流れが分かるように、応力評価 (又は耐震評価) の目的、考え方、耐震クラス等を記載する。 <p>4.2 評価対象部位</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。 同じ評価方法で評価する部位が複数あり、代表部位で記載する場合は、最も評価が厳しくなる部位を選定していることを説明する。 <p>4.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し、評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>4.4 許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>4.5 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法、計算式、解析手法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式、解析手法、試験結果等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 	<p>4. 応力評価 (又は耐震評価)</p> <p>4.1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し、評価の流れが分かるように、応力評価 (又は耐震評価) の目的、考え方、耐震クラス等を記載する。 <p>4.2 評価対象部位</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。 同じ評価方法で評価する部位が複数あり、代表部位で記載する場合は、最も評価が厳しくなる部位を選定していることを説明する。 <p>4.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し、評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>4.4 許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>4.5 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法、計算式、解析手法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式、解析手法、試験結果等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>・計算に使用する記号の定義を記載する。過去の工認資料の例にならない、記号の定義は、記号表として記載するか、あるいは当該式の下に記載する。</p> <p>5. 機能維持評価 基本方針</p> <p>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し、解析の流れが分かるように、機能維持評価の目的、考え方等を記載する。</p> <p>5.2 評価対象部位</p> <p>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。</p> <p>5.3 許容限界</p> <p>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を記載する。</p> <p>5.4 評価方法</p> <p>・上位文書である耐震評価の方針書の機能維持方針を引用し、機能維持評価の方法を記載する。具体的には、評価対象の応答加速度が、「5.3 許容限界」で示す機能確認済加速度等の許容限界以下となることを確認する等を記載する。</p> <p>6. 評価条件</p> <p>・評価結果の妥当性を確認する上で必要となる、設計条件、評価用加速度、機器要目等の評価条件を記載する。計算書の前段に記載する評価条件についても、必要により再掲する。 (記載例) 添付書類：〇〇、〇〇の耐震計算書フォーマットに記載される評価条件</p> <p>7. 耐震評価結果</p> <p>・許容限界、耐震評価結果、評価結果等を記載する。</p>	<p>・計算に使用する記号の定義を記載する。過去の工認資料の例にならない、記号の定義は、記号表として記載するか、あるいは当該式の下に記載する。</p> <p>5. 機能維持評価 5.1 基本方針</p> <p>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し、解析の流れが分かるように、機能維持評価の目的、考え方等を記載する。</p> <p>5.2 評価対象部位</p> <p>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。</p> <p>5.3 許容限界</p> <p>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を記載する。</p> <p>5.4 評価方法</p> <p>・上位文書である耐震評価の方針書の機能維持方針を引用し、機能維持評価の方法を記載する。具体的には、評価対象の応答加速度が、「5.3 許容限界」で示す機能確認済加速度等の許容限界以下となることを確認する等を記載する。</p> <p>6. 評価条件</p> <p>・評価結果の妥当性を確認する上で必要となる、設計条件、評価用加速度、機器要目等の評価条件を記載する。計算書の前段に記載する評価条件についても、必要により再掲する。 (記載例) 添付書類：〇〇、〇〇の耐震計算書フォーマットに記載される評価条件</p> <p>7. 強度評価結果</p> <p>・許容限界、耐震評価結果、評価結果等を記載する。</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>3. 工事計画以外の認可申請書、届出書及び添付書類の記載</p> <p>認可申請又は届出の手續については、規則第9条第1項又は第12条第1項に申請書又は届出書記載事項が定められており、各条第3項の規定により添付すべき書類が同項及び規則別表第2の下欄で定められている。ここでは、各条第1項第3号に規定されている工事工程表及び同項第4号に規定されている品質マネジメントシステム並びに各条第3項及び規則別表第2の下欄で定められている各添付書類に記載すべき事項を示す。</p> <p>(3) 添付書類 規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種類の種類に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものについて添付する必要がある。</p> <p>8) 機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>配置については、要目表に記載される機器の発電所内での配置が分かるものとする。主配管の配置を明示した図面については、要目表に記載する主配管の取付位置、ルート又は機器との取り合いが分かる配置図とし、平面図又はアイソメ図のいずれかで記載してもよいこととする。また、可搬型の機器等については、取付位置の要目表記載と同様、保管している場所についても記載することとする。</p> <p>系統図については、テストライン及びミニマムフローライン等を含めて記載することとする。</p>	<p>7 設工認申請における添付図面の作成要領</p> <p>1. 目的 設工認申請のうち原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合していることを説明する添付図面（系統図、配置図、構造図）について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として、添付図面の作成要領を策定する。なお、記載例については、別紙1に示す。</p> <p>2. 添付図面を添付する対象範囲 (1) 各規則の施設区分ごとに作成する添付図面（系統図、配置図、構造図）を添付する対象範囲は、次頁のとおりとする。 なお、添付図面の主な種類は以下のとおりであり、技術基準への適合性を説明する上で必要な図面を添付する。</p> <p>a. 系統図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロセス系統図 ・系統説明図 ・換気系統図 ・単線結線図 ・計測制御系統図 <p>b. 配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋平面図・断面図 ・機器配置図 <p>c. 構造図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器・機械装置類 構造図 <p>なお、表の範囲に含まれない設備については、個別に選定する。</p>	<p>7 工事計画認可申請における添付図面の作成要領</p> <p>1. 目的 工事計画認可申請のうち別表第二に添付要求のある添付図面（系統図、配置図、構造図）について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として、添付図面の作成要領を策定する。なお、記載例については、別紙1に示す。</p> <p>2. 添付図面を添付する対象範囲 (1) 別表第二の個別の施設ごとに作成する添付図面（系統図、配置図、構造図）を添付する対象範囲は、次頁の通りとする。 配置図については、機器の配置を明示した図面（以下、機器配置図）及び主配管の配置を明示した図面（以下、配管配置図）は別整理とする。</p> <p>なお、表の範囲に含まれない設備については、個別に選定する。</p>	<p>・当社における添付図面の要求を明記した。</p> <p>・当社の添付図面の主な種類を明記した。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】

<比較検討>

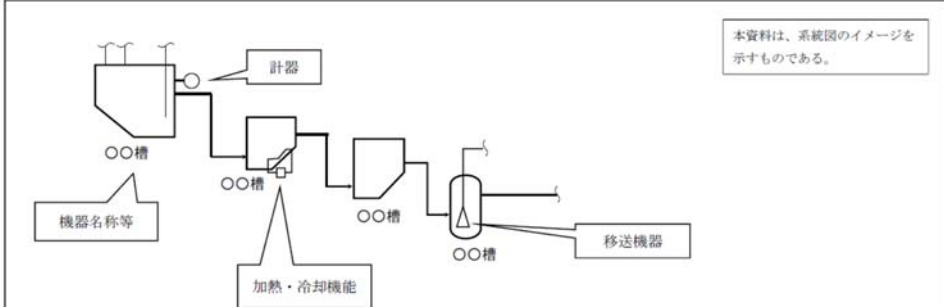
発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)				発電炉 工認作成要領					備考
	対象設備	系統図	配置図	構造図	対象設備	系統図	配置図		構造図	
							機器配置図	配管配置図		
	a 重大事故等対処設備として仕様表に記載するもの (既設含む)	○ (注1, 2)	○	○ (注2, 3)	a 重大事故等対処設備として要目表に記載するもの (既設含む) (例: 常設低圧代替注水ポンプ, 代替淡水貯槽, 残留熱除去系熱交換器等)	○ (注1)	○	○ (注2)	○ (注2, 3)	<p>・当社添付図面に合わせて記載を見直した。なお、配管配置図の扱いについては、別紙「再処理施設等の設工認における配管配置図の添付について」に示すとおりとする。</p>
					b 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので機器クラス区分が変更 (クラスアップ) するもの及び使用条件が変更となるもの (例: 原子炉格納容器等)	○ (注1)	○	○ (注2)	○ (注2, 3)	
	c 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので既設工認に記載がないもの	○ (注1)	○	○ (注3)	c 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので既工事計画書に記載がないもの (例: SA主ラインに設置する安全弁・逃がし弁)	○ (注1)	○	○	○ (注3)	
	d 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので、既設工認に記載があり、設計基準対象施設としての仕様から変更のないもの	○ (注1, 2)	○	○ (注2, 3)	d 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので、既工事計画書に記載があり、設計基準対象施設としての仕様から変更のないもの (例: 残留熱除去系熱交換器等)	○ (注1)	○	○ (注2)	○ (注2, 3)	
	e 設計基準対象施設のうち新規制対象として新たに仕様表に記載するもの	○	○	○ (注3)	e 設計基準対象施設のうち新規制対象として新たに要目表に記載するもの (例: 火災防護設備, 浸水防護施設等)	○	○	○	○ (注3)	
	f 耐震基準変更等に伴う評価対象設備を仕様表として再掲するもの	× (注4)	×	×	f 耐震基準変更等に伴う評価対象設備を要目表として再掲するもの	× (注4)	×	×	×	
	g 仕様表の記載の適正化のみ行うもの	×	×	×	g 要目表の記載の適正化のみ行うもの (例: 別表改正にあって、手続き対象外のもの)	×	×	×	×	
	h 設計基準対象施設で改造工事を実施するもの	○	○	○ (注3)	h 設計基準対象施設で改造工事を実施するもの	○	○	○	○ (注3)	
	i 撤去・廃止設備 (改造範囲除く)	○	×	×	i 撤去・廃止設備 (改造範囲除く)	○	×	×	×	
	<p>(注1) 重大事故等対処設備における主配管系統図を添付する。ただし、系統を構成しないもの (サーベイメータ等) については、添付不要とする。また、重大事故等対処設備と設計基準対象施設との関係性を示すため、設計基準対象施設における主配管系統図についても添付する。</p> <p>(注2) 既設工認に図面の記載があるものについては、図面自体は添付せず添付図面の目次に許認可情報 (「認可 (届出) 年月日」, 「認可 (届出) 番号」及び「図面名称」) を記載する。</p> <p>(注3) 構造図には、主要寸法を記載する。なお、記載すべき主要寸法がない設備 (計測装置等) については、説明書にて示す。</p> <p>(注4) 耐震Sクラス設備の系統図については、対象範囲確認のため、別途社内資料として作成する。</p>				<p>(注1) 重大事故等対処設備における主配管系統図を添付する。また、重大事故等対処設備と設計基準対象施設との関係性を示すため、設計基準対象施設における主配管系統図についても添付する。</p> <p>(注2) 既工事計画書に添付図面の記載があるものについては、図面自体は添付せず添付図面の目次に許認可情報 (「認可 (届出) 年月日」, 「認可 (届出) 番号」及び「添付図面名称」) を記載する。ただし、クラスアップした範囲の配管については図面を添付する。</p> <p>(注3) 構造図には、主要寸法を記載する。なお、別表第二下欄で要求される構造図のうち記載すべき主要寸法がない設備 (計測装置等) については、説明書にて示す。</p> <p>(注4) 耐震Sクラス設備及びBクラス共振の系統図については、対象範囲確認のため、別途社内資料として作成する。</p>					

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】

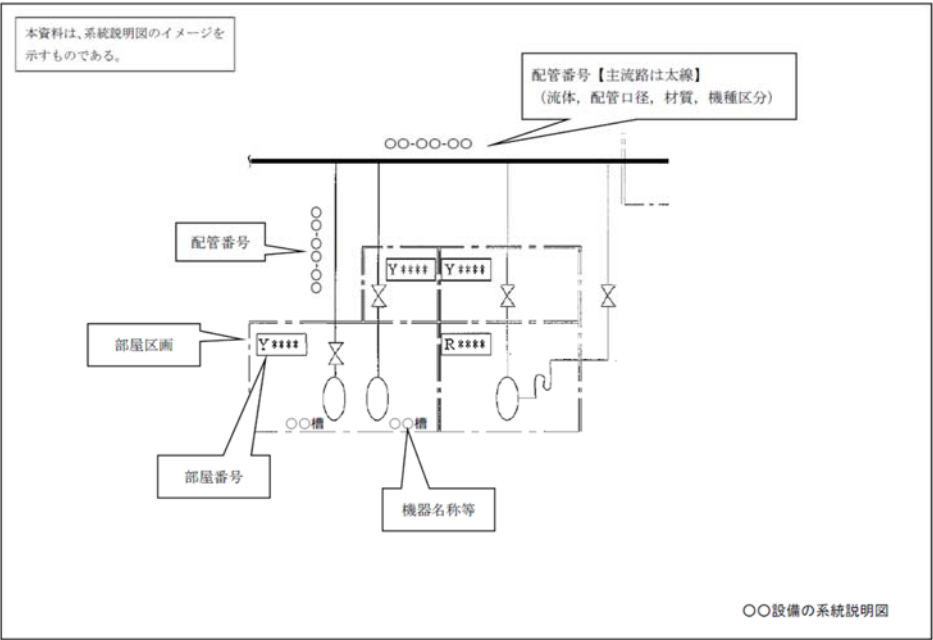
<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																																
	<p>(2) 基本設計方針にのみ記載する設備の扱い</p> <p>a. 基本設計方針にのみ記載する設備の図面については、「添付図面」としては添付せず、当該設備が関連する説明資料が必要により図示するものとする。</p> <p>(3) 兼用設備の添付図面の添付について</p> <p>a. 兼用設備（基本設計方針にて兼用先を記載するものを含む）に係る添付図面の添付対象について、以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="649 537 1528 835"> <thead> <tr> <th colspan="2">系統図</th> <th colspan="2">配置図</th> <th colspan="2">構造図</th> </tr> <tr> <th>主登録</th> <th>兼用</th> <th>主登録</th> <th>兼用</th> <th>主登録</th> <th>兼用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を実線で示し、兼用する場合には注記等で識別する。</td> <td>主登録する施設（設備）に添付する。</td> <td>兼用登録する施設（設備）ごとに添付する。</td> <td>主登録する施設（設備）に添付する。</td> <td>主登録側と構造は同様であることから添付しない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 公差表の添付について</p> <p>a. 配置図及び構造図を添付する設備のうち、仕様表の変更後に主要寸法が記載される設備について公差表を添付する。なお、一部の設備については以下の通りとする。</p> <p>(a) 既設工認にて認可を受けている範囲内にある設備については公差表を添付しない。</p> <p>(b) 設計段階で主要寸法の寸法公差が設定されていない設備については、公差表を添付した上で「規定しない」旨を記載する。</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の主要寸法のうち概略寸法を記載している箇所については「概略寸法のため規定しない」旨を記載した上で、寸法公差を設定しない。</p> <p>(d) 安全弁・逃がし弁の「呼び径」については、性能又は構造強度等の評価に係らないことから、公差表は添付しない。</p> <p>(e) 公差は技術基準適合の閾値であることから、仕様表の記載値に「○○以上」と評価上の最小値を記載している場合は公差表を添付しない。</p> <p>(f) 機器の外形を示す寸法（「たて」「横」「高さ」等）のうち、性能又は構造強度等の評価に係らないものについては、公差表を添付しない。</p>	系統図		配置図		構造図		主登録	兼用	主登録	兼用	主登録	兼用	○	○	○	○	○	×	使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を 実線 で示し、兼用する場合には 注記等 で識別する。		主登録する施設（設備）に添付する。	兼用登録する施設（設備）ごとに添付する。	主登録する施設（設備）に添付する。	主登録側と構造は同様であることから添付しない。	<p>(2) 基本設計方針にのみ記載する設備の扱い</p> <p>a. 基本設計方針にのみ記載する設備の図面については、別表第二上で要求される「添付図面」としては添付せず、当該設備が関連する説明資料が必要により図示するものとする。</p> <p>(3) 兼用設備の添付図面の添付について</p> <p>a. 兼用設備（基本設計方針にて兼用先を記載するものを含む）に係る添付図面の添付対象について、以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1581 537 2460 835"> <thead> <tr> <th colspan="2">系統図</th> <th colspan="2">機器配置図</th> <th colspan="2">配管配置図及び構造図</th> </tr> <tr> <th>主登録</th> <th>兼用</th> <th>主登録</th> <th>兼用</th> <th>主登録</th> <th>兼用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を赤色で示し、兼用する場合には別の色で着色し、識別する。</td> <td>主登録する施設（設備）に添付する。</td> <td>兼用登録する施設（設備）ごとに添付する。</td> <td>主登録する施設（設備）に添付する。</td> <td>主登録側と配管配置及び構造は同様であることから添付しない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 公差表の添付について</p> <p>a. 配置図及び構造図を添付する設備のうち、要目表の変更後に主要寸法が記載される設備について公差表を添付する。なお、一部の設備については以下の通りとする。</p> <p>(a) 既工事計画書にて認可を受けている範囲内にある設備については公差表を添付しない。 (DBクラス3からSAクラス2へクラスアップした配管の継手等)</p> <p>(b) 設計段階で主要寸法の寸法公差が設定されていない設備については、公差表を添付した上で「規定しない」旨を記載する。(浸水防護堰等)</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の主要寸法のうち概略寸法を記載している箇所については「概略寸法のため規定しない」旨を記載した上で、寸法公差を設定しない。(車両寸法等)</p> <p>(d) 安全弁・逃がし弁の「呼び径」については、性能又は構造強度等の評価に係らないことから、公差表は添付しない。</p> <p>(e) 公差は技術基準適合の閾値であることから、要目表の記載値に「○○以上」と評価上の最小値を記載している場合は公差表を添付しない。 (例：安全弁・逃がし弁のリフト量、主要弁の弁箱厚さ及び弁蓋厚さ等)</p>	系統図		機器配置図		配管配置図及び構造図		主登録	兼用	主登録	兼用	主登録	兼用	○	○	○	○	○	×	使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を 赤色 で示し、兼用する場合には 別の色で着色し 、識別する。		主登録する施設（設備）に添付する。	兼用登録する施設（設備）ごとに添付する。	主登録する施設（設備）に添付する。	主登録側と配管配置及び構造は同様であることから添付しない。	<p>・兼用設備の物量を踏まえて図面標記方法を着色方式から注記等による方式とする。</p> <p>・技術基準において、SAクラスアップの基準がないため削除する。</p> <p>・技術基準への適合に係らない機器の外形を示す寸法は公差表を添付しないことを追記。</p>
系統図		配置図		構造図																																															
主登録	兼用	主登録	兼用	主登録	兼用																																														
○	○	○	○	○	×																																														
使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を 実線 で示し、兼用する場合には 注記等 で識別する。		主登録する施設（設備）に添付する。	兼用登録する施設（設備）ごとに添付する。	主登録する施設（設備）に添付する。	主登録側と構造は同様であることから添付しない。																																														
系統図		機器配置図		配管配置図及び構造図																																															
主登録	兼用	主登録	兼用	主登録	兼用																																														
○	○	○	○	○	×																																														
使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を 赤色 で示し、兼用する場合には 別の色で着色し 、識別する。		主登録する施設（設備）に添付する。	兼用登録する施設（設備）ごとに添付する。	主登録する施設（設備）に添付する。	主登録側と配管配置及び構造は同様であることから添付しない。																																														

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3. 添付図面の記載方法</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>a. 事業指定(許可)申請書の施設(系統)区分ごとに添付図面を作成する。 なお、配置図については、合理化として建屋ごとに作成することも可能とする。</p> <p>b. 資料の構成は、施設(系統)区分ごとに作成し、添付図面の目次により、添付する図面を明確化する。</p> <p>(2) 系統図</p> <p>系統図は、主配管等の取付位置、ルート、機器との取り合いが確認できるものとする。なお、施設の種類等に応じて、技術上の基準に適合していることを示す上で必要な各図面(プロセス系統図、系統説明図、換気系統図、単線結線図、計測制御系統図等)を添付する。</p> <p>再処理施設の系統図の記載イメージ、記載方針を以下に示す。</p> <p>【プロセス系統図のイメージ】</p>  <p>本資料は、系統図のイメージを示すものである。</p>	<p>3. 添付図面の記載方法</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>a. 別表第二の施設(系統)区分ごとに添付図面を作成する。 (例：核燃料取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設…)</p> <p>b. 資料の構成は、別表第二の記載順に施設(系統)ごとに作成し、添付図面の目次により、添付する図面を明確化する。</p> <p>(2) 系統図</p>	<p>・別表第二がないため、記載順は既認可の考えを踏襲する。</p> <p>・申請範囲を明確にすることを記載した上で、示す方法については、様々な施設があることからひとつに限定しない記載とした。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

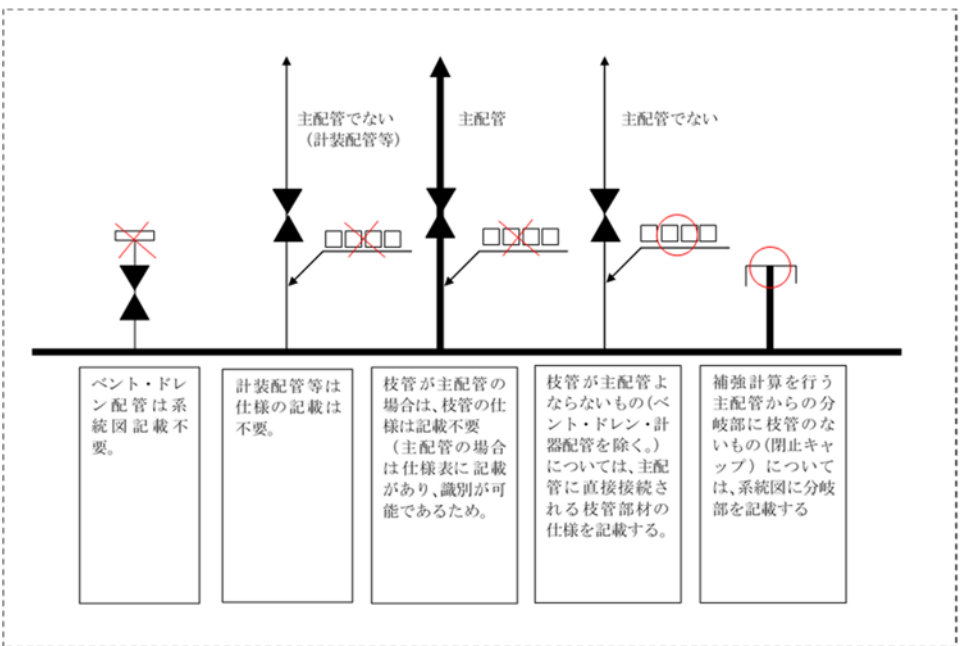
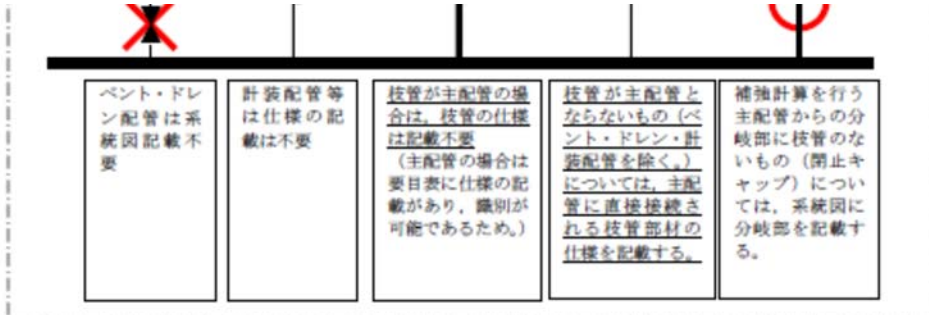
発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>【系統説明図のイメージ】</p>  <p>【記載方針】</p> <p>a. 重大事故等対処設備 (SA) の主たる流路を示す系統図を添付する。また、そのSAの主たる流路と設計基準対象施設 (DB) の主たる流路との切り替え性を示すために、重大事故等対処設備 (SA) を有する施設 (系統) については、DBの主たる流路を示す系統図を添付する。</p> <p>b. DB系統図, SA系統図とも設備 (系統) 区分ごとに作成する。当該設備 (系統) 区分における申請範囲を以下の方法等により明確にする。 【申請範囲の明確化の方法例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請範囲 (主たる設備 (系統) 区分の主流路の範囲) を「黒太実線」、改造範囲については「赤太実線等」で示す。なお、本対応が困難な場合は、注記等に対応する。 当該設備 (系統) 区分における申請範囲である旨を凡例に記載する。 主たる流路を他の設備 (系統) で兼用する箇所については、<u>上記対応以外の方法で識別し、その識別方法を図中に凡例として記載する。</u> <p>c. SA主要弁, 安全弁・逃がし弁については、申請対象弁を太線で囲むことで示すものとする。</p> <p>d. DB, SAの「計測制御系統図」については、申請対象計測器を破線で囲むことで、示すものとする。</p>	<p>a. 重大事故等対処設備 (SA) の主たる流路を示す系統図を添付する。また、そのSAの主たる流路と設計基準対象施設 (DB) の主たる流路との切り替え性を示すために、DBの主たる流路を示す系統図を添付する。 (1/14 : ①, 2/14 : ①参照)</p> <p>b. DB系統図, SA系統図とも設備 (系統) 区分ごとに作成する。当該設備 (系統) 区分における申請範囲 (主たる設備 (系統) 区分の主流路の範囲) を「赤太実線」で示し、当該設備 (系統) 区分における申請範囲である旨を凡例に記載する。 また、主たる流路を他の設備 (系統) で兼用する箇所については、「赤とは別の色」で識別し、兼用する設備 (系統) 別の色分けを図中に凡例として記載する。 (1/14 : ②, 2/14 : ②③④参照)</p> <p>c. SA主要弁, 安全弁・逃がし弁については、申請対象弁を太線で囲むことで示すものとする。 (9/14 : ①参照)</p> <p>d. DB, SAの「計測制御系統図」については、申請対象計測器を破線で囲むことで、示すものとする。 (3/14 : ①参照)</p>	<p>・流路以外においてもSA対処に求められる場合を考慮し、「求められる機能を示す」を追記する。</p> <p><u>・申請範囲の示し方を明記する。</u></p> <p>・色での対応が困難になる可能性もあるため、他の方法を併記する。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>e. 技術基準規則第36条の重大事故等対処設備に要求される切り替え性、接続先の規格の統一、複数の異なる場所への接続口の設置要求に対する記載方法については、以下に示す。</p> <p>(a) 切り替え性 設計基準対象施設との切り替えを行う弁については、四角破線で囲み切替対象弁であることを示す。 また、凡例として図中に記載する。</p> <p>(b) 接続先の規格の統一 可搬型設備の接続箇所について、接続先が統一された形状等であることが分かるように、接続方法に応じて接続方式、呼び径及びボルト本数等の仕様について記載する。</p> <p>(c) 異なる場所への接続口設置 接続先を2箇所分散配置する場合、接続先となる場所名を図面上に記載する。 (例：○○建屋東側接続口、○○建屋西側接続口など)</p> <p>f. 主配管の仕様表に「分岐点」又は「合流点」の名称がある場合は、系統図の該当箇所に、引き出し線を用いて、仕様表と同一名称を記載する。</p> <p>g. 申請する主配管の分岐部のうち、枝管が主配管に該当しない場合は、枝管の仕様を記載する。(ただし、ベント・ドレン・計装配管を除く)</p> <p>h. 撤去・廃止設備は、撤去・廃止する範囲を系統図上にマークで明示する。</p>	<p>e. 技術基準規則第54条の重大事故等対処設備に要求される切り替え性、接続先の規格の統一、複数の異なる場所への接続口の設置要求に対する記載方法については、以下に示す。</p> <p>(a) 切り替え性 設計基準対象施設との切り替えを行う弁については、四角破線で囲み切替対象弁であることを示す。 また、凡例として図中に記載する。 (10/14：①参照)</p> <p>(b) 接続先の規格の統一 可搬型設備の接続箇所について、接続先が統一された形状等であることが分かるように、接続方式、呼び径及びボルト本数等の仕様について記載する。 (4/14：①参照)</p> <p>(c) 異なる場所への接続口設置 接続先を2箇所分散配置する場合、接続先となる場所名を図面上に記載する。 (例：原子炉建屋東側接続口、原子炉建屋西側接続口など) (4/14：②参照)</p> <p>f. 主配管の要目表に「分岐点」又は「合流点」の名称がある場合は、系統図の該当箇所に、引き出し線を用いて、要目表と同一名称を記載する。 (4/14：③参照)</p> <p>g. 申請する主配管の分岐部のうち、枝管が主配管に該当しない場合は、枝管の仕様を記載する。(ただし、ベント・ドレン・計装配管を除く) (4/14：④参照)</p> <p>h. 撤去・廃止設備は、撤去・廃止する範囲を系統図上にマークで明示する。 (13/14：①, 14/14：①参照)</p>	<p>・接続方法に応じて記載する旨を明確にする。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

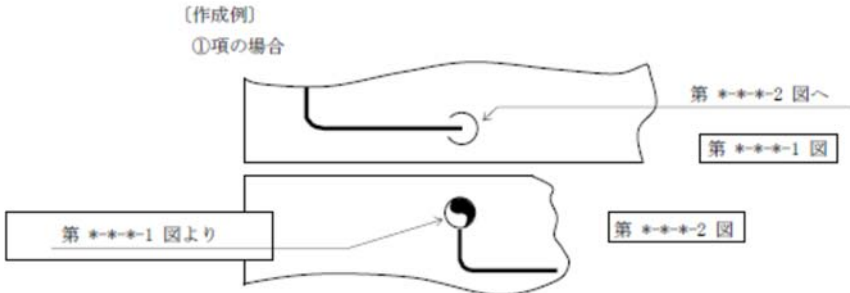

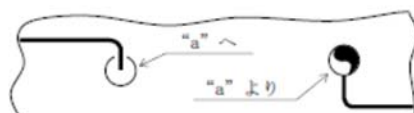
発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>【<u>系統説明図</u>における分岐部枝管の記載パターン】</p>  <p>ベント・ドレン配管は系統図記載不要。</p> <p>計装配管等は仕様の記載は不要。</p> <p>枝管が主配管の場合は、枝管の仕様は記載不要（主配管の場合は仕様表に記載があり、識別が可能であるため。）</p> <p>枝管が主配管よならないもの（ベント・ドレン・計器配管を除く。）については、主配管に直接接続される枝管部材の仕様を記載する。</p> <p>補強計算を行う主配管からの分岐部に枝管のないもの（閉止キャップ）については、系統図に分岐部を記載する。</p>	<p>【分岐部枝管の記載パターン】</p>  <p>ベント・ドレン配管は系統図記載不要。</p> <p>計装配管等は仕様の記載は不要。</p> <p><u>枝管が主配管の場合は、枝管の仕様は記載不要（主配管の場合は仕様表に記載があり、識別が可能であるため。）</u></p> <p><u>枝管が主配管よならないもの（ベント・ドレン・計器配管を除く。）については、主配管に直接接続される枝管部材の仕様を記載する。</u></p> <p>補強計算を行う主配管からの分岐部に枝管のないもの（閉止キャップ）については、系統図に分岐部を記載する。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>(4) 配管配置図</p> <p>a. 配管配置図に記載する配管（常設及び可搬型の放水砲等）の外径、厚さ及び材料は要目表の記載と合わせる。</p> <p>b. 複数の施設又は設備（系統）区分で兼用する配管配置図は、兼用先の図面を作成せず、主登録する設備（系統）区分の図面に兼用する旨を記載する。</p> <p>c. 重大事故等対処設備として使用する既存の設備のうち、既工事計画書に図面の記載があるものについては、配管配置図自体は添付せず、添付図面目次に該当する設備の許認可情報（「認可（届出）年月日」，「認可（届出）番号」及び「添付図面名称」）を記載する。ただし、クラスアップの範囲については図面を添付する。</p> <p>d. 配管配置図の記載要領については以下の通りとする。</p> <p>(a) 配管は呼び径に関わらず、単線にて表示する。</p> <p>(b) 接続先表示は、次のものとする。</p> <p>① 同一系統において、別図面に記載する場合は、接続先の図面の図面番号を記載する。</p> <p>② 接続先が他系統になる場合は、相手側を破線にて記載し、系統名又は機器名称を記載する。</p> <p>③ 同一系統において、同図面に記載する場合は、各々の接続先にアルファベット記号（小文字）を付け、記載する。</p>	<p>・配管配置図の扱いは、別紙「再処理施設等の設工認における配管配置図の添付について」に示すとおりとするため、削除する。</p>


発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考															
		<p>【作成例】</p> <p>①項の場合</p>  <p>②項の場合</p>  <p>場所的に系統名称を書くことが困難な場合は、細線にて引出し線を書き、系統名称を記載する。</p> <p>③項の場合</p>  <p>(c) ルート表示は、次によるものとする。 クラス1及び2配管については、継手を表示する。</p> <p>① 曲げ部 平面図、立面図でのエルボ・曲げ管の区別は下図による。 クラス1及びクラス2配管以外ではその区別をせず、下図の曲げ管の場合による。</p> <table border="1" data-bbox="1596 1249 2448 1606"> <tr> <td>平面図</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>立面図</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>エルボの表示を示す。</td> <td>曲げ管の表示を示す。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	平面図					立面図						エルボの表示を示す。	曲げ管の表示を示す。			
平面図																		
立面図																		
	エルボの表示を示す。	曲げ管の表示を示す。																

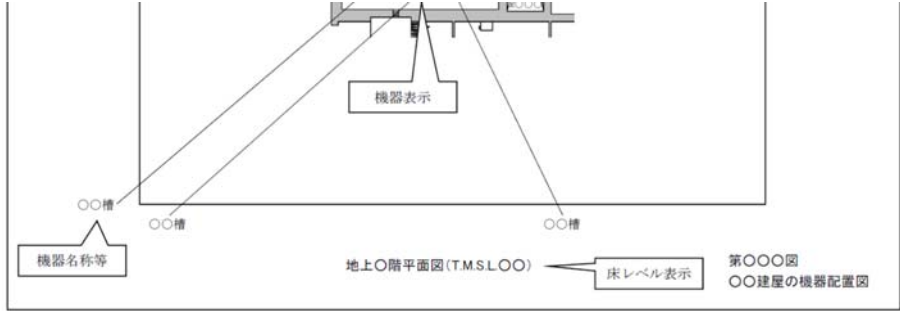
発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>② 分岐部 ティー，管台の区別は下図による。クラス1及びクラス2配管以外ではその区別をせず，下図の管台の場合による。</p> <p>③ レジューサ 下図の表記を行い，同芯，偏芯の区別は行わない。</p> <p>④ 配管が重なる箇所の表示</p> <p>⑤ キャップ</p> <p>⑥ 閉止板</p> <p>⑦ カップリング</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>(d) 主流路を構成しない分岐部は次のように記載する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>***</p> <p>工事計画に記載され るティーがある場合 (クラス1及び2)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>工事計画に記載され ないティーがある場合 (クラス1及び2以外)</p> </div> </div> <p>注1 : 工事計画に記載の管継手であり、主流路でない部分は破線(細線)とする。</p> <p>(管台)</p> 	

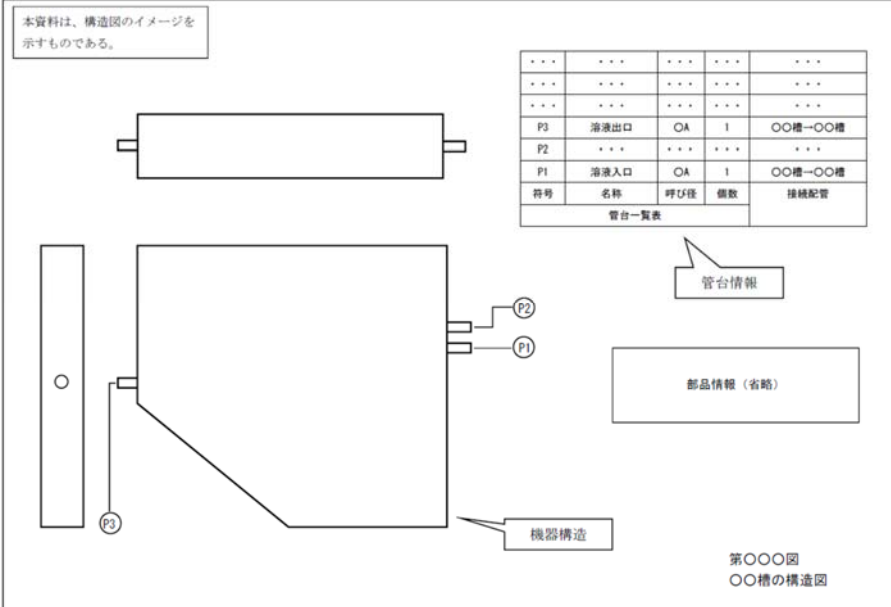
発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(3) 配置図 配置図は、仕様表に記載される機器の施設内での配置が分かる図面とする。なお、機器の種類等に応じて、技術上の基準に適合していることを示す上で必要な各図面（建屋平面図・断面図、機器配置図等）を添付する。 再処理施設の配置図の記載イメージ、記載方針を以下に示す。</p> <p>【機器配置図のイメージ】</p>  <p>【記載方針】</p> <p>a. 共通事項</p> <p>(a) 配置図に記載する機器の名称及び保管場所・取付箇所は仕様表の記載と合わせる。</p> <p>(b) 一つの機器で、「機器本体」と「付属機器」の仕様表がある場合は、「機器本体」の配置を機器配置図に記載し、付属機器は「機器本体」と同一の取付箇所であることを注記にて記載する。</p> <p>(c) 屋外に配置している機器については、仕様表に記載する取付箇所の記載内容にEL. 〇 m又はT.M.S.L. 〇 mを記載する。（降水、溢水の技術基準への適合性に係らない機器を除く。）</p> <p>(d) 建屋内に配置している機器で、機器配置図に記載しているフロアレベルと当該機器の設置レベルが異なる場合は、機器名称の後にEL. 〇 m又はT.M.S.L. 〇 mを記載する。（溢水の技術基準への適合性に係らない機器を除く。）</p>	<p>(3) 機器配置図</p> <p>a. 共通事項</p> <p>(a) 機器配置図に記載する機器の名称及び保管場所・取付箇所は要目表の記載と合わせる。</p> <p>(b) 一つの機器で、「機器本体」と「付属機器」の要目表がある場合は、「機器本体」の配置を機器配置図に記載し、付属機器は「機器本体」と同一の取付箇所であることを注記にて記載する。 (5/14 : ①参照)</p> <p>(c) 屋外に配置している機器については、要目表に記載する取付箇所の記載内容にEL. 〇 mを記載する。ただし、津波高さに係る評価に用いている設備はT.P. 〇 mを記載する。 (5/14 : ②参照)</p> <p>(d) 建屋内に配置している機器で、機器配置図に記載しているフロアレベルと当該機器の設置レベルが異なる場合は、機器名称の後にEL. 〇 mを記載する。ただし、津波高さに係る評価に用いている設備はT.P. 〇 mを記載する。</p>	<p>(c) 津波評価は対象外のため削除する。降水、溢水に係らない静的機器はレベル表記を不要とした。</p> <p>(d) 津波評価は対象外のため削除する。溢水に係らない静的機器はレベル表記を不要とした。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>b. 常設設備 (a) 常設設備の取付箇所については、同一の設備（系統）区分の機器を、フロア別にまとめた記載とする。</p> <p>c. 可搬型設備 (a) 屋外及び屋内の可搬型設備の保管場所については、図中に全ての保管場所を明示する。</p> <p>(b) 可搬型設備の取付箇所及び保管場所については、同一の設備（系統）区分の機器をまとめた記載とする。</p> <p>d. 設計基準対象施設と重大事故等対処設備との位置的分散について (a) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備との位置的分散は、機器配置図としては、対象となる機器名称を記載するのみとし、具体的な位置的分散についての説明は、添付書類の説明書「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の資料中に、その「対象設備」や位置的分散について表などを用いて示すこととする。</p>	<p>b. 常設設備 (a) 常設設備の取付箇所については、同一の設備（系統）区分の機器を、フロア別にまとめた記載とする。</p> <p>c. 可搬型設備 (a) 屋外の可搬型設備の保管場所については、図中に全ての保管場所を明示する。 (6/14：①②参照)</p> <p>(b) 可搬型設備の取付箇所及び保管場所については、同一の設備（系統）区分の機器をまとめた記載とする。 (6/14：③参照)</p> <p>d. 設計基準対象施設と重大事故等対処設備との位置的分散について (a) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備との位置的分散は、機器配置図としては、対象となる機器名称を記載するのみとし、具体的な位置的分散についての説明は、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の資料中に、その「対象設備」や位置的分散について表などを用いて示すこととする。</p>	<p>・屋内にも可搬型設備を保管するため追記する。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(4) 構造図 構造図は、仕様表に記載される機器の構造を第三角法（正面図，平面図，側面図）により示すものとする。 再処理施設の構造図の記載イメージ，記載方針を以下に示す。</p> <p>【構造図イメージ】</p>  <p>【記載方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 構造図の図中に主要寸法を記載する。 複数の施設又は設備（系統）区分で兼用する設備の構造図は，兼用先の図面は作成せず，主登録する設備（系統）区分の図面に兼用する旨を記載する。 重大事故等対処設備として使用する既存の設備のうち，既設工認に図面の記載があるものについては，構造図自体は添付せず，添付図面の目次に該当する設備の許認可情報（「認可（届出）年月日」，「認可（届出）番号」及び「添付図面名称」）を記載する。 非常用電源設備のうち安全上重要な施設の「内燃機関」に関する記載方法について，その設備に附属する仕様表記載機器（調速装置，非常調速装置等）の取付け位置がわかるように図中に記載する。 	<p>(5) 構造図</p> <ol style="list-style-type: none"> 構造図の図中に主要寸法を記載する。 (7/14 : ①参照) 複数の施設又は設備（系統）区分で兼用する設備の構造図は，兼用先の図面は作成せず，主登録する設備（系統）区分の図面に兼用する旨を記載する。 (7/14 : ②参照) 重大事故等対処設備として使用する既存の設備のうち，既工事計画書に図面の記載があるものについては，構造図自体は添付せず，添付図面の目次に該当する設備の許認可情報（「認可（届出）年月日」，「認可（届出）番号」及び「添付図面名称」）を記載する。 非常用電源設備の「内燃機関」に関する記載方法について，その設備に附属する要目表記載機器（調速装置，非常調速装置等）の取付け位置がわかるように図中に記載する。 (8/14 : ①参照) 	<p>備考</p> <p>・安重のディーゼル発電機が対象であることを明確化。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(5) その他（既認可図面を呼び出す場合） 既設工認に図面の記載があるもので今回変更しないものは、「2. 添付図面を添付する対象範囲」に示す方針に基づき、図面自体は添付せず添付図面の目次に許認可情報（「認可（届出）年月日」、「認可（届出）番号」及び「図面名称」）を記載する。</p> <p>【既認可図面を呼び出す場合の記載イメージ】</p> <div data-bbox="658 520 1537 865" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・〇〇建屋の平面図及び断面図 【平成〇年〇月〇日付け〇安第〇号にて認可された設計及び工事の認可に関する申請書の〇〇建屋平面図，〇〇建屋断面図による】</p> <div data-bbox="834 663 1492 819" style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>既設工認の図面を呼び込む場合の記載。 既設工認の認可年月日，f 認可番号及び図面名称を 目次に記載する。</p> </div> </div>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
	別紙1 —	別紙1 記載例	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付図面の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	—	<p style="color: red;">系統図, 構造図等の記載例 【1/14】～【14/14】省略</p>	<p>・参照とする記載例は今後の設工認作成の進捗に応じ作成、追加していく。</p>

再処理施設等の設工認における配管配置図の添付について

1. はじめに

発電炉の工認では、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「炉規則」という。）別表第二に基づき、「機器の配置を明示した図面及び系統図」を添付することが明記されている。

また、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド（以下「工認手続きガイド」という。）では、主配管の配置を明示した図面について、要目表に記載する主配管の取付位置、ルート又は機器との取り合いが分かる配置図とし、平面図又はアイソメ図のいずれで記載してもよいこととされており、「配管配置図（アイソメ図）」を添付している。

当社では、主配管の取付位置、ルート又は機器との取り合いを確認できる図面として系統図、機器配置図および構造図を用いるため、取付位置、ルートおよび機器との取り合い確認方法と配管の設計方針を踏まえて、その妥当性を以下に示す。

2. 添付図面の妥当性

(1) 確認方法

- 取付位置は、系統図で配管の設置場所（部屋番号）を確認できるとともに、系統図で確認した配管の設置場所と機器配置図の部屋番号を突き合わせることによって確認できる。また、機器への取付位置については、構造図で確認できる。
- ルートは、系統図で配管の設置場所（部屋番号）で明確にするとともに、系統図で確認した配管の設置場所と機器配置図の部屋番号を突き合わせるによって確認できる。
- 機器との取り合いは、系統図で取り合い先を明確にするとともに、構造図で取り合い場所を確認できる。

(2) 配管の設計方針

- 設工認での配管評価は、「再処理施設の技術基準に関する規則」に従い耐震評価および強度評価を実施している。このうち、配管ルート等を基に実施する評価は、耐震評価である。当社施設の配管に関する耐震評価は、ほとんどが低温かつ小口径であり、標準支持間隔法による配管設計を実施しているため、配管の配置を示す必要はない。
- 配管勾配は、系統図等で確認できないため、移送機能として示す必要がある場合は、系統図等で示す。

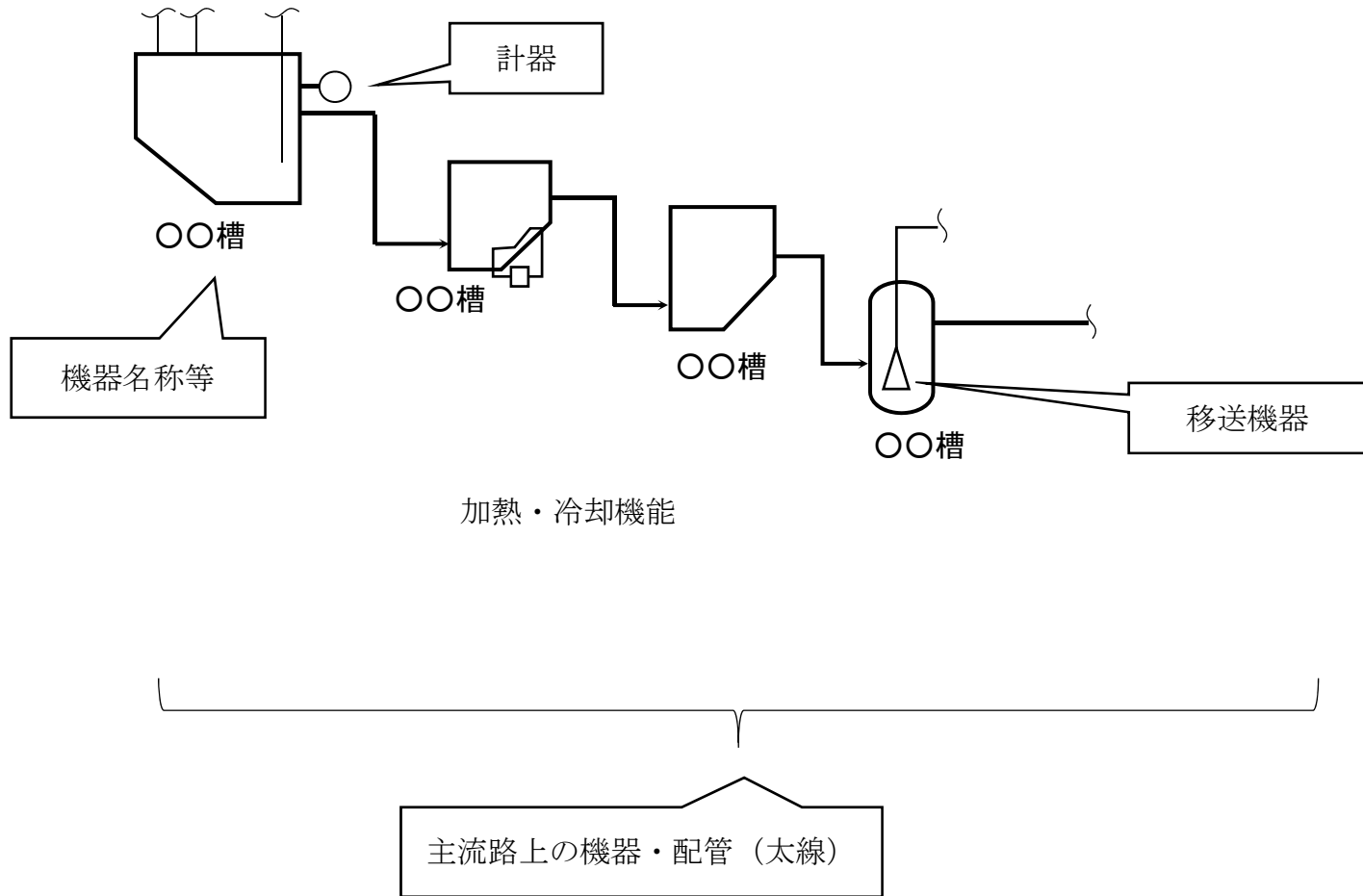
以上から、系統図、機器配置図および構造図により配管の取付位置、ルートおよび機器との取り合いを確認できることから、発電炉で添付している配管配置図（アイソメ図）に代えて、当該添付図面により工認手続きガイドの記載方針を満足できるものと考えらる。

以 上

添付図面による確認可能項目

添付図面の種類		目的	添付図面から得られる主な情報	確認可能項目
系統図	系統図 【別紙-1】	・主要機能および申請範囲（概要）を示す。	<ul style="list-style-type: none"> ・主流路上の機器・配管 ・技術基準の要求機能を説明する上で必要な機器・配管 ・計器および弁 ・許可記載の加熱・冷却機能 ・移送機器（ポンプ、エアリフト等） 	・配管と機器の取り合い
	系統説明図 【別紙-2】	・主要機能および申請範囲（詳細）を示す。	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 ・機器名称、機器番号 ・配管番号 ・部屋番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・配管の取付位置 ・配管のルート ・配管と機器の取り合い
機器配置図 【別紙-3】		・本文記載機器および機器相互の位置関係等を示す必要がある機器の配置を示す。	<ul style="list-style-type: none"> ・躯体情報（壁、床） ・扉、階段等 ・床レベル表示 ・部屋番号 ・機器表示 ・機器名称、機器番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・配管の取付位置 ・配管のルート
構造図 【別紙-4】		・機器の形状およびサイズ等の詳細を示す。	<ul style="list-style-type: none"> ・機器構造 ・部品情報（名称、材料、数量） ・主要寸法 ・機器管台 	<ul style="list-style-type: none"> ・配管の取付位置 ・配管と機器の取り合い

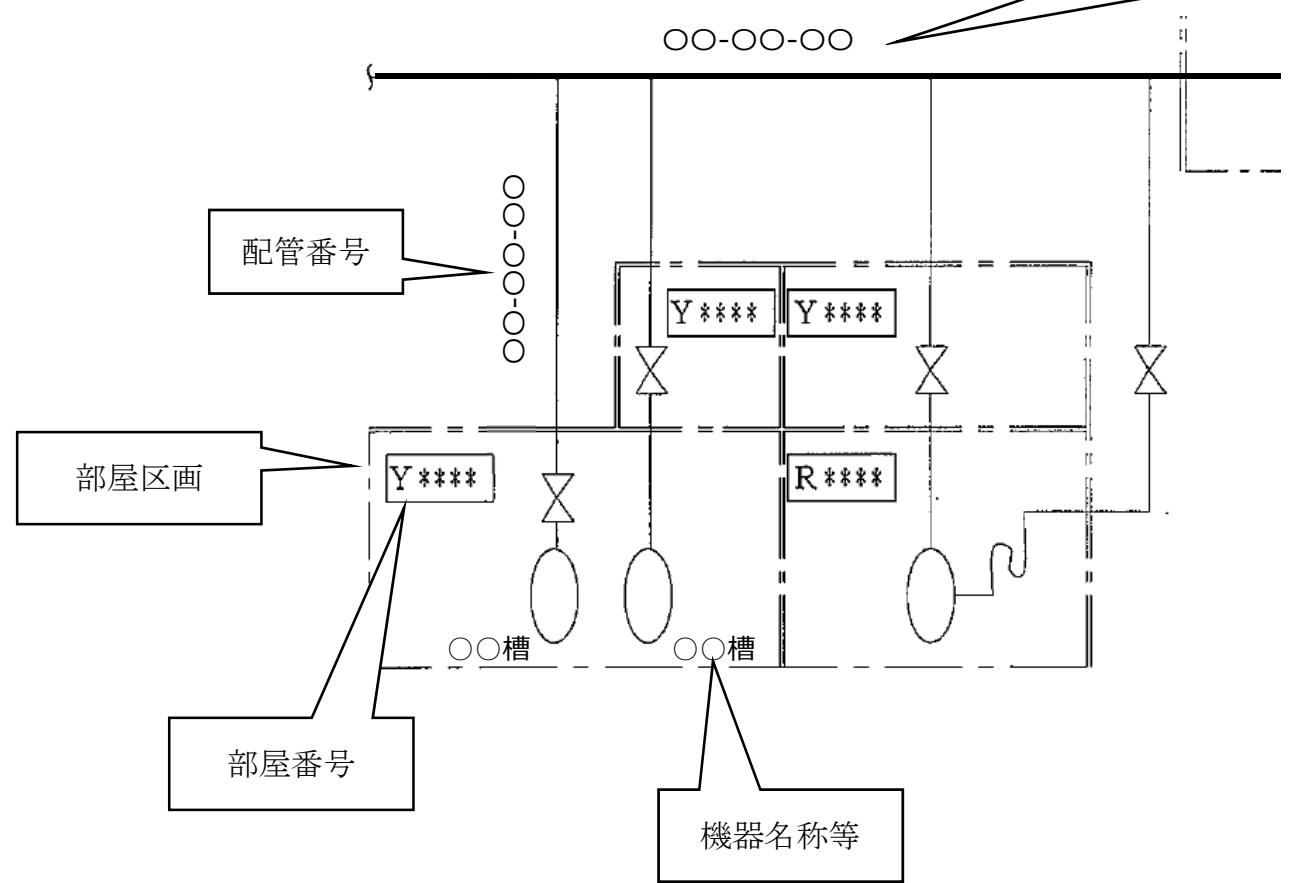
本資料は、系統図のイメージを示すものである。



第〇〇〇図
〇〇設備の系統図

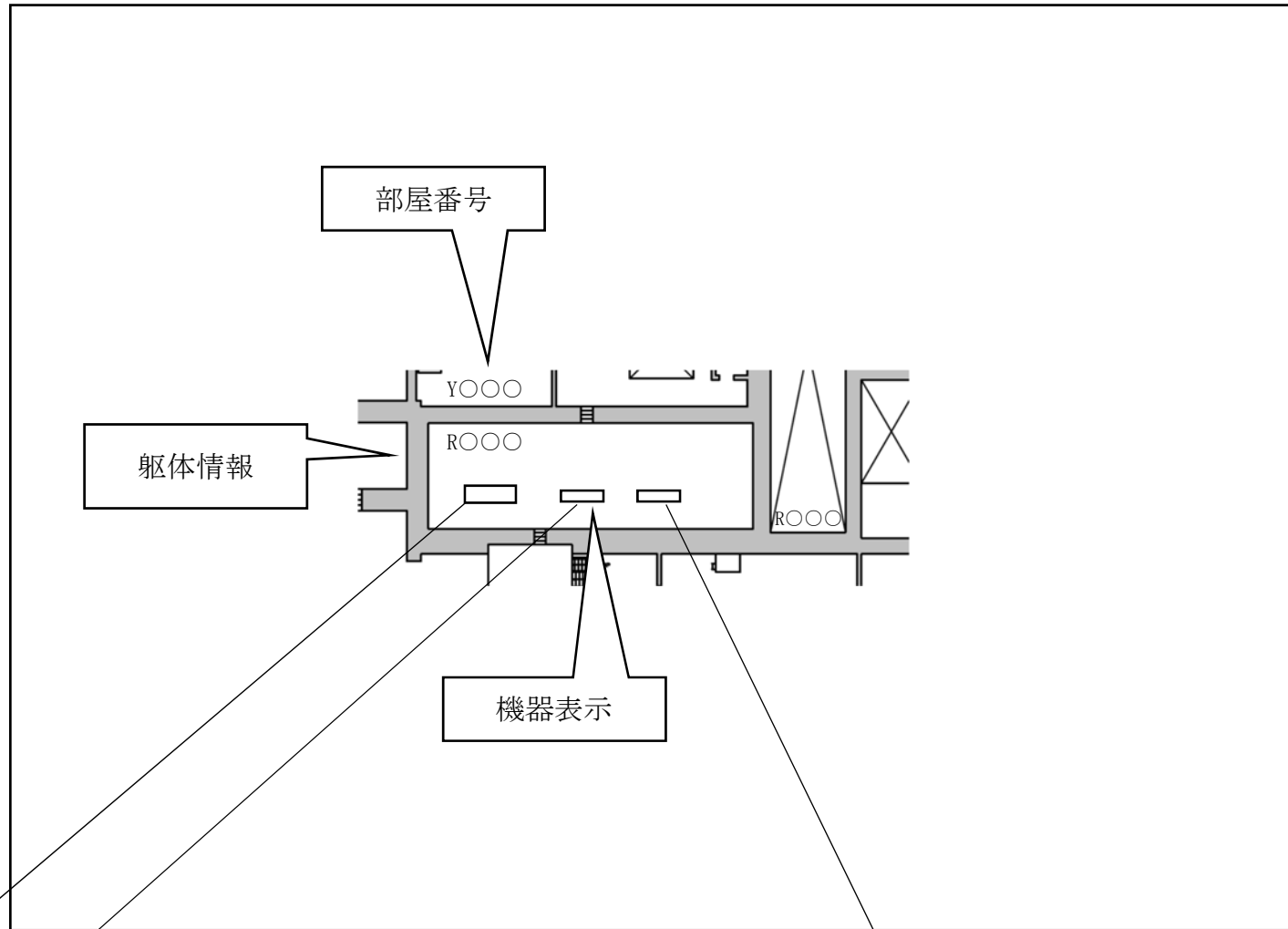
本資料は、系統説明図のイメージを示すものである。

配管番号【主流路は太線】
(流体, 配管口径, 材質, 機種区分)



○○設備の系統説明図

本資料は、機器配置図のイメージを示すものである。



機器名称等

地上0階平面図(T.M.S.L.00)

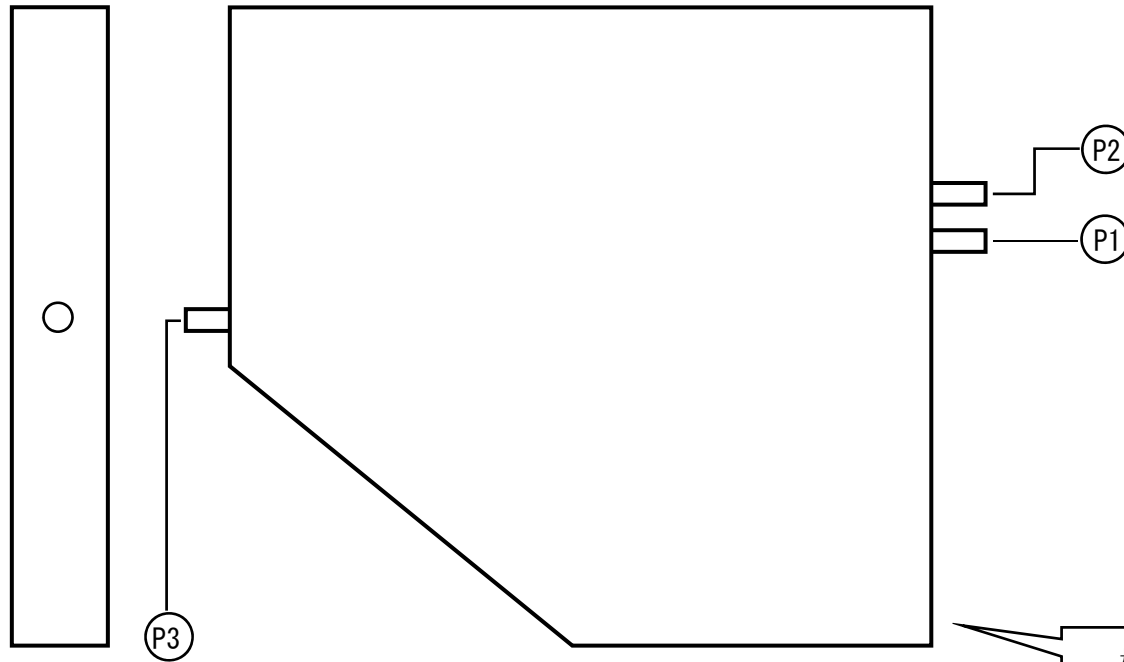
床レベル表示

第000図
00建屋の機器配置図

本資料は、構造図のイメージを示すものである。



...
...
...
P3	溶液出口	○A	1	○○槽→○○槽
P2
P1	溶液入口	○A	1	○○槽→○○槽
符号	名称	呼び径	個数	接続配管
管台一覧表				



管台情報

部品情報 (省略)

機器構造

第○○○図
○○槽の構造図

＜比較検討＞

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>2) 設備及び機器等の記載</p> <p>＜中略＞</p> <p>また、兼用するもの（複数の設備の機能を持ったものをいう。）、共用するものがある場合には、主たる機能に関する設備の区分で機器等を記載し、その他の機能に関する設備の区分においては、主たる機能に関する設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載することで機能を有する範囲を明確にすれば、必ずしもそれぞれの設備区分で同じ記載をする必要はないものとする。ただし、設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異なる場合には、関係する設備区分での記載を網羅する必要があり、どの区分に対応した記載内容を付記するものとする。</p>	<p>8 他施設と共用する設備の設工認書類の扱いについて</p> <p>1. 要旨 他施設と共用する設備の設工認書類への記載方針について以下に纏める。</p> <p>2. 記載方法</p> <p>2.1 仕様表への記載 「共用設備」の名称、仕様等の表記方法については、「2 設工認申請における仕様表の作成要領」に従う。</p> <p>2.2 基本設計方針への記載</p> <p>(1) 「仕様表対象設備」を「基本設計方針」へ記載する場合の表記方法は「2 設工認申請における仕様表の作成要領」に従う。</p> <div data-bbox="593 625 1320 762" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例：再処理施設設工認) 他施設と共用する設備を基本設計方針に記載する場合 「●●ポンプ（<u>廃棄物管理施設</u>、<u>MOX燃料加工施設</u>と共用）」</p> </div> <p>(2) 「基本設計方針にのみ記載する設備」は、仕様表と記載を整合させるため、原則として、仕様表の記載ルールに従う。具体的な記載ルールは以下のとおり。</p> <p>a. 「常設設備」の記載について 設備名称のあとに「（<u>再処理施設</u>、<u>廃棄物管理施設</u>、<u>ウラン濃縮施設</u>、<u>MOX燃料加工施設</u>）と共用」と共用する施設を記載する。 さらに、申請する施設と設備を設置している施設が異なる場合は、設置場所を明確化するために例えば「（<u>再処理施設</u>と共用、<u>廃棄物管理施設</u>に設置）」と記載する。</p> <p>b. 可搬型設備の記載について 設備名称のあとに「（<u>再処理施設</u>、<u>廃棄物管理施設</u>、<u>ウラン濃縮施設</u>、<u>MOX燃料加工施設</u>）と共用」と共用する施設を記載する。 さらに、保管場所を明確化するために設備を保管する施設を記載する。</p> <div data-bbox="593 1209 1320 1377" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【基本的な記載パターン】 設備名称（<u>MOX燃料加工施設</u>と共用、<u>再処理施設</u>に保管）</p> <p style="text-align: center;">↑ ↑</p> <p style="text-align: center;">「共用する施設」 「設備を保管する施設」</p> </div>	<p>8 共用設備の工認書類の扱いについて</p> <p>1. 要旨 共用設備の工認書類への記載方針について以下に纏める。</p> <p>2. 記載方法</p> <p>2.1 要目表への記載 「共用設備」の名称、仕様等の表記方法については、「2 工事計画認可申請における要目表の作成要領」に従う。</p> <p>2.2 基本設計方針への記載</p> <p>(1) 「要目表対象設備」を「基本設計方針」へ記載する場合の表記方法は「2 工事計画認可申請における要目表の作成要領」に従う。</p> <div data-bbox="1656 625 2398 762" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例) 東海、東海第二発電所共用の設備を基本設計方針に記載する場合 「●●ポンプ（東海、東海第二発電所共用）」</p> </div> <p>(2) 「基本設計方針にのみ記載する設備」は、要目表と記載を整合させるため、原則として、要目表の記載ルールに従う。具体的な記載ルールは以下のとおり。</p> <p>a. 「常設設備」の記載について</p> <p>(a) 東海第二発電所常設設備の場合は、「（東海、東海第二発電所共用）」と記載する。 さらに、申請する発電所と設備を設置している発電所が異なる場合は、設置場所を明確化するために「（東海、東海第二発電所共用、東海●●発電所に設置）」と記載する。</p> <p>b. 可搬型設備の記載について 東海第二発電所可搬型設備の場合は、「（東海、東海第二発電所共用）」と記載する。 さらに、保管場所を明確化するために設備を保管する発電所を記載する。</p> <div data-bbox="1656 1209 2398 1377" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【基本的な記載パターン】 可搬型計測器（東海、東海第二発電所共用、東海●●発電所に保管）</p> <p style="text-align: center;">↑ ↑</p> <p style="text-align: center;">「共用する発電所」 「設備を保管する発電所」</p> </div>	<p>・記載の適正化</p>

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(3) 文章中に同じ設備が複数回登場する場合の記載について</p> <p>a. 文章中に同じ設備が複数回登場するものについては、「初めて」文章中に登場した箇所のみ「共用」の記載をし、その後の文章に登場する箇所については「共用」の記載を行わない。</p> <p>また、初めて登場する「共用」の記載には「(以下同じ。)」を付記して、それ以降の文章では「再処理施設と共用」の記載が繰り返し登場しないことを示す。なお、この「繰り返し登場しないこと」を示す記載は、施設単位で有効とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(例：再処理施設設工認)</p> <p>ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 △△容器 (MOX燃料加工施設と共用 (以下同じ。)) は、…</p> </div> <p>(4) 識別のために記載する特殊な例</p> <p>a. 設備仕様を明確にするための情報 (個数, 計測範囲等) 等を記載する必要があるものは、それらの情報を「共用」の後に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(例：再処理施設設工認)</p> <p>△△発電機 (「MOX燃料加工施設と共用, 再処理施設に保管」 (個数△ (予備▲), 計測範囲***~*** mSv/h))</p> </div> <p>2.3 準拠規格及び基準 準拠規格及び基準については、各施設に適用する基準及び規格を記載する。</p> <p>2.4 設計及び工事の方法に係る品質マネジメントシステムに関する事項 (再処理特有) 設計及び工事に関する事項であり、再処理施設本体, 使用済燃料の受入及び貯蔵施設共用である設備は、再処理施設本体の設計及び工事の方法に係る品質マネジメントシステムに関する事項を記載する。</p> <p>2.5 添付書類 添付書類への「共用設備」の表記方法は、原則として、仕様表及び基本設計方針と同じ記載方法とする。</p> <p>但し、設備が設置される建屋 (基礎含む) や配置に評価が依存する「主要な○○施設の耐震性に関する説明書」及び「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」については、「共用」の有無によって評価結果が左右されないことから、資料中に登場する設備名称に「共用」の記載は行わないものとする。</p> <p>3. 添付図面の添付方針について 添付図面に記載する施設等は、本文 (仕様表, 基本設計方針) を参考に記載する。</p> <p>3.1 各施設の個別図面について</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様表に記載する設備の添付図面の添付方針は、「7 設工認申請における添付図面の作成要領」に従うものとする。 	<p>(3) 文章中に同じ設備が複数回登場する場合の記載について</p> <p>a. 文章中に同じ設備が複数回登場するものについては、「初めて」文章中に登場した箇所のみ「共用」の記載をし、その後の文章に登場する箇所については「共用」の記載を行わない。</p> <p>また、初めて登場する「共用」の記載には「(以下同じ。)」を付記して、それ以降の文章では「共用」の記載が繰り返し登場しないことを示す。なお、この「繰り返し登場しないこと」を示す記載は、施設単位で有効とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(例) 原子炉冷却系統施設</p> <p>△△ポンプ (東海, 東海第二発電所共用 (以下同じ。)) は、□□として使用する。なお、△△ポンプの設置数は…</p> </div> <p>(4) 識別のために記載する特殊な例</p> <p>a. 設備仕様を明確にするための情報 (個数, 計測範囲等) 等を記載する必要があるものは、それらの情報を「共用」の後に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(例)</p> <p>可搬型計測器 (「東海, 東海第二発電所共用, 東海●●発電所に保管」 (個数△ (予備▲), 計測範囲***~*** mSv/h))</p> </div> <p>2.3 適用基準及び適用規格 適用基準及び適用規格については、東海, 東海第二発電所共用であることを踏まえて、東海, 東海第二発電所共用設備に適用する基準/規格は、東海第二発電所で同じ基準及び規格を記載する。</p> <p>2.4 設計及び工事の品質管理に係る方法等に関する事項 設計及び工事に関する事項であり、東海, 東海第二発電所共用である設備は、東海第二発電所の設計及び工事の品質管理に係る方法等に関する事項を記載する。</p> <p>2.5 添付書類 添付書類への「共用設備」の表記方法は、原則として、要目表及び基本設計方針と同じ記載方法とする。</p> <p>但し、設備が設置される建屋 (基礎含む) や配置に評価が依存する「V-2 耐震性に関する説明書」及び「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」については、「共用」の有無によって評価結果が左右されないことから、資料中に登場する設備名称に「共用」の記載は行わないものとする。</p> <p>3. 添付図面の添付方針について 添付図面に記載する発電所は、本文 (要目表, 基本設計方針) を参考に記載する。</p> <p>3.1 各施設の個別図面について</p> <ul style="list-style-type: none"> 要目表に記載する設備の添付図面の添付方針は、「7 工事計画認可申請における添付図面の作成要領」に従うものとする。 	<p>・記載の適正化</p> <p>・許可に合わせて準拠規格及び基準とする。</p>